

全国ホームレス支援シンポジウム & ラウンドテーブル

ホームレス自立支援から提起する 新しいセイフティネットの構築

(付:厚労省・国交省交渉と国会院内集会)

共催

大阪就労福祉居住問題調査研究会
ホームレス支援全国ネットワーク

後援

大阪市立大学 都市研究プラザ
大阪府立大学 社会福祉研究機構

2008年2月6-7日

事前配布ちらし

全国ホームレス支援シンポジウム&ラウンドテーブル

ホームレス自立支援から提起する新しいセーフティネットの構築

大阪就労福祉居住問題調査研究会・ホームレス支援全国ネットワーク 共催
大阪市立大学都市研究プラザ・大阪府立大学社会福祉研究機構 後援

◎ 2月6日 @永田町の憲政記念会館、第4部からは浜松町海員会館～2月7日 @参議院議員会館
第1部から第3部は参加自由。第4部からは登録制。2月7日の案内は裏にあります。

■第1部 12時00分から14時00分 (11時30分開場)

【シンポジウム】(研究者としてホームレス支援に取り組む中での学問の貢献)

- ・鈴木亘(東京学芸大)「ホームレス支援と経済学」
- ・岡崎仁史(広島国際大)「ホームレス支援と社会福祉学」
- ・稲月正(北九州市立大学)「ホームレス支援と社会学」 各40分

■第2部 14時20分から15時40分

【シンポジウム】((半)公的セクターから提起するホームレス自立支援の課題と展望)

- ・奥村健(更生施設大淀寮、自立支援センターおおよど、施設長)(ビデオ出演)「保護施設・ホームレス支援センターからの提起するトータルな社会保障の再構築」
- ・織田隆之(救護施設今池平和寮)「救護施設を核とした地域生活のトータルサポート」 各35分

■第3部 16時00分から18時15分

【シンポジウム】(各地報告からホームレス支援の地域差の現状認識の共有、そして課題を克服するには)

- ・水内俊雄(大阪市立大学)「全国のホームレス支援の地域差の現状—虹連調査とその後の継続調査を通じて」45分
- ・中山徹(大阪府立大学):大阪府下・阪神間 各15-20分
- ・中嶋陽子(大阪市立大学):京都
- ・木下武徳(北星学園大学)・南部葵(労福会):札幌など
- ・加美嘉史(大阪体育大学):大津
- ・藤田博仁(愛知県立大学):名古屋 合計90分くらい

ここからは @浜松町海員会館 第1会議室

浜松町駅北口、大門駅 B2 出口から東へ徒歩3分芝離宮東北隅

■第4部 前半 19時45分から22時00分

【ラウンドテーブル】その1(地方都市圏のホームレス支援から問題提起・仕組みづくり)

徳島(森本)、沖縄(山内)、新潟(寺尾)、北九州1(佐藤)、北九州2(佐野)
熊本(谷川)、岡山(未定・市会議員さん)

【ラウンドテーブル】その2(大都市圏のホームレス支援から問題提起・仕組みづくり)

名古屋(共生会)、湘南(荒木)、千葉(小川)、市川(副田)



事前配布ちらし

『二・七 誰もが野宿を解消できる基本方針を！』

院内集会開催のご案内

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の改訂が本年の7月に予定されており、私どもホームレス支援全国ネットワークは昨年の結成以来、以下の9点につき、政府に提言を行ってきています。2月7日には次の要領で院内集会を開催し、より大きなうねりを作っていきたいと考えております。この集会にぜひご出席賜り、ご発言をお願いいたしたいと存じます。

- 1 「ホームレス」の定義を広義にとり、不安定居住層への支援も盛り込むこと
- 2 多様な「自立支援」を認めること
- 3 「就労自立」概念の見直しと、社会的就労による「総合的就労支援策」の確立
- 4 民間団体と連携した脱野宿後のサポート体制の強化
- 5 野宿状態から直接居所確保をするための支援の実施
- 6 少数点在地区の施策の充実
- 7 医療単給など、医療を確保する特別策の実施
- 8 野宿状態からの生活保護申請の徹底
- 9 見直し検討会への当ネットワークの参加

日時：2008年 2月7日(木) 13時30分～15時30分
会場：参議院議員会館 第1会議室

- プログラム
- * 基調提案 ホームレス支援全国ネットワーク代表世話人 奥田知志
 - * ご意見表明（順不同） 衆議院・参議員国会議員 解放同盟中央本部
日本ソーシャルインクルージョン推進会議 連合総合政策局
日本労働者協同組合連合会
 - * 全国ネットワークの決意表明 札幌 千葉 東京 湘南 名古屋 大阪 徳島
北九州 熊本 沖縄
 - * 集会決議 ホームレス支援全国ネットワーク

集会にご賛同または当日ご出席くださる団体

連合大阪 連合東京 日本高齢者生活協同組合連合会 「協働労働の協同組合」法制化をめざす市民会議、社会連帯委員会 自治労社会福祉評議会 部落解放同盟東京都連合会 釜ヶ崎のまち再生フォーラム

主催：ホームレス支援全国ネットワーク

連絡先 ホームレス支援全国ネットワーク事務局 090-4535-6851（当日）
新宿区高田馬場 2-6-10-107 TEL:03-5155-2705 FAX:03-5292-1408

目次

第1部 研究者としてホームレス支援に取り組む中での学問の貢献

1. 鈴木亘(東京学芸大学):ホームレス支援と経済学 ----- 1
2. 岡崎仁史(広島国際大学):ホームレス支援と社会福祉学 ----- 12
3. 稲月正(北九州市立大学):ホームレス支援と社会学 ----- 29

第2部 (半)公的セクターから提起するホームレス自立支援の課題と展望

1. 奥村健(更生施設大淀寮・自立支援センターおおよど 施設長)(ビデオ出演):----- 49
保護施設・ホームレス支援センターから提起するトータルな社会保障の再構築
2. 織田隆之(救護施設今池平和寮):救護施設を核とした地域生活のトータルサポート ----- 60

第3部 各地報告からホームレス支援の地域差の現状認識の共有、そして課題を克服するには

1. 水内俊雄(大阪市立大学):全国のホームレス支援の地域差の現状 ----- 77
一虹の連合調査とその後の継続調査から見えてきたこと
2. 中山徹(大阪府立大学):大阪府下・阪神間のいくつかの事例から ----- 92
3. 中嶋陽子(大阪市立大学):京都市における狭義ホームレス支援の流れ ----- 102
一専門職ネットワークの試みから
4. 加美嘉史(大阪体育大学):大津市の現状と課題 ----- 107
一元野宿生活者生活実態調査と支援団体の取り組みから
5. 木下武徳(北星学園大学)・南部葵(北海道の労働と福祉を考える会): ----- 115
北海道・札幌市におけるホームレスの現状と支援のあり方

第4部 地方都市圏・大都市圏のホームレス支援から問題提起・仕組みづくり

その1:地方都市圏のホームレス支援から問題提起・仕組みづくり

1. 森本初代(まねきNECOの会/新しい自立化支援塾): ----- 121
徳島におけるホームレス支援活動の特徴と課題
2. 山内昌良(NPO法人プロミスキーパーズ):沖縄のホームレスとその支援活動----- 128
3. 寺尾知香子(NPO法人ホームレス支援ネットにいがた): ----- 132
新潟市からの報告一課題と今後の方向性
4. 佐野太(NPO法人北九州ホームレス支援機構): ----- 137
ホームレス自立支援センター北九州の自立支援から見えてきた課題
5. 佐藤佳美(NPO法人北九州ホームレス支援機構):高齢自立者の地域生活支援における課題-- 142
6. 鬼木のぞみ(岡山野宿生活者の会):岡山からの報告 ----- 147
7. 谷川二郎(NPO法人熊本ホームレス自立支援の会):熊本からの報告 ----- 148

その2:大都市圏のホームレス支援から問題提起・仕組みづくり

1. 林正史(NPO法人笹島共生会):名古屋からの報告 ----- 150
2. 荒木久美子(NPO法人湘南ライフサポートきずな): ----- 152
神奈川県における野宿生活者支援体制
3. 小川卓也(NPO法人エスエスエス):千葉ドロップインセンター 一ホームレス予防なんでも相談所 -158
4. 副田一朗(NPO法人市川ガンバの会):市川からの報告 ----- 163

付属資料

1. 厚生労働省・国土交通省との懇談 ----- 165
2. 国会院内集会『二・七 誰もが野宿を解消できる基本方針を!』 ----- 173

注:無断引用はお控えください。引用されたい場合は、必ず発表者の許諾を得てください。

第1部

研究者としてホームレス支援に取り組む中での
学問の貢献

第1部 研究者としてホームレス支援に取り組む中での学問の貢献

水内:

今日は、全国ホームレス支援シンポジウムとラウンドテーブル。それから、明日は院内集会和ペアで2日間の日程を組ませていただいております。

本日の前半につきましては、私、大阪市立大学の水内と大阪府立大学の中山の方で、文部科学省の科学研究費でホームレス支援に関する助成をいただいております。その研究集会という名のもとに、明日の企画、或いはこれまでの企画もごさいますが、一緒にさせていただきまして、お手元にごさいます本日の集会の案内、『ホームレス自立支援から提起する新しいセイフティネットの構築』を、進行させていただきたいと思ひます。実にタイトなスケジュールを組んでいて、一体どこで食事を食べるのかわからないような日程でごさいます。

まず、第1部ですが、かなり大きなタイトルで、「ホームレス支援と〇〇学」というのを3本用意させていただいております。内容につきましては、ご紹介省略させていただきますけれども、第1部が、鈴木さん、岡崎さん、稲月さんからそれぞれご発表させていただきたいと思ひます。

第2部ですね、これは公的セクターというか、半公的セクターというか、奥村さん、織田さんという方に、施設

を経営されている立場からお話をいただきます。

第3部は、各地の情報について、研究者サイドで情報をいろいろと提供していただき、今後の課題についての議論を深めたいというように予定しております。

それからですね、普通ならこれで終わるのが当たり前なのですが、20時から場所を移しまして、19時45分から22時まで、浜松町の海員会館で、今度は支援団体の、或いは支援組織の方々からご発表いただくというようなタイトなスケジュールになっております。

第4部につきましては、恐らく55名入りますので、登録制とかいっておりましたが、皆様きていただければ、窮屈になるかもしれませんが、また引き続きお話や交流ができるかというように思っております。

明日の課題につきましては、私といたしますより、全国ホームレス支援ネットワークの方でご準備していただいておりますので、そちらの方でまたどこかで時間をとっていただいて紹介させていただきたいと思ひます。

申し訳ございません。時間が迫っておりますので、では最初のご発表を東京学芸大学の鈴木さんに「ホームレス支援と経済学」ということによりよくお願いいたします。

1

1. 鈴木亘(東京学芸大学):ホームレス支援と経済学

皆さん、こんにちは。東京学芸大の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【スライド1】

今日は、ホームレス支援と経済学というタイトルで発表させていただきます。この第1部は、ホームレス支援と〇〇学ということなので、社会学や社会福祉学というような、それぞれの立場からどのようなことを考えているのか、このホームレス支援というテーマについてですね。というような話になるかと思ひます。

【スライド2】

私の専門は経済学ということでございまして、ホームレス支援に関して、経済学というのはほとんど貢献を今までしてこなかったといつても過言ではないと思ひますので、初っ端に私がお話をしますのは適切なかどうか、

という気もいたしますけれども。最近では、経済学者もホームレス支援とかですね、もう少し広く貧困問題や生活保護の問題等に参入しておりますので、いったい経済学者はどんなことを、何を考えるのかということをご紹介するということにしたいと思ひます。

今日のお話は、これは科研の文部科学省の科学研究費をかねているということでございまして、政刊物としては、今刷っているところなのですけれども、『生活保護の経済学』という本を東京大学出版会からこの3月に出します。

その1章分のうちのダイジェストということで、本当にイントロでございますけれども。そんなお話をしているということでございまして、もしご興味をもつていただける場合には、この本をお読みいただければと思ひます。東大出版が非常に嫌がらまして、「こんな本売れるわけがない」と。生活保護という時点でだいたい売れないし、経済学

とついている時点でも売れない。もともと買い取りにちか
い、自費出版にちか形を出す本でございまして。もう
たくさん買い取っておりますので、この中の多くの方に送
らせていただく手配をしております。

繰り返しになりますけれども、この分野で経済学者と
いうのは、ほとんど何も貢献をしておりません。特に日本
では、全く貢献しておりません。皆さんの身の回りにも、
ほとんど経済学者はいないと思います。

ところが、米国、あるいはイギリスに関しては、非常に
大きな分野でございまして、ホームレスと経済学というよ
うな分野がほとんど確立しているような状況で、たくさん
の経済学者が活躍しております。であるのに、日本では
ほとんどいない、と。

この分野の経済学者自体がほとんどいないということ
でございまして。日本大学の村上英吾さんや大阪市立
大学の福原先生、上智大学のピーター下川さんがいま
すけれども、それくらいですね。それぞれ、あまりご自分
で「経済学が専門です」とご宣伝されないといいまして
で。近経経済学者もあまりいないという状況ですね。

そして、経済学者というのは、みなさんいろいろイメ
ージをお持ちだと思いますけれども、だいたい評判がよく
ないですね。特に福祉の分野では非常に評判が悪くてで
すね。まずイメージとしては、非常にケチであると。冷血
漢。非常に冷たいことを言う。最近では、原理主義者、
市場原理主義者といわれるのですけれども、実態もあま
り知らなければ、汗もかかない。実態把握をしない。

ところが、政府の委員としては非常に偉そうことをい
う。ホームレス全国調査でも経済学者が何人か入って
おりましたけど、一番おいしいところで勝手なことをい
うのが、イメージでございまして、非常にイメージが悪い
連中なのですね。

【スライド3】

しかし、そもそも経済学というのは、どういう学問なの
かというところからお話したいと思います。あまりご存知
の方もいらっしゃると思いますので。何を評判の悪い
経済学者がやっているのかをご紹介しますながら入りたい
と思います。

一言でいうと、経済学はどのような学問かという、限ら
れた資源ですね、予算と言ひ換えてもいいと思います。
国の財政の予算を一番効率的に配分するような、どうや
ったら一番効果があるような分配をするのか、というよ
うなことを考えるのが経済学といえると思うのですね。

ですから、このホームレス支援もそうですけれども、ど
れくらいの財政をかけるべきか、どれくらいの費用をかけ
るかべきかというような、公的システムの縦横を決定す

ることを一番得意としている分野ですね。

限られた予算でございまして、その中からどれくら
いをホームレス支援にしたり、貧困対策にしたり、とい
うことを考えますので、当然、そちらで振り分けると別の
ところでお金がなくなる、という状況なのですね。というこ
となので、全体の中からどこにどう振り分けるかを考える学
問ですので、気前よくホームレス対策に1兆円というよ
うなお話には全然ならないというわけです。福祉に、国防
費を削ってでもやるべきだというようなお話にはならない
わけですから、「非常に冷たい奴らだ」ということになる
わけですね。

そして、もう1つ評判が悪いのは、効率性を非常に重
んじるという学問の分野でございまして、同じお金を使う
のであれば一番効果があるようなものにお金を使うべき
だと。言うだけではなくて、それぞれのいろいろな事業を
評価する、ということでもあります。対費用効果ですね。
「費用に対して、どれくらい効果があるのか」というよう
なことを比較、法律の言葉で言うと、比較考量といいま
すけれども、比較いたしましてですね。「この事業はか
けているだけの予算の効果がないからやめるべきだ」と、非
常に大胆なことをいうわけですね。という理由から、「非
常にけちな奴らだ」となるわけでございます。

【スライド4】

そして、もうこれが最も評判が悪いわけですが、効
率的にいろいろな事業を運営するためにはどうしたら
いいのかというと、しばしば経済学者は競争がいいと。
お役人ばかりに任せるとだいたい悪いことをするので、
競争してやるべきだと。競争はどうやってやるか。「市場
メカニズムを使うべきだ」というような話になるわけ
ですね。或いは、そこまでいわずとも、公的部門から民間
の方へ規制を緩和するべきだと。

例えば、公的な、国がやっているような三セクという
ような、そういうようなセクターに任せるよりも、民間で
できることは民間でやるべきだと、民間同士を競争させて、
入札をさせて一番安いところにやらせる。「社会福祉法
人よりもNPOにやらせたほうがいい」等ですね。そのよ
うな議論をするわけですね。

ですので、しばしばアレルギー反応みたいなことが起
きまして、イスラム原理主義より危ない至上原理主義だ
と最近では言われるわけですね。それが、経済学という
もののだいたいの印象ですね。

そして、2番目といたしまして、アプローチとして、学
問分野の中でも評判が悪くてですね。いろいろな社会問
題を扱う学問、これからご説明いただきます社会学や
社会福祉学等のいろいろな学問分野がありますけれども、

その中で非常に特異なアプローチをとるといふ学問です。

つまり、社会問題の構造を非常に抽象的にですね。数学を使うのですね、数式的なモデル。微分の方程式を使ってですね、解釈する。で、どういふメカニズムなのかということ、数学を使って表現する。ということで、まずほとんど理解されないということですね。出版でも、式を1つでもいれると「出版しません」と言われてですね。「式をとにかく入れないで、全部言葉で」といふようなこともあります。しかし、なかなか言葉も難しいし、数学的であるとかですね、わりと単純化して抽象的な仮定をおきますので、この辺も評判が悪いですね。

ところがなんでこんなに政府の委員、大臣もそうですね。竹中平蔵も経済学者ですけども、今、大田弘子も経済学者で大臣をやっていますけれども、どうして、そのような連中が重用されますかといふと、時代の背景といふものが大きいですね。ご存知のように、財政赤字が今、約1000兆ある。赤子から老人まで1人1000万円くらいの借金を背負っているわけですけども、そういう状況で、少子高齢化で財政状況がどんどん悪くなっている。予算も縮小していくという中で、限られたものをどう使うか。一番効率的にいいものに、全部にはばらまけませんので、パイが小さくなりますので、どこに振りまけるか、というようなところを政府がめざしている。特に財務省にうけがいいのですけれども、めざしているものにちかいですので、発言力が強くなるということになります。

よって、あまりお友達になりたくない学者達でありますけれども、どんなことを議論するのかというのを知っていただくのは、それなりに役に立つのではないかという風に思います。

この本では、いろいろなトピックスに関しまして、経済学的な分析をしております。式が出ない代わりに、いろいろな複雑な図が出てくるのですけれども、それをいくつかのトピックスを選びまして、経済学の考え方を、どんなことをするのかをご紹介したいと思います。恐らく全部話すことができないと思いますので、トピックスを限ります。

【スライド5】

まず第一にですね、政府のホームレス対策の根拠ですね。これを経済学的に考えてみましょう、という話をしたいと思います。

ホームレス、大変気の毒な方々ですね。政府が対策をするのも当然の話ではないかと思うかもしれませんが、経済学者は、まず問題意識として、そもそも政府が何故ホームレス対策をするのか、ということから

考えるということをいたします。

つまりですね、税金を使って、税金というのは国民の税金ですけども、これを使ってホームレス対策をするわけですけども、それなりに根拠があるだろう、と。もし、根拠がなければ、そんなものを使う必要がない。そういう立場に立つわけですね。

ホームレス対策をするのが当たり前だと、こんな質問や問いかけ自体、非人道的だとお怒りになる方も多いかと思えます。しかし、こういうことを考えることは、次の2点で重要な話なんです。

1つは根拠を明確にするということですね、ここにお集まりの方々もホームレス対策をすべきだということで、そういうことを考えていると思えますけれども、中には、未だに政治家の中には、「ホームレスは怠け者だ」と誤解をしている人も少なくはないわけでごさいます。ホームレス対策に批判的な人達を説得するためにも、何故公費を投入して対策しなければならないのかということ、客観的に説明する必要はあると思われるわけですね。

もう1つ重要なことは、ホームレス対策費というのは、年間 33 億円と非常に少ないと思えますけれども、そのような金額を使っているわけでごさいます。けれども、その予算規模が適切かどうか、或いはもっと増やすべきかどうか、もっと減らすべきか、というような水中の議論をするためにも、その根拠がどういうところにあるのかというのを議論することが重要だと思うのです。

まず、ホームレスを何故支援するのかということなんですけれども、まず一番はじめに思いつくこととしては、セーフティネットが不備であるということだと思うのです。つまり、生活保護を含めまして、生活保護や、医療や、介護や、いろいろなセーフティネットがあるわけですけども、もしこれがきちんと機能している、年金もそうですけれども、うまく機能していれば、そもそもホームレスといわれるような人々が生まれるはずがないのでありまして、これがバケツの底に穴があいているように漏れてしまう、ということにそもそも問題がある。政府がセーフティネットをそもそもやるべきものなので、問題が漏れているということは政府の責任なので、だから公費を投入すべきだという論理ですね。

これは一見、非常に常識的ではあるのですけれども、政府がどこまでセーフティネットをやるべきかというのは、これまた別途考えるべき問題でございまして、国によってだいぶ違うのです。

アメリカみたいな国は、日本よりもっと、セーフティネットなんていうことは…。ま、いろいろありますけれども。しかし、医療保険に入っていない人が、国民の4分の1いる

わけですから、また基準が違うわけです。日本の基準も違うでしょうし、ヨーロッパの基準も違うでしょうし。ホームレス対策はセーフティネットの不備と言うけれども、セーフティネットはそもそもどれくらいやるべきか、というのはまた別の問いかけになりまして、なかなかここから答えを導くというのは、実は難しいのですね。

【スライド6】

経済学では、このように考えます。経済学というのは、「基本的に市場に任せておけばよい、皆がやりたいようにやれば神の見えざる手に導かれて一番効率的になるのだ」というのが、アダムスミスの時代からの考え方でありますので、基本的には政府が介入する余地というのは、よっぽどのことがない限りないのですよね。

ところが、この話に限っては、政府の介入する余地というものに非常にあります。どういう場合かという、市場にまかせておこうとしても市場が機能しないという時です。これを経済学では「市場の失敗」と呼びますがけれども、このホームレスの問題に関しては、市場に任せておけばよくなるということはないのです。市場がこの部分に関しては機能しないのですよね。どういうところで機能しないかといいますと、これを経済学者は「市場の外部性」と呼びますがけれども、基本的に自分が得になるように、この資本主義の社会では行動することがベストなのですけれども、自分のやりたいように行動することによって、他人に影響してしまう。効果が影響してしまうという場合には、市場メカニズムが機能しないということが知られています。これを外部性と呼ぶのです。

1つはですね、結核などの伝染病ですね。例えばですね、ホームレスの人達が、自分で選んでホームレスを、野宿生活をしているにしても、そこに結核のような病気が発生すると、それが広がって、伝染いたしますので、普通の市民も疾病にかかる可能性がある。これを放置しているわけにはいきませんので、公費をかけて対策をする必要がある。現にいろいろな対策をしているわけです。全額公費でやっております。保険ですらありませんが、それはこういう根拠に基づくものです。

それから、公園や駅、道路などの公共空間の占有。これは、権利であるという見方もあるわけですがけれども、本来であれば公園をもっと使っていた人が使えなくなる、というか、使わなくなる、というようなことは、他の人に影響しているということがあります。

一般市民が悲しい気分になる。これはあんまり関係ないのではないかと思うかもしれませんが、これも重要な話です。市民のボランティアが起こる背景を放置できない、なんとかしたいと思う人が多い、ということで

ございますので、これはもう政府が介入する根拠になるわけです。

そして4番目ですけれども、周辺環境の悪化。或いは地価、賃料の低下。これを言う人はあんまりいないのですけれども。私は2004年にですね、非常に統計的な分析をいたしましたところ、大阪の町丁目で、10人、その町丁目でホームレスの居住が増えると、地価が3%下がるとということが統計的に検証されたわけですね。

これは、だからホームレスが悪いというわけではなくてですね。やはりアメニティの低下ということで、金銭的な被害を受ける可能性があるということです。こういうことが起きるといことは、対策の余地があるというか、対策するべきであると言えます。

5番目は、非常に重要な話ですけれども。ホームレスの人々はだいたい医療保険証は持っていませんし、だいたい最後に医療にかかれるということは、無料低額診療もあまり慢性疾患に対応していませんので、最後にかかるというのが救急搬送ですね。路上からの緊急搬送ということになります。それで運ばれますと生活保護の医療費の単給が打たれますので、本人の自己負担にはなりません。しばしば非常に多額の医療費がかかるわけですね。

では、これは誰が負担しているのか、といいますと、保険に入っている人、保険料として払っている人達であり。例えば、国保でいえば半額は公費ですので、公費で負担しているということになるわけです。こういうこともですね。放置していると結局高くつく、ということになりまして、これも政府が事前に対策をするという根拠になるわけです。

そして、これは、後ほど議論になると思いますけれども、ホームレス対策として一番機能しているのが、生活保護ですね。生活保護にかかるというのも、実は、全額公費でございますので、生活保護にかかるくらいであれば、それまでにいろいろやり方があるだろうということで、その分だけは公費をかける価値がある、ということになるわけです。

このような根拠が、経済学的には、ホームレス対策をする根拠になるというわけです。

【スライド7】

しかし、だからといって、お金をどれだけかけてもいいということには、やはりならないわけでございます、対策としてはですね。冷たい話なのですけれども。

1つのやりかたですね、ホームレスというような公共空間の占有に対して刑罰で処するという、1つの仮想的な話でございますけれども、ありえるわけですね。「罰金

科す」ということも考えられるわけですね。もう1つは公費をかけて自立支援策をする。2つの選択肢が政策的に考えられるわけなのですけれども、前者の場合は機能しないわけですね。

なぜならば、ホームレス生活をされているぐらいですから、罰金を科されても払うべきお金がそもそもありません。そして、そうすると刑罰にして刑務所に入れてしまうという手もあるわけですが、それは人道的にはひどい話ですが、想定としてはそういうことも考えられるわけです。しかし、それをすると…それは、そもそも刑罰かという問題もありますけれども、もし刑罰として刑務所に入れたとしても、刑務所というのは3食付なのです。寝泊りもできますし。そして、非常に高い管理費用もあるわけですね。刑務所に入った後に、刑務所から出て、それから社会的に自立させるということ。これは非常に大変なことをごさまして、そのことの方が高つくわけですね。

そんなものを考えるよりも、財政的には公費をかけた支援策をもっと充実させる方がよっぽどましであるというように、人道的に非常にひどい話なのですけれども、そのような発想をする。それが、経済学的には、或いは財政的にはホームレス対策をする根拠になるということだと思います。

そういう見方から見まして、総額33億、地方単独でやっているようなことも含めるともう少し増えると思いますけれども、その予算というのがどれだけ合理的かということを考えます。結論は、例えば、生活費だけで、生活保護にかかるのもっとかかりますけれども、だいたい1人月10万円くらい、いろいろかけるべき、生活費だけでもかけるべきだということになりますと、今のホームレスの人数をかけまして、そして12か月分ありますので、年間に換算すると220億くらいになるわけですね。

それだけではないですね。今かかっているお金というのは、医療扶助になったり、地価が下がったりとかですね、人々が悲しい気持ちになるとかというような、いろいろな金銭換算ができることを考えますと、これ以上であることは間違いないわけですね。

そうすると、今の33億円と少なくとも220億円ということですから、どう考えても1桁くらいホームレス対策費というのは、経済学的にみても、経済学者もケチで冷血漢ですけれども、そこから考えても1桁くらいは全然足りないだろうということがいえるだろう、というように思います。

そして、この対策費というのは、自立支援事業ということで、公的なセンターや機関に流れておりますので、地域偏在の問題もあります。これもやはり経済学的には問題が多いということで、地域によってアクセスが違う、か

けられる公費が違うという状況はいかにも不公平であり、問題であるということが言えると思います。

【スライド8】

もう1つお話ししたいと思います。ホームレスの発生の原因ですね。厚生労働省や民間調査等、いろいろありますけれども、日本でホームレスが発生する原因というのは、ほとんど失業や倒産や失職、仕事が原因だというのが通説というか、それ以外はないという議論になっているわけですね。ホームレス自立支援法というのも、「就労したいのに就労できない」という事がホームレスの状態だというような考え方にたつて、就労自立を考えてきたわけなのです。

しかし、それだけではなからうというのが、次の話でございます。アメリカの経済学者は、ほとんど就労は問題にしないわけですし、不思議なわけですが、アメリカの経済学者は、ホームレスというのは住宅の問題であると考えています。日本では、そういう議論は、経済学では少なくともしませんけれども、これは重要な話だと思います。

事実としても、あまりにも簡単に、つまり、失職とともに日雇等を経ずにホワイトカラーから落ちてくる、あまりにも簡単に落ちてくる人々が最近非常に多いと。ホームレス生活をされている人でも、かなり現金収入をもっているわけですね。こういっては平均してもあまり意味が無いのですが、平均しても4万円くらいになってしまう。特に一番最近の厚生労働省の調査だと、前回よりも金額が増えているわけですね。4万円。4万円になると、これでどうしてホームレスをしないといけないのかと。

つまり、私、大阪大学の学生のときに、3万円ぐらいたの下宿に住んでいましたけれども、「4万円もあるのでなんで家に住んでないの」という発想になるわけですね。これは低家賃、低家賃に限らず、日本の賃貸住宅市場の機能不全が1つ大きな原因だろうということが考えられます。ですから、対策としてはですね、就労支援だけが支援策ではなくて、住宅問題も考える必要があるだろうということになると思うわけですね。

【スライド9】

ホームレスの人々、あるいは、またその予備軍であります要保護者層みたいな方々が直面する賃貸住宅市場というのは、経済学では「情報の非対称性」といいますけれども、市場が機能しない、機能不全がおきているわけですね。十分な賃貸市場が供給されていないという問題があります。

それは、例えばどういうことかといいますと、低所得で、

最低賃金に近いような労働をしている人は失職する可能性もちろんあるわけですので、家賃を滞納する可能性があるわけですね。ところが、だれが家賃を滞納して滞納しないかということは、見分けることができませんので、それがわからないという意味で「情報の非対称性」という言葉を使うわけですね。そして、入ってきた人がどんな人かもわからない。ひょっとしたら、いろいろ火事をおこすかもしれないとか、いろいろな可能性があるわけですが、それを家主は見破ることができないわけですね。そうすると、何を考えるかという、それを補うだけの方策を考えるわけです。保証人を立ててもらうとかですね、そういうのを考えるわけですね。敷金礼金というのも、世界的にもあることではないのですよね。敷金礼金がこんなにある。大阪では特に高いですけども。或いは、保証人を必ず立てないと住宅を借りられないなんてことは、日本にかなり特殊な事情であるわけですね。下手すると、賃貸を拒否するという場合もある。

この背景は何かといいますと、1つは情報の非対称性があって、なかなか貸せないという話もあるのですけれども、もう1つは借地借家法という法律がありまして、これが借地人の権利というのを強めているわけですね。一度借りると、家賃滞納等よっぽどの理由が無い限りは追い出すことができない。

それは何故ならば、借地人というのは、非常に弱い立場でありまして、弱者を保護する必要があるというわけですが、家主にしてみたらですね、家賃を滞納するかもしれないし、ひょっとしたら傷つけるかもしれないし、そういう人達が入ってくると追い出すことがなかなか法律的に困難であるということです。そうすると、それを取り返すために、敷金礼金を高める、或いは保証人をきちんと立てる等、いろいろと手立てを考えるわけですね。

こういうことになりますと、なかなか学生みたいに3万円、4万円で下宿を借りることができなくなるわけでごさいます、こういうものを市場が機能していないという意味で、住宅弱者と呼びます。

最近、国交省がよくこの言葉を使っていろんな対策をするべきだという話をするのですけれども、高齢者がまず、彼らの対象ですね。高齢者というのも、やはり非常によく似た状況で、収入が少ない等いろいろな状況で、住宅弱者であり、不動産屋に行ってもなかなか借りることができない。こういう人達に対しては、高専賃や高優賃という形で住宅を公的に補助する必要があるという対策をするわけですね。或いは、障がい者も全く同じですよ。障がい者もなかなか一人で社会生活を送るのに民間賃貸住宅を借りるといことは難しくなります。

このように、住宅弱者として一方で対策しているわけですが、ホームレス、或いはホームレス予備軍とされるような人々には何もそういうようなことは考えない。これはあまり合理的な話ではないということでもあります。家賃補助や、公営住宅の割り当て、或いは住宅扶助の単給等も1つの考え方だと思います。それから保証人について公的な保証をする等ですね、その1つのパターンとして地域生活移行支援事業もあると思いますけれども、そういうハウジングファーストというものの考え方が、経済学がほっといてもいいということにならない、市場が機能しない部分で対策をすべきだということになります。

【スライド 10～12】

トピック3は、「野宿生活の脱却が難しいというのが何故なのか」という経済的な考察で、貧困の罠という話がありますけれども。生活保護になるとですね、働いていても生活費が変わらない。収入控除がありますけれども、生活保護を受けている場合にはですね、働いていると保護費を減らされますので、なかなか働くという動機付けにはならない。或いは自立した途端、いろいろな税金も払わなければならない、社会保険も払わなければいけない等、いろいろなことが起きてくるので、自立がなかなか難しい。それは貧困の罠と呼んだりします。

ホームレスの生活というのも、実はそういうようなものに近い状況にあると。一度ホームレス化すると、いろんな費用が突然のように、急にやってくるわけですね。そういうようなことが1つ脱却の難しさの原因だという話をしています。これは長くなりますので、端折りたいと思います。

【スライド 13～14】

それから、就労自立というのが、やはりかなり大きなハードル、難しい、というようなことをお話ししようと思っていました。さまざまな就労対策、これがホームレスの対策の全てといっても過言ではありませんけれども。しかし、いろいろな結果をみると、センターもそれほど就職率が高いわけではない、地域生活移行支援事業も高いわけではない、残念ながらですね。シェルターの事業も低い。大体2割くらい就労自立。その後、そこから、どんどん脱落していくわけです。就労退所した時点でも2割くらいしかない。というのも、非常に低いわけですし。就業支援協議会の事業でも、そういうことに関してもなかなか期待された成果がでない。これはいったい何故なのか。

【スライド 15～16】

1つの原因として、いい加減にしゃべると誤解を生む

のですけれども、最低賃金が1つネックになっているはずだということをお話しようとしていたのですけれども。最低賃金法を引き上げるべきとか、引き下げるべきという議論ではなくて、適応除外にして…なかなか中途半端に話せないですね。

要するに何が言いたいかというと、普通の高齢者ですら時給約800円の最低賃金というのは、雇用主の側から考えるとなかなか採算とれないという状況において、なぜ高齢者であり、長い間就労していないホームレスの方々を、最低賃金の…東京ですと800円前後ですけれども、雇うというのは合理的ではないだろうと。もっと低いところでも、500円だったら雇ってもいいという人は当然でてくるわけです。というような議論ですよ。

ところが、そういうとすぐに、「生きていけない、最低賃金を上げるのが通常考え方で、経済学者が下げるべきだというのはおかしいのではないか」という話になるのですけれども、経済学者はこう考えます。

市場メカニズムにおいては、やはり採算があわない。今の最低賃金では、あいません。ホームレスを雇おうと思っても合わないのです。市場賃金で雇うのであれば、最低賃金を割ってもいいということにしてみてもいいと思うのですよね。ただし、それでは生きていけないので、それではどうするのかということでもあります。市場の賃金を法律でしばって無理やり引き上げる等を考えるよりも、市場に間に合わない部分を福祉という形で上乗せすればいいじゃないか、というほうが市場メカニズムをうまく使うというような議論をしています。

例えば、500円であれば就労できるということであれば、残りの300円分は半福祉半就労でも形は何でもいいので、公的に扶助すればいいのではないかと。その方がよっぽどいいというような議論です。簡単に言えばです。きちんと話さないといけないと思いますけれども、そのようなことを議論しています。

【スライド 17～20】

それから、なぜ自立支援事業にのらない人がいるのかということも、経済学的に説明できるのでここで補足できないかと思っておりましたが、ちょっと時間がありませんでした。

【スライド 21】

ということなので、だいぶ消化不良なお話ですけれども、経済学者というのは、福祉の分野では特異な存在で、あまりお友達になりたくない人達なわけですけれども、ホ

ームレスの支援の問題に関する限りでは、割合妥当な結論になるということですね。

まず1つが、ホームレス対策費というのは非常に過少であると。これは間違いなく言えると思いますね。

そして、地域偏在を解消する必要があるということがいえます。

就労支援にはかなり限界があるということで、住宅支援、ハウジングファーストということ。これはむしろ住宅の方の言葉ですけれども、経済学的にもそれは言えるということですね。こっちの方にもっと対策をしなければいけないと。

就労支援型の自立支援事業もいろいろ問題があつてですね、これはよっぽど抜本的なことを考えなければならぬ。最低賃金を適応除外にするとか、それは激悪に近い、これはタブーに近いですよ。もう少し過激なことを言おうとしたらいろいろいえるのですが、言葉だけいますと大変なことになりますので、きちんと話ができるときに説明します。

だから、言わんとしていることは、タブーに飛び込んだとしても、よっぽどの抜本的なことをやらない限り、ここから突破口をみつける。現状の低い実績を考えますと、あえてタブーに飛び込むくらい抜本的なことをしないと、ここはなかなか解決が難しいだろうということですね。

先程の貧困の畏の話で、これもきちんと説明をできませんでしたが、自立後の障害をとりのぞくということが非常に重要なわけです。急激に貧困から、ホームレス生活から脱却した後に、非常に高いハードルが待っているという状況が、大きな障害になっておりますので、これもスムーズにするような対策ですね。生活支援や、アフターフォロー等、社会生活、日常生活の自立を支援するための支援というのは、もっともっと評価されていい話です。それはやるべきであると。

そして、虹連の調査でも、我々の調査でも明らかになっておりますけれども、畳の上に乗った人達に対して中間施設のスタッフがアフターフォローに入ったり、いろいろな生活支援をすることは、彼らの就労の期間を非常に高めるといことがわかっています。これも財政的には得な話なのですよ。

ということで、こんなようなことを経済学というような、あまり福祉…ウォームヘッドではない、冷たい学問でもこれぐらいのことは言えるのだということが結論でございます。

以上です。ありがとうございました。

ホームレス支援と経済学

東京学芸大学
鈴木 亘

1

何故、経済学？

- 阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済学』東京大学出版会、3月公刊
- この分野で経済学者はほとんど貢献せず(c.f. 米英)
- この分野の経済学者自体、ほとんど存在しない。
- 経済学、経済学者は評判悪い(ケチ、冷血、原理主義者、汗をかかない、実態を知らない、政府の委員として勝手なことを言う)

2

そもそも経済学とはどんな学問？

- ①限られた資源(予算)の効率的配分のあり方を研究
→政策の財政規模、公的支出の水準の決定(限られた財政予算の中の分配なので、気前よく、福祉にいくらでも支出せよということにならない・・・「冷血」)
←効率性を重んずる(対費用効果の測定、予算と対応した政策評価・・・「ケチ」。)

3

→効率性を高めるための手段として、競争、市場メカニズム、公的部門から民間部門へ規制緩和を主張・・・宗教の原理主義よりアブナイ「市場原理主義」)

- ②社会問題の構造を抽象的かつ数理的なモデルで解釈、提言(言葉が難しい、数学的、抽象的、合理的人間像を仮定するなど非現実的)

⇒しかし、財政赤字、少子高齢化で予算減、小さな政府をめざしている時代には発言力が強くなる(政府の委員、大臣)

4

トピックス1: 政府のホームレス対策の経済学的根拠

- そもそも何故、政府がホームレス対策をする必要があるのか。税金を使って公的支出をする根拠は何か。
- ⇒当たり前。質問自体、非人道的。
- ⇒根拠を明確にすることは、ホームレス問題に批判的な人々の説得や、予算規模を確保するためにも重要。
- セーフティーネット不備論の不備(同語反復、施策拒否者の存在)。

5

- 市場メカニズムが機能不全となる「市場の失敗」が公的支出の根拠になる。
- 「外部性」の存在
- ①結核などの伝染病
- ②公園や駅、道路などの公共空間占有
- ③一般市民が悲しい気分になる
- ④周辺環境の悪化と地価・賃貸料の低下(10人で3%、鈴木2004)
- ⑤医療扶助の利用増(無保険状態の放置は非常に高くつく)
- ⑥生活保護の利用増

6

- 対策としては、①公共空間の占有に刑罰・罰金、②公費をかけた支援策の2択。前者は、ホームレスの場合機能せず、結局高く付くために、②が政策的対応となる。
- 総額33億円のホームレス対策予算の合理性
⇒生活費分だけ月10万円×18,564人=220億円。医療扶助、地価、人々の満足感などを考慮すればそれ以上で、少なくとも一桁少ない。
- また、公的対策の地域偏在の不公平も大きな問題。

7

トピックス2:ホームレス発生の原因

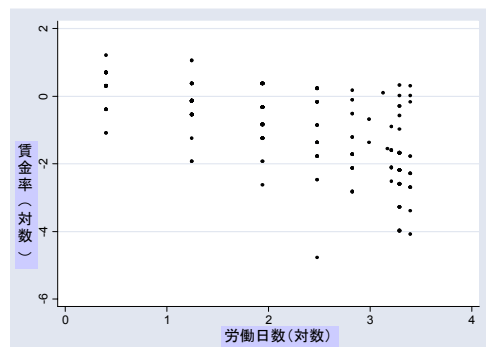
- 各種調査では、失業や失職、倒産などの就労要因が原因。
- 日本では、就労のみが強調。就労したいのに就労できない状態にすることが原因。
- しかし、
- あまりに簡単に野宿生活に落ちる人々の存在。
- 平均4万円の現金収入でホームレス生活。
- 低家賃賃貸市場の機能不全も原因(市場の失敗)⇒就労対策だけが支援策ではない。

8

- ホームレスの人々や予備軍である低所得者に対する賃貸住宅市場に「情報の非対称性」による市場の失敗があり、十分な供給できず。
- ①家賃滞納の可能性
- ②社会生活能力、近隣住民の反応
- ②借地借家法
- ③保証人、敷金、礼金、賃貸拒否
- ⇒住宅弱者といえる。高齢者、障害者同様、住宅弱者対策として政策的対応が正当化される。家賃補助、公営住宅割当、住宅扶助単給、公的保証(地域生活移行支援)。ハウジングファースト論の必要性。

9

トピックス3:野宿生活脱却の困難さ



10

- 賃金率と労働時間の負の関係(鈴木2007)
- 生活保護の「貧困の罟」(健康回復、就労しても生活費が増えない、自立するとより生活水準が下がるために、貧困から合理的に脱却しない)同様、ホームレス生活にも「貧困の罟」が存在している可能性。
- 自立すると、家賃、敷金礼金、税金・社会保険料、様々な支援の対象ではなくなる、借金取りが来るなど、様々な費用がかかってしまう。
- 生活保護へのモラルハザード・・・貯蓄すると生活保護にかからなくなる

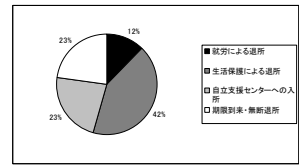
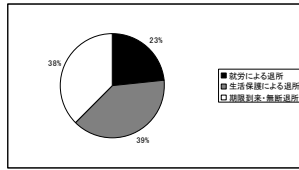
11

- 住宅の支援が重要な課題。
- それ以外にも、税金、社会保険料などが急激に負担増とならないような対策が必要。
- 自立生活移行は、精神的にも、あるいは生活能力的にも大きな負担。日常生活自立、社会生活自立の支援策の正当性。
- 借金などの法律問題の解決。

12

就労自立の困難さ

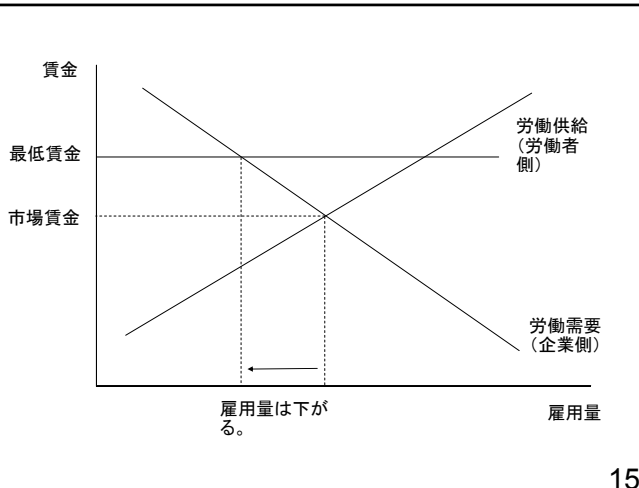
- ・自立支援センターの就労率、シェルター事業ともに就労自立率は2割強程度。
- ・地域生活移行支援事業についても、やはり同程度。



13

- ・皮肉にももっとも多い退所理由は、生活保護による福祉的退所で、全体の4割。地域生活移行支援も4割強。
- ・ホームレス就業支援協議会による職業紹介事業も期待された成果が出ず。
- ・トライアル雇用やなどの利用実績も小さい。
- ・その理由は、高齢者、未熟練者に対して、市場賃金のハードルが高すぎること。

14

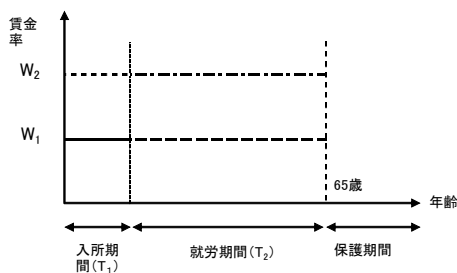


15

- ・高齢者であり、職に長く就いていない人々に対して、最低賃金の壁は高すぎる。
- ・むしろ、最低賃金の適用除外を行なって、賃金を下げたほうが需要が増える。
- ・ただし、それでは生活ができないので、就労で間に合わない部分について、福祉的対策。「半就労・半福祉」の機動的運用が必要。生活保護ではなく、生活資金融資という手も。
- ・また、リスクをプールするための派遣業化。
- ・アフターフォローの必要性和効率性。

16

トピックス4: 自立支援事業利用に関する意思決定



17

- ・入所と非入所の総価値を比較、NPVが高いほど入所確率が増す。
- ・費用としては、アパートや宿泊所に移った後の家賃、借金の返済などの直接費用、自立支援センター入所時に失う資産(諸荷物、テント、テントを置いていた場所の価値等)や、やはり入所時に失う犬などの動物や同居家族ホームレス期間中の自由な生活時間、生活習慣(アルコール、ギャンブル等)の効用価値

$$NPV = \left\{ \frac{[\pi w_2 + (1-\pi)w_1]T_2}{1+r} - C \right\} - \left\{ w_1 T_1 + \frac{w_1 T_2}{1+r} \right\}$$

18

$$NPV = -w_1 T_1 + \frac{\pi T_2}{1+r} (w_2 - w_1) - C$$

- ①現在の賃金率が高いほど入所確率が低くなる(月收入、賃金率、食事回数)
- ②将来の賃金率が高いほど入所確率が高くなる(最長職正社員、資格保有)
- ③就労確率が高いほど入所確率が高くなる(健康、年齢)
- ④就労期間が長くなるほど(年齢が若いほど)入所確率が高くなる(年齢)、
- ⑤費用が高くなるほど入所確率が低くなる(アルコール、テント、借金)

19

- 鈴木・阪東(2006)では、概ね上記のモデルが指示される結果。
- 合理的に、自立支援事業に乗らない人々がいる。所得が高い人、高齢の人が多く理由は合理性がある。自立支援事業の限界がある。
- 長期化する野宿のホームレスに対して、入所の魅力を持たせるために、①個室化を進める、②集団生活の制約や様々な制約を必要の無い限り緩和するといった「使い勝手」を良くする必要性。
- 入所期間の長期化、福祉的対策の必要性。

20

まとめ

- ①ホームレス対策費は、過小である。また、地域偏在を解消する必要がある。
- ②就労支援だけでなく、住宅支援策(ハウジングファースト)へ。
- ③就労支援型自立支援事業自体も効率性が高いとは言えず、抜本的な見直しが必要である。
- ④自立後の障害を取り除くための、生活支援、アフターフォローなどの重要性。

21

12

2. 岡崎仁史(広島国際大学):ホームレス支援と社会福祉学

【スライド 1】

今ご紹介いただきました、広島国際大学の岡崎と申します。今回はホームレス支援と、社会福祉学と、ものすごい題をいただきましたですね、最初はそんなつもりで引き受けたんじゃないくて、今までやってきたことを、少しまとめている最中とございまして、それを一応報告して、というところであります。

で、資料の方が、横長の資料をお配りしていると思います。配布資料ですけども、すみません。時間がないので、先に進みます。

ホームレスの路上脱却支援過程と社会福祉学。この間、社会福祉援助技術。いわゆるソーシャルワークですね、ソーシャルワークをするから、人を相互主体関係の中で自己決定するという、そういうのを一応名前としてつけさせていただいております。で、その1のところ、研究目的とありますように、社会福祉学の方でも、先程の経済学の方の先生が言われていましたように、マクロ的に全体の制度であるとかですね、それから社会福祉経済とか、いろんな立場からホームレス支援問題というものを、当然考えることが出来る、っていうふうにはなっております。で、私はそのところよりも、もっと実際に今回のテーマにもございまして、脱ホームレス、脱路上ですね、路上生活というところ、そのところを、中心にやっていきたいと思っております。

【スライド 2】

午後の方に、この後の2部の方から始まります各地域の実践報告と、かなり重なってくるようなところがございます。研究の目的にありますように、ホームレスの路上脱却支援、脱路上、これを目的とするソーシャルワークという社会福祉援助技術ですね。ソーシャルワークなんですけども、いつまでもアメリカで使ってる言葉を日本に持ってきても仕方がないので、戦後60年間、少なくとも社会福祉という実践というのはございますので、社会福祉援助技術もしくは社会福祉実践というふうに申し上げたいと思います。

1 番目の研究の視点ですけども、ですから制度的なものよりも、むしろどういうふうに支援していくかっていう時の技術、社会福祉をどういふふうに行っているかというところを、紹介したいと思います。研究の視点としては、コミュニティーソーシャルワークというのが、視点ということで一つあります。これは、最近の社会福祉、他の福祉

の体制の中で、コミュニティーワーク、コミュニティーソーシャルワークとあえて言っている。そこに、一つ意味があります。

で、つまりその中にあることは、現実、例えばホームレス、あるいはホームレス状態にある方の、個別支援、その方が、自分で、その方がホームレス状態を脱出していくという、そういう個別支援。それから、もう一つは、地域支援。個人が、自力でできない方を、社会、もしくはそういう制度政策、あるいは市民社会の方から、どういふふうにそこを支援していくかっていうことを、仕組みを作らないと、個別支援っていうのはできません。むしろ、その地域支援。ですから、そういうところで、どういふふうに地域支援の仕組みを作るか、ということ、制度政策もさることながら、市民社会の中にどういふ、どういふふうにそこに自主的な枠組みを作るか、ということですね。そこを考えるとということです。

それから、2 番目。社会福祉士の側、特に私の場合は社会福祉士ですから、いわゆるソーシャルワーカーと言われていた側ですから、こういう話をしますとですね、社会福祉士、もしくはソーシャルワーカーの側から、どういふふうに個人の支援をするか。ソーシャルワーカーの側から、どういふふうに個人を支援したから、どうなったかと。そういう議論が結構多いんですね。ところが、実際やってみただけですけど、かなり早めにいろいろやってみただけでも、どうもうまくいかないんですね。例えば、すぐ怒られたから、すぐ本人を支援者のアパートに連れて行って、そこにトントンとやったけども、3日経ったらもう消えてしまった、とか。それから、生活保護を受けていても、重要なものを持ち逃げしたりとか。いろんなことがあります。で、そうするとですね、どうも援助者側の方から、こうやったらいいだろうというふうにモノを考えてやったら、うまくいかないことが、結構あるんですね。ですから、この場合、やっぱりもう一度整理しなきゃいけないのは、ホームレス者、路上生活者、本人の側から、どうやったら自分が路上を脱却していくのか。脱野宿に、自分がどうなっていくのか。自分がどこでこれを選んでいったか、ということ。これを、ですから路上生活を脱却した方の事例研究をずっと積み上げていって、本人が、どこでどういふことから決定していったのか、ということ、そこを少し整理してみたいな、と思います。当然、出てくるのは主体形成です。自分で自分の生活を作り直していく。そういう問題があります。

それから3番目としては、地域の社会集団。その社会集団として、現在の要素、社会的排除として、社会保障とか社会福祉制度からもつながらない方。あるいは、地域住民からも関心を持たれない方。こういう人たち、こういう集団を、どう社会統合していくか、ということ。例えば、それは自立支援センターであるとか、市民団体であるとか、あるいは専門諸団体であるとか。そういうような、どういふふうに地域の中で主体形成をして、支援してくれるような社会形成をするのか、ということですね。

それから、もう一つ四番目のところ、支援過程で、先程の2番目のところと関係してきますけど、相互主体関係。あるいは間主観性という、心理学とか教育学で使われている概念でございますが、個人を支援する、あるいはそういう生活課題を抱えた人を支援していく時には、相手とも主体、主体関係であるということ。こちらが主体であって、相手が客体というような、そういう関係に陥ってしまうと、これは絶対うまくいかない。これが、非常によくあります。ですから、主体、主体関係のところ。それから、つまるところ、どういふふうに、どうであったのか、ということ、いろいろな路上脱却をした方の事例からどう考えるか、ということを今分析しております。

それから、当然この時に、相互主体関係、あるいは間主観性という、そういう関係の中では、情動の交流、それと、情報の認知。情動の交流というのは、鯨岡さんが書いている本なんかにありますけど、気持ちが通じ合う。ですから、支援されている方、ホームレスの方と、その方がとっても困っていて、それを少しでも変えていきたいと思える時に、支援者と、それからご本人の間に、情動の交流とか、気持ちの交流、感情の交流っていうのがあるんですね。で、そこができて、それからその後、じゃあどうやったらあなたの状態を、あなたはどんなふうに認識して、どんなふうにこれから支援していこうか、という、そういう、じゃあどんなふうに自分で決めていくかということ。そういうことの、今度は情報の交換ですね。そういうところがうまく成立していかないと、いけないのではないのかということ、この鯨岡さんは、障がい児教育の方で言われていまして、その関係から、かなり適用できるかな、と考えております。

【スライド3】

それから、次に研究の背景でございますけれども、脱ホームレス支援の社会福祉実践の不十分さと、それからそれに関する研究の不十分さ、この二つがあります。一つはですね、ホームレス自立支援法っていうものができて、あるいは自立支援指針ができて、地域福祉だということになって、社会福祉会とか、あるいは社会福祉協議

会とか、あるいはNPOとか、色んなところが支援しようっていうことになってきてますけど、この4年間5年間の中で、厳しい路上生活者の課題に対して、やはり、恐らく全国的には市民活動が主体。ほとんど市民の方が、ほとんど福祉と関係のない方が、非常に人権とかですね、本当に、一人ひとりの尊厳というものを守る、そういう市民活動の方。そちらのほうの方のほう、むしろ主体になっていて、それで福祉の方で、それだけ技術職としていながらもかわらず、社会福祉士等は十分努力しているとは言いがたいと思っています。社会福祉会で今やっていますのは、私は一人だけ、大阪と東京と広島と神奈川ぐらいだったように思います。だから、4、5年前とほとんど状況は変わっていないように思います。それから、社会福祉協議会という団体がございますけども、こちらの方も、その指針の中では鳴り物入りでかなり書き込まれていますけども、ここでやっているのは、新宿区、それから大阪府社協は、大阪の方でずっとやってらっしゃいますので。その辺りくらいかなあと考えております。ですから、そのくらい地域実践、社会福祉実践というのは、非常に進んでいないということ。それはとっても社会福祉学の方から思います。

それから、研究の方もですね、これは①とかありますように、貧困研究とか、そういう形では岩田正美さんとか、都留、岡部、川原、中山先生等で研究は進んでいます。で、ところが、②のところの援助技術、ソーシャルワークの関連では、非常に少なく、色々調べてみましたが、笹島診療所の藤井さんの2001年の論文。それから、山田さんが2003年、2005年。それからもう一人は、1990年くらいに書いているくらい。もう本当に、一生懸命ひっぱっても、4つ5つしか出てこないんですね。そこだけ、こう、なぜここを避けているのか、そんな問題があると思います。

【スライド4～5】

で、研究の方法としては、次のようにですが、文献研究とか、それから参加型の調査、利用者に対するインタビュー。これを行っています。それから、2番目の研究対象っていうのは、H県社会福祉会。これは広島県社会福祉会等で行っている、2004年から2007年の、4年間の「くつろぎ入浴サービス」っていうのを、2004年からやっておりますので、その記録。それから、そこに出てますけど、その観察記録。それを基本資料としています。ですから、まだ一地域の事例だけでございますので、これを一般化するのは無理かな、と思っております。もう少し、今から、他の地域で行っている路上脱却支援、これを少し当たっていかないと一般化できない、というふうに

思っております。

それから、分析は、MGTAという、これはテストでやっています。それから、研究の意義(1)ですけども、これは脱路上生活者の支援技術。これを明らかにしたいということ。それから(2)番目、ここは特に大事だと思っています。位置として、この研究の位置づけなんですけど、広島県広島市っていうのは、公的支援施策、この虹連のこの調査のこのところの、全国のずいぶんたくさんの方のところを2006年、2007年とやっていますけども、その中の、中核市、地方都市という、青い字で書かれたところなんです。これは、つまり、こういう位置づけです。施策のない地域における実践をしているということ。ですから、自立支援センターも広島市でつくろうとしましたが、地域住民でやっぱり反対で潰れてしまっていて、そういう公的施策はほとんどない状態ですね。そういう公的施策が、生活保護と、それから街頭相談とか、そういうものがあるんですけど、その程度くらいしかなくて、一番大事な自立支援センターすらない地域で、どういふふうにしたら、どのくらいのところまでいけるか。これをちょっと出せるかな、というふうに思っております。

それから、倫理的配慮はここに示しております。それから、本報告の構成です。これは今からいきますので、飛ばします。

【スライド6】

次のところですが、社会福祉学の今までの蓄積ですけども、この福祉問題、それから、要は三つですね。社会的な支援の必要性。それと同時に、生活していく上での困難さ難しさ。それに対して、価値判断。社会の価値判断。先程のお話にあったように、社会の価値判断として、路上でやっぱり暮らすこと、路上でゴミ箱をつついて食べるものを探すとかですね、長く風呂に入っていないとか、そういう状態っていうのは、どう考えたって、福祉国家、福祉社会の体制から言えば、それは人間の尊厳を侵していることであって、それはいけない、ということ。ここからしかスタートできないんで、ここは守るしかないということですね。そしたら、それに対する支援策、支援策として、制度的な専門サービス。ここをどうするか。ここも関連の公共施策。ここも含めてどうするか。それから、もう一つ、やっぱり自治の問題。政府領域はあれだけ施策を出してますけども、依然として、やっぱりなかなか解決しきれない。そうすると、もう一つ市民社会の側、あるいはもうちょっと地域性を持たせると、地域では自治っていう問題がございますので、自治として、自治活動として、NPOとか、あるいは専門職団体とか、こういうものをどうつなぐのか。その二つの問題ですね。ですから、支援策

が、決して制度的なもの、制度的なものは、基本安定した、基本的なものですけども、それ、しかもここがないと、後で、個別支援とかがうまくいかないと述べますけど、ここが一つと、もう一つは自治の問題。やっぱり住民自治、地域自治をどうするか。ここは、もう一つは、地域での自立支援センター等の排除の問題が出てきた時に、いつも反対運動が出てくる時に、やはり、草の根のところをずっといじっていない、と。そこを意識して、やはりそこに何らかの形で働きかけてないと、この排除問題っていうのは、なかなか方が付かないんです。地域の人に言わせてみれば、その全然説明も受けない、それからそういうことを見たこともない。あるいは、経験したこともない。そういう段階で、ずっと、どうしてそういうことしないのか、って言って、ある日突然来ても、やっぱりなかなか理解できないと、言われるわけですね。それも、地域に住んでいる人から見れば、定住者の側から見れば、もちろんそういう考え方もできるかな。でも、どっちにしても、そこはターゲットとして、やっぱり対処していかないと、今後この先うまくいかないんじゃないか、と。こんなふうに思っております。

【スライド7】

それから、地域福祉学会の方で、こういうふうにいる、障がい者関係とか、あるいは真野地区とか氷見市とか、いろいろな経験があります。

【スライド8】

それから、日本福祉大学の平野さんが、こういう、要援護性と支援の本を、ずっと、戦後60年間の日本における地域福祉。地域をベースにしたソーシャルワーク、コミュニティソーシャルワークの成果として、住民レベルのもの、それから専門職レベルのもの、それから面ですれにつながっていたものを、今度は縦にどうつなぐかという、そういう一つの区域、個人が、一定の区域の中で社会環境を持って生活をしていく区域の中で、相互環境形成をしている地域の中で、どういふふうにしていくか、っていう、ここまで今整理してきています。

【スライド9～10】

それから、これも同様に、地域の主体となるのは、小地域とかボランティアとか、こういうもの。今回の場合、NPOとかですね、こういうものが、NPOとか、あるいは専門職団体とかが地域でどうするか。これが一つの地域のイメージですね。

【スライド11】

本論のコミュニティソーシャルワークですけども、二つの理解ができています。大橋謙策さんという、日本福祉大

学の学長ですけども、彼は地域福祉っていうものを、地域生活を支援する福祉、と捉えて、個別支援、個人の支援をしていく、新しい課題を抱えた個人を支援していくことから、どういうふうに地域、例えば小地域であるとか、ボランティアグループであるとか、あるいはNPOグループであるとか。あるいは、そういうものをどういうふうに自治活動を進めるかっていうところをどう支援するか。ここへつなげていく。だから、個別から入って、地域っていうものを、あるいはもう少し広めの、社会、市民社会、そういうものをどう形成していくか。こういうところで、彼はコミュニティーソーシャルワークの定義をうっている。コミュニティーのソーシャルワーク。だから、個別化が、コミュニティーを志向していくところのソーシャルワーク。それを彼は言っています。それから、日本福祉大の平野さんは、地域福祉の理念を地域が主体となる、地域住民が主体となる福祉として、地域の主体に関わる、コミュニティーワークを重視していて、個別ではなく、むしろ地域支援が中心だということ。ですから、彼の場合はコミュニティーベースからアセスメント、プランニング、介入、それから評価という、こういう一連の、当然手続きを踏みます。我々の場合は当然手続きどおりにやっています。それぞれのところに、アセスメント様式、一定の、例えばホームレスならホーと。コミュニティーが主体になって、ベース、そこが主体となるところのソーシャルワーク、こういう技術というふうに書いています。

【スライド 12～13】

これが一連の、ソーシャルワーク、社会福祉援助技術ですが、問題の把握、そムレスに関する、ホームレスが生まれてくる状況に関するところの、アセスメントすべき要素ですね。領域。そういうものを一点一点決めていかないといけないんで、まだちょっとここは不十分ですね。それから当然、計画、介入も、要素について計画すべき領域。あるいは、その介入すべき領域。こういうものも当然あるんです。で、こんふうにして、あります。これも一連の行為ですね。

【スライド 14】

ここから先は具体例ですが、このくつろぎ入浴サービスということですが、これは今回の虹の連合の方で当然とっているように、厚生労働省のホームレスの定義、公共施設、公共空間、ここで日常生活を営んでいるもの、と、非常に狭すぎるということ。で、これは前から都留民子さんがEUとかの定義なんかを紹介しながら、もっとこの、施設生活とか失業中であるとか、あるいは家出をしているとか、あるいは不適切な環境で暮らしているとか

ですね、そういう広い意味で、当然とっています。実際、我々のところでも、一度路上を止められても、また元に戻る、もう一度路上を出て、ここで一度アパートへ移られても、また保護を受けながらホームレスになっていく。で、蹴られていく。そういうふうに非常に不安定な方。それから、家出をしてこられる若い人。家出をされた方。それから、DVで逃げ出してくるところの、ホームレスの方。最近、そういう方が非常に目立っていますね。そういう非常に不安定な生活をされている方というふうに、広い目にとった方がいいと思います。

それから、これは当然岩田正美さん、先程の経済学からのお話、先生からのお話にもございましたように、福祉国家、福祉社会体制があるけども、それに結びつかない人々。だから、それと結びつかない人なんですね。つまり、制度の欠陥なんですね。それから、そのような無関心な社会状況。つまり、その社会統合をしていくところ。そういうものが、無関心になっていって、社会統合を志向しないと。そういう人々ですね。そういう状況。だから、ホームレスっていうのは、そういう状況にある。だから、ここをどう突破していくかっていうことになるだろうと思います。

【スライド 15】

それで、この広島県社会福祉会はいつ頃からこれを始めたかって言うと、ずっと 90 年代の後半、東京とか大阪でずっと増えてきていて、しなくちゃ、と、やらなくちゃ、と思ってたんですけど、やっぱり広島というような地域でも、2001 年頃から、実は 1993 年くらいから、ずっと始まってんですけど、2001 年頃から広島駅なんかでも、非常に多くの方が見られるようになってきて、つまり地方都市に拡散してきている。川沿いなんかを散歩に行けば、ホームレスの人に会うとか、テントに会うとかですね。そんなふうに、市民社会の中にホームレス状態の方がいらっしゃる。そういう状態になってきたんですね。それが当然、そういう認識を持っていました。

【スライド 16】

ところが、なかなか踏み切れなかったんで、いろいろあったんですけど、2002 年の 4 月に、アメリカソーシャルワーカー協会の J. L. ウォンという常務理事が来ましてですね。中国系のアメリカ人ですが。彼がこんなことを言うんですね。東京へ来て、大阪へ行って、広島へ来た。それから松山に行ったんですね。そうしたら、どこに行ってもホームレスの人ばかりで、僕は日本に何の観光に来たのかってですね。結局ホームレステントの観光に来たんだって彼は言っていましたけども。彼がその時にこういう言い

方をしたんですね。「なぜ日本人の社会福祉士とかソーシャルワーカーとか、行政職員とか、こういう人たちは、なぜ、誰もホームレスの人たちを支援しないのか」って言われた。だから、その時私どもは、「そりゃ、今は福祉事務所とか制度があるんです。福祉事務所がやんなくちゃ」って言ったんですね。そしたら彼はこんなこと言ったんですね。彼が住んでいるサクラメントでは、行政は、アメリカはああいう状態ですけども、行政がしなくても、民間団体がするよ、って。ソーシャルワーカー、それからキリスト教系っていうボランティアっていうのは、スूपや毛布の配布なんかをする、って。だから、行政がしないということ、行政領域だけで、ものを考えたら駄目ですよ、って彼は言ったんだと思います。だから、そういう点で、やっぱり専門職団体、ソーシャルワーカーとして、地域ありきだろう、そんなところで踏み切ったということですね。

この広島県社会福祉士会では、2002年から学習会をやってみて、それから2002年の11月から、それまでにすでに13年やっていた市民団体の夜回り活動。ここに参加してもらって、少し状況を見ました。その時に非常に恥ずかしい思いをしましたですね。市民の方がこれだけおやりになっているのに、専門職集団っていうのは何もやっていない。非常にやっぱり恥ずかしい。社会福祉士であるとか、精神保健福祉士であるとか、医療ソーシャルワーカーであるとか、やっぱりちょっと恥ずかしい思いをしましたですね。それでいろいろ考えて、くつろぎ入浴サービスっていうのを、2004年からやっています。

【スライド 17】

それから、今の広島の方の動き、例えば広島市、広島県は2003年の調査の時には231人でしたけど、昨年の調査で153。それから、広島市で限ってみると、156の方が115というふうに減っています。100人くらい、この3、4年間で夜回りの会の市民団体は路上脱却支援をして。私どもの社会福祉協議会も、45、6人くらい路上脱却支援をしました。それでもなお、減っても、やっぱりまた増えてこられるんですね。それが、今こんな状態です。

【スライド 18】

この時に、なぜいろいろやったのかと言うと、これが2003年の実態調査の時ですけどね、やっぱりその時に一日の食事、これは全国調査にも出てはいたけども、一日の食事がやっぱり一回とか二回と言う方が多いのと、それから辛いこと、ご本人が言われていることは、やっぱり入浴ができないこと、不十分な食事、それから健康、それから仕事とか、いろいろおっしゃってました。こういうふうにニーズがたくさんあるんですが、その中でも入浴

だったらやれそう。そこからやってみた、ということですね。

【スライド 19】

それともう一つあったのは、ショックだったのは、出身地が、県内出身者が、あの時40分の24で、60パーセントくらいで、多いということ。だから、10年くらい前でしたら、いわゆる寄せ場地域に起きている都市問題のように思っていましたけど、これだけ地方にも拡散してしまって、どの地域でも、ホームレス者っていうのは出てしまっているということ。で、ほとんど、そのような形は、ご自分のもともとの地域から働いていらっしゃった方が路上に出てしまっている。非常に今深刻ですね。それで、それはこちでやるしかないと思いました。

【スライド 20】

その時にですね、どういような状況だったかと言うと、先程少しお話ししたように、2004年の段階では、市民団体の夜回りの会、カトリック教会の方とかプロテスタント教会の方が中心になっている夜回りの会があった。そこが、この時すでに13年くらいおやりになっていました。90年代からずっとやっています。あと福祉事務所が、夜の街頭相談なんかを、それに押されてやって、自立支援センターをつくらうとしたけど駄目だった。それで社会福祉士会とかがやろう、ということになりまして。

【スライド 21】

この時にですね、使った技術っていうのが、やっぱり専門職団体ですから、入浴というニーズがありましたので、地域福祉計画もしくは社会福祉計画、これの社会福祉機能というものを使ったんですね。ニーズがある。ニーズは当然、サービスに変換する。サービスを、そのまま変換、今度はサービスを各種の社会資源に変換しないと、サービスは形成できない。その時ずっと見てみたら、やっぱりお風呂という路上生活者のニーズ。それから、サービスの状況としては、公的な領域でない。それから市場領域はお金のなかつたり、不衛生なんで入れてくれない。使えない。これは市民社会で作るしかないですね。そして、最初は巡回入浴とかいろいろ、ある法人が辞めるって言うんで、それをもらってやろうと思ってたんですけど、駄目だったんで、あと大阪の人と話したら、95年の阪神淡路大震災の時に、神戸の方は、大阪の老人ホームにお風呂をもらいに行ってたというんで。ああ、そうか、と。じゃあ広島市内にもあるんで、それをやろうと思って、いろいろ当たって見たんですけど、やっぱり衛生のことがあるんで無理だと言うんで。それで、い

いろいろ考えてみたら、ほとんど使っていない古い施設の家庭風呂があったんで、そこをお話して貸してもらった。で、施設の家庭風呂を使って、やってみよう、というふうなことになりました。

【スライド 22】

その時に、その次のいろんな活動主体は、要は皆きちきちでやってるんで、一緒にやるしかないんで、社会福祉社会とか介護福祉士会とか夜回りの会とか、看護協会とか、ボランティアとか、そこに呼びかけてやって。市の保健センターに行きましたけど、ちょっと、なかなか動いてくれなかったですね。今度それを、感染症対策とかいろいろありますけど、こういうものに分解していくんですけど、今度それをさらに、人・モノ・金・情報、それから本人の内部資源、こういうふうに分解しないと、サービスが作れない。例えば入浴のところ、当日入浴の時は、人的資源何もないから、ボランティアでやるしかない。皆ボランティアでして、自分もボランティアでしている。物的なものは施設の家庭風呂を使う。それから、財政的資源は共同募金から貰う。それから情報としては、感染症予防。特に結核等は非常に心配していましたから。それから皮膚病等、次の方にうつすわけにもいかないんで、感染症予防ですね。ただし、利用者の方のプライドをやっぱり傷つけちゃいけないので、その人間の尊厳とか、そういうものをどうするか。それから、一番大事なのは、本人の意思、希望。こういうものを全部細かく考えて、皆で話し合っつけてみました。

【スライド 23】

で、2004年から2007年の3月9日までで125回。で、2005年の3月まで月3回でしたけど、今はもう、去年から月4回です。金曜日が2回、土曜日が2回。夜回りで予約をとってくる。それから入浴、入ってもらって、くつろいでもらって、問題はそこから先ですね。相談支援、相談援助。お風呂入ったあとに、就職相談とか生活保護の相談とか、こういうこと、ここが一番大事ですね。これを回を重ねていって、本人が、本人が一番望むところにつなぐ。それから、住居探し支援をやったり、それから後、住宅に入った後も日常生活の相談。これもやっぱり大事です。費用も、共同募金とか、自主財政とか、広島市の補助ですね。

【スライド 24】

これが、こんなふうに夜回りに行かれています。

【スライド 25～28】

それと、これがお風呂を始めた時に、家庭風呂、ある施設の家庭風呂を使わせてもらった。普通の家庭風呂。これのできるんですね。そこにあった和室で、食事とかしています。それから、それをやっていたら、公衆浴場の許可証を取れって言われて、非営利で、だけど不特定多数なんで、やっぱり公衆浴場の許可証がいるっていうんで、これをとりに行きましたですね。

【スライド 29～31】

あとは仕事開拓、仕事の相談。最初の1年くらいは仕事開拓しなきゃいけないと思って、あちこち農村部の方に持っていったりもしましたけども、それは途中で切れました。これは2軒目に移ったところですね。2年後には移んなきゃいけなくなって、2軒目にはアパートに移りました。で、今は3軒目のところで、今やっています。こんな状態。

【スライド 32】

で、実績ですけど、2004年に実利用者が47人、延利用者が165ですが、そのうち20人が一応路上を止められました。それで、路上にいる人が27人。2005年の時は実利用者が30人で、路上脱却が12名。それから、依然として路上が18名。2006年は、49人実利用者で、路上脱却17名。依然として31人。それから、つい先日までは実利用者が27人で、12人が止められて、路上が14人と、こんな状態です。だから、30パーセントくらいの方がずっと、毎月一回くらいお風呂に来られますから、その時にいろいろ相談して行って、それからお風呂が終わった後、また次の福祉事務所とか、いろんなところと一緒にいたりしているんで、それで路上を止められてるんです。ただし、そのうち4人くらいがまた、もう一度路上へ帰ってこられています。だから、そこをどうするか、ということ。

【スライド 33～35】

こんなことをやりまして、それであと時間が5分ですけど、ずっと古い資料を読みましたらですね、このAさんという方なんですけど、路上に住むところ、この黄色のところですね。我々はそのホームレスの状態になった人の、住宅、住むところをなくして、いわゆるホームレスなんですけど、それまでに、いろんなものを無くしていることに気が付いたんですね。一つは、この方の場合には家族関係を失って、息子の家庭内暴力、そして借金したりして離婚されて、家族を失っています。家族という、一番最小の社会集団を失っている。それから、職場はもう辞められて、職場を失っている。で、職場を失った時に、社会保険を失いますね。それから、収入を失っていく。

それから、社会的能力、運転免許、これも失っています。それから借金を抱えたんで、借金能力を失っていく。これが直接的な契機で、路上へ出てしまう。だから、ホームレスで路上で住まわれている方を見た時に、住んでいるところがない、ではなくて、それまでに家族とか収入とか社会保険とかですね、個人が社会生活すべきものが、社会的個人が、日常生活を、生活構造を作り上げている要素を全部失ってきている。どうもそんな気がしまして。路上へ出てから、さらに自尊心を失って、エサを探しに行くとか、3日間食べてないとかですね。それから健康を害している。それから、やっぱり社会関係、人間関係を失っている。それから、社会的な個人が、生活を作り上げていっている、住むところとか職場とか、家族関係とか人間関係とか、社会保険、社会保障とか、色んなものを失っていて、そして行くところがなくなって路上へ出てしまう。支援していくと、逆にこれを少しずつ、どう取り戻していくか、ということ。その時にやっぱり、一番言うのは、先程の経済学の先生が最後におっしゃっていましたように、やっぱり、まず住むところ。住むところを確保して、そこからこのいろんな、社会的個人としての失ったものを、どう少しずつ回復していくか。あるいは、自分で作り直していくか。そこを支援していかないと、うまくいかない、と。このようなことが分かりました。

【スライド 36～38】

これは、個別のものをそれぞれずっと見ていますけども、時間がないのでしません。

【スライド 39】

で、路上を止められた方にほとんど聞いています。なぜ止めたのか、ということ。この方はですね、こんなことを書いてるんですね。今の仕事は楽しい、やることがあるので嬉しい、今までの生活とは違う、とか。新しい職場の上司から「慣れたか」と言われて嬉しいとかですね。人から、職場の人から見られたらいけないんで、明日はもうアパートに移るんだって、この日言われたんですね。で、ボランティアが皆心配してたっていうことを伝えると、やっぱり、こんなことをおっしゃってたんですね。ボランティアが心配してくれたことを聞いた。皆が心配してくれて、自分が変わろうと思うきっかけを作ってくれたのが嬉しい。ご本人は、ここで、もう止めよう、と。ここで変わった、というふうにおっしゃってます。こういう方が、今10人くらいずっと、止められた方に聞いてて、全員言ってます。で、そういうふうにご本人の自尊心とか主体性という

のを、ここで取り戻していられる。

【スライド 57】

それから、その時にもう一つは、後で出てきますけども、物的な資源としてですね、住宅であるとか仕事であるとか、そういうものを、ここに上げるのは年金であるとか、こういうものを全部獲得していつている。だから、そういう社会生活を行う上での、そういう収入とか、いろんなそういう社会的な社会関係であるとか、家族関係がなくても、家族に替わる社会関係であるとか、そういうものも獲得していつて、初めてご本人は、自分で自分の生活を作っていく力を、もう一度作り直しているっていう、そんなふうな例が、ほとんど出ています。

【スライド 50】

それから、あと2分で止めますけども、今年、この1年、ここ2、3日ずっと見てましたけども、対極事例を分析しないといけないですけども、依然として路上生活をしている方っていうのは、人間関係がとっても希薄な方。それに、プラス借金を抱えている。それから障がい者。知的障がいの方、精神の方、それからアルコール依存の方。あるいは、アルコール依存にいかないでも、アルコール問題という。直前くらい。そこにおられる方。それから、元々家庭崩壊とか多問題家族とか、義務教育修了で、社会環境の影響による自己決定力が弱い方。それから、女性のホームレス、DV。若年。それから刑余者。刑余者の方はヤクザの方が多い。私のところでも目立ってきていますね。それから、社会関係の苦手な方。こういう方の支援を、やっぱり。ホームレス者として、と言うよりむしろ、アルコール依存なら依存症のところの問題として、少し考えないと、うまく支援できないのかな、というように考えています。

【スライド 51】

それから、あと最後になりますけど、今やっているアパートで、一人ずつでもいいから、ステップアップ事業っていった名前付けてますけど、この管理人になってもらって、そこで住んでもらって、仕事探しとか、年金手続きに行くとか、こんなことをやっています。もう一個、生保の方で緊急の方が住めるように、今やっています。こんなようなところで、今やっています。

というふうなところで、終わりましたんで。どうもありがとうございました。

**ホームレスの路上脱却支援過程
と社会福祉学**

- 社会福祉援助技術、-less失ったものを取り返す支援、人は相互主体関係の中で自己決定する (intersubjectivity) -

岡崎仁史
 広島国際大学医療福祉学部長・教授
 博士(社会福祉学)、社会福祉士
 (社団)広島県社会福祉士会相談役

1

1 研究目的

ホームレス者の路上脱却支援(脱路上)を目的とするソーシャルワーク(社会福祉援助技術)についての研究

2 研究の視点

- (1)コミュニティ・ソーシャルワークの視点(個別支援、地域支援)。
- (2)社会福祉士の側からではなく、路上生活者の本人の側から見た路上脱却過程、主体性形成。
- (3)地域の社会集団の主体性形成(npo、専門職)
- (4)支援過程を相互主体関係、間主観性という関係性から眺める。主体-主体関係。情動の交流、情報の認知(鯨岡俊(2007)「ひとがひとをわかるということ」ミネルワ「ア書房」)

2

3 研究の背景

(1)脱ホームレス支援の社会福祉実践の不十分さ。

厳しい路上生活者の課題に対して、市民活動が主体であり、社会福祉士等は十分努力しているとは言いがたい。社会福祉士会(大阪、東京、広島、神奈川等)、社会福祉協議会(新宿区)

(2)脱ホームレス支援を目的とする社会福祉援助技術関係の研究の不十分さ。

社会福祉学におけるホームレス関係の研究は、進んでいる(岩田正美、都留民子、岡部卓、川原恵子、中山徹等)。

社会福祉援助技術関係は極めて少ない。藤井克彦(2001)「ホームレス問題におけるソーシャルワークの支援と課題」、山田壮士朗(2003)「ホームレス対策の三つのアプローチ」、同(2005)「ホームレス状態を脱却した人々の生活状況とホームレス対策」

3

4 研究方法

- (1)文献研究および参加型調査、利用者に対するインタビューを行った。
- (2)研究対象は、H県社会福祉士会等の行っている2004~2007年のつるぎ・入浴サービスであり、記録および観察記録を基本資料とした。
 全国の脱路上生活者支援の実践は今後の課題とする。
- (3)分析はMGTAを試用した。

5 研究の意義・位置

- (1)脱路上生活の支援技術を明らかにする。
- (2)位置: H県、H市は、「公的支援施策を持たない政令指定都市」(中核市・地方都市)であり、**施策の無い地域における実践をして提案できる(虹の連合(2007: 1)「もう一つの全国ホームレス調査」)**。

6 倫理的配慮 利用者が特定できないようにデータを処理した。

4

6 本報告の構成

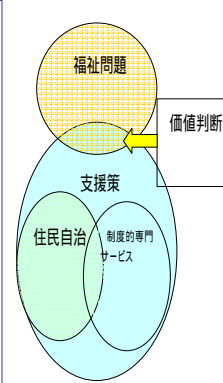
- (1)地域福祉研究の動向 - 特にコミュニティ・ソーシャルワーク、地域援助技術の現在
- (2)H市におけるホームレス支援の状況
- (3)

5

社会福祉学 - 地域福祉実践・研究の蓄積(日本地域福祉学会)

1 地域福祉研究の課題は
 三浦文夫は「学として確立させるためには、地域福祉が対象とする「要領属性」、「必要性」(ニーズ)であり、それに焦点をあてると、自ずとコミュニティや在宅支援に広がり、個人を支援する社会統合が重要になる、と述べている。

A三浦文夫の社会福祉運営管理論、
 B右田紀久恵の自治型地域福祉論(地域福祉から地方自治を見る。)
 C大橋謙策の住民主体形成(地域福祉の主体形成)
 三浦のいう在宅支援を通じたコミュニティ形成。
 (三浦・右田・大橋(2003:97-99)「地域福祉の源流と創造」中央法規出版)。



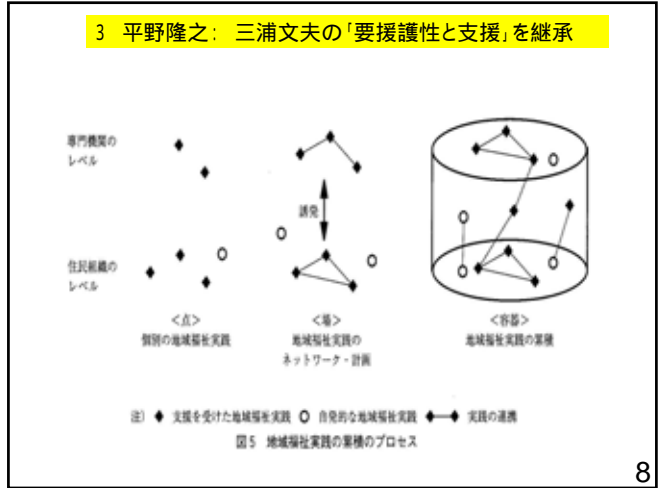
6

2 地域福祉実践・研究の蓄積

地域住民の主体化、地域福祉の担い手
日本地域福祉学会編 第1回地域福祉実践賞DVD

団体名		
和歌山市 一妻の会「妻の郷」	精神障害者共同作業所が地域福祉の担い手になった実践	個別支援から地域支援へ
神戸市真野地区	地区社協が地域福祉の担い手になった実践	地域支援から個別支援へ
氷見市社会福祉協議会	地区社協が地域福祉の担い手になった実践	地域支援から個別支援へ

7



地域住民の主体化、地域福祉の担い手
< 活動主体 - 事業 >

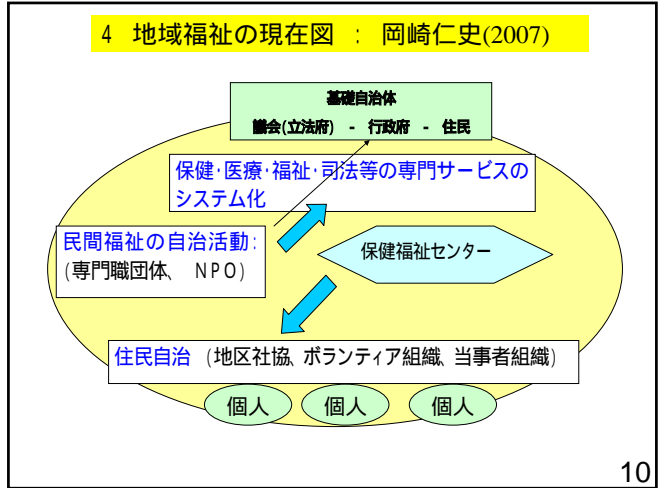
小地域 : 地区社会福祉協議会
 < 地理性、共同性 >

ボランティア: 個人、グループ
 地理性を離れる

当事者組織: 障害者作業所、認知症の家族の会、がん患者と家族の会など

NPO: ボランティアグループが事業化したもの
 < ~ 地理性を離れる、共通関心事、機能 >

9



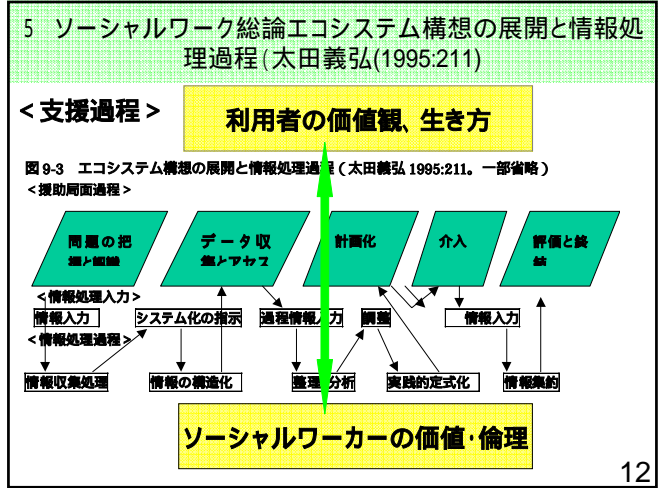
5 地域福祉実践・研究の蓄積(日本地域福祉学会)
コミュニティ・ソーシャルワークを巡って

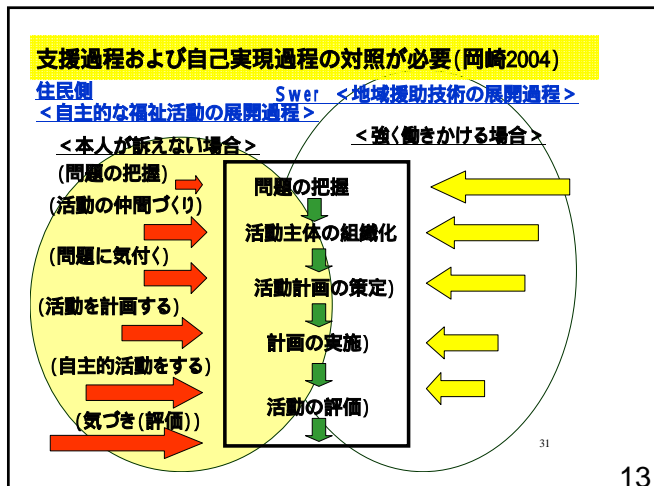
大橋謙策は、地域福祉を「地域自立生活を支援する福祉」と捉え、個別支援から地域支援へとつなげてゆくことを、独自のコミュニティ・ソーシャルワークの定義において示している。community - oriented social workといえる。

平野隆之は、地域福祉の理念を「地域が主体となる福祉」として、地域の主体化に関わるコミュニティワークを重視して、個別援助技術ではなく、むしろコミュニティワークが中心の位置を占めるとする。community- based social workといえる(以上、菱沼幹男の評)。

コミュニティ・ソーシャルワークは、個別支援、地域支援(地域、自治体)を行う。

11





くつろぎ・入浴サービス 0 路上生活者の定義

1 厚生労働省の定義

(1) ホームレスの定義 = 「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故無く起居の場とし日常生活を営んでいるもの」(ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第2条) (2002年)

(2) 都留民子の批評
日本の定義は、EUの定義より狭い。EUでは、施設生活者、失業中で友人や親族宅に起居しているもの、家出青少年、自宅ではあるが不適切な環境に住んでいる人々として、広く取っている。 **実数はもっと多い。**

(3) 岩田正美(社会的排除の定義)
福祉国家、福祉社会体制があるにもかかわらず結びつかない人々(制度の欠陥)、そのような人々への無関心な社会状況(社会統合しない社会)('現代の貧困-ワーキングプア、ホームレス、生活保護', ちくま書房, 2007)

14

-1 路上生活者の支援活動のきっかけ

(1) **ホームレス(路上生活者)の人の存在に慣れる?!**
1996、97年ころ: 東京へ仕事で出かけて(新橋、池袋、新宿。)ドイツ人と一緒に隅田川下り・テント群の見物。(何とかしなくては...、何もしない口実...)
2000年: 大阪で劇団四季のミュージカルクルージング 大阪城公園の周り・淀川のテント
2001年: 広島駅で電車に乗ろうとして、(広島駅地下街、駅前大橋、お弁当を買いに行つて(光町の食堂)、散歩の途中(牛田、白島、祇園大橋) 市民生活で出会う。

(2) **路上生活 = 人間の尊厳が侵されている。健康、文化、生命権が侵されている。**

15

-1 路上生活者の支援活動のきっかけ

(3) 2002年 4月:アメリカ・ソーシャルワーカー協会カリフォルニア支部常務理事J.L.ウオンの広島訪問
「なぜ、だれもホームレスの人を支援しないのか?」
「サクラメントでは、行政がしなくても、民間団体がする。ソーシャルワーカー、キリスト教会のボランティアがスープや毛布の配布などする。」

(4) **H県社会福祉士会**
2002年度学習会、
2002年11月~夜回り活動に参加 広島、福山、呉
2004年2月20日「くつろぎ・入浴サービス」の開始
2007年3月9日現在、125回実施。
延約360人、実人員約120人
(2008年2月1日162回、実人員約150人)

16

-1 H県内の路上生活者の状況

H県ホームレス概数調査結果 (2003年1月現在)

市町	人	2007年1月
H市	156	115
K市	8	4
M市	1	0
O市	5	0
F市	51	約30
H市	8	0
O町	2	0
合計	231	153
全国(人)	25296	18564

17

-2 H市の路上生活者の状況

H市調査(夜回りの会委託、2003年1月):40名の聞き取り調査(156人中)。
男性39名、女性1名、
年齢: 30歳代~50歳代:25人(66%) (再就職支援)
60歳代以上15人(34%) (年金、生保)

路上生活の期間:
3年未満24人(61%) (うち6月以内13人(32%))
3年以上16人(39%) 路上生活が長い人ほど支援に時間がかかる

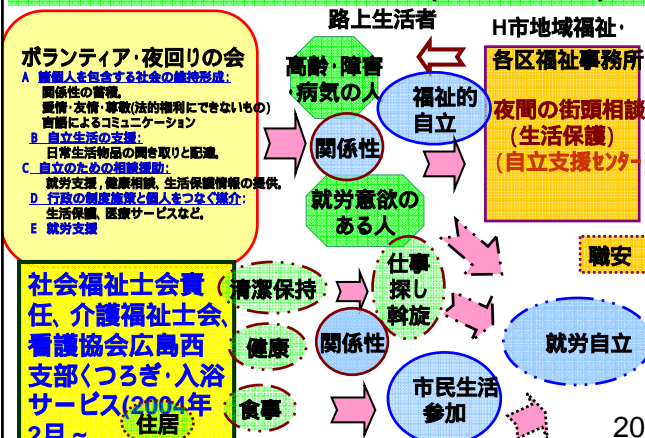
1日の食事: 2回 19人(47%)、1回 12人(30%)。
辛いこと: 入浴ができない、不十分な食事、清潔を失っている、自尊心の喪失、健康状態: 体の具合が悪い119人(47%)、医者ににかかっていない128人(72%)、高血圧、糖尿病、歯科保健、健康を害している、失っている、社会保険: 切れているか、労災保険以外もともと無い、社会保険の網から落ちている、国保?

18

2 H県内の路上生活者の状況

福祉事務所(生活相談): 行ったことが無い134人(85%)、
生活保護を利用したことがある4人(9%)、
なかなか生活保護を受けようとしない。自尊心、依存。
就職: 希望21人(54%)。軽い仕事、単純労働を希望
19人(47%)。 仕事の喪失。
出身地: 県内出身者24名(60%)、
釜が崎寄せ場の未経験者32人(80%)、
県内で発生。路上生活者が全国に拡散している。
広島県の地域福祉の課題
家族: 既婚20人(50%)。家族と連絡有25%。
家族関係の喪失か、希薄。 19

3 H県内の支援活動の現状(2004年6月)



〈つろぎ・入浴事業: 社会福祉計画技術の適用 (ニーズ サービス 社会資源への変換)

共同募金入浴事業 *** 事業の進展に伴って変更がある
1 入浴事業(ニーズ サービス 社会資源への変換) 2004/01/17

1 路上生活者の 主要なニーズ(入 浴関連)	2 サービスの現況 サービス、市場、ボランティア活動・NPO		3 支援方針(短期、 中期)
	公的 領域	市場領域 (公衆浴場)	
1 収入が全く無 く、長く入浴して いないので、臭 気も強く、皮膚病 になり健康を害し ている。本人は 諦めている。 (社会的支援を 拒否する人、頑 固な人、高齢者、 障害者など) (省略)	なし	臭気などが あり、公衆衛生 上不可。 入浴後に、一 般公衆浴場を 利用していただ く	専断開業 巡回入浴車を発想 × 阪神淡路大震災時、大阪 の老人ホームのお風呂事業 の提供(衛生問題) × 施設の家風呂 市民起業 利用者 主旨を説明し て、根気よく利 用を勧める

21

〈つろぎ・入浴事業: 社会福祉計画技術の適用 (ニーズ サービス 社会資源への変換)

3 活動主体の組織化 (協働事業として位置づける)

具体的方策案・基本的考え方	構成メンバー案
機関間連携、公私協働	県社会福祉士会、県介護福祉士会、夜回りの会、研 習協議会広島西支部、ボランティア、市保健センター?

4 社会資源開発の実施計画案

〈つろぎ・入浴 事業	社会資源				
	人的資源	物的資源	財政的資源	情報資源	内部資源(本 人)
1 予約	夜回り	案内ビラ	共同募金	信頼関係	希望・意思
2 交通	本人	徒歩、自転車			希望・意思
3 入浴	ボラン ティア	施設の家風呂 目、水道等	共同募金	感染症予防 人間の尊厳	希望・意思
4 感染症対策	看護師	手袋、マスク	共同募金	マニュアル作成	尊厳に留意

22

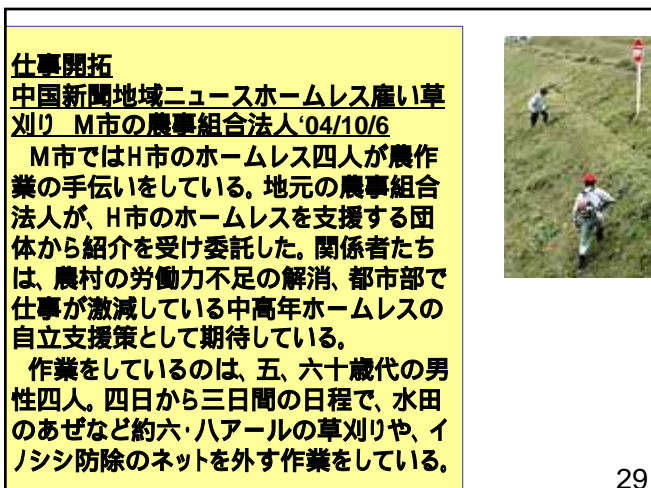
〈つろぎ・入浴サービスの概要

1 2004年2月20日(金)開始、
2007年3月9日 #125回実施。
夜回りの会、県社会福祉士会、県介護福祉士会、県看護協議会H支部、
ボランティアなどの協働事業
2 (2005年3月まで) 月3回、金曜日実施
13:30~18:00 @90分*3人(準備も含む)
(2006年6月から) 月4回(金曜日3回、第4週土曜日)
3 実施体制
〈予約〉夜回り 〈入浴〉 バイタルチェック、衣類、靴、自転車、
米など必要物品の支給 〈つろぎ〉
〈相談支援〉就職活動支援、生活保護支援
〈住居探し支援〉 〈日常生活相談支援〉路上脱却後
4 費用
県共同募金会助成金、県社会福祉士会自主財源、H市補助金

23



24





31

〈つろぎ・入浴サービス事業の実績〉

年度	回数	実利用者	延利用者	路上脱却	死亡	路上
2004	45	47	165	20		27
2005	36	30	125	12		18
2006	46	49	138	17	1	31
2007	35	27		12	1	14
合計	162	153	428	61	1	

一部数字が合わない
08年2月1日現在

2006年路上脱却者17名の内訳は、就労自立2名、貯金+就労1名、年金3名、帰郷0名、半就労+半福祉1名、福祉的自立10人(60%)と、多様な方法になった。
新しい脱出経路：
A路上生活しつつ2,3年にわたって貯金 アパートに移る者、Bアルバイト収入+本会の自立生活支援基金の貸付+低家賃住宅で路上を脱出し 1,2年貯金し アパートにステップアップする経路を辿ったものが居た。(鍵概念)低家賃、金銭管理、相談支援。
(6)事業開始以来の3年の長期利用者は4人であり、また一度就職し路上生活を止めたが様々な事情で路上に舞い戻った者が5名であった(18%)、いずれもこの支援ネットに入っている。

32

研究方法

- (1) つろぎ・入浴サービスの個人記録(2004年2月#1~2007年6月#91)、筆者の参加(実践)型観察を第一次資料として、
質的研究方法、および特にグランデッド・セオリー・アプローチ法を試行的に用いて分析した。
- (2)2005年度研究は、路上脱却した利用者を対象にした。
- (3)分析方法
「利用者と支援者の相互関係における路上脱却」に焦点をあて、
分析焦点者を、路上脱却した人とした。
- (3)2006年度は、路上脱却できず依然として路上生活を継続している利用者、対極事例を対象にして、分析焦点者を、以前として路上生活をしている人とした。

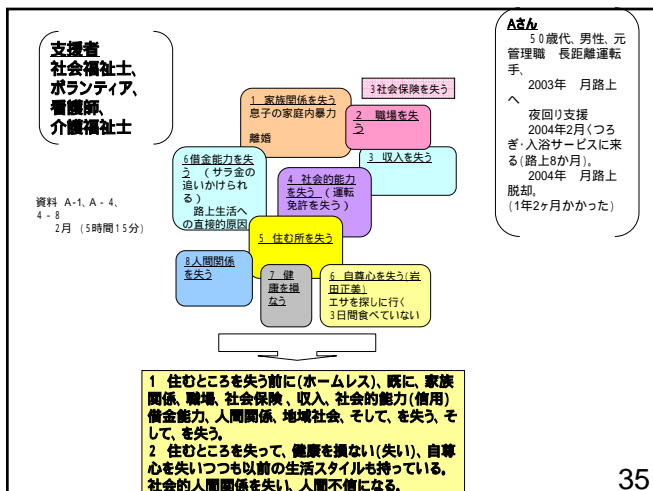
33

概念 1 住むところを失う前に(ホームレス)、既に、家族関係、職場、社会保険、収入、社会的能力(借付)借金能力、人間関係、地域社会、そして、を失う、そして、を失う。
2 住むところを失って、健康を損ない(失い)、自尊心を失いつつも以前の生活スタイルも持っている、社会的人間関係を失い、人間不信になる。

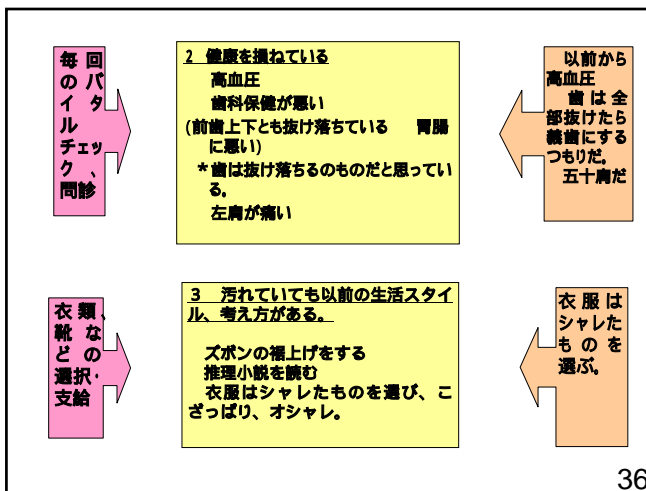
資料 A-1 つろぎ入浴サービス記録表 (第2回) 2004年 月 日

来館-退館時間	利用者名(年齢・性別・サイズ)	入浴前バイタル 他	休憩室利用	交通手段	利用回数	支給品等	社会生活関係	次回予約
2月 日 (金) 13:15 ~ 18:30 5時間15分	A(50歳代) 男性 L	体温 36.5度 / 回 / 不整なし 血圧 110/70mmHg / 座位測定 脈動 60 / 分 / x / x / 上肢の寸法、昨年B9増 / -と書かれる。 入浴希望強い。 希望する入浴時間10-20分 / 日(以前90分)。 Ns判断:入浴希望の意思尊重。 あるめのお湯で長時間を避け入浴するよう、気分不良等は声をかけてもらうように説明する。 (入浴中)15分経過ごろ男性スタッフに椅子移動のため脱衣所から声をかけてもらう 異常なし(入浴後) 「気持ちよかった・なんとでもないよ」 医療機関で精査が必要? 入浴時間:30分	なし	自転車	初回	厚手のシャツ(L)がほしい x着履より調整	家族関係:大卒の娘と専業主婦でいた息子、妻とは離婚。 40歳代の終わりまでは大抵のスーパーマーケットの事務職で厚生年金に加入していた。 40歳後半の離婚理由は「人間関係が不慣れになったから」。 その後50歳代半ばの異業種で大型トラック運転手であった。 2004年現在、運転中「杖をついた認知症老人が歩道から道路に歩いてきて、あつと思つて、よけたら反対斜線で車が通り、ブレーキを踏んでも間に合わなかった。乗員上場を致さそういやつよ。」 事故後が月位、事故のことが夢に出てきてうなされて眠れなかった。 要治り: 2次吸入ニューカー Cm希望	x / x / 30 / 2回目

34



35



36

4月(3ヶ月) 5月(4ヶ月) 資料A-5

ボランティア、女性がお世話を、軽食、お茶、話相手、

肩が痛いというので、無料定額診療所を訪ねる。生活保護を紹介する(しかし、生保は使えない)。履歴書を書きますか

ボランティアは、利用者の生活が変化することを、活動に参加できて嬉しい

資料A-5

5 ホームレス以外に人間関係が無い。とてもよくしゃべるホームレス同士以外に人間関係が無い。特に若い女性(ボランティア)と話しする機会が無い。

とてもよくしゃべる。階路、自転車の鍵、財布など古いズボンに入れて忘れる。

6 何か仕事が無いか 収入があれば医者に行く。履歴書を書く そりゃ、働いて借金を返したい。しかし、仕事が無い。

肩が痛い、医療保険は無い、親族に行政関係者がとても多いので生保は無理だ。働くしかない。

37

6月(5ヶ月)

履歴書の作成 写真を携帯電話で撮る。

県社協人材センターに就労相談の予約をする。入浴サービスの準備のアルバイトとして雇う。当事者雇用。

職安のホームページで希望地域、職種を見つけると、福祉施設直であったので、面接の手立てをする。

施設事務長に連絡する。履歴書送付

面接の準備(入浴、着替え、交通費を賄う)

住居、住所は確保

7 生活を変えたが 何でも仕事はする 秋までには寝袋がほしい。

公園の手記師の勤務に応じ兵庫東建設現場で働いたが、タコ部屋に入れられて、ただ働きさせられた。徒歩で距離まで、そこからHまで自転車車で4日間かけて帰ってきた。途中、警察の職務質問があった。

Hで働きたい、時間とおりにやってくる。妻の方の姓を使用を打ち明ける。施設直の面接に行く。面接のための交通費を貸してほしい。

8 年末までには路上生活をやめたいと、意思表示する。福祉施設直の面接に行く 60歳からは厚生年金をもらう。面接は失敗した

38

概念 自尊の心を取り戻す。'みんなが心配してくれて、自分が変わろうと思うきっかけを作ってくれたのが嬉しい'

資料 A-21, 27

MM#7 原稿「入浴サービス利用者情報 8月 日 2004 (Aさん、2004年8月 日に転居し路上生活脱却、良かったですね。)

(0) ボランティアBからの連絡: Aさんは8月 日に予約とおりやってきて、アパートを見て、気に入って、日に入居した。そこから駅までの自転車道を工面することになった。

(1) ボランティアCからの連絡。8月 日お昼に、事業所先から電話があり、「月曜日から来てくれ」と言われた。@700円*5時間*週5日*4週=70000円(税込み)、その他交通費など。それに今の入浴サービスのアルバイトで約20000円、合計、90000円で、ご本人の計算だと、先日のアパートに移れる見込み。

(2) 8月 日(月) 18:00-10日(火) ボランティアDさんが1日中電話するがつながらない。夕方、ボランティアCが心配して新しい職場に夕方行くも見当たらず。失敗したのかと聞いてとても心配であった。

(4) 日 11:00本人につながり、「×日と仕事に行き、日は休みだ。」アパートの件の変更があり、向こうに連絡して見に行くようにと助言した。後いよいよ、アパートに入居すると、そこから職場に通うのに、交通費が無い(往復400円)、当座の金も無い、午後ボランティアCのところへ行って話し合うと言う。夜回りの時に会って、小口資金を貸すことを説明した。

(5) (家の話し合い) 日夜寝場所です。日午後、AさんはボランティアCに連絡した。明日ボランティアBおよびアパートに移る予定だ。今の仕事は無い、やることがあるのだけれど、今までの生活は違う。新しい職場の上昇から「買れたかと買われて嬉しい。親戚の人に迷惑を添っている自分の姿を見られたいけないので、明日朝アパートに移ることになった。23日退社したのは、お金の準備を切っていたからだと、ボランティアの肩が心配してくれたことを聞いた。みんなが心配してくれて、自分が変わろうと思えるきっかけを作ってくれたのが嬉しい」と言う。

明日から久しぶりに電車に乗る。通勤費がかかるので当座の資金を貸してほしいという。給料、交通費が出るまでの1ヶ月間の生活資金がない。累計7000+10000+10000=27000円となる。(注:路上脱却するための必要準備資金の見込みを取っている。ボランティアBからの経験では、やはり10万円必要であるとのこと。)

(入浴のアルバイトは続けてもらえるかの質問に対して)それはしばらくやらせてほしい。本人は、もう一つの星の仕事を見つけたら、収入は安定するという、成功のモデル事例になれる、と本人は言う。

39

要約 Aさん

A地域援助技術・社会福祉計画技術

「くつぎ・入浴サービス開発」

(マクロ)自治体への協力依頼、働きかけ (中核)区社協、民協、PTAなどの地域団体への協力依頼

関1 関2

1 小さい支援 (日常生活用品、衣類提供) 2 家庭料理 3 話し合い

A2 地域援助技術

(メゾ)仕事開拓 関係団体への働きかけ (経営協、社協)

3 求職活動支援 4 住宅確保支援

(ミクロ)仕事探し支援 職安HPから情報検索

5 当面の生活費貸与 6 仕事開拓 7 現物給付

仕事開拓 事業組合法人への働きかけ

話し1 話し2 話し3

話し1 (意思表示1) 今の生活を変えたい (意思表示2) 1 年末までには路上生活をやめたい (行動する) 2 求職活動 3 携帯電話 4 アルバイト 5 就職決定 6 住宅確保 7

路上脱却

40

個人の社会生活上の基本的必要性

友人 住居 本人 住居 家族関係

医療保険 年金 待ち 夜回り h仲間

労災保険 サラ金 企業 非常勤雇用 入浴S 人間関係 ボランティア

社会保険 企業 辞めた 路上生活 h仲間

41

要約 Wさん

Wさん 女性、H市出身、運送業勤務、仕事がなくなり会社が倒産、家賃を払えず04年 月から路上。兄弟姉と姉妹の關係、兄に大きな借金あり、路上生活2ヶ月、2004年 月(くつぎ・入浴サービス)に来る。アパート紹介し入居。2004年 月県補助 福祉パトロール受事。路上脱却、2ヶ月。

「くつぎ・入浴サービス開発」

関1 関2

1 小さい支援 (日常生活用品、衣類提供) 2 家庭料理 3 話し合い

地域援助技術

(メゾ)仕事開拓 関係団体への働きかけ (経営協、社協)

ホームレス支援協議会構成員の集まりから、福祉パトロールの仕事紹介

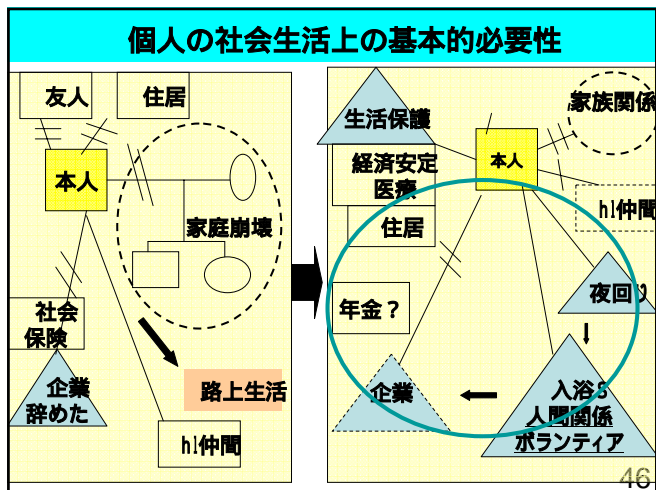
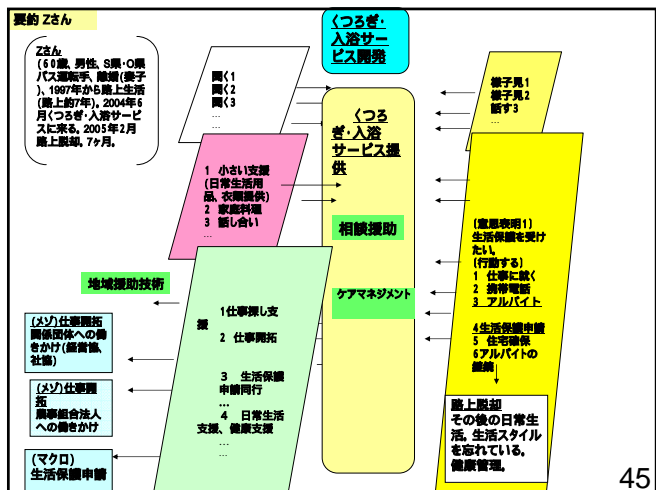
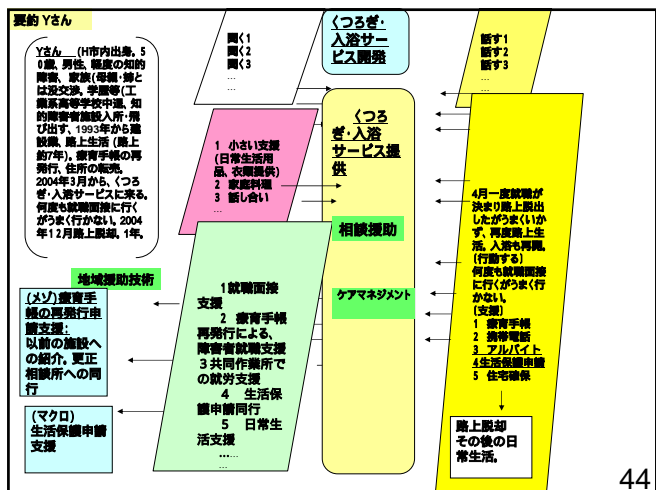
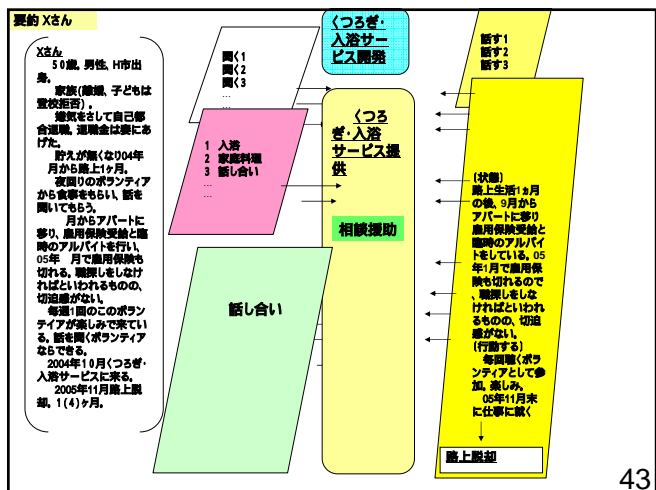
1 仕事探し支援 2 仕事開拓

話し1 話し2

話し1 (意思表示1) 今後のことについて兄と相談 2 低家賃アパートに入居

路上脱却 その後の日常生活、なかなか低家賃アパートから抜け出せない

42



2005年度の研究結果

1 路上脱却できた人の条件

- (1)自立生活に必要な物財の結びつけ・開発
失ったもの(仕事、収入、貯金、住居)を獲得する
- (2)新たな人間関係の形成: 支援者、ボランティア、利用者同士
- (3)個人の自立の意思・自律: (2)の中で決定する
- (4)支援技術
の四つが重なったときに奏功している。

2 支援技術であるコミュニティ・ソーシャルワークに焦点を当てると、

- (1)地域支援(地域援助技術、社会計画法)、
- (2)個別支援の技術(ケアマネジメント技術)であり、
- (3)相談援助技術

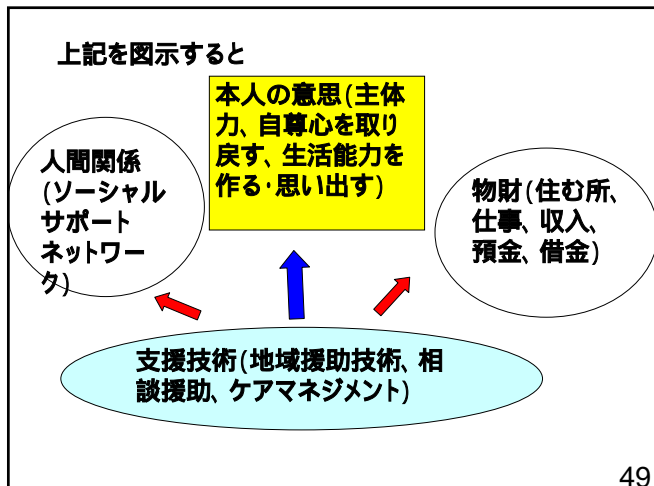
が非常に重要な位置を占めていることが分かった。

4 考察2 (*学会での口頭発表時点)

3 GTAから導き出された結論は、相談援助が基本であることが分かった。当初の見込みと違う結論が出た。

4 相談援助、特に生活場面面接技術が非常に重要である。
(例)十分意思確認しないで、住居や生保につないでも、しばらくすると消えてしまい、「路上脱却」につながる。3日、1週間、1ヶ月、2年での蒸発。生保を受けながら路上に出る。アパート代の持ち逃げ、正田病院事件、他人の名前を騙った生保受給。

5 「話し合い 意思表示」の過程があることが分かった。



2006年からの研究

1対象: 対極事例 = 依然として路上生活をしている利用者

(1) 特徴: 人間関係が希薄な人 (家族、地域、職場)

借金 (サラ金、ヤミ金)

障害等で支援体制がない者 (知的、精神、アルコール)

元々の家庭崩壊、多問題家族、義務教育修了など社会環境の影響による自己決定能力の低い者。

女性のホームレス (DV)、ホームレス一家、若年 (家出)

刑余者、ヤクザ

対人関係の苦手な人 (非社会性)

(例) ホームレス者としてではなく、「アルコール依存」などで捉えないと本人を理解できないのではないか。

アルコール問題関連ソーシャルワーカー協会

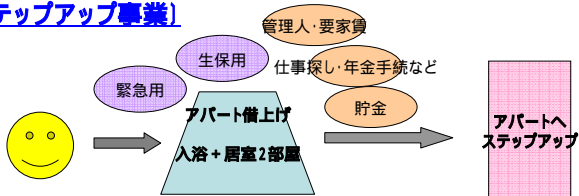
50

2007年度の試行

結びつける社会資源の不足問題で支援が困難。

住居、借金を精算する社会資源活用、路上のまま従事できる仕事 (開拓)、ステップアップ、元路上生活者のためのサロン、アルコール依存、知的・精神障害、地域住民対策、人的不足、財政的不安定 (現在は共同募金助成、自治体補助金)

(ステップアップ事業)



課題

- (1) 本人の意思確認を十分しないで、支援者が焦って先回りして準備すると、路上脱却にならず、また路上に舞い戻る。
- (2) 多くの人が借金を抱えて路上に出ている (サラ金、ヤミ金)。
- (3) ホームレスウーマン、一家のホームレス化、ニートのホームレス = ホームレスの若年化、精神障害者、知的障害者
- (4) 地域社会の理解促進・地域住民の主体化を図る展開の追及: 路上生活者は相談できる地域の人間関係の外にあって「市民社会に居て存在しない」状況にある。またH市が自立支援センターを設置するのに、地元住民から猛反対を受けている施設コンフリクトの問題もあり、住民を主体化の課題に取り組む必要がある。

52

4 考察

当初の見込み

ホームレスと呼ばれている人々のニーズ、欠乏状態 (-less) を埋めてゆく過程で、存在しなかったサービスを作り、本人の意思の十分な確認、適切な支援、特にボランティアの愛情、尊敬、友情が噛み合うと、自ら生活再建することが分かった。

つまり、この事例に限定して言えることは、コミュニティ・ソーシャルワークの展開状況は、平野隆之の考え方に近いが、社会計画法、地域援助技術を意識して、深刻なニーズの存在に対して、市民社会の領域で民間団体がくつろぎ入浴を開発し、ついで仕事などの調整を一方でを行いながら、個人への支援としてケアマネジメントサービスを提供し、個別支援に至った。

53

4 考察

• 仔細にデータと対話・検討してみると。

(1) 使用した社会福祉援助技術は、

地域援助技術 (マクロ、メゾ領域)、

社会福祉計画法 (マクロ、メゾ領域)、

社会福祉運営管理、

ソーシャルアクション (マクロ、ロビー活動)、

相談援助技術 (ミクロ領域、意図的でない面接)、

ケアマネジメント (ミクロ、メゾ領域)、の六つであり、

個別支援を進めると、サービス形成から入っている。

くつろぎ入浴サービスを作るところまでは、社会福祉士会というNPOなどの主体化、つまり、地域社会の主体化であり、

後半の個人への支援過程から作り上げる社会資源の開発は大橋の定義に近い。

54

4 考察2

(2) また、GTAから導き出された結論は、相談援助が基本であることが分かった。当初の見込みと違う結論が出た。

相談援助(特に、生活場面面接)が非常に重要である。例えば、十分意思確認しないで、住居や生保につないでも、しばらくすると消えてしまい、「路上脱却」につながらない。

「話し合い 意思表示」の過程があることが分かった。

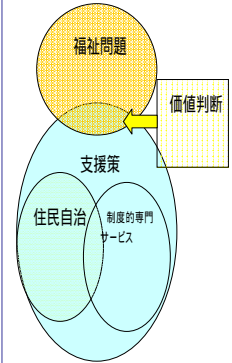
(3) 他方、次のニーズを満たす社会資源の開発が自治体の地域福祉計画で必要である。住む所の開拓、仕事開拓、食事、相談援助

55

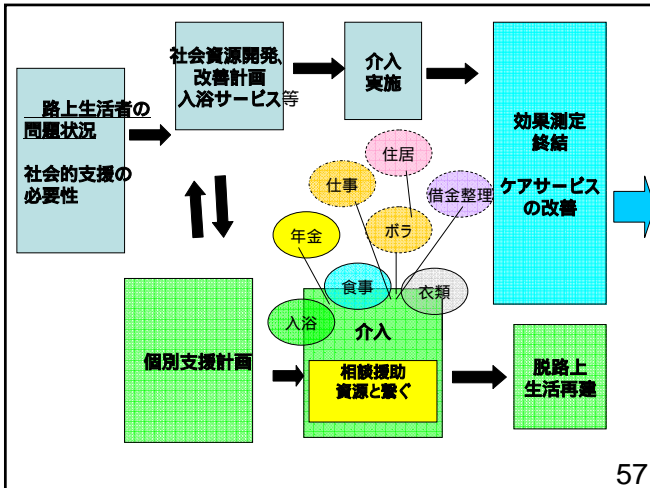
2 地域福祉実践・研究の蓄積(日本地域福祉学会)

(1)地域福祉研究の課題は、三浦文夫は「学として確立させためには、地域福祉が対象とする「異種属性」、「必要性」(ニーズ)であり、それに焦点をあてると、自ずとコミュニティや在宅支援に広がり、個人を支援する社会統合が重要になる」と述べている。

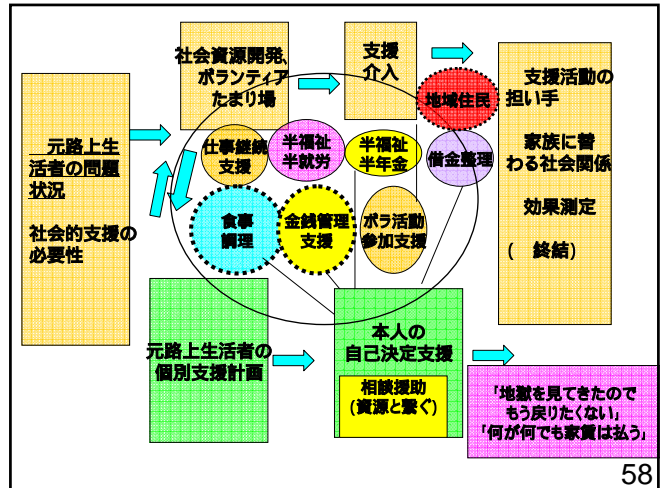
A三浦文夫の社会福祉運営管理論、
B右田紀久恵の自治型地域福祉論(地域福祉から地方自治を見る。)
C大橋謙策の住民主体形成(地域福祉の主体形成)三浦のいう在宅支援を通じたコミュニティ形成。
(三浦・右田・大橋(2003:97-99)「地域福祉の源流と創造」中央法規出版)。



56

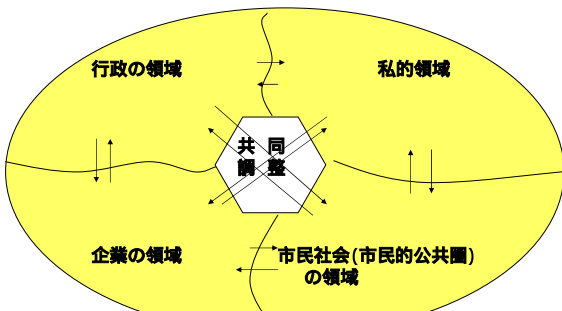


57



58

公共を開発・創造する地域福祉



(資料出所:ハーバース、J. 花田達郎)

59

3

3. 稲月正(北九州市立大学):ホームレス支援と社会学

【スライド1】

みなさん、こんにちは。北九州市立大学からきました稲月と申します。どうぞよろしくお願いたします。今日は「**ホームレス支援と社会学**」ということで、お話をさせていただきます。ただ、ホームレス支援と社会学を、まだきちっと勉強しておりませんので、どこまでお話できるかと思うのですね。いろいろ、意見等を後でいただければと思います。最初にまず、どんなことをお話ししたいのかということだけ、簡単に。

【スライド2】

タイトルが「**ホームレス支援と社会学**」ということでございますので、まず最初に、社会学の立場からみたホームレス問題とは何かということをお話していきたいと思えます。もちろん、社会学もたくさん、いろいろな流派とありますが、形があります。私は調査をしながらいろいろ考えていくというような立場なのですけれども、いろいろな、むしろ社会学の中では、差別とか反差別という立場から、市民社会が隠そうとしている、あるいは見えないものとしているような、そういう存在としてのホームレスの構造を明らかにしていくという研究もありますし、多様です。ですから、社会学の立場からといっても、いろいろあるじゃないかという中の1つの考え方ということで、ご理解いただければと思います。そういうなかでの、ホームレス問題ということですね。

2番目に、簡単に、どのようにして社会学、私は都市社会学が専門で、その都市の中の階層だとか社会移動、民族関係といったものをテーマにしているのですが、そういった観点、特に社会移動論の観点から、社会学という観点から、都市社会学という観点から、どのようにして人がホームレスになっていくのかということ、そしてそこに社会関係というものがいかにかかわるのかということについてお話をしていきたいと思っております。

なぜ、社会関係なのかということなのですが、これはまた後で少しお話いたしますけれども、北九州では、長年ホームレス支援にかかわっているNPO、ホームレス支援機構がありますけど、そこの奥田理事長、よく皆さんよくご存知だと思います。

ホームレスというのが、2つの意味をもつということですね。1つは物理的な困窮状態。住居であるとか食料だとか、いろんな物質的な困窮状況が一面としてある。そして、もう一面は社会関係を喪失した、孤立無縁の状況

ですね。この2つがあわさってホームレスということになるわけです。特に後者の方、社会関係喪失といったことについて、それを回復していくのを、活動の1つの主眼にしております。そういったことも踏まえまして、北九州で調査をしているということもありますので、いかにホームレスになっているのかということに、社会関係がどのようにかかわっていくのか、ということをお話ししたいというふうに思っております。

3番目にお話ししたいことは、そういう社会関係の回復というものを重視した支援のあり方が、どのような形で変わっていて、また、それがどのような効果を生んでいるのかという話を、調査のデータ等を用いましてお話ししたいと思います。

そして、最後に、そういったホームの回復なり社会関係といったものを中心にすえた支援のあり方というものもつ問題点について考えていきたいということです。

一言でいうならば、自立支援における社会的きつな、社会関係の重要性をお話したいわけですが、また同時に、そういったものを中心に据えた議論の危うさを、少し社会学の観点になっているかわかりませんが、そういうところからお話ししたいと思います。私自身まとまっていなくてもありますので、考えていることは1つ、皆様方のお手元に書いたものをお配りしております。また、時間があるときにでも読んでいただければ思っております。

【スライド4】

社会学からみたホームレス問題とは、ということなのですが、社会学とは何かという話で。簡単にいうと、私は幸せの科学ということだと思います。もちろん、社会科学全般から幸せの科学ということで、さきほどの鈴木先生の話で、経済学というの、形は違えど、社会的資源の効率的な配分というような話でございましたが、やはり幸せを考えるものだと思います。ただ、経済学や先程の社会福祉学と若干違うところもありまして、重なるところもあるのですが、社会学の場合、そういったことを考える場合、特に社会のありかたと個人の幸せがいかにつながっているのかを考えていくのが、特徴だと思っております。

どんなことをいっているのかという話なのですが、1つは経済の問題ですね。これはとても重要なわけでありませぬ。大きく社会学は、私は、不平等の問題と社会的な連

帯の問題、この2つを関わらせながら考えていく学問ではないかと思っております。ですから、幸せを作っていくためには、やはり経済的な豊かさ、そしてまたその公平な配分、特に公平な配分が大事だという議論を一方でするわけです。でも、それだけでは十分じゃないと。やはり幸せというのは、貨幣的に測られるものだけで決まるのではなくて、例えば、社会的な連帯感情の中に身をおくとかですね、そういったところによっても幸せは作られるわけです。

いってみれば分配の問題と、社会関係、社会的連帯の問題を考えていくということだと思います。

【スライド5】

で、いろんなコミュニティの議論を都市社会学でやるわけですが、基本的にはモノと人と心というもので、考えていくわけですが、これがモノとか金という物質的なものであるならば、これは人の心と関係と感情の問題ということだと思います。

【スライド6】

逆に幸せのために不幸を考えるということもあるのですが、よく人が新興宗教に入るとき、新興宗教、ジャンルは普通の宗教も同じだとは思いますが、入信の動機が貧・病・争とかいわれます。これも同じような話で、貧・病・争、結局物質的な問題と社会関係的な問題ではないのかな、と思っております、こういう経済的な、貨幣的な、物質的な、そういったものと、社会関係あるいは社会的連帯感情というふうなものを2つ合わせて、幸せを考えていくというのが社会学のかな。そしてまた、ホームレス問題を社会的に考えていくときの1つの基本的な立場ではないかと私は考えております。

【スライド7】

その議論は、実はさきほど申し上げました、NPOの奥田理事長の話と非常にかぶっております、私が最初に大学の授業で、人権の歴史かなんかで、奥田さんの話を聞いた時に、「人権も社会学だな」、と思った記憶があります。

ご存知のとおり、先程申し上げましたが、住居がない、自分の職業がないという物質的な貧困窮状況はハウスレスというように奥田さんは言うわけですね。また、もう1つ、社会関係の喪失した状況、無縁の状況を、これもホームレス。この部分のトータルなものが、合わせたものがホームレスだという話ですね。それは、先程のモノと人と心という話、モノと関係と感情といったものとの話のかなと思っております。この議論を、さらにもう少し社会学

の既存の研究の文脈の中におきかえてみると、この部分というのは、例えば貧困の問題、あるいは階層論の問題として社会学が扱ってきた領域、そしてもちろん社会関係と道徳的連帯感情の喪失ということで扱ってきた領域だと思います。

ですから、社会学はこれまで、実は非常に近いことを考えていて、ハウスレス、ハウスとホーム、ハウスレス、ホームレスという問題を、例えば、家族とか職場とか地域というさまざまな領域で考えてきたのかな、と今思っているところです。

【スライド8】

こういったことを踏まえまして、お話したいことをもう一度申し上げますと、人がハウスレス、野宿になっていく理由の1つには、実はホームレス化にともなう生への意欲の喪失があるというように考えられます。また、一旦はハウスレス状態を脱した人々が再び野宿生活に戻ってしまうという事態の、こういったホームレス状況の持続があるのではないかと奥田理事長は言っておりますけど、こういったことを検証していきたいと考えています。そのためには、まず野宿化の過程がどうなっているのか、そして社会関係がどのようにかかわっているのか、そして、また社会関係の形成と持続を基礎に据えた、NPOの支援がどういう効果をもっているのか、そしてそれがどういった課題を抱えているのか、これが私がこの時間の中でお話したいことです。

【スライド9】

既存の研究ということで、ホームレスと社会学ということなので、実は、ハウスとホーム、ハウスレスとホームレスの関係を考えてみると、いくつかあったと私は思っております。

例えば、都市社会学の中で、コミュニティー論というのは、低階層状況や下降移動というものが、社会参加や社会関係の貧困化をもたらすというような研究があります。階層が高い人ほど組織だとか集団に参加が豊富だという知見であるとか、上位階層というのはより一層社会に統合されているのに対して、下位階層は参加・統合過程から排除されているといった知見、またこういう関連パターンですが、階層と物質的な豊かさというものと社会関係の豊富さが正の相関を示すというパターンが、これはいろいろな、日本だけでなく様々な国において調査を通じた議論がされているという状況であります。

【スライド10】

で、また、階層論とか移動論では、また逆のような理

論、矢印が逆という話ですが、そのような理論があります

ここでは、ホームとハウスの関係が、さっきの話とは矢印が逆になっておりまして、社会参加や社会関係の貧困化というものが、階層を低階層状況や下降移動を生み出していくという話なのですね。ジョブ・マッチング論という議論なのですが。ここでは、社会関係というのは、階層上昇や地位達成のための社会的資源であると。

具体的には就職するときに、いろいろなコネをたくさん持っていた人の方がいい仕事につきやすいよ、という話ですね。またその量だけではなくて、その持っている関係の質というものが、いい職についていく際に関係してくる。家族だとか、親しい、濃い、強い関係よりも、実は友達の友達というような軽い関係といいますか、弱い紐帯といいますか、そのいったもののほうが実は転職に有利に働くという、一見常識に逆行するような議論なんかもあります。これはなぜかといいますと、就職情報という特定の社会関係の中に埋め込まれていて、就職情報への接近可能性が、企業間の移動に影響を与えるからだという説明がありまして。

【スライド 11】

ただ、地域福祉社会学の方では、循環的なプロセスなんかが想定されているのかな、というように思います。集団参加や社会関係量というような。言ってみれば、ホームと実はハウスというのに関係している、ハウスとホームも実は関係しているという議論なのですね。都市社会学の議論、実は背後仮説としては、そういったものが入っておりますので、いずれにせよ社会学の中では、社会的資源として、社会関係をいろいろ考えてきたのだと思います。

【スライド 12】

社会関係はどういう資源なのか、ということですが、1つは就職や転職、社会保障制度などの情報の源泉。コネなんかがあると、いいところに勤められるよ、というような源泉として。でもそれだけじゃない。互酬性、信頼に基づく人的能力の提供、金銭的補助の源泉という意味での資源。そしてまた、生きる意欲や生きるということの意味の源泉。これはいずれも階層やハウスの問題にかかわる問題だと思いますが、こういった、3つほどの局面をもって社会関係が資源として考えられていたと思います。

【スライド 13】

本題の中に入っていきますが、社会関係、ホームで

すが、理事長の話ではホームレスが、いかにハウスのとかかわっていくのか、野宿の問題とかかわっていくのかという形を調査データから少しみていきたいと思いません。自己責任とか、誰もがホームレスになるとか…これはあれなのですが。

【スライド 14】

実際に、調査で、「あなたが結局のところ野宿生活をするようになった理由はどんなものだと思いますか？」と自由に語ってもらった内容を分類したのがあります。主には、ある意味当然なのですが、仕事、年齢、生活、家賃というものが一番多かったようです。複数回答なのですが。病気や怪我といったような、また借金。こういった話が多いわけです。ある意味当然だとは思いますが、仕事や住宅といったような要因が野宿化の主要なプロセスとしてあるわけです。

【スライド 15】

簡単にざっと押さえておきたいと思うのですが、社会関係だけが主要な原因ではなく、メインのストリームというのは、やはり経済的な問題にあるのではないかと思うわけです。

マクロなレベルからいいますと、1つは経済構造の変動ということで、グローバル化であるとか経済の構造調整が、ホームレス化、あるいは野宿化の背後にあること、これは言うまでもないわけです。この過程も3つの時期に分けられると思うわけですが、第一期が92年～95年の時期、第二期が97年～99年の時期、そして2000年～2004年と3つの期間がみられると思うのですが、第一期はバブル経済が実態経済に影響を及ぼしはじめたということですね。大企業や流通業で、持続的な衰退が始まったというような時期なのですから。97年というのが1つ非常に重要な年でして、玄田さんによれば、97年は労働市場の歴史に極めて重要な年であるということです。これは、雇用の下支えをしていた建設業、中小企業を中心に新たに雇用を作り出す力が急速に衰えていった時期だということですね。この時期、これは北九州支援機構のデータからとったのですが、北九州市のホームレスの炊き出し数も上昇してきていることがわかっています。そして、第三期、これは言うまでもなく、「小さな政府」と「痛みをともなう改革」、言っている人たちはあまり痛みをともわれないのですが、人に痛みをともなわせる改革ということなのですが、これを新保守主義的な構造調整を明確に打ち出した時期で、それぞれ平均的な人たちで3つぐらいの時期に分けられると思います。

こういった、経済的な要因というものがまず1つ中心に

なると、これは社会関係だけではない、これは当然のことです。また、こういった経済構造の変動の影響を失業、あるいは野宿とかたちで影響を受けたのは、人的資源、人的資本の低い人たちであったと、これも調査の結果から明らかです。

【スライド 16】

ホームレスの人の学歴構成をみますと、どの年齢層においても学歴なし、あるいは初等教育、中学校卒が非常に多いということがわかります。また、特に若年、40 から 49 歳ぐらいの年齢において、低学歴であることのリスクが他の年齢層よりもさらに高まってきている。この比をとってみると、4.4%と 25.5%の比が一番大きくて、全般的な社会の高学歴化の中で、中卒であるということによるホームレス化のリスクが非常に高まってきているのです。

【スライド 17】

そういった経済構造の影響を受けやすい、不安定な中小零細建設業サービス系の就労が多いということや、経済構造が転換した場合にその人の人生で転職がおこるわけなのですが、転職をした結果、不安定職にいらると。

【スライド 18】

生産工程従事者を国勢調査でみていきますとずっと下がっているのですが、この下がっているのはほとんど製造業からこられている、これは北九州なのですが、製造業からこられていると。

【スライド 19】

製造業からきた移動者が、建設業だとかサービス業だとか、そういったところに移動しているというのが 2004 年度に行われました調査から明らかになりました。

【スライド 20】

零細なところに移動していくということです。

【スライド 21】

こういった、人的な資本が少ない人たちが経済構造の影響を非常に受けやすかったということですが、同時にまた、こういった人的資源の低さ、資本の低さというのは、世代的に継承されているということも明らかになりました。まず父親の側でみますと非常にはっきりしているのですが、いわゆるホームレス、野宿者の人とそうでない人たち、これは北九州市と全国調査の差がちょっとある

のですが、親が非常に低学歴です。あるいは学歴不明という人が非常に多い。40 から 49 歳の場合、45%が父親の学歴が不明なのですね。これは実際にわからないということ、家族が崩壊していたということ、いろいろな要因があるのですが、不明者が非常に多い。また、低学歴層というのが非常に多いということです。

【スライド 22~23】

職業も父職、非常に採掘・生産行程従事者、建設・労務作業者が非常に多いということで、親から子への世代的な移動をみましても、マニュアル職からマニュアル職へ、父親がマニュアル職で、本人もマニュアル職、つまり肉体労働ですが、という非常に大きな世代単位移動としてあるわけです。つまり本人の努力や能力といったことと、もちろんそれが全く関係ないというわけではないのですが、それだけではなく、人的資本の低さ、そして経済構造の変動にともなう影響を一番受けやすいというものには、本人の努力とは全く関係ない部分で決まっている、親から不利を背おってしまっているということもあるわけです。

【スライド 24】

また、経済的な要因だけではなく、当然、社会保障制度といったようなその他の制度的な要因も背後にあります。簡単にいえば、社会保障制度をなかなか利用できるような環境になかったということです。例えば健康保険があったという人は、職場でですね、44.9%、失業保険 30.5%というように、社会保障制度からの距離の遠さということ。

【スライド 25~26】

そしてまた、住宅制度の問題もあるのです。失業しても住みつける住宅が少ないということです。そしてまた、さきほども話にありましたけど、安い家賃の民間賃貸住宅に関する情報というものもない。これは去年の厚労省の調査でも明らかで、不動産屋にいった人の中で、安い民間の賃貸住宅に関する情報を得られましたか、と。得られなかったという人が 6 割、北九州市、全国ともに 6 割ぐらいの人たちが情報を得られてないということです。

【スライド 27】

ですから、社会関係だけが、当たり前の話ですが、ホームレス化に関係しているというわけでは当然ありません。ですが、そうはいても、やはり社会関係を要因に挙げる人は実は少なくは無いのです。もちろん仕事や年齢、生活費、家賃の問題を挙げる人は 43.2%なのです

けれども、例えば、生きる意欲がなくなった、社会関係の問題を自分が野宿する要因に挙げる人も 14.2%おられました。

【スライド 28】

具体的には、全国のものしか挙げていないのではありません、例えば、嫁さんが 10 年前に死んだとか、何もすることがないとか、挫折感がある、どうでもよくなった、人生にいやげがさしたとか、仕事の意欲に欠けた、家族がいなくなって人生に疲れたとかですね、こういったことを主観的には、自分が野宿をすることになった原因としてあげる人たちが 14%くらいおられるということですね。

【スライド 29】

実際に社会関係自体非常に剥奪されているということです。これは野宿をする直前の職についていた時の家族形態ですが、本人のみ、1 人暮らしです。これが 66.9%と非常に多いわけですね。

【スライド 30】

また近隣関係、お付き合いがなかったという人が、41.8%、一度くらいは挨拶をしたという人が 28.4%ということですから、家族、また、近隣といったものからの関係が非常に少ないということが特徴だった。

【スライド 31】

住居形態にしても持家が非常に少なく、借家、賃貸アパート、賃貸マンション、社宅、寮が非常に多く、これはいわゆる単身者の仮住まいでありまして、家族生活や地域生活が前提されていない。ですから当然住民としての帰属意識であるとか、近隣関係を形成する基盤には住居形態からもなりえないということ、こういう人たちが野宿者として排出されているということなのですね。(25:16)

【スライド 32】

ただ、北九州市の場合、まだ潜在的な地域関係としてはあるということが特徴ではあるということです。

【スライド 33】

移動パターンで、出身地(生まれたところ)、最終学歴地、初職地、最終職地、つまりホームレスになる直前の職業の地をみますと、北九州一貫という人が 25%、U ターン者が 20%ということですから、潜在的な社会関係が保持しているとは言えると思いますが、しかしながらも、

家族からも地域からも、やはり排除されているというのが 1つ特徴としてあります。

【スライド 34】

これはいったいどのような帰結をもたらすかということですが、1 つには当然孤立感の高まり、社会への信頼性低下ということをもたらすと思います。それは生活や仕事を続けていく意欲の減退につながるのではないかと。

【スライド 35~36】

例えば、社会関係の剥奪というものが、どういうことをもたらすかという、「あなたはこの世の中になくってはならない必要な存在だと思いますか」というように尋ねたところ、全くそう思う 16.1%、まあそう思うというのが 14.1%というかたちで、自己有用感というものが非常に低いわけですね。ちなみに、北九州市です、民族関係意識の調査をしたときに同じような質問をしたのですが、これは年齢層をコントロールしていないので単純な比較はできないのですが、北九州市民の 20 歳から 70 歳までの人をサンプリングしたときの結果でいいますと、この 2つを合わせた値が 56.4%くらいでしたから、自己有用感が非常に低いということです。

また、「今の世の中、何が善で何が悪なのかわからない」というふうな、これは「そうだ、全くそうだ」という人が 57%です。ちなみにこれは福岡市で調査したデータがありますけれども、23.4%ですね。やはり非常に高い。「まわりにたくさんの方がいるけれど、結局のところみんなひとりぼっちだ」全くそう思うという人が 62.4%、まあそう思うという人もいれば、8 割近い人、ちなみに福岡ではこれは 31%ということですから、非常にひとりぼっちだということになりますし、「世の中ずるいことをしても、結局のところ成功した方が勝ちなのだ」という意識も、全くそうだというのが 43%。全く同じものが福岡市の調査では 15.9%ですから、自己有用感、社会的孤立感、またいろんな規範意識の低下というものがひとつみられると思います。

【スライド 37~38】

これはまた期間とも関係しておりまして、ホームレス期間が長くなるほど、例えばその結局はみんなひとりぼっちだという意識、全くそう思う人たちの比率も高くなることとか、あるいは、この孤立感というものが、職業訓練を受けたいかどうかという希望とも関係がどうもあるようで、一人ぼっちだと思ふ人とそう思わない人とを 2分した場合の比率だと思いますが、一人ぼっちだと思ふ人ほど、技能

を身につけたいと思う比率が 10%ほど低くなっています。

ホームレス自立支援等に関する特別措置法では、自立の意志があるホームレスに対してこういったことをするというを目的の1つとして掲げておりますが、この自立の意志そのものが、ホームの喪失というものと関係しているというのであれば、支援の射程というものは、自立の意志の存立基盤にまで広げられる必要があるのではないかと思います。具体的にはホームの回復というものになります。

【スライド 39】

また、意欲という面ではなくて、情報チャンネルという面でもやはり社会関係の貧困というものが見て取れると思います。ネガティブな効果を持っていると思います。「相談したいことがあったか」、野宿生活をする前の職業についているときに、「相談したいことがあったか」と質問したところ、相談したことがあったという人が 46.4%いたのですが、その方たちに「実際に相談しましたか」というと、相談した人が 6 割、相談しなかった人が 36.9%と 4 割ちかくが相談していないということです。

【スライド 40～41】

あるいは、「借金について誰かに相談しましたか」というと、ない、という人が 8 割ちかくいますね。なぜ相談しないのかと聞いたときに、これは自由回答で答えていただいたのですが、いろいろな回答がありました。相談する人も機関もないんだというような回答がありました。相談しても仕方がないという話です。結果的にみたら無駄だ、解決する問題ではない、というような、こういったことがひとつ相談しないということの理由として語られたところでした。

【スライド 42】

また、家族や親族や友人というようなインフォーマルな関係、そういった人たちに相談をしたりはするのですが、それは事態を改善させる効果的なものではないということも、回答から明らかになりました。相手にされなかった、どうにかできる問題ではなかった、同じような状況で改善されなかったということですね。これは、先程のグラフデータの話でもありましたように、弱い紐帯の強さというものと、非常によく似た議論になると思います。

家族だとか親族だとかいう強い紐帯よりも、弱い紐帯から得られる情報の方が、つまり自分の生活範囲とは違う未知の情報が多いので、より広い世界への橋渡し機能をもつ。だから、弱い紐帯の方が、実はよりよい就職や

転職において意味をもつのだ、という話を出していくわけなのですが、ホームレス支援の場合も、この家族や友人親族とは違うネットワーク、勿論それはそれとして生きる意欲だとか生の意味という意味では重要な機能を果たすんですが、情報ネットワークという意味での資源に関しては、強い紐帯、つまり家族や親族といったものとは違う、例えば NPO だとか、そういった違う世界の人たち、橋渡し機能をもつような、そういう紐帯というものが資源として意味があるということがわかります。

【スライド 43】

以上のような話をもとにして一つ作ってみたのがこういったモデルなのですね。ホームレス化のプロセスには失業というものが直接的に影響している。これは、おそらく大きな部分が経済的過程に関わっていくことだと思います。

ですが、社会的関係という部分がある種、触媒的なものとしてありうるんじゃないか、そしてまた、このような部分というのは NPO や行政ではなんともしようがない、なんともしようがないこともないのですが、例えば本人の低学歴というものは、タイムマシンがない限り、元に戻って、過去にさかのぼって保障していくわけにはいきませんので、事後的に過去の不利益に対して事後的に保障していくことはできると思うのですが、難しい。また経済の構造調整、経済のグローバル化を NPO でどうにかしようと思ってもできないというわけで、支援というのは、ある種社会的関係の媒介をする部分、あるいは触媒的な部分に関して行われるべき、そういうところで保持するしかないかなという気はしています。

でも、メインストリームはこういった形であるとはいえ、こういった社会過程の部分がある種の触媒としてホームレス化を促進しているのであれば、ここの部分にコミットすることによって、失業からホームレス化にいたるという部分のリスクを低くすることは当然できると思いますし、またそれを NPO などがしていくことだと思います。

【スライド 44～45】

社会福祉における社会関係の機能は、生の意味、生きる意欲、就労への意欲の源泉というようなこと、あるいは補助的なサポート機能、情報ネットワークというようなこういう機能があり、ホームレスを脱するにはこうしたさまざまな機能をはたしうる社会関係を再構築していくことが必要だということで、ハウジングファースト、ホームセカンドというかたちで考えていく必要があるであろうということでした。

【スライド 46～47】

北九州で、どうい支援が行われ、またどのような効果があるのかということですが、今日の中で具体的な話ではでてくるとは思いますが、例えば就労支援においても職業訓練を行うだけではなく、現在支援機構が就労先を開拓したり、就労後も関係をとぎれさせないように努めているということだとか、自立生活サポートセンターということで、自立生活を継続的に支援していくことや、退所後も退所者と連絡がつくような関係が維持されている、関係の構築というものが主眼におかれているということがあります。

【スライド 48】

また、炊き出しから、サポートセンターや自立支援センターを含めて、トータルサポートというものが 1 つ特徴となっております。炊き出しは非常に重要な意味をもっておりまして、関係の構築や継続にとって非常に重要なものですね。弁当を配ったり、会話がなされたりする時には、そこでは言葉だとか、弁当が交換されているのですが、でも実際交換されているのはそういう物だけではなくて、「あなたを大切に想っていますよ」というような心だとか、そういうものが交換されている。これは非常に信頼の基盤として重要な意味があって、社会政策を論じていくうえで、信頼というものは非常に重要な資源だというように思います。炊き出しというものは、行政からの自立の原点でもありますし、対抗相補性を確保していくことでも重要だと思います。

【スライド 54】

また、もう 1 つは、期待されているのは、なかまの会という元ホームレスの方々の組織があって、そういう人たちとのかかわりあいの仕組みというものもつくっています。

【スライド 55】

どういった効果があるのかという話ですが、何をもって効果というかは非常に難しいところはあるのですが、野宿者数が単に減ったということと、就労退所者の比率が全国に比べて高いということが挙げられます。これも、比較の問題がありまして、時期が早いほど、就労自立率が高く、だんだん時間がたつと落ちてくるので、簡単に比較はできないと思うのですが、しかしながら、昨年 9 月の段階では 66% の就労自立というかたちで全国よりも高いということですね。

【スライド 56～59】

どうい効果かということで、この 8 月に、自立支援センターを退所した人、退所して 1 年が経過した人に対して、調査を行いました。内訳は、就労による自立者が 59.7%、生活保護・年金による自立者 27.4%、離職し現在求職中の者 4.8%、再野宿者 8.1%という対象となるんですけども、「困ったことがあったときに相談しましたか?」という質問に対して、誰も相談しなかった人というのはゼロでした。みんな誰かに相談している。先ほどの、直前職の時に、4 割くらいの人が相談しなかったのですが、相談しなかったという人はゼロです。NPO の担当が一番多いです。「周りに人はいるけれど、一人ぼっちだ」、というのは、退所者で全くそうだというのは 22.6% で、かなり減っている、社会的孤立感が大きく減少している。また、信頼感ということに関しても、ホームレス調査に比べますと、退所者調査の場合には非常にこれが低減しているとわかりますし、社会の信頼感というものが増加している。

【スライド 60】

ただし、社会的有用感というものはむしろ下がっている。もちろんこれはランダムサンプリングの厳密に比較できるデータではありませんので小さい値かもしれませんが、ホームレスの人の方が自分は世の中でなくてはならない存在というのが高い。自分で生活をしている、自活しているということが背後にあるのかもしれませんが、また、退所したとしても職業的に不安定なままですし、支援される存在というのが背後にあるのかもしれない。ですから、ホームの回復というの、まだまだ途上にあるのかなと思います。

【スライド 62】

中心はやはり、担当者ですね、関係といっても。

【スライド 63】

最後に、こういった関係性を主眼に添えた自立支援で、サポートの仕組みというのは一定の効果を上げていると私は思うのですが、やはり気をつけるべきことは、行政の下請化、そしてまた対抗的相補性、手をそめたらけんかしていくことの維持をどこまで保持できるのかということです。

【スライド 64～65】

で、近年ですね、いろんな財政問題等がありまして、こういった福祉の領域の中で、従来行政が行ってきたサービスを地域、住民組織だとか NPO、ボランティア、企業というものに委託するという動きも広がっているわけで、

これは確かに効率的かつ地域にふさわしい多様な公共サービスが提供されるという新しい公共空間というような議論が確かにあるのですけれども、ただ湯浅誠さんがおっしゃられているように、新しい公共空間というものが、場合によっては強いられた支えられネットと貧困ビジネスというようなものにとってかわるような、生のダンピングというようなことへとつながっていくという危険が当然あると思います。

自助や共助で対抗できない、本来公共領域が行っていくべきところが離散して、行政がすっぱりと撤退してし

まうとするとすれば、後に残されるのは貧困であり貧化であって、本来の業務を押しつける責任転嫁だということで、こういった危険を回避するためにも、NPOと行政が協働事業を行っていくと共に、炊き出しや自立支援住宅等の独自事業を継続しながら対抗的相補性というものを喪失しないスタンスというものをみていくことが必要かなと思います。

ちょうど時間がまいりましたので、以上で私の報告を終わりたいと思います。

2008.2.5 (議政記念会館)

全国ホームレス支援シンポジウム & ラウンドテーブル
「ホームレス自立支援から提起する新しいセイフティネットの構築」

ホームレス支援と社会学

—北九州市での調査結果から—

稲月 正
北九州市立大学

1

0. お話したいこと

- (1) 社会学から見たホームレス問題とは何か
- (2) だれが、どのようにしてホームレスになっているのか & そこに社会関係はいかにかわるのか
- (3) 北九州市ではどのようなホームレス自立支援が行われているのか & そこで社会関係はどのように生かされているか
- (4) ホームレス問題を社会関係の視点から考える際に気をつけるべきことはなにか

↓

自立支援における「社会的きずな」の重要性 & その議論の「危うさ」

2

なぜ、北九州市のホームレス自立支援を取り上げるのか

NPO法人北九州ホームレス支援機構の自立支援の特徴

1. 「ホームレス」支援を
 - (1) 住宅や十分な食料がないという「物質的困窮」=<ハウスレス>問題
 - (2) 生活の場における「社会関係の喪失」=<ホームレス>問題に分けて考える。
2. <ハウスレス>と<ホームレス>の関係を考える。
3. 「放き出し」→「相談」→「自立支援」→「自立後支援」・「ニアホームレス支援」といった一連の流れを支援するトータル・サポート・システムの構築をめざす。
4. 「ホームレス(<ハウスレス>と<ホームレス>)」を生まない社会を構想する。

↓

地方中核都市で社会福祉のあり方を考える際の指針の1つ

3

1. 社会学から見たホームレス問題とは

社会学とは・・・? 「幸せ」の科学 どんな科学も幸せを考えるけど・・・

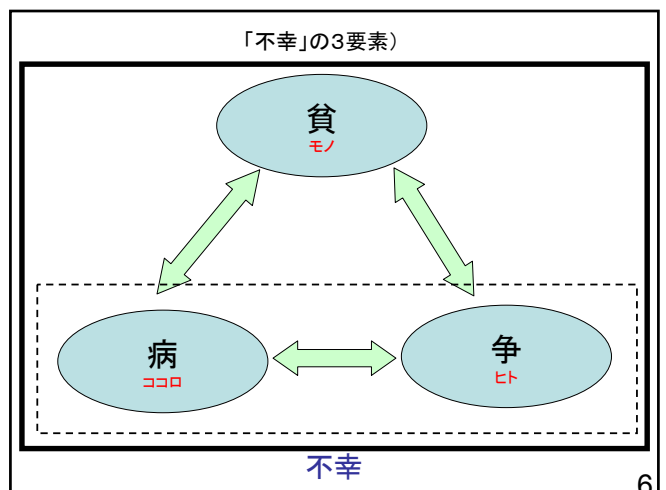
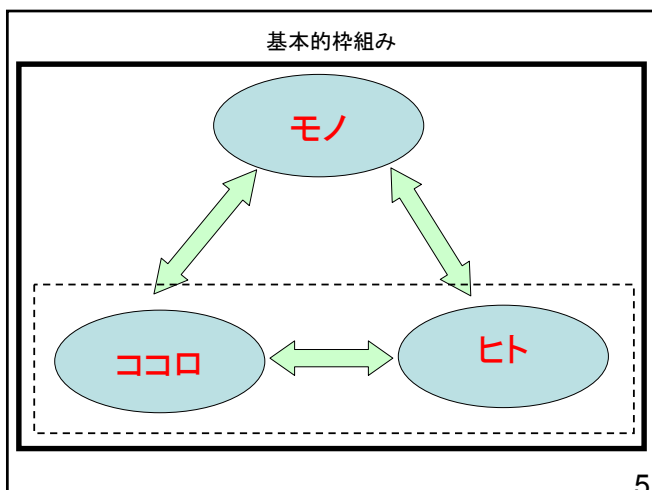
↓ 方法に特徴がある

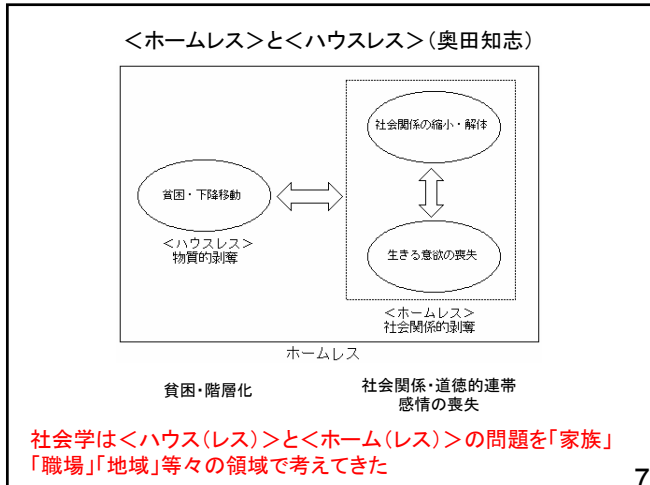
「社会」のあり方と「個人」の幸せとがいかにつながっているのかを研究する学問

↓ で、どんなことを言ってるの?

- ① 経済的な豊かさと公平な配分は幸せの一構成要素だ
- ② でも、それだけではなく、幸せは社会的連帯の回復にある

4





問題の所在

人が＜ハウスレス＞になっていく理由の一つには＜ホームレス＞化にともなう生への意欲の喪失があるとも考えられる。

一旦は＜ハウスレス＞状態を脱した人々が再び野宿生活にもどってしまうといった事態の背後にも、こうした＜ホームレス＞状況の持続があるのではないか[奥田,2006(a):15]。

↓

- ①野宿化の過程はどのようなものか？
- ②そこに社会関係はどのようにかかわっているのか？
- ③社会関係の形成と持続を基礎にすえたNPOのホームレス支援の効果は？
- ④NPOと行政との協働のありかたは？

8

既存の研究

(1)都市社会学(コミュニティ論)

低階層状況や下降移動 → 集団参加や社会関係量の貧困化

- ・階層の高い人ほど組織・集団への参加も豊富(鈴木広)
- ・上位階層はより一層社会に統合されているのに対して、下位階層はそうした参加・統合過程から排除されている。
- ・こうした関連パターンの存在は他の国での調査においても検証されている。

9

(2)社会階層論・社会移動論(ジョブ・マッチング論)

低階層状況や下降移動 ← 集団参加や社会関係量の貧困化

- ・社会関係は階層上昇・地位達成のための社会的資源
- ・就職には社会的ネットワークの量や質が関係する(グラノヴェッター)
- ・就職情報は特定の社会関係の中に埋め込まれており、就職情報への接近可能性が企業間の移動に影響を与える。

※ただし、職の獲得と人的ネットワークの関係には肯定的な調査結果と否定的な調査結果の両方が存在する。

10

(3)地域福祉社会学(ソーシャル・サポート・ネットワーク論)

低階層状況や下降移動 ← 集団参加や社会関係量の貧困化

※都市社会学(コミュニティ論)の議論も、実は「階層・移動→社会関係」と「社会関係→階層・移動」の循環的なプロセスを想定していた。

11

社会的資源としての社会関係

社会関係

- ①就職・転職・社会保障制度などの情報の源泉
- ②互酬性と信頼に基づく人的労力提供・金銭補助の源泉
- ③生きがい・生の意味の源泉

12

2. だれが、どのようにしてホームレスになっているのかーホームレス化の過程

13

2.1 経済的要因ならびに制度的要因

2.1.1 経済的要因

野宿生活をするようになった理由

理由	割合 (%)
生活費・家賃	43.2
病気・ケガ・障害	10.8
借金	13.5
ギャンブル・性格	13.5
生きる意欲	14.2
事件	1.4
自ら望んで	0.7
わからない	2.7

14

(1) 経済構造の変動ーグローバル化と構造調整

年度	男性(人)	女性(人)	男女合計(人)	増加率
88	35	39	74	-
89	57	50	107	44%
90	61	60	121	13%
91	60	58	118	-3%
92	75	69	144	22%
93	105	103	208	45%
94	133	133	266	33%
95	142	133	275	4%
96	191	181	372	36%
97	230	216	446	20%
98	279	275	554	24%
99	316	313	629	14%
00	361	360	721	14%
01	381	381	762	6%
02	426	426	852	12%
03	408	408	816	-4%
04	381	381	762	-16%
05	457	457	914	7%

NPO法人北九州ホームレス支援機構ホームページより
<http://www.h3.dion.ne.jp/~relou/spot/top.htm>

15

(2) 人的資本の低さ&就労基盤の脆弱性ーリスクの高さ

- ・低学歴
- ・低学歴→全般的な高学歴化の流れの中で、学歴が低いことによるホームレス化のリスクは、むしろ年齢の若い層で高まっている

年齢層ごとに見たホームレス(北九州)と非ホームレス(1995SSM)の学歴構成

16

- ・不安定な中小零細の「建設業」や「サービス業」への就労
- ・産業構造の転換による不安定職への移動

→「生産工程・単純作業従事者」の数は一貫して減少しているが、減少分の多くは「製造業」で発生→より不安定な中小零細の「建設業」や「サービス業」→ホームレス

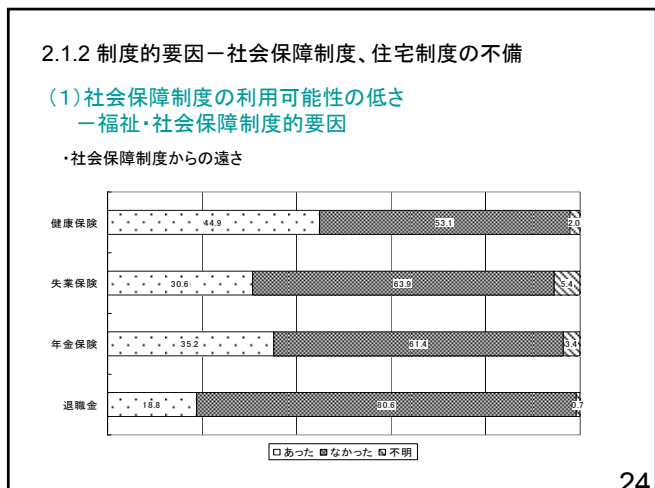
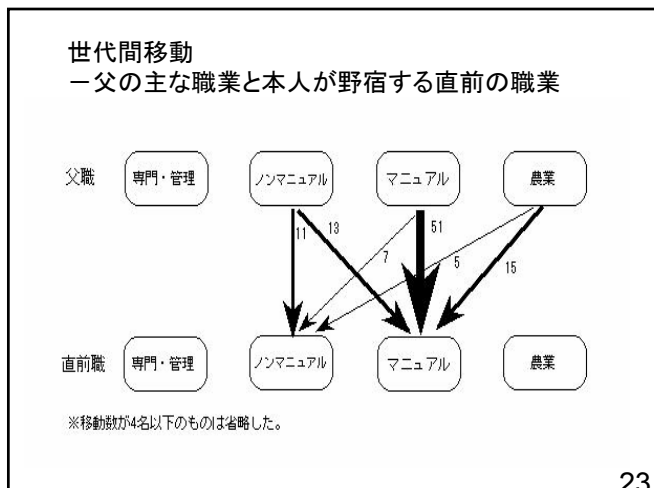
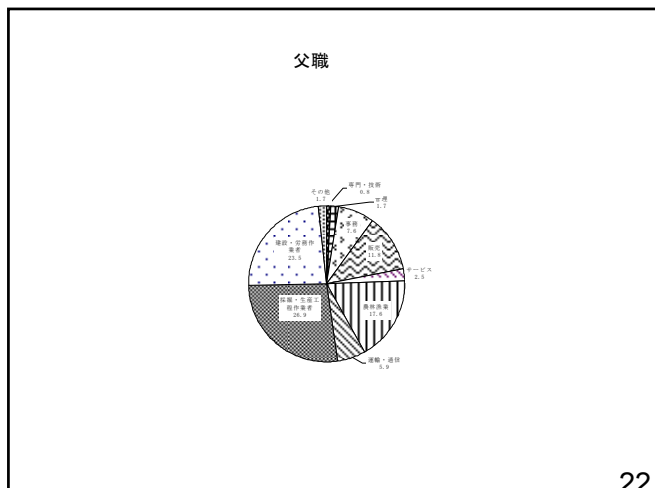
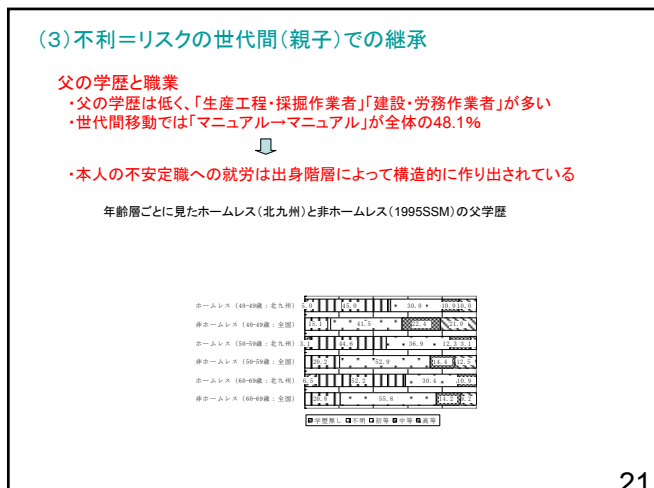
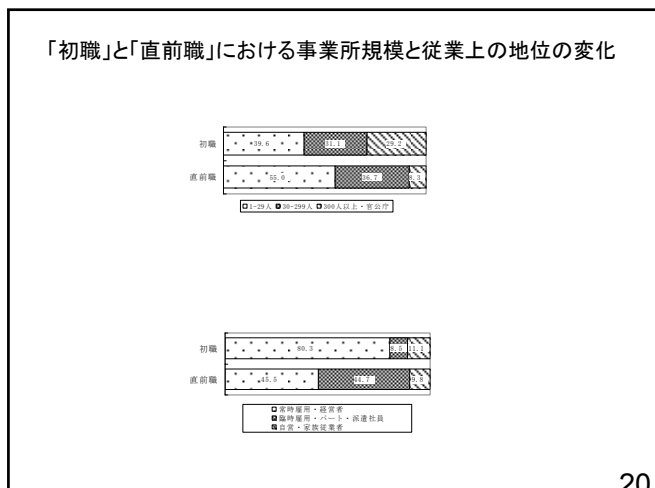
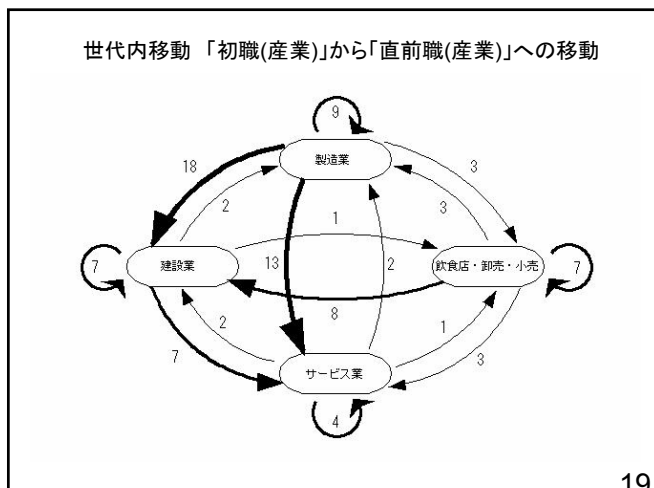
「初職」とホームレスになる「直前職」の産業&職業

17

北九州市における「単純作業者」の推移

生産工程・単純作業従事者

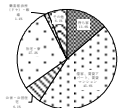
18



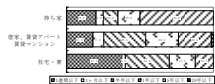
(2)失業しても住み続けることのできる住宅の少なさー住宅的要因

- ・「借家、賃貸アパート、賃貸マンション」が45.0%、「社宅・寮」が26.8%
- ・「社宅・寮」に住んでいた人のうち37.5%は失業後1週間以内に野宿生活
→居住形態の不安定性はホームレス化のリスクを高める

住居形態



住居形態とホームレスになるまでの期間



25

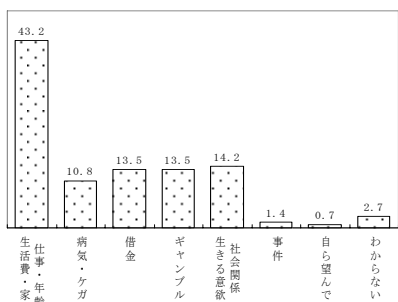
「不動産店」、「自立支援センター」、「福祉事務所や地方公共団体」で住宅を探した人
安い家賃の民間賃貸住宅に関する情報が得られましたか。

	全国2007			北九州2007		
	人数	%	有効%	人	%	有効%
得られた	76	3.7	40.6	5	4.9	38.5
得られなかった	111	5.4	59.4	8	7.8	61.5
有効回答数	187	9.1	100.0	13	12.7	100.0
無回答	4	0.2		0	0.0	
非該当	1,858	90.7		89	87.3	
合計	2,049	100.0		102	100.0	

26

2.2 社会関係的要因

2.2.1 社会関係の貧困



27

ホームレスになった理由

<社会関係・意欲>23ケース

- ・ 嫁が10年前に死んだので・・・
- ・ 何もすることがなく、行く場所がなかったから。
- ・ よく分からない。挫折感がひどく、どうでもよくなっていった。
- ・ 働く意欲がなくなってしまった。
- ・ 人生に嫌気がさした
- ・ 仕事の意欲がかけた
- ・ 長年、一生懸命働いたが、家族もいなくなり、人生に疲れたため
- ・ 妻がいなくなった、自分がだらしない
- ・ 家族に迷惑をかけたくなかったから。
- ・ 仕事の意欲がかけた
- ・ 年齢的なこともあり、世間にうまく溶け込めない。
- ・ 一緒に住んでいる人の母に出て行ってほしいと言われた
- ・ 両親がおばさんに家を売っていたために家を出なくてはならなかった・・・

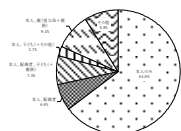
28

社会関係の剥奪

家族・近隣関係

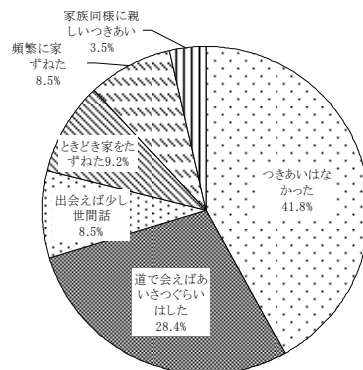
- ・ 家族からも地域からも孤立・無縁化
- ・ ただし、家族との再会を望む人は潜在的には多い

野宿をする前の家族形態

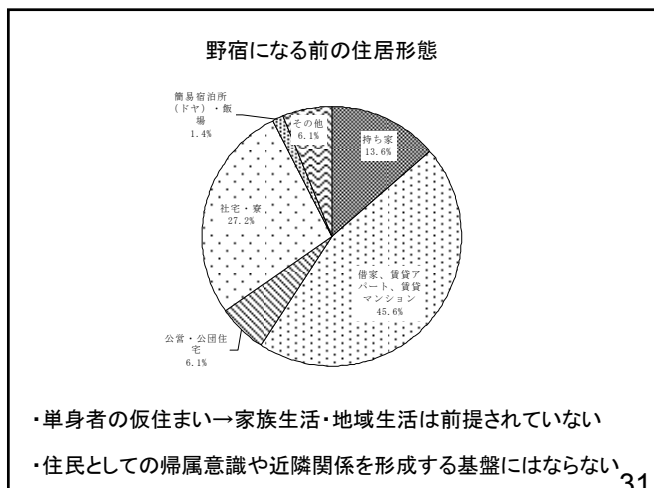


29

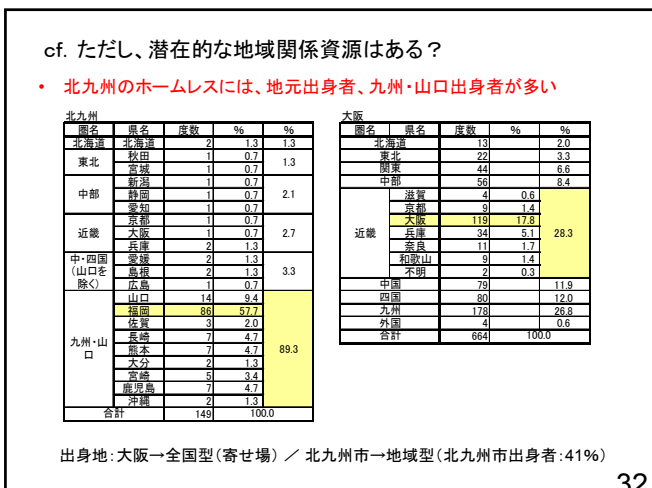
野宿になる前の近隣関係



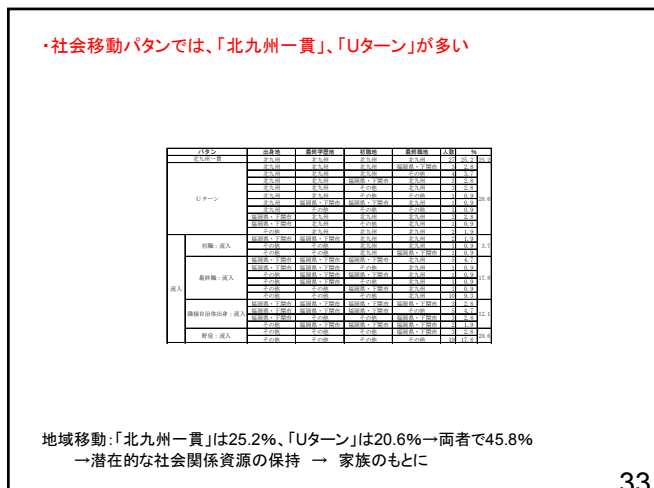
30



31



32



33

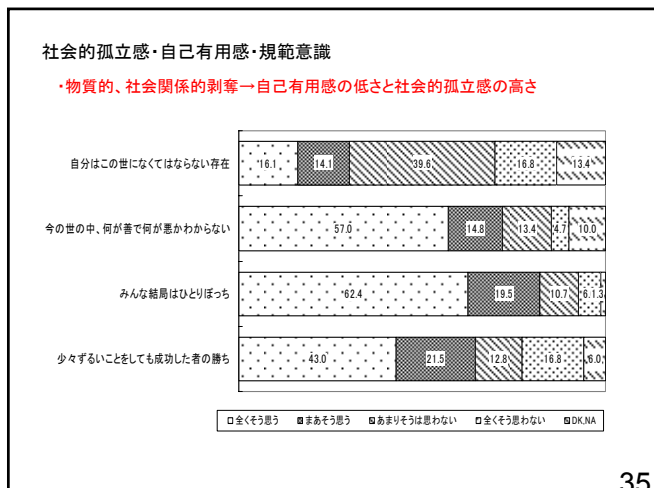
2.2.2 社会関係の貧困の帰結(1)

— 孤立感の高まりと社会への信頼性の低下

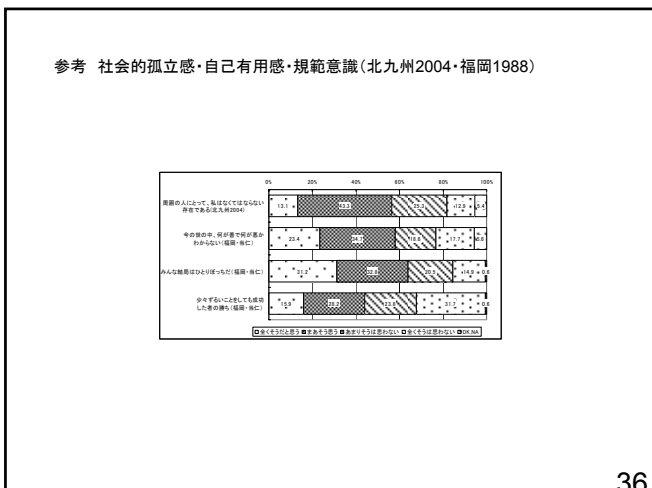
社会関係の喪失→生活や仕事を続けていく意欲の減退

e.g. 離婚
 妻子に逃げられた人、妻からポストンバッグを渡されて玄関のドアから押し出された人など、さまざまな離別体験をもつホームレスたちは一様に自分の非を語り、家族への思いを語るが、と同時に家族をやりなおすことはもう無理だとかここで悟っている。このことは、彼らから希望を奪い、路上生活から抜け出すのを難しくしているように見える。[岩田,2007:150-1]

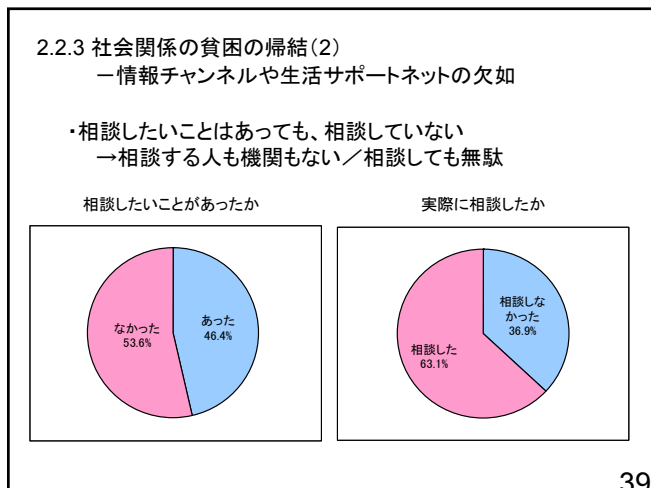
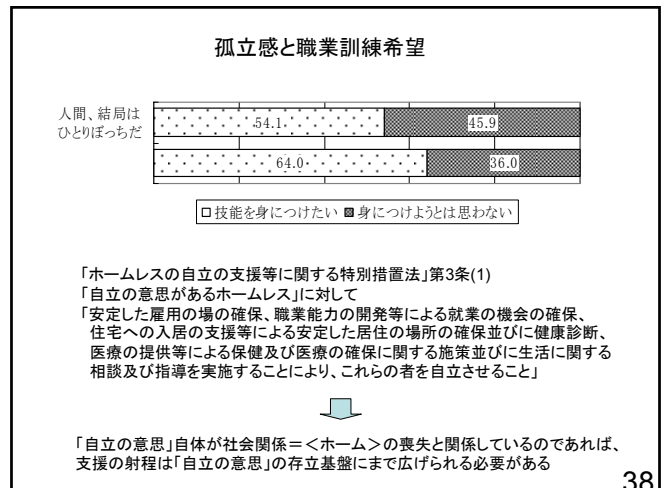
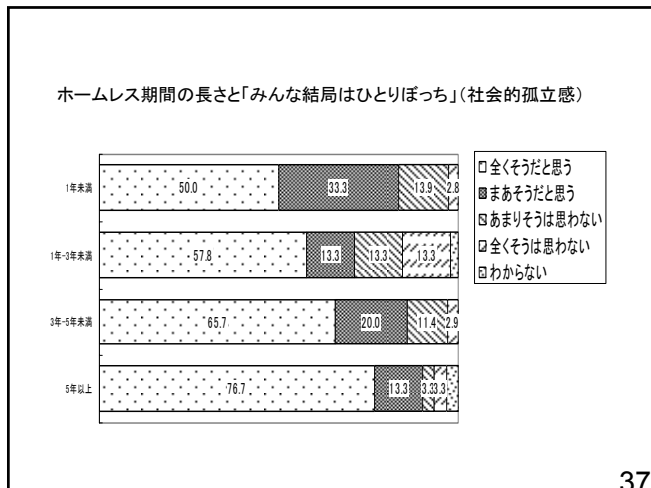
34



35



36



(借金がある人について)借金について誰かに相談したことはありますか

	人数	%	有効%
ある	6	5.9	21.4
ない	22	21.6	78.6
有効回答数	28	27.5	100.0
無回答	0	0.0	
非該当	74	72.5	
合計	102	100.0	

40

なぜ相談しないのか？

「相談する人も機関もない」

- ・「相談しようにも相談する人もいないし、そういう機関もない。」
- ・「知り合いがばらばらになったから。」
- ・「どこに相談していいか見当がつかなかった。」

「相談しても仕方がない」

- ・「役所などへ行っても結果が見えているから無駄と思った。」
- ・「相談したからといって、解決する問題でもないと思った。」
- ・「相談する相手がいなかった。以前市役所の福祉にも行ったが、何にもならなかった。」

41

家族・親族、友人といったインフォーマルな関係
 →事態を改善させるほど効果的なものではない。

- ・「家族に相談したが、相手にされなかった。」
- ・「きょうだいに相談したが、きょうだいができる問題ではなかった。」
- ・「友人に相談したが、皆同じような状況だったため改善しなかった。」

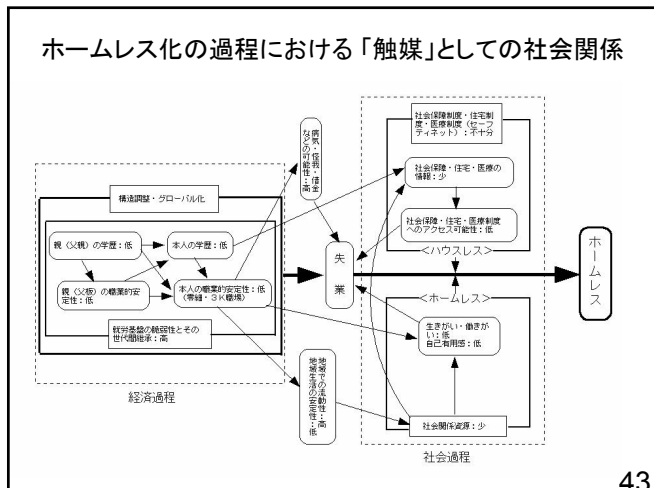
cf. 「弱い紐帯の強さ」仮説(グラノヴェッター)

「弱い紐帯」から得られる情報は自分の生活範囲とは異なる未知の情報であることが多く、より広い世界への橋渡し機能を持つから[Granovetter, 1973].

↓

情報ルートの確保については親族や同質的な友人とは違った多様な社会関係の構築が必要

42



社会福祉(公助、互助、自助)における「社会的きずな」の機能

- ① 生の意味、生きる意欲、就労への意欲の源泉
→それがなければ「自助」はますます厳しいものに
- ② お金や部屋の貸借や食事の提供といった「互助」的生活サポート機能
→ 互酬的な共同性＝社会的信頼の基盤(契約における非契約的要素)
- ③ 就職、住宅、福祉、法律などに関するさまざまな情報ネットワーク
→「公助」へとつなぐチャンネル

↓

ホームレスからの脱出には、こうしたさまざまな機能をはたしうる社会関係を再構築してゆくことが必要＝「ホームの回復」(NPO北九州ホームレス支援機構)
→上記3つの機能を果たす集団＝家族(ホーム)

「ハウジング・ファースト」、「ホーム・セカンド」[奥田,2007:27]

44

・「社会関係」は、ホームレス化の主原因ではないが、「触媒」的な働きを持つ。

・自治体、NPOレベルでコントロールできるのは「制度」「住宅」「社会関係」

・とくにNPOが「得意」な分野→「社会関係」

↓

・どのようなホームレス自立支援が行われているのか

・また、そこでホーム(社会関係) > はどのように生かされているか

45

3. 社会関係の構築を生かしたホームレス自立支援

3.1.1 NPO&センタースタッフ

- ① 就労支援においても、単に職業訓練を行うだけではなく、センターや支援機構が就労先を開拓し連絡を取り合ったり、**就職後もセンター退所者との関係をとぎれさせないように努めている。**
- ② 自立支援センターとは別に、退所後、ふたたびホームレスにならないよう、**自立生活を継続的に支援**することを目的とした自立生活サポートセンターも設置された。
- ③ 自立支援住宅や自立支援センター**退所後も、退所者との連絡がつくような関係が維持**されている。

46

関係の「出発点」として-NPO・センターのスタッフの重要性

・まず「聴くことから」

「北九州においてホームレス支援が始まった当初から今に至るまで私たちの基本姿勢は『聴くこと』にある。当初の12年間(1988-1999)は、特にこのことに重点をおいた。」

「すべて当事者に教えてもらった」(現実の把握)

「支援の仕方について考える場になった」(奥田知志)

↓

社会関係(ホーム)の回復を重視した「グランドプラン」の作成

47

NPOによる「炊き出し」の維持

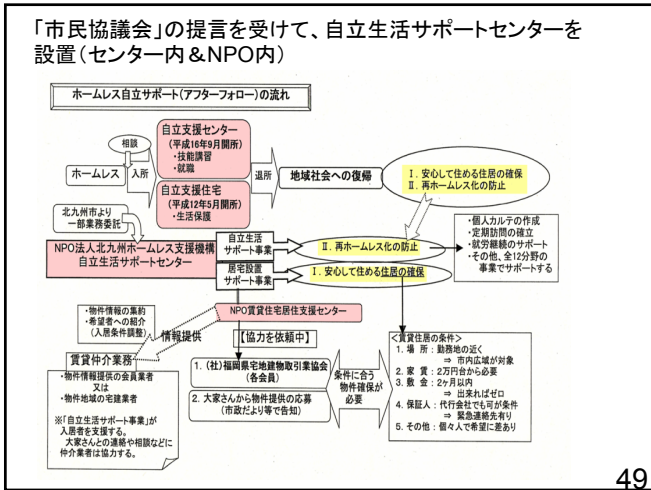
・「炊き出し」は社会関係の構築や継続にとって重要→信頼の基盤
→弁当をくばり、会話がなされる時、そこで交換されているのは、表面的には「食べ物」や「コトバ」であるが、同時に「こころ」や「気持ち」が交換されている。

・「炊き出し」は「センサー」としても重要

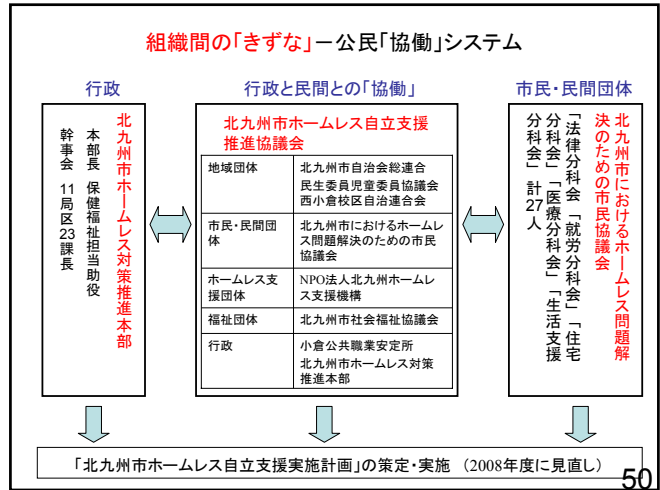
・「炊き出し」は行政からの自立・自立の原点(対抗的相補性の確保)としても重要

「役所」、「福祉」、「ボランティア」に対するイメージ

48



49



50

巡回相談事業の開始

ホームレス総合相談事業の運営状況

	相談件数				一人あたり相談回数※	野宿者数の推移		
	2003	2004	2005	合計		2001年	2003年全国調査	2007年全国調査
札幌市	50	76	67	193	2.2	68	88	132
仙台市	335	483	497	1,315	6.5	131	203	132
千葉市			1,640	1,640	13.1	123	126	103
東京都	新宿区	974	771	1,279	2,924	3.8	5,712	6,361
	府中市			448	448	3.9		
横浜市		1,815	1,991	3,906	8.4	602	470	661
川崎市	7,291	6,344	3,059	16,694	20.2	901	829	848
京都市						492	624	387
名古屋市	1,406	4,092	6,022	11,520	6.5	1,318	1,788	741
大阪市	7,714	10,171	11,826	29,711	4.5	8,660	6,603	4,069
神戸市			434	434	1.4	341	323	135
北九州市	231	4,733	8,318	13,282	31.6	197	421	249
福岡市						341	607	784

※一人あたり相談回数＝相談件数の合計÷2003年全国調査での野宿者数
※東京都の「野宿者数」の欄の数値は東京都23区の数値ではない。

51

巡回相談員にあったことがあるか

表24 問24 巡回相談員に会ったことはありますか。

	全国2007			北九州2007		
	人数	%	有効%	人数	%	有効%
会ったことがあり、相談した	729	35.6	35.9	64	62.7	63.4
会ったことはあるが、相談したことはない	536	26.2	26.4	22	21.6	21.8
会ったことはない	766	37.4	37.7	15	14.7	14.9
有効回答数	2,031	99.1	100.0	101	99.0	100.0
無回答	18	0.9		1	1.0	
合計	2,049	100.0		102	100.0	

52

巡回相談の頻度

表24-1 問24-1 問24-1 問24で「会ったことがあり、相談した」または「会ったことはあるが、相談したことはない」と答えた方について、どのくらいの頻度で巡回してきますか。

	全国2007			北九州2007		
	人数	%	有効%	人数	%	有効%
週に1回程度	145	7.1	11.8	44	43.1	53.0
月に2～3回程度	204	10.0	16.6	14	13.7	16.9
月に1回程度	367	17.9	29.8	14	13.7	16.9
半年に2～3回程度	286	14.0	23.2	4	3.9	4.8
半年に1回程度	129	6.3	10.5	3	2.9	3.6
1年に1回程度	100	4.9	8.1	4	3.9	4.8
有効回答数	1,231	60.1	100.0	83	81.4	100.0
無回答	34	1.7		4	3.9	
非該当	784	38.3		15	14.7	
合計	2,049	100.0		102	100.0	

53

3.1.2 ホームレス同志の関係ならびに「なかまの会」

自立生活をはじめた元ホームレスの人びとの組織（2002年12月に発足）

- ・執行組織として「世話人会」
- ・世話人は自立者の暮らす地域の担当者となり、定期訪問や支援機構からの発行物などを届ける活動も行う
- ・会員の中での互助積立金制度

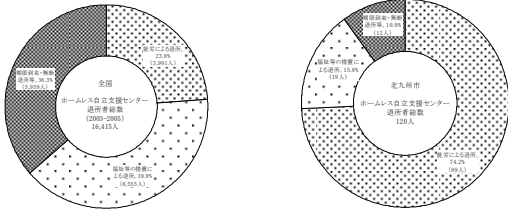
「支援する側」と「支援される側」という固定的な構図を乗り越え、同じ苦難を経験した当事者同士が支えあうシステム [奥田,2006(b):112]。

cf. グループホーム

54

3.2 関係性の構築を目指した支援の効果

- ・野宿者数は大幅に減少
- ・自立支援センター退所者の「就労退所者」比率の高さ



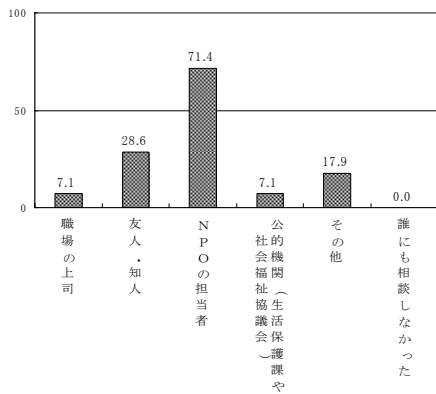
55

自立支援センター退所者調査

- ・調査期間:2007年8月
- ・調査対象:ホームレス自立支援センター北九州を退所し1年経過した人
- ・調査人数:62名
(内訳は、就労による自立継続者37名[59.7%]、生活保護・年金による自立継続者17名[27.4%]、離職し現在求職中の者3名[4.8%]、再野宿者5名[8.1%])
- ・調査方法:調査票を用いた面接
(自由回答欄を多く設け、同意を得た上で内容を録音)
- ・調査票の作成:野依智子氏(北九州市立大学非常勤講師)と共同で行った。

56

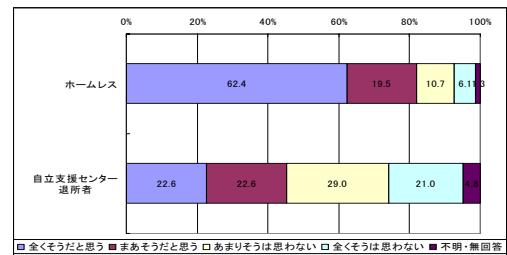
困ったことがあった人が相談した相手(複数回答)



57

社会的孤立感

周りにたくさん人はいるが、いざとなったら頼れる人はいない。みんな結局は一人ぼっちだ。

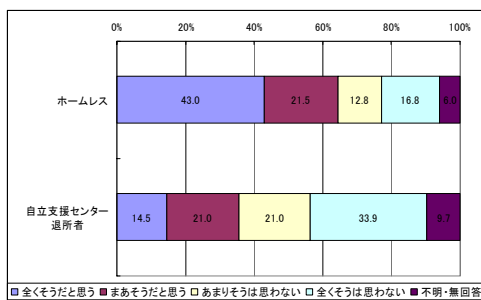


社会的孤立感は大きく減少

58

社会への信頼感

少々ずるいことをしても結局は成功したものの勝ちである

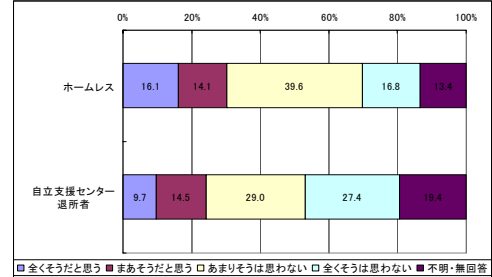


社会への信頼性は増加

59

自己有用感

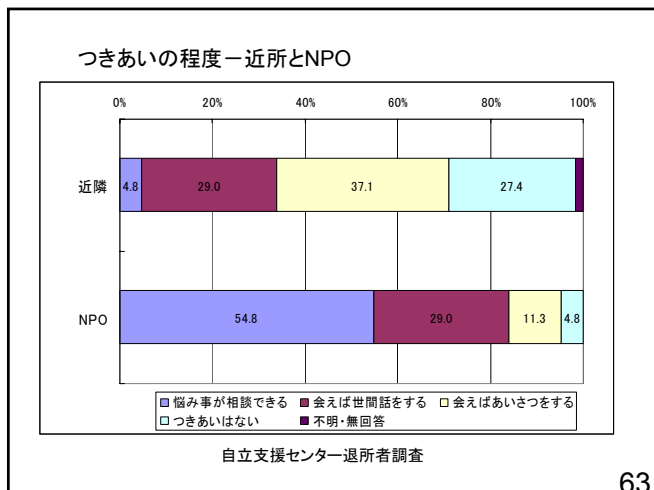
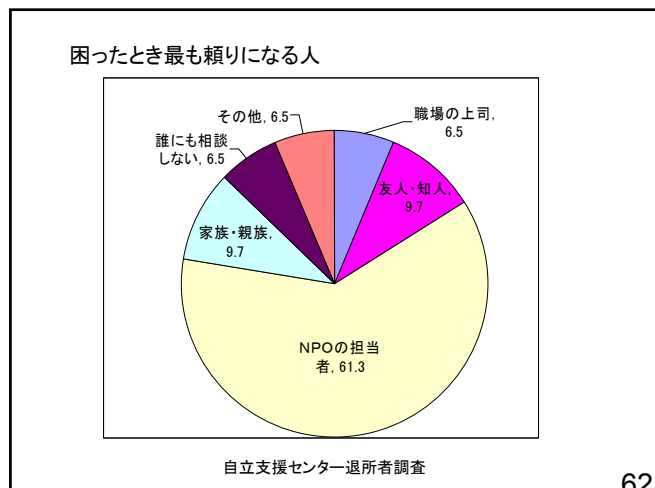
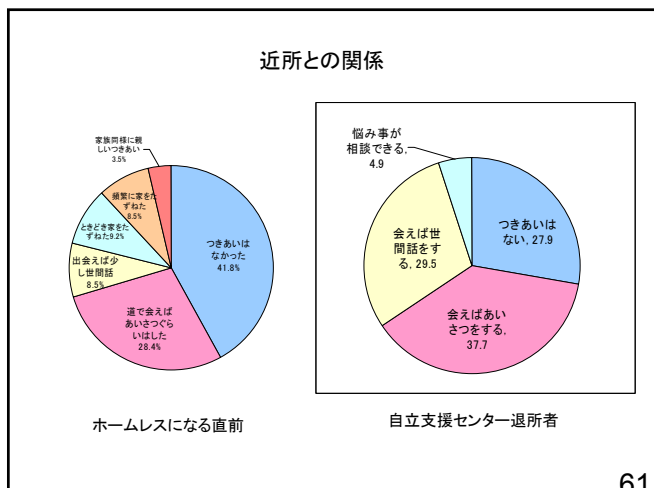
自分はこの世の中、社会にとってなくてはならない存在だ。



しかし、自己有用感はまだ高まっていない

→職業的不安定性、支援<される>存在としての意識?

60

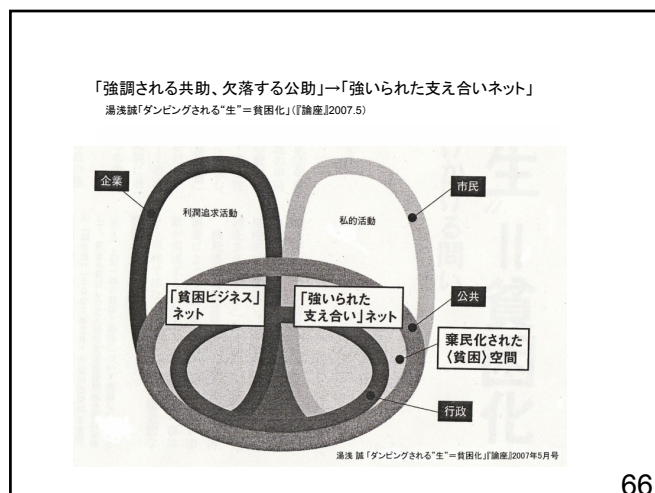
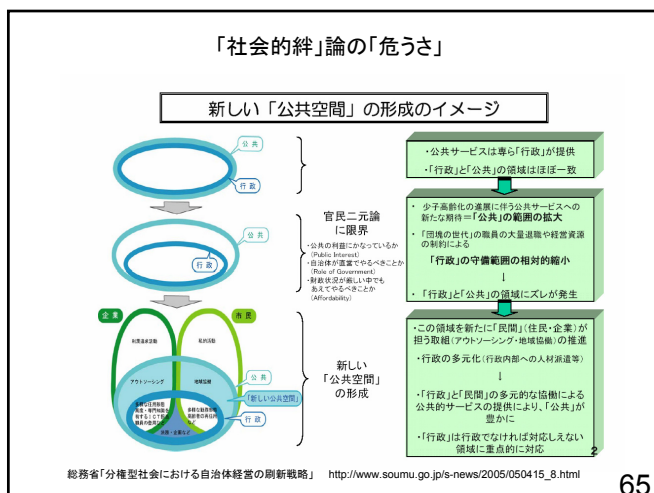


4. ホームレス問題を社会関係の視点から考える際に気をつけるべきこと

(1) 行政の下請化

(2) 対抗的相補性の喪失

・「福祉協力員制度で孤独死を防ぐことなど『できるわけがない』」
 (湯浅誠「ダンピングされる“生”＝貧困化」『論壇』2007.5)



自立と共立＝相互依存

支援機構が作り上げてきたのは「自立」というよりも「共立」＝「相互依存」の仕組みである

自立とは共立＝相互依存であり孤立ではない

- ひとがひととして自立していく力は、集団の支えの中で育まれる
- お互いの支えがあることがわかっているから、安心して自立できる
- 相互依存できる社会（信頼できる関係）の中で自立は可能になる



ディペンダンス（依存）からインディペンダンス（自立）へ、そしてさらにインターディペンダンス（相互依存）へ。（上野千鶴子『女遊び』p.257-258）

67

「ホームの回復」をいかにしたトータルサポート・システムの構築へ

(1) 支援の対象領域の包括性

→物質的な困窮（ハウスレス）からの回復をめざす支援と社会関係の喪失（ホームレス）からの回復をめざす支援が一つのシステムとして機能すること

(2) 支援の時間的な継続性

→ホームレスになった人に対する支援とともにホームレスになる一歩手前の人への支援、あるいは、ホームレス状態を脱して自立生活をはじめた人びとへの支援も必要（ホームレス化の各ステージ全体にわたる支援）

→予防（相談事業、当座の資金支援など） cf. グリーンコープ

(3) 「当事者」「自立者」「NPO」「行政」の対抗的相補性

→依存、下請化ではなく、自律的な連携の確保が必要

68

既存の福祉制度との接合

→障害福祉／高齢者福祉／地域福祉

- ・福祉制度（公助）は自立的な関係をつくるための土台である
- ↓
- 自立支援は、公的社会保障の充実とセットで考えられるべきものである
cf. 新自由主義の流れの中で自立支援と小さな政府はセットで提示
- ↓
- ・しかし、自律としての自立は社会保障の充実と、＜原理的に＞矛盾するものではない
- ・また、福祉国家では、家族、地域、NPO、ボランティアは衰退していない。
- ・自立的な社会関係が形成されるためにも、既存の社会保障制度との接合と充実が必要である

69

第2部

(半)公的セクターから提起する ホームレス自立支援の課題と展望

第2部 (半) 公的セクターから提起するホームレス自立支援の課題と展望

■ 1

1. 奥村健(更生施設大淀寮・自立支援センターおおよど 施設長)(ビデオ出演): 保護施設・ホームレス支援センターから提起するトータルな社会保障の再構築

◆ 日本型社会福祉の幻想

水内: 奥村さんは、1999年の大阪市におけるホームレス自立支援施策立ち上げ当時からかわり、更生施設・救護施設大淀寮およびホームレス自立支援センターよどがわの施設長を2006年3月までつとめ、同年4月より、退職された山本憲一前施設長の後任として、更生施設大淀寮、ホームレス自立支援センターおおよど施設長をつとめられています。社会福祉法人みおつくし福祉会の職員のお一人として、大阪市のホームレス自立支援の現場を10年近く関わってこられた経験のみならず、全国の全国更宿施設連絡協議会の会長もつとめられ、生活保護施設の運営という観点からも深い経験を持っておられます。日本の社会保障の再構築を見すえ、ホームレス自立支援法の後半5年の課題と見通しを、存分にお話しただければと思います。

奥村: 日本の福祉の幻想と言うか、一時期は本当に貧困対策なんてもう必要ないんだ、みたいな感じの時代があったんだと思うんですね。要は全ての国民が社会保障制度の大きな枠組みの中で、皆保険という認識、年金にしても健康保険にしても、新たに発足した介護保険制度にしても、これらですべてまかなえるんだっていうような感覚が強かったんだと思うんです。そこからこぼれ落ちて行くような人、その中からどうしてもインクルードできない人たちを支えるぐらいでいい、という低いレベルの危機感しかなかった。生活保護であったり、児童養護であったり母子であったり、その問題はあんな非常にコンパクトになるはずだった。しかし日本全体の社会保障の仕組みが、思い描いていたよりは制度がきちんとできなかった、ということその弱さがここにきて一気に露呈してきたということでしょう。実際上生活保護以下で地域で生活していて、支援のないまま孤立している人たちの生活にしても、どこにむけて、どういう仕組みで制度作りをしていこうかというビジョンの具体性っていうのが全然出てこない、というような現状認識を持っています。

今は色々な形でうごめいているというか、生活保護の制度自体の見直しの基本的な考え方や、福祉の仕組みの中で施設の役割みたいなものにどれだけの比重を置くのかとか、生活保護でやれなかった部分がホームレス自立支援法の制度でできあがってしまったことや、あるいは生活保護を使いながら色々なNPO団体とか、宿泊所さんや、簡易宿所さんのような民間がそういう利用者のサービスをやっている、現実がどんどん進行してゆく、量的には膨大になってきていると思うんですけど。本来の仕組み制度としてきちんと、法的な背景があって、利用者の人たち、そういう人たちの生活を保障していこうっていう考え方じゃなくて、あくまであるものがどうそれぞれに使えるかというところで、ばらばらに事態に流されながら動いてきて今の状態があるんじゃないのかなと、捉えています。そういう意味じゃ生活保護とホームレスの自立支援の違いを明らかにしないまま、一方では利用者としては本来は現代における色々な貧困の中で、色々な生活困難な状況になっている人たちが、少なくとも制度でつないでいて、という感じでしかないんじゃないでしょうか。

一方生活保護施設を長らく運営してきた我々の方は、本当にセーフティーネットとしてきちんと機能してきたのか。社会保障の仕組み、もっと広げていくと雇用の問題だとか教育の問題が今のよう不安定なものになってきた時に、本当は、我々の方の社会福祉というものがきちんと働かなきゃいけないはずだったのが、量的にも足りないっていう部分だけでなく、社会福祉法人がぬるま湯につきり、そういう中できちんと機能しなかったっていう現実には、やっぱり認めざるを得ませんし、反省しなきゃいけないところだと思います。その中で、機能した部分と矛盾を抱えている部分をきっちり検証していくということが大事だと思っています。見直しをはかっていく理由にはそれぞれがどれだけの役割が果たされていて、どういう問題があって、そこから何をしようという点検、検証をやらないと、いつまでたってもちゃんとした具体的な仕組み制度はできあ

がらないかなって印象はすごく強いです。

◆ ホームレス自立支援システムの自己評価

水内:大阪市では奥村さんは、ホームレス自立支援の立ち上げからずっと関わってこられていますが、その現場の当事者からみての率直な自己評価はいかがでしょうか。

奥村:元々が最も古いタイプの生活保護関係の施設にわたしたちが属しているのと同時に、ホームレス自立支援も立ち上げのときからずっと、2002年の法律ができる前の、1999年から巡回相談、地域調査というところから、生活保護関係の施設の職員で集まって動き出して、やらしてもらってきました。当時は、ホームレス自立支援は、生活保護でやればいい、やらなければならないし、できるはずと思ってたんです。でも実際それぞれやってみますと、ホームレスの自立支援法という生活保護を適用しないで行政が利用者の困窮状態に対して窓口として受けるといのは、ある意味ですごく有効に機能したなという感じを今は持っています。生

活保護ではこんな風にはいかなかった。福祉事務所のケースワーカーの問題もあるんでしょうし、利用者側も生活保護だけだと敷居が高い、最初から諦めていたり、生活保護が嫌だと思っていることが多かったのです。しかし、申請主義ではなく、こっちから声掛けていける体制というか、巡回相談事業の方にすぐ来てもらったりとか、保護の適用にしても動きやすい部分が増えてきたりというのが見えてきました。

生活保護の制度では、行政が上手に貧困対策としてのホームレス対策部分をうまくこなせなかったっていう、これは行政自らが示してしまったことなんでしょうけども、本来だったら生活保護を上手に制度として使うのが憲法上の建前でもあるでしょうし、日本の制度的にはそうなっていたはずなんだろうけど、それが全くうまくいかなかったから、やはりこういったホームレス対策に結果としてなってしまったんだろうなと思います。

◆ 生活保護による支援とホームレス支援のダブルスタンダード

水内:奥村さんが寮長をされている更生施設は、就労支援の施設でもあるわけですよね。このへん、生活保護による支援とホームレス支援のダブルスタンダードができてしまったのでしょうか？

奥村:もちろん更生施設でそれまでやってきた、培ってきた様々な就労支援であったり、地域での生活の支援する、そういうものをホームレス自立支援センターにどんどん導入したことで、基本的には効率的に施設運営ができた、という風には思っています。自立支援センターは全国にも23箇所ありますけども、大部分のセンターでは、不定住貧困対策の系譜での保護施設運営の作り上げられてきた蓄積が機能したのではないかな、と思っています。

じゃあ何で生活保護の施設でやらなかったのか、というと、やはり行政の側が、稼働能力があって、年齢の若い層、50代くらいまでっていう感じで、限定的に捉え

ていた部分っていうのがあって、窓口で皆さん追い出されていたでしょうね。生活保護を誰にでも、本来必要とする人に提供しますよっていう考え方じゃなかった。ホームレス自立支援システムが動き始めた頃は、ホームレスになってる人たちはもっと年齢の高い人たちでした。当初は60代、場合によっては70代っていう感じでした。高齢者に関しては、順次居宅保護っていうような、移行していくことはそんなに抵抗なかったようですけども、やはり、50代60代前半までの方々への保護は、行政の側の抵抗感が非常に強かった。それから、ステイグマというか、モラルハザードというか、貧困に対する蔑視が結びついていると言うか、ご本人さんも、中々生活保護を申請しにくい。これは行政の問題もあるのかもしれませんが、もっと若い方、30代とか20代になると、なおさらなんですけども。生活保護ということを利用することに抵抗があったのではないかな、というように思うんです。

◆ ホームレス支援が新たな困難層を掘り起こした

水内:お話をうかがっていると、生活保護で想定できていなかった層を、ホームレス支援施設が新たに掘り起こしたというストーリーが浮かび上がってきたような気がしますが、逆にそのことが生活保護の敷居を高くと

いうようなバックラッシュは起こっていないのでしょうか。

奥村:生活保護で、そのままホームレス対策もしなかった

結果、利用者にとっても割合制度全体で敷居は低くなって利用しやすくなった面はありますが、一方で生活保護の敷居がどんどん高くなってきているかな。稼働能力があって、年齢がある程度低い人たち、年齢層的には60代以下で、たいした病気がなかったら生活保護じゃないですよって、一方で支援センターを使いながら、生活保護でない逃げ道があるから、もう一度頑張らなさいという仕組みになってしまっているところもあるかな。全体としてはハードルは低くなったけど、生活保護だけで見るとハードルは高くなったかなという感じを持っています。

施設に関しても、今まで更生施設を使っていたような人が支援センターを使って、どうしても短期間で効果的に結果を出せという。福祉の提供側も努力を強いられてますけど、利用する側も結果的にはそういう仕組みを押し付けられてるのかなという。この辺のところはこれから生活保護見直していく中で、全国知事会とか市長会で出されてる新しいセーフティネットの考え方

の中に(全国知事会・全国市長会「新たなセーフティネットの提案」、2006年10月25日)、年齢でもって分けて、年齢の高い人たちはある程度一般的な社会保障制度ですかね、介護保険などそこから初めてくるような人たちで年齢も高い人たちは生保を受けられる。それよりも年齢の低い人たちは期限付きで、今のホームレス自立支援法をもう少し期間長くして考え方を幅広くしたような生保制度をやろうという提案もありますけども。さらに年齢の若い人たちはホームレス自立支援法の改訂版みたいな、生活保護にいたる前の支援。どのレベルでどんな形で支援するのか。さっき言ったような住宅だけの手当てをして就労支援を併用していくような、具体例のところをどうするか。ホームレス自立支援法の運用を見ながら考えられたというのものもあるかもしれませんが、ひとつの現実的な考え方だと思うんですね。そこで生まれるデメリットもあると思いますので、そのチェックもしながら、今はダブルスタンダードで行ってありますが、そういう考えが正しいのかどうか。

◆ 新たな困難層の受け皿としてのホームレス支援施設

水内:なかなか核心に触れられたご意見をうかがったような気がします。この点は最後のまとめで改めてお聞きするとしまして、では新たに掘り起こしたおっしゃられた現象を、施設は具体的にどのように感じ受け止められているのでしょうか。

奥村:そうですね。極端な言い方をしてしまいますと、現実には生活困窮状態になっていて街中で目に見える、ホームレス支援法で規定されたようなホームレスという人たちっていうのはある部分であるという風に感じます。再入所の方も今は増えてきていますけども、やはり最初にホームレス自立支援施設を立ち上げて、利用者の方を受け入れていた頃と比べると、ずいぶんと利用者側の状況っていうのも変わってきているな、という感じができております。その背景にはもっと大勢の生活ぎりぎりで行っている人たちがいるっていうのが。我々施設をあずかっている者の実感です。ずっとアパートで生活していた人が仕事なくて、年金なんか

の一般的な社会保障を受けられない人が家賃払えなくなって、そしたら生活保護ですよ、でもなかなか生保を適用しない自治体があって、そのまま家を失ってしまったというような、それに近い人も大勢いると思います。わたしたちのここの地域で見ても、高齢者の方で孤立してる方は多いですから。

これからそういうぎりぎりの人たちをどう支援していくかっていうのも含めて、生保受給というものに地域格差があり、その是正がなかなか難しい状況である以上は、ダブルスタンダードにしたりすることは当面必要になってくるのかなというの思うところがあります。ある意味で、生活保護がありながら、ホームレス自立支援やってるのは一つの実験をしているようなところでもあるので、実験であるならば、実験のデータとしてつき合わせながら、その結果としてやらざるを得ないなら、どういう仕組みでどんなものをこれから作っていくのか。できるだけ早くやらないと間に合わないとも思います。

◆ ホームレス支援施設がフォーカスすべきこと

水内:となると、重要なのは、このダブルスタンダードの一基準である、ホームレス自立支援の核心部分はどういう構造になっているのか、どのような支援スキルが仕組みとして用意されているのか、というあたりをお聞きしたいのですが。

奥村:利用している人たちのホームレス自立支援をやることによって、そこを利用する人たちが、以前の更生施設に入所していたような人たちとして割合センターに流れてきてて、その人たちは稼働能力もあるし、就労意

欲も高い人たちで、うまい場面設定さえすれば何とか行く可能性が高い。それが継続するかとなると雇用の問題になってきますから、福祉の問題だけじゃなくて、社会保障の広い範囲で見たときには、教育であるとか、労働であるとか、社会保障を担っている大きな要素だと思っんですね。仕組み的には、もう一度何とか自分で生活の基盤を作っていける挑戦をされる方にはそれを提供できるような、そういう機会を作る、そういうシステムが絶対必要だと思います。

その一方で、更生施設の方の利用者の変化が非常に感じられます。最近では精神障がい、それも統合失調症ではなくて、新しい国際基準の中で判定されるような精神障がいの方。神経症の過度な方であったりとか、

発達障がいの要素を持ってらっしゃる。社会生活を営んでいく中で、人間関係を作るのが上手にできないような方が施設を利用してきています。今の社会全体で、社会福祉の方向として、キーワードであるソーシャルインクルージョンの概念でも、社会の中で障がいのある方も一緒に生活できるような社会づくりっていうのがありますけど、現実はどうも逆行してる。どっちかというエクスクルージョンで、今までなんとか雇用されてた人たちも仕事に就けない状況であったり、その後の自分の生活の目的目標がもう一度きちっと立て直しができなくなって、社会で、地域で生活できなくなってきているというのが現われてきていることを現場で痛切に感じます。

◆ 施設のメリット、デメリット

水内:お聞きするような新しい困難を抱えた人々を、自立支援センターや保護施設などの中間施設で受け入れて行く中で、そもそもハコモノに入所するという、いわゆる施設入所に対するアレルギーは当事者のみならず、支援者側にもあります。地域での生活の難しい人が、人間関係が上手ではなくて集団生活が苦手な人が、より難しい集団の中に入り込んできてしまうという。施設側も難しいですけども、利用する側も生活していくのに自分自身の困難というか、戸惑ってるのではないかと思うのですが。そのへん施設側の対応についてどのような仕組みを考えられておられますか。

奥村:少し原則的な話にもどってしまいますが、施設が一番大きなメリットはきちんと住所がおける。これは非常に大切に。アパートを借りるにも、居場所をきちんとできるような、そこがききやいけなような、支援がまず一番大事というのが一つある。それは日本社会の中で仕事をするにしても、生活をするにしても非常に重要な要素で、なんらかの形でまずきちんと住所が置ける、そこで生活ができる場所を確保することがすごく重要なこと。施設は住所も置けますし、活動するための拠点としての場所になるというのは非常に重要なポイントなんだと思いますね。もちろんそこでの生活の基本としての、衣食住という、食べること、健康状態をきちんと維持していけることとか、就職活動するにしても身なりとかある程度の準備ができるような、そういったことが施設は用意できるのが第一にあります。あと、更生施設とか支援センターでは就職活動での、特に支援センターはそれを目的にしていますので、仕事の紹介、就職の紹介を最もポイントとしてやって、職安の

方が日々来られて、その時々雇用の話をされて、それに合わせてセンターの中で履歴書の書き方や面接のポイントや注意事項のチェックができますので、そういった意味での仕事をするための訓練の場所として施設の有効性・メリットはあると思います。

それを施設じゃない形でもこれから地域でどううまく提供できるかっていうのは、非常に大きな社会全体、地域全体にとって仕事につけない状況にある人たちの生活の展開として、重要な知恵や工夫のいるポイントだと思います。どうしてもやっぱり施設のしんどさっていうのは、それぞれの個人にとってはハードルの高いものだと思います。私自身でもやっぱり、自分たちが勤めてる施設に同じ状況で入るか、利用するかというと、なかなか利用できないかなっていう気持ちになるなあっていう。自分が利用できるのかという疑問が湧いてしまうくらい、施設っていうのは生活の場所としてはある意味では非常にしづらいところなんだなと一方では感じています。

最近見ている集団生活が苦手な人が多いっていうのは、以前だと我々の施設を利用する人たちっていうのは日雇いの労働であったり、飯場生活で既にそういう生活をどこかで経験なさっていることも多かったけれど、最近はまったくそういうことはなくて、一人でしか生活をしたことがない、個人でアパート生活をしてた人がアパートにいられなくなって施設利用をせざるを得ないという形で利用なさる方が多い。ですから、のっけから集団生活がいやだからということで施設に入らない人が多いし、施設に来られても、最初から私

は集団生活が苦手ですということではなかなか施設で、十分に外で生活するだけの蓄えであったり、健康面での回復を待たずに出てしまう方も多い状況になってきています。施設というのも果たしてどうこれからあるべきなのかなという。施設というのは大きなメリットもあるんですけども、集団でいて、一つでの部屋で4人、5人が生活することのデメリットの大きさというのが、個人にとっては非常にそこで秤にかけたときには、生活面での困窮よりも集団生活を拒否されるくらいの重みがあるのかなというのは、ちょっと最近悲しいかなというところで感じます。

サテライト事業ということで救護施設とか支援センタ

ーとは別に、近隣の地域にアパート借りたりして、そこを施設の付属の1人暮らしができるような居室を確保できるような運営の仕方でもできるようになってますけども、地域との関係や経費的な問題も含めて現実にはなかなか進まないのが実状です。それぞれの地域の中で個別の小さな施設を作っていくとなると、グループホーム的なものなんでしょうけども、簡単には進まない。それも制度的には予算つけて、それだけのいくつも作れるようなある程度の予算は必要だと思いますので、その中で施設なりを利用しながら社会復帰していく社会資源というのは、社会全体にとっても、地域にとっても無駄のない部分、いい資源になりうるものですが、なかなかそこは進まない。

◆「ライバル」としての無料低額宿泊所

水内:今までは大阪市を前提にお話しいただいたようなところがありますが、このようにこうしたサービスの需要の高い地域と、そういう人が少数点在しているところでは施設のあり方は違うだろうと思うのですが。まず、多いところに関しては、保護施設以外に民間の無料低額宿泊所やNPOさんが出てきて、いい競争相手、「ライバル」だという認識を奥村さんは持たれていると聞いています。その辺の保護施設が伝統をもって運営されているホームレス自立支援センター、あるいは更生施設と、新たな競争相手と思われる宿泊所とのいい意味での競争関係っていうのはどのように作ってほしいのかな。その辺を、ここの運営も含めて考えをお聞かせいただけたらと思います。

奥村:無料低額宿泊所とか、元々が寄せ場と呼ばれているようなあいりん地域や寿や山谷といったところで、簡易宿泊所/ドヤというものを運営していたところがアパートに転換して、介護サービスの提供なども掛け合わせながらやっていたところもありますけども。住宅の提供、食事の提供もされたりっていう、その中で生活保護を受けてそういうところを利用されている。それから、割合積極的に生活保護の方を行政のほうで一緒に行って、生活保護を受給しながら、そこから利用料を取って、宿泊所として届出をされた施設で生活をみられるという、そういう形態が、ここ10年くらいですかね、もうちょっと前から、地域地域で違うんですけど、急激に増えてきている。必然的な部分があったし、そういう施設、制度、施策がなかったところに上手に持ってこられたんだと思っていますし、宿泊所という制度が、非常に簡単な届出だけで運営できるということで、福祉施設の一つだということなんですけれど、

特に基準とか資格とかもない中でやれるということ、非常に簡便に利用して、元々は色んな団体さんの資金稼ぎという面もあったかとは思いますが、真面目なNPO法人さんがそういうものを運営されているところもある、という風にお聞きしていますので、それは中身をどこでどう精査していくかなんだと思います。

少なくともさっき言った、我々の古くある更生施設や同じような宿泊所でも、古くからある福祉法人が運営しているところっていうのは、やっぱり相変わらず集団生活、設置基準の中でまかなえる範囲で、中々個室化とか、1人のプライバシーをどう確保していくかっていうところに進めていくことは難しいんですが、宿泊所さんのようなところは最初から、ある程度競争も働くでしょうし、それから行政の方も新しくできてくるころなので、そういった個室的な部屋も用意するような指導も入ってきていて、既存のアパートであるとか、独身寮、社員寮、学生寮のようなものを利用しながらそういう運営をされているということで、プライバシーの確保ということであるとか、1人の自分の時間なり、空間を持てるという意味でも、非常に重要なことではないかな、という風に思います。

ただ、民間で、行政がどこまで介入できるかということもありますし、その中でどこまで水準が守られるかっていうところがハッキリしないっていうところがあります。そうやって得た利用料っていうのはどういった形で使われているのかっていうところも、それほどきちんと表に出していく必要もないのかもしれませんが、そういったところでは、非常に不安な要素が残るところではあります。そこは、本当に利用者との契約関係でき

ちんと利用者側がチェックできるような形、あるいは利用者を援助する仕組みがあつて、そこがちゃんとチェックできるような、そういう制度になれば、少なくとも、今相当数の方がそういう生活をされているとは思いますが、これからもし、その仕組みをきちんとしていけば、それはそれで定着していきたくらうし、必要な資源などは、一方では思っていたりします。

水内:これはお答えにくいことかもしれませんが、宿泊所側からすると、契約で入っていただいて、サービスの側には保護施設に近いようなサービスをしているところもありますけども、それは人件費をまかなうようなお金ではなく、住宅扶助かなんかでやっていってると聞いています。ある意味では宿泊所に対する制度の不備かとは思いますが、その辺の宿泊所の制度の不備というのは、施設側から見たら、やっぱり法的なところから踏み込んで、何らかの再編をしていかないとアカンっていうことなんじゃないかな。それをやってみると、どこで線引きするのかっていうことが気にはなってくるんですけども。

奥村:宿泊所っていうのは、法的には社会福祉事業法の

◆ 地方に目を向けて:ひとつは救護施設の活用を

水内:今度は、ホームレスの人々の数の少ない地域のほうに話しを移してみたいと思うのですが、いくつかあるNPOさんが頑張つて自立支援をしておられますが、数少ない地域の中に、既に存在する保護施設、これはほとんど救護施設になりますが、その役割っていうのを、もうちょっと明確にできれば、より手厚い、幅の広い支援ができるのでは、という思いがあるのですが、奥村さんも長年救護施設の運営に関わっておられますが、その役割に対しての展望か何かありますか。

奥村:これは私も不満なところで、そういう会議や研修会に出ると、もうちょっと頑張つて利用者を、それぞれのニーズに合った居場所を探して、やはり救護施設としての努力が必要だといっているのですが、全国182箇所ある救護施設のほとんどが平均でも20年以上とか30年ぐらいの在り期間、最近ではちょっと減ってきているんですけど、それが当たり前だった。でも、利用者が入れ替わっていくと、地域のセンター的な役割、核になっていく、そういう仕事も出てきますのでね、むしろ入所施設として利用者だけを仕事の目的として捉えないで、もうちょっと自分たちで仕事を開拓していく考え方。ノウハウはたくさん持っている施設だと思います。

中で行われていることで、生活保護の施設のようなしぼりだとか、色々な運営面での定義とか約束事がないっていう部分がありますけども、代わりに宿泊所っていうのは人員配置っていうのが、ほとんど定義的にはないですね。だから、それぞれの運営主体が自前でどう利用者との契約の中で利用料の中でやっていくのかっていうことに尽きてくるんでしょうけれど。それでは、本当の意味で、今の宿泊所が抱えているような人たちへのサービスっていうのは難しいだろうなって感じます。

だから、そこは一度、本当はもう少し宿泊所で生活している各宿泊所の実態なんかを踏まえて、これから何が起きているか、むしろ色々な実態の中から何が起きているのか、それを作っていくかなければいけないんじゃないかなと思います。その調査っていうのが、なかなかできない、進んでないところではないでしょうか。だから、ちょっとそういう視点、現場の状況をキャッチするという姿勢が、国なり行政なりに欲しいところですよ。東京都さんはさすがに以前そうした調査をやらせていました。

スタッフもたくさんいますんでね、普通に比べますと。そういうところで、どこの地域でもやはり、その地域の中で生活をしていくのがギリギリの人たちっていうのが増えてきているはずだとは思いますが、そういう意味じゃ、どこの地域だからやらなくてもいいとかではなくて、どこの地域でも地元の中をもう一度見つめて、やれることをやっていくべきではないでしょうか。

言っても詮無きことかもしれませんが、本来では、生活保護法下の救護施設は、他法を優先して、障害者施設、老人施設に転換すべきだったんじゃないかと、そういうことをしなかった。施設側にも責任があるんですね。施設の方では、要は利用者を出しちゃつと、次入ってくる人がいるだろうかって言う不安もあるでしょうから。経営の問題として、そういう利用者が次のステップにいて、新しく別の利用者を受け入れるっていう、そういう仕組みになっていなかった。生活保護の施設っていうのは、1人入れてなんぼの世界ですから、この人数が減れば、当然減ってしまうんで、経営者としては、人を入れて押さえておきたいっていう意識が非常に働いています。

ホームレスの自立支援施設はそうではなくて、委託費として、ぼんと一括して入りますので。利用者が少なくても多くても、年間通してその経費でやって、少なくとも1年間の施設運営に関しても必要な経費は持てるという、そういう仕組みになっています。その辺のところでは、どんどん施設の目的、施設の機能をいかに発揮しようかという、そういう施設運営になっています。すべての生活保護施設でこういうやり方を適用するっていうのは難しいのかもしれませんが、もう少し安心して施設の運営ができて、機能を上げていけるような施設を作っていただくことができるわけですから、ホームレス支援施設の運営の中で活かそうという意識の

ある施設の経営者であれば、それはそういう方が効果が出るような、そういう仕組みだと思います。

とはいえ、そういう意味では、ホームレス支援法という、生活保護法の外、法外でやってしまうことが、逆にそれが、いつまでも保護施設の旧態を残してしまうようなジレンマはあるんですけど、ただ、やっぱりそれを変えるためには時間がかかる。それだったらもうまず今、目の前で、人に必要な施策で対応することが、とりあえず今は求められていることが、現時点でのわたしの任務だと自分を納得はさせています。

◆ 生活困難な人々への地域での支援の仕組み

水内：自立支援センター的な機能そのものは、どんな小さな都市でもそういう機能の働く場所があれば助かると思うんですけどね、通所型のセンターや、地域に埋め込まれたような、ゆっくりできる支援。地方へのお阪からのサジェスションがあるとするといかがでしょうか。

奥村：地方で受け皿がないために大阪に来てる人は多いですね。これは大阪にいると痛切に感じます。地方でどうそういう受け皿作りをするかということの難しさをどう克服するかですが、大阪でも行政だけでやれたかといったらできませんで、これ自体始まったのが、生保の保護課と、生保関係の更生施設を中心とした団体との連携の中で出来上がってきたものですから、よっぽどその辺の密接な福祉関係者、NPOなり、行政なりが、連携をとって、誰がまず場所作りなり、人的な提供をするかっていう連携作りみたいなものは欠かせません。行政の思い切りというか、縦割りではなくて、全体が絡んだ話ですから、支援センターにしても、当初は保護課が動いてたんですけども、途中からホームレスの支援課が立ち上がって、そこに中心が移りまして、職安であるだとか、当初は色んな就労支援の提供な

どもあって、それをもうちょっと広げてくれたらありがたかったんですけども、労働問題ともうちょっと上手く連携をとった形で今はその職安の方でハローワークに派遣をしていただいている。資格取得であったり、労働関係からの提供もあるわけですが、そこを地方の場合は上手くかみ合わせて、それぞれがなわばり意識超えて作るっていうか、それをやればホームレス対策ということだけじゃない仕組みが出来上がっていくと思います。

それから施設の機能の中身というのは決して一部の人だけでなく、いろんな人に、今の日本にとっては非常に重要な意味を持つ施設になると思いますから、その辺をどう考えられるのかということでしょうか。地域・地域での掘り起こしの中で、単に野宿している人がこの人数だからこんな施設もつたいないわ、じゃなくて、そういう機能を持った施設設備ができれば、それが色んな形で地域生活の人たちへの支援につながっていくという広い視野で考えて、新しい仕組みをつくるんだっていうつもりで全国的に展開していただけると、さっきいったような仕組みの中で新しい部分を担えるようになるんじゃないかなと思いますけど。

◆ 更生施設の今後の役割

水内：ついで大都市の更生施設の今後のあり方についてもお尋ねしたいのですが、大都市の中では救護施設、ホームレス自立支援センターとある中で、当初ホームレス自立支援センターに入ってきた人に近い人が入ってくる中で、今後5年間で更生施設の位置づけっていうのは、きっちり知る必要があるし、逆に言うと、ポストホームレス自立支援施設の、一つの核になるかもしれないと考えられると思うんですけど、その辺はいかがですか。

奥村：その辺はさっき申し上げましたように、今、社会の雇用の不安定な中であつたり、あるいは社会の中で、うまくそこに位置づけのできない、そこから零れ落ちてくるような、色んな形の人たちが大勢いますので、その辺がこれからは、そういう更生施設、あるいはさらに救護施設も含めてですけど、生活保護の施設で担っていくべきところかな、という風に考えてますけど。

◆ 社会的保護を推す人々への仕組みづくりの課題として

水内: じゃあ、少し踏み込ませていただいて、すでに奥村さんも言及されていましたが、現在、厚労省が言っているような、社会的保護を要するような人々に対する新しい仕組み作りについてのことの中で、保護施設、ホームレス自立支援施設の役割について、見直しをお聞きしたいところです。

奥村: 具体的な形で調査を踏まえて、そういう仕組み、これからの生活保護を中心にした、社会の中で本当にそういうこと、そういう仕組みが必要な人々にどういふものを用意して提供しようかっていうことは、今のところ出ているのは具体的な形ではこれしかないでしょう。それに対しては、きちんと、国だってそうですし、我々だって考え方を言っていかなきゃいけないと思うんです。

で、基本的には生活保護の中でも2段階、ダブルスタンダードの構えを取ってますけども、そこまで踏み込むべきものなのか、もう一つは生活保護の外に、そういう生活保護状況に至る前の、今のホームレス自立支援法でやっているような役割でしょうか。もう少し手前になるのかもしれないですけども、そういう仕組み、制度を設けていこうということなんです。

もう一步踏み込んで、先ほども言いましたが、各地域で、もっと地域の小規模な核になるようなものが必要だと思います。今は、介護保険の方で包括支援センターっていう制度ができていて、それは要支援の人々が中心なんですけど、あるいはその要支援に至る前の人たちも含めて、要は、介護を必要とするような状況を少しでも減らそうとか、そうなる前の中での、色んな支援をしていこうかっていう、そういう仕組みですけども。

貧困対策の中でも、そういったものに近い、あらかじめそれを見つけ出して、早めにそういう状況に対応できるような、少しでも早い方が、明らかに回復は早くすみます。特に住宅持っている、アパート借りている、家賃が払えなくなる、その背景が何かあって、その中

で、早めに手立てを行えば、何らかの生活の延長ができるってどうか、組み立てなおすことができるようなことっていうのはあると思いますんで、そういうような、入所施設だけではなくて、ホームレスの支援センターもそうなんですけれども、特に我々更生施設でもやっているし、それから支援センターでもやっていますけれども、アフターケアって言って、施設を利用した後での相談援助であったり、色んな生活を続けていくことが必要でしょう。やはりまた難しくなる方は、ギリギリのところやっぱり続けておられますんで、何かちょっと体調を崩されたりだとか、お金を落っこしたっていう方もありますし、パチンコですっちゃったって人もあります。

生活保護の状況でもそうなんですけれども、せっかく生活保護で居宅保護やっているのに、お金の使い方が荒くて、結局家賃払えなくなって出なきゃいけないって。そんな時に相談に来られて、場合によってはお金を預かって、定期的にお渡ししていったり、医療とつないだり、支援センターの中で多いのは、せっかく就職で出て、就労でずっとやっていたけれども、体調を崩されて年齢も上がってきて、相談に来られて、居宅保護につながせていただいた方とか。あるいは、さっき言ったような、お金落っこした、使っちゃったってことで、資金提供、お貸しするようなことをやっています。

ですから、新たにモデル事業として来年度、そういった地域の核作りみたいなことも考えてらっしゃるみたいなのが、厚生労働省のほうから出ています。そういったものを公務員のOBさんのために作るんじゃないかって、本当にそういうものが生きるような、どこにそういったことをやっていったらいいか、ニーズのあるところに、NPO 法人でもいいです、我々のところでもいいです、やっぱり本当に必要な状況っていうのは、もっと高まってくると思いますので。そういった本当に幅の広いものを提案していくってことで。そういったことの一つとしてね、全国知事会のああいふ案に対して、提言に対して、きっちりと議論していくってことが大事だと思います。

◆ 地域でのアフターケア、フォローアップの重要性

水内: 地域就労支援とか包括支援とか、地域の課題から発生してくる困難状況に対する取り組み施設と、ホームレス支援施設は、現在ある意味で法律が違うという

ところもあり、やり方も縦割りのところもあって、その辺りの、あまりリンクしていないところをリンクしていこう、その一つのキーが保護施設で始められた通所事業のよ

うな、必ずしも就労の場でないような、しかし地域でトータルの支援をしている、というシステムのあたりが注目されるようです。

奥村:そうですね、元々そういう、地域での生活の支援の仕組みっていうのが整っていなかった時代でも我々はやっていました。施設を利用することによってつながりができますのでね、OB会を立ち上げたりだとか、高齢者の方のアフターケアをやったりしながら、それを訪問相談していったり、もっと通所に来ていただいたり。簡単なお茶のサービスとか、食事を作ったりするようなこととか、一人暮らししていると、なかなか自分で作るっていうのも、男の場合は慣れないもんですから、そういったものもお手伝いしてみたりだとか。そんなことから始まっているんですけども。

段々それが広がっていったって、そういった方たちの支援をしている中で、福祉事務所とか、そういったところとつながりながら、また、部屋の片付けをさせてもらったり、地域で生活をしていて、上手に資源を使えない人たちにも声をかけさせてもらったり。段々、地域と街とつながっていったってというようなことも。そんな中で、包括支援の仕組みができたとか、民生委員さんたちとも昵懇になったりだとか。

結局、単体では全部こなしきれないんですよ。やっぱり、それぞれがそれぞれ、自分たちが上手にやれる部分があれば、四六時中見守ってるわけじゃないですから、やっぱり苦手な部分もあったりして。その中で、何でもやりますよ、みたいな感じもあります。我々も限られた人員でやっていますので、連絡取りながら、で

きるだけ、少しでも一人の人に対して見守る時間を増やしたり、できることを広げていくという、その辺が今、模索中のところですよ。大事なところだと思いますね、これから。

その辺のところで、施設を利用しながらなんとかある程度の施設生活を経験しつつ地域に行くときに、元々社会生活が上手でない人たちですので、自分の思っていることを相手に上手に伝えられないですし、それぞれの地域の人間関係に溶け込むこともできない人たちも多いです。そこで人間関係づくりであったり、そこでの援助というのは、施設を出たからといって、施設から出て外の生活を獲得できたから終わりではなくて、施設としての役割はそこでの関係ができたことで継続してその人たちの生活の支援をしていかざるを得ない。そういった人が増えてきてますね。今池平和寮の織田さんのハナシもきくとそうなんでしょうけど、施設の仕事の中身自体も施設で完結するのではない。非常にその辺は一度施設を利用して上手い場合にも支援をする必要があるし、上手いかわなくて、こちらの本意ではない出方をされる方、無断で出られたり、強制の場合もありますよね、希望で漫然と出られる方もありますが、そういった方でも後でやっぱり情報的にはこちらが関わるときには、後のフォロー的なものはできるだけしようという。施設側も仕事の範囲が広がっているんで、職員の負担はどんどん大きくなってきている。それがこれからの施設の仕事の中身、あり方だろうかなと感じている。施設の限界みたいなところを今度はそういう外の仕事の中に求めていかざるを得ないのかな。

◆ NPO との協働

水内:生活保護法の中でずっとやってきた施設のスタッフとして、施設外の地域から生じてくる色々な困難状況に立ち向かっていく、前例のないような仕事になってくると思うのですが。逆に言うと、ある意味でNPOさんなどが先進的にやられていることを、施設側がどのようにそれと建設的につながっていくかが、社会資源の協働化という意味合いからも、ひとつのポイントであるような気がするのですが。

奥村:そうですね、私自身も、別の組織、別の目的のNPOをずっとやっていて、理事なんかもさせてもらっているんですけども、どうしてもやっぱり、仕事を持ちながらなのでなおさらかもしれないのですが、100%の

投入っていうのはできないですよ。そこに生活の基盤があるわけでもなくて。NPOの中には、そういった形でやっているところもあるんでしょうけどね。

制度、仕組みのきっちりした中で、基盤があって、そこの中からの仕事の延長の中で必要なものを膨らましていくって言うんですかね。元々、我々社会福祉でやっている分野は、本来、制度や仕組みだけで仕事がまかなえるものでは絶対なかった、って言う。そういったところでは、本当に必要な利用者の人っていうのは、そこにいるから、全てそこだけで完結しないっていう、色々な形で生活の幅が広がっていく、そういった施設でもあるわけですから、そういう意味では、それぞ

れ広がった中で、やはり援助を求めてこられたら、それに必然的にしていかなければならなかったという面もありますけど。そこから仕組み的に、また、制度的に出来上がっていくという部分がありますので、そういう意味では、両方の面で、そういうバックの仕組みなり、資金のぐらつきがある中でやる仕事と、そうじゃなくて、持ち出しでも、自分たちで必要に迫られて必要なことの中からやっていくことの中から、また新しい社会福祉の仕組みを作っていくみたい。そういうところでの、職員の、ある意味ではすごくやりがいのあるところ。形のあるところではなくて、自分たちで形をつくっ

ていく。ミッションが突き動かしていますよね。

NPOさんとバッティングするところもたくさんあるんですけども、安定的に継続できる基盤があるっていうことは、やっぱりどこかで大事なことなので、これはお互い排斥し合うのではなくて、同じことやるにしてもね、うまく連携しながらやればいいな、と思います。あんまり決めつけちゃうと怒られるかもしれないけど、NPOっていうのは、ある意味で幅があると思うんですよ。非常に、関わり方、携わる人の気持ちみたいな部分で。

◆ ポスト・ホームレス自立支援法の時期を見据えて

水内:見直しの5年の自立支援法をどうするかという議論がすごく多いのですが、奥村さんの考え方としては、自立支援法というのは、多分、今までの効果はあったと思うんですけども、その基盤を活かしつつ、特措法10年という期限の中で、このままの法律を社会がどう認知してくれるか。もっと大きな社会的困難やフリーターやネットカフェという問題が出てくる時に、ホームレスの社会認識がまだどうも狭い中で、後の4、5年で、そういう社会的認知が変わるとも、どうも思えないところがあるんですよ。そういう時に、ホームレス自立支援施設や保護施設といった現場から訴えることは重要なんですが。ここは一つ社会に的確に問題の所在を伝えてゆくメッセージが欲しいなあとという気がします。現場を抱えられていて、ホームレス自立支援法というものに則ってやってこられた中で、その法律のメリットを、違うステップに持っていけるような、提言みたいなものがあればお願いしたいのですが。

奥村:それはしていかないといけないんでしょうね、我々はね。

今後どうするかというところなんですけども、実際にやらせていただいてきた、生活保護関係施設の運営と、そして新たにそのホームレス支援対策の施設をやってきた中で、これが果たして本当にいいかどうかは分かりませんが、実感として現実に即して言えば、やはりどうしても生活保護だけでは色々な意味で時間もかかるし、実際に、本来なら社会でもう一ついい形で支援があれば戻れる方が中々戻れない仕組みではないかな、と感じています。本当は全部生活保護で、やれないことはないんでしょうけども。生活保護になってしまうと、やっぱり措置するっていうことになってしまいますから。その前段階で、もうちょっと軽いものを用

意できるっていうことで。出入りが簡単なものっていうことですかね。入りやすくて、出やすいういう。でも生活保護はなかなか入りにくいし、一回入ると、出るのに時間がかかるし。今、自立支援プログラムっていう形で、生活保護の中で、生活保護から抜け出すためのシステム作りを一生懸命やっていますけれど、なかなか福祉事務所にそれだけの余力もないし、核になるところがないっていうこともあるんでしょうね。その辺を、上手に、今のホームレスの支援法の中身からさらに広げていけるようなことができればいいな、と思っています。

そういう意味では、ホームレスの自立ということでの法律ではなくて、もう少し幅の広い、色々な形で、ホームレスって言う定義自体がね、一番最初に狭いホームレスの解釈でとにかく動かすしかなかったんですが、本当はもっと広いものだったと思うんです。その辺の、生活困窮ですとか、社会でそういう援助、支援を必要とする人たちっていうのを、もう少し深い理解の中での支援の制度、仕組みが必要ではないかな、と思っています。本当に必要な、もっと掘り起こしていくような動きが必要でしょう。数がまだまだ少ないように見えるので、広い意味でのホームレス全体を網羅するっていう方向にはなかなかいかないんでしょうけれども。もうちょっとそういう状況にある人たちに対して、こちらから声かけができるような仕組みを制度としてきちんとやっていかないと、新しい若い人たちとか、ネットカフェ難民とか、そういう形でくられている人たちが必要なときに使えない。それが施設でしかないっていうのは一つ問題です。

もう一つは、こういう施設が本当にいいかどうかという事ですよ。非常に集中的に援助が行えますし、基本的な仕組みのもとに投入できること、新たなものも、

やろうと思えばできるということ、そこで関係が作れたものを、今度は地域のほうに、センター的な役割を持って、地域の方に広めていくこともできるという意味では、施設というのは非常に効果的ではありませんし、機能的なんですけれども。ただ、最近の社会全体、人間全体の生活観としては、こういう集団生活、まあ元々なんでしょうけども、非常にしんどいです。実際利用している方を見ていると、集団生活の苦手な方は多いです。そこに特に先ほど申したような、集団生活を前提にしたような入所型の施設でそれをしていくということ一辺倒では、やはり無理があるかな、という風に感じています。

やっぱり地域に、センター、ステーション的なもので、それからさらに、小さなショートステイができるようなものであるとか。相談業務として、福祉の行政の窓口でない相談の窓口があるのかな、NPOも交えたものでしょうね。もうちょっと、こまめに拾い上げていく。なかなか民生委員さんも、そこまでのことはできてないですし、熱心な活動の地域もあれば、そうでないところもありますから。単に物質的な、生活保護を受給して、それで終わりではないでしょうし、そういう色々な相談が受けられるようなセンター的なもの、それと併せたような。そういう、居所を必要とする、きちんとした住居を置けるものっていうのも、すごく大事な要素でもあります。

施設は必要ですけども、もう少し地域の理解があって、単身での生活がそこから得られるような組み合わせの仕組みですかね、そんなものを、もう少し各地で、地域地域で配置していくような形態が取ればいいのかなんて思うんですが。当面は、やはり生活保護だけで担っていくのは厳しいんじゃないのかなという、その辺の色んな面を併せ持った上手い仕組みを作ることが、今求められているというように思います。

このままいきますと、あと5年も経たずしてホームレスの自立支援法はなくなります。その時に、少なくとも今持っているそれだけの、その地域生活の支援、社会生活の支援の利用者の人たちの行き先がなくなってしまうので、そこの手立ては少なくともやっておかない限りは、このまま5年経って自動的に失効してしまいましたよ、では、あまりにも無策すぎると。

ただ行政の方ではなかなかその、保護課、ホームレス支援課とか、そういった、地方でも国の中でも横のつながりもあまりない中でやっていますし、これからどうしようという話も出てないようなので、それは逆にこういった民間の団体から提言していくことが大事なんではないのかな、という風に思います。

12

2. 織田隆之(救護施設今池平和寮):救護施設を核とした地域生活のトータルサポート

(当日配布の資料を、パワーポイント形式に変更して後掲している。はなしの筋にあわせたパワーポイントのライド番号指示になっており、順番とは必ずしも一致しないこと、ご寛容ください)

【ライド1】

釜ヶ崎のどこにある救護施設の今池平和寮の織田と申します。配布資料の一番最初から5頁分は、去年の今頃なんですけども、奈良の雑誌の「らんじょう」(25号、2007年冬)という、季刊誌の方が、うちは音楽療法をしっかりと取り組んでいるんですが、その取材に来ていただいて、ついでにいろんな話をやってたら、施設のことを全部載せていただけたっていうような内容です。これを読んでいただいたら、うちの大体8割方は分かるというくらいの、きっちりまとめたいただいた内容です。

【ライド2】

先程の大淀寮の奥村寮長が更生施設。うちは救護施設です。釜ヶ崎っていうまちで、救護施設っていうのは、うちは平成2年に開所してます。でも、この釜ヶ崎っていうまち自体は、もう明治から、やっぱり、寄せ場っていうところで、大阪自彊館さん、もしくはいろんな支援者、もしくはいろんな方々が、ここで援助をしてるっていう歴史があります。

【ライド3、4】

ですから、急に野宿、ホームレスの方が釜ヶ崎に来られて、何か支援やった、っていうのではなくて、それなりの歴史があるっていうところです。で、今池平和寮も、平成2年にできたんですけども、やっぱりあいりん対策で、野宿の方っていうよりは、釜ヶ崎の労働者。で、施設に入っている人たちがたくさんいる。定員オーバーしてる。そこで、やっぱり今池平和寮が必要やろうっていうことで開所しました。

【ライド5、6、7】

平成2年から、平成10年までは、もう何の変哲もない救護施設です。ですから、一旦入ったら、アパートにかわることもなく、大体退所するって言ったら、救護施設なんで、3ヶ月入院して、良くならずに、退院の見込みがなかったら、そっちへ変更になる。もしくは、施設の中で亡くなってしまう。もしくは、老人ホームにかわる。どうしても、

こういう施設が嫌やっていう形で自主退所する人もいる。定員の1割くらいです。多い時で、2割。ですから、今池平和寮が60人の定員です。男性が50名、女性が10名。

【ライド13】

60人の定員で、大体6人から10人くらいの出入りを、平成2年から平成10年まで続けてた。で、中で、いろんなことに対応するっていうことなんで、外との関わりっていうのがほとんどないんですね。

【ライド17】

釜ヶ崎にありながら、職員は、来た方は分かると思うんですけど、新今宮から真っ直ぐ南の方へ歩いていただいたら今池平和寮。この道を通って行き来するくらいで、ほんの数分で三角公園に行けるんですけども、「そんな危ないところ、行ったあかん。」そういう施設なんです。

【ライド11、12】

救護施設。全国で、183ありますけども、ほとんどの施設が、多分、その平成2年から10年までの間の、ほとんど変わらない。一旦入ったら、そこで一生を終えるっていう形の施設やったんです。

【ライド13、14】

その中で、救護施設の今池平和寮は、やっぱり、釜ヶ崎にあったっていうことで、事情がどんどんどんどん変わっていったって、平成10年に、野宿の問題。もしくは佐藤裁判がありました。で、その佐藤裁判の後に、大阪市が敷金扶助、アパートに替わる敷金扶助をやりますよ、っていうふうになって行った。それまでは、自分で貯めて出てください。救護施設の中にいる人が、自分でお金を貯めてアパートに替わるっていうのは、不可能に近い状態やったんですね。一旦入ったら、また出ることない。で、中で退寮していく。酒を飲んだら、退寮ですよ。規則を破ったから。そういう対応しかできなかったんが、救護施設です。ですから、野宿の問題にどうのこうのって、直接関わるっていうことは、まずなかったです。

【ライド15】

野宿を経験された方々は、その平成2年から10年の間に、やっぱり何人かはおられます。でも、一旦大阪市

の市立更生相談所っていう、簡宿、もしくは野宿の方々の相談場所に行って、一時保護所、今、大淀寮の奥村さんのほうでも言われてましたけども、北区の長柄の大淀寮のすぐ横にありますけども、そこに入って、アセスメントの後に各施設に回っていく。ですから、直居宅っていうのは、ほぼないっていうのが現状だったんです。

【スライド 21】

それが変わったっていうのは、アパートに替えられるっていう、この大きな武器ができた。で、アパートに替える時に、後のアフターケアがないと、これは、アパートに出すだけで、何の解決にもならないだろうっていうのが、私ら考えました。で、それをどうしたらいいかっていうところで、救護施設の中で、アパートに替わっていった人たちの支援する事業があります。これを使いながら、アパートに替わった人たちを、少しずつ支援していきました。で、ある一定の人数になったら、申請して、事業としてお金が下りるんです。最初やった時は、10人以上アパートに替わった人がおれば、何らかの事業費が出てくる。それが、途中から、一人になんぼっていう形に変わってきました。その、一人なんぼって変わった中で、週のうち5回来る人には、月10万7千円出しましょう。月に1回くらい、家の方に訪問に行く。これは、訪問事業っていうんですけども、これは2万4千8百円出しますよ。で、定員の半分までは申請していいですよ。ですから、うちは60人なんです、30人まで申請していいですよ。

【スライド 11、12】

で、この事業を使いながら、進めていったんですけども、実際はこの事業はものすごい使えないんですね。1年経って再申請して、2年までしか使えないんです。で、2年経ったら、もうお金が下りない。っていうことは、毎年ある一定の人数を出していかないと、事業ができない。ですから、全国の救護施設で、これをやっているところっていうのは、20箇所くらいしかないんです。なぜできないかっていうのは、さっき言ったように、一旦入ったら、出ない、出さない、出せないっていう事情がある。で、毎年10人20人出していったら、毎年10人20人入れないといけない。こういう難しい事業は、よそは手を出さない。それよりも、一旦入れて、10年でも20年でも、そこで生活してもらったら、こんな安定した施設運営ってないですよ。そういう形で、全国の救護施設は動いてますから、一旦入ったらなかなか出ない。もしくは、全国のNPOの方々にいてると思うんですけど、自分の近く、もしくは近隣の市のところに救護施設がある。何とか入れて欲しいって言っても、「いや、そんなん、枠がないです」と

か、「そんな、ホームレスの人なんて、とつても私では対応できません」っていうのが現状やと思うんですね。

【スライド 14、15】

で、うちは救護施設ですから、生活援助の要る方。この方を対象とします。ですから、野宿に至った方の中で、2割から3割の方が、多分精神障がい。もしくは、知的、アルコール依存症、薬物、もしくは刑余者。何らかの障がいを持っている方が、2割から3割いてる。この2割から3割も、ほんまは救護施設が受けて、専門性があるんやから次につなげていくっていう仕事をしないとイケないところを、定員があって、定員のところが埋まってたら、あえてそういう部屋を作ってややこしいことしなくても、維持ができる。そやから、なかなか手を出さない。手を出せないっていうのが、全国の救護施設の現状やと思います。

で、今池平和寮が何で手を出していったかっていうのは、やっぱり施設の中で全部解決できないことがたくさんある。で、敷金扶助ができるようになった。なら、アパートに出しにいこう。で、後のそういうお金はひっぽってこよう。こういうシステムが、少しずつできてきました。先程言ったように、アパートに替えるっていうことは、とつても、皆さん一緒やと思うんですけども、大変やと思うですよ。24時間体制で、何があるか分からない。で、その時に、施設から出て、いろんな対応をやとうと思っても、まず不可能ですよ。

で、平成11年に、釜ヶ崎のまち再生フォーラム、そこに行くようになりました。これは、施設からしたら、あんまり好ましく思われないうような、っていうような、閉鎖的なことなんで、個人で行きました。で、個人で行きながら、そこで、いろんな方々と知り合えた。で、このいろんな方々と知り合えたっていうのは、さっき言うてるように、釜ヶ崎の中でいろんな方々と、そういうネットワークを組んでいの方々がたくさんおられた。そこに入ることによって、いろんな人に知り合えた。知り合えて、維持しながら、これは使わないと。ただ知り合っただけでは難しいんですね。

【スライド 14】

先程言っている、アルコール依存症の方。もしくは精神障がいの方。こういう方々が、とつても大変や。実際、大変やと思うんです。うちは、3人部屋4人部屋になってるんですね。アルコールの人が、飲んで帰って来た対応、とつても大変です。そやから、アルコール依存の方は取らないっていう施設はたくさんあります。取れないって

う現状ですよ。個室やったら、もっと対応が変わると思うんですけど。今池平和寮では、アルコール依存症の方を取るようになったのは、ある一人の方を受けるようになって。抗酒剤飲んだら、アルコール飲んだ時に二日酔いのような状態になって、自制できるかなっていう、そんなことしか知らない状態で、受けました。それが、段々段々一人入り、二人入り。

で、ここで何が大切かっていうのは、飲んだのをどうするか。飲むっていうのは、アルコールの人にとっては病気ですよ。病気やから依存症やから飲む可能性が高い。飲んだら鬱になる。飲んだら入院さす。簡単なことです、言うのは。でも、入院さす時に、ほとんどの病院は、受けないんです。いろんな理由をつけて。で、きちっと病院とそういう関係作りをするのに、やっぱり何年もかかります。この関係作りができたなら、もう強いもんです。飲んだら、その日もしくは次の日に入院。で、アルコールの人を入院させて、3ヶ月のプログラムに入ってもらって、また帰ってきてもらう。で、また何ヶ月か経ったら、また飲みます。間違いなく飲みます。また、入院さします。これを1年間に、3ヶ月くらいのクールでやったとして、3回か4回やったら、ちょっとは考えるようになるんです、本人さんも。「このままおって、今池出されたら、俺行くところないかも分からんな。」そこで、ちょっと考えてくれたら、こちらの言うことはほとんど通るようになります。本人さん、段々止めようっていう気になります。でも、アルコール依存症の方ですから、どっかで弱い。これを、アパートに替えていく。とっても心配やねんね。でも、その形さえ崩さなければ、病院も、間違いなく出口のある方に関しては、どんなにブラックリストに載ろうが、何しようか、取ってくれます。

いい例が、大阪には巡回相談っていうのがあります。巡回相談で、何回もブラックリストに載りながら、入退院を繰り返して、もうどこも行くところない。でも、もう一度やり直したい。その時の相談先は、うちです。で、福祉事務所に話を持って行っても、過去の経過があるから、もうこんな無理ですっていうふうに蹴られますよね。病院も、出口のない人は、やっぱり受けないですよ。そこで、今池平和寮が担保になる。入院した後、間違いなく今池平和寮が受けますって言ったら、福祉事務所も、出口がちゃんとして、支援がちゃんとつくんやったら、考えるな。病院も、3ヶ月の入院で、もう一回頑張るんやったら、受けよか。で、本人さんが入院する。3ヶ月経って、今池に入る。そっから、今言ったような形で、また飲んだらまた入院してもらう。これの繰り返しを何回かしないと、ア

ルコールの方は、なかなか良くならない。精神の方も一緒やと思います。で、精神の方は特に、うちで気をつけてるのは、やっぱり、アパートに替わった人たちは、服薬管理、食事、睡眠、通院。この4つを、ものすごい気をつけてます。

【スライド 8,9】

過去に平成10年から現在まで、200の方がアパートに替わりました。200人替わって、うちと、支援をやりますよ、お願いしますって言った人が、約150人ほどいます。後の人は、いろんな事情で、短期でうちで過ごして、被保護者にして、生活保護かかった、とか。地域で、先程話されてたように、何らかの理由。旦那さんが面倒見てたけども、段々奥さんが弱ってきて、ちょっと障がいがあるって、行くところないから、今池に来て、とか、火事で焼け出されたとか、ありとあらゆる理由で、うちに短期で入ってくる人もいます。こういう方々で、支援なんか結構です、自分らでやりますっていうのが、約50人くらいいます。150人で、過去平成10年からずっと後追いです。

【スライド 9】

後追いで、連絡が取れない方は4人だけです。で、アパートに替わった方々で、70歳以上で出た方が20パーセントです。65歳以下で出た方が60パーセントです。この80パーセントの方っていうのは、施設出て入るか、もしくは老人ホーム行くか、一人で生活するっていうのは難しい方やったんですね。その、65歳以下の方っていうのは、間違いなく、そういう障がいのある方だったんですね。アルコールか、精神か、もしくは薬物か。そういう方々がアパートに替わっていきながら、過去4人、そういうスリップっていうか、どこに行ったか分からん。

で、最初の時に、精神の方がアパートに替わったんですけども、施設におる時には、薬はちゃんと飲む、睡眠もちゃんととってる、通院もちゃんと行く。これで大丈夫やろって思って出したら、通院はしなくなる、薬は飲まなくなる、昼夜逆転する。もう、私らが手を施す時には、もう全然言うこと聞いてくれずに、出て行きました。で、その後、自分らがどうしたらええかって考えて、大切な薬は、朝・昼・夕、眠剤、一日4回のうちに飲んでたら、どれが大切な薬か。確認して。施設ですから、食べることと寝ることも提供できるっていう強みがあるんですね。朝が大切な薬やったら、薬だけ飲みにおいでって言ったら、本人も大変やから、朝ごはん食べに来て、そこで服薬管理しよう。お昼が大切な薬やったら、お昼にご飯食べに来て、服薬管理しよう。こういうふうに変えていった結果、精神の方はたくさん出てますけども、それ以降スリップし

ません。アルコールの方も、そういうふうな形で抗酒剤という薬を飲まないといけない。もしくは、アルコール性の精神障がいをお持ちの方は、やっぱり服薬管理しないといけない。その方々に、朝・昼・夕、そのどっかで、薬を預かりながら、本人さんに渡しながら対応していくという、失敗から学んだところで、今のところうまくいっています。

もう一人の方は、借金の問題があって、寮に「お金を落とした」って言うんですね。「警察に届けました」言うから、こっちは信用して、「しゃあないなあ、じゃあ生活費貸したろ」って、貸してあげた。なら、そのまま返さずにどっか行ってしまって。で、金銭管理もうちはやっています。金銭管理の難しいのは、人間関係が崩れたら、それで終わってしまうこと。だから、お金預かっています。お金預かって、お金出して欲しい。いろんな理由付けて、お金出して欲しいって言います。「おじさんが亡くなった。」嘘って分かってもね、こっちはふんふんって聞きながら、どこどこ行かなあかん、なにになにあるねん、見舞いに行かなあかん。そういうふうな形で、いろんな理由付けてきます。うちの職員はどうするかって言うか、私は、職員に、「もうお金返したろ。もうお金返しましょか。もう大変でしょ」これを言われたら、人間不思議なものでね、「金くれ」って言ってくれへんかったら腹立てるねんけども、「金返したるか」って言ったら、自分のことが分かってるほとんどの人が、「お金持ったら使うの分かってるから、返していらん」って言うんですね。これを何回か繰り返しながらやっていく。

金銭管理やってない方で、ギャンブル、もしくはいろんなことでお金使った方。この方も相談に来る。で、私のところに相談に来なくても、現場の職員が、大体1万円くらいを限度に、自分の判断で金出せるようにしています。だから、何日間の間、どうしてもあかんかったら、これで生活しますか？って。その代わりに、通帳、もしくは何かを預かせてくださいね、って。金銭管理、当分させていただきますね、って。金銭管理しながら、やっていくんです。やっていって、2、3ヶ月経ったら、「俺もう大丈夫やから、金返せ」って。「いいですよ」って返してあげる。また2、3ヶ月経ったら、「お金なくなったから、何とかして」って。これも、さっきの話と一緒に、1年に3回か4回やったら、もう恥ずかしくて、相談に来れないんですよ。そういうふうになったら、自分でお米を買って、一番最初に保護費をもらった時のお金、お米を買って、インスタント麺買って、何とか月末まで生活できる工夫します。

こういう形を取っていったら、で、さっき言ったように、日々対応している現場の人間。ここが力を持っていかないと、今の話にならない。なぜかって言ったら、現場の人間が、「すみません、私は判断できひんから、上に上げます」って言ったら、一回目はその担当者に行きますけども、二回目三回目になってきたら、もう担当者飛ばして、お金出してくれる人間、上に行きます。これが、組織でやっていく上で、とつても、崩れていく一方なんですね。この時に、きちっと、担当者がその困った人に対応する。これができたら、現場の人間は、いろんなしんどいことでも、「やって良かったな」って、達成感ができます。

ある施設で、アルコール依存症の方がいます。で、2、3ヶ月飲まなかった。「あ、頑張ったな」って。半年飲まなかった。「ああ、やっぱり良かったな」アルコール飲みました。で、注意する。また飲みました。ほんなら、「退寮や、もう出て行ってくれ」って。僕らは何をしたんかな、っていう。そういう、仕事に対しての、ある意味疑問が出てくるわけですね。またアルコールの人が入ってくる。半年頑張っても、一回か二回飲んだら、出されるんやったら、もうその人入れんといほしい、と。なんぼやっても、一緒やん、と。

でも、うちは、アルコール飲んでも、2ヶ月か3ヶ月入院してもらって、また戻す。何回も何回もやる。これをやってたら、職員はまた帰ってきたら、必ず本人と話しますよね。「次、また頑張りましょうね」って。次頑張りましょうねっていう関係作りを、誰が作るか。それは、さっき言ったネットワークのところで、ちゃんと病院も確保する。これを誰が作るか。病院の方も、誰に電話したら、ベッドの管理してるか、っていうことくらいが分からないと、誰でも、ワーカー捕まえて入院させてくださいって言っても、そんな簡単にはいかないんですよ。だから、ちゃんとベッドの管理をしているのは誰なのかっていう、情報も集めとれないといけない。色んな情報集めながらやっていく。っていうのが、今池平和寮の、今のやり方って言うか、そういう形で進んでいます。

【スライド16,17】

うちのね、今言った、出先なんですけども、本来なら福祉事務所から措置ですから、連絡あります。でも、その前に、大阪市の巡回相談とか、釜ヶ崎の中の支援団体とか、もしくは病院とか、いろんなところから、先に相談があります。相談があった時に、よそのことは分からないんですけども、大体、5分から10分の話で、それで終わりです。で、面接も、本人の話は、大体5分から10分で

すね。で、面接終わって、施設の中を案内して、帰す時には、連れてきた人間には、「いつ入所できますよ」という返事をします。

これをやらないと、今年と言うか、今年度だけで、50人入れ替わりました。50人のうち、25人がアパートに替わってます。あとは入院とか、自分で「こんなとこ嫌や」って出て行った人とか、いろんな人がいてるんですけど、大体、うち今平均で30人くらいで抑えようと思ってるんですけど、なかなか30人くらいで抑えられずに、今年度だけで50人入れ替わってます。一週間に一回出て行って、一週間に一回入ってきて、そのうち半分はアパートに替えていくっていう作業をした時に、こんなん、とつてもじゃないけど、ものすごい大変なんですよ。

先程言ったように、定員があつて、定員が割れたら、お金が入ってこない。その定員以外は、で、うち60人の定員で、今年って言うか、今年度だけで、平均68人入ってきました。60人の定員のところで、平均68人入ってきています。本来、救護施設は1割って言うところなんですよね。だから、6人くらいまでは、定員オーバーしても、認められるんですけど、うちんとは2人もオーバーしています。これもやっぱり、ちゃんと言ひ訳考えてるんですけども、60人の定員のうちの、6人は、緊急で、短期で入れる部屋を作ってます。ですから、長くて6ヶ月。早かったら1ヶ月。もつと短かったら、一週間。これくらいで、すぐ入れてすぐ出しますっていう部屋を6人分作っています。この6人は、いつ入ってくるか分からんし、入ってこないかも分からない。だから、68人でも、6人は、そういう人ですよ。

【スライド10】

だから、実際ずっと生活してるって言うか、長期的に1年くらいの生活をする人は、62人ですっていう言い訳を考えながら、68人入れながらやってます。68人を入れないと、今言ってる、いろんな団体、もしくは病院、もしくは巡回相談ってところから、受けれない。で、いろんな、そのとこると、そういうふうにしてやってるんですけども、それなら、どれくらいの期間で、後のフォローしてるかって言うところなんですけども。うちの、出た方の60パーセントは、6ヶ月以内で出てます。この間、17年、今池平和寮で生活やってた精神障がいの方が出ました。開所当初からいてはったんですけども。でも、基本的には6ヶ月以内でアパートに替わってる人がたくさんいます。

【スライド22】

どんだけ関わったか、じゃなくて、どう関わって、次にどう支援するかっていうのを明確に見せたら、きかん手はないと思った。そこには、仕組みがある。仕組みを作っていく時に、どう呼ぶか。朝、なごみっていう部屋を作って、10時から11時まで、コーヒーの提供をしています。アパートに替わった人が15人くらい。で、入所者も来れるようにしてるんで、一日40人から50人くらい来ます。年間1万弱の人が、このなごみっていう、8畳もないかな、その部屋に行ったり来たりしながら、情報交換しています。で、朝の7時から夜の7時まで開けています。アパートに替わった人たちは、行く場所がないんですよ。地域でどこに行く、行く場所がないんです。朝の7時から開けるっていうのは、病院行くまで、そこで過ごす。病院から帰ってきたら、そこで過ごす。暇になったら、そこへ行く。

この関係を作りながら、いつでも自分らが、行きたい時に行って、帰りたい時に帰る。お風呂も入れるようにしています。ここで安否確認をする。今まで、今池平和寮っていう施設で使ってたサービスを、そのまま全部継承してます。洗濯に来る人もいます。そういう形で、いろんなことを聞きだしながら、こちらから行って聞くのではなくて、向こうから来てもらって聞き出しながら、どう対応していくかっていうふうに変えていきました。

そこには、さっき言ってるネットワークがないと、やっぱり難しい。で、施設の中の安定がないと、これはできない。安定の一番は、やっぱり、話を聞く、ということ。職員が、いかに入所者の話を聞くか。聞いたら、全部は解決しないですけども、皆さんも、いろんな悩んでることを誰かに話して整理するっていうことありますよね。で、意見なんか言ってる欲しくない。ただ、話やったらスッキリした。こういう形をとりながら、これだけでは解決しないんですよ。聞いたら、どっかへつなげて解決しないと。それは、ネットワークを使いながら、次につなげていく。

で、このネットワークを、施設の職員が誰でも使えるような形で対応していかないと、一人の人間だけ持ってやっていったら、緊急の時に、その一人の人間がおらなかつたら、対応できない。そうではなくて、いろんな情報を共有しながら、でも、最後はこれを管理しないといけない。管理する人間が一人おつたらいい。で、情報をどんどん出しながら対応していく。これが、今池平和寮がうまいこといった、と言うか、今いつてる、という過程です。

施設に入ったら、月初めの一日に入っていれば、約19万円入ってきます。本人さんの生活扶助費が、約6

万5千円。一人入ることで、約25万入ってきます。これ、アパートに替えたら12,3万です。施設に入ってる人の小遣いが、うちは1万2千円しか渡せません。生活費の中から。1万2千円で60人としても、60万ちょっとですね。この60万ちょっとが、施設の周りの地域にお金が落ちるかって言ったら、ほとんど落ちないんですね。自販機があるんで、タバコ買ったりジュース買ったり。そこでほとんど消えていきます。施設の食費の部分で、何か地域のあるかって言ったら、ある一定の業者だけです。ほとんどが職員の給料。ですけども、アパートに替えたら、100人が今アパートです。生活費は、月8万です。毎月800万の金が地域にいけます。年間1億もかけてます。で、経費は半分で済みます。

【スライド20】

ざくっと考えて。で、こういう形で救護施設が一つあったら、60人の定員で、地域に100人いる。箱物は、ハードな面は、60人の定員のハードです。職員も、60人プラス、通所事業やってやってるところの人間やから、そんなにたくさんいてません。全部で16人で回ってます。施設長とか、そんな全部のけてね。現場だけで回してるのは。これ、160人の定員の施設やったら、間違いなく45人、もしくは50人くらいの職員でないと回らない。で、地域にお金を落としていく。でも、野宿に至ってしまったら、医療費が50万から60万かかる。それを考えたら、地域に出すっていうことを考えたらものすごいメリットあるけれども、一つ間違ったら、医療費がとっても高つく。

救護施設で、今2年経ったらお金がつかなくなる。つかなくなるから、何とかして欲しいって話してるんですけども、全国の救護施設で、こういうことやってるっていうのは、もう限られてます。なんぼ声上げても難しいと思います。

【スライド24】

で、虹の連合の調査にずっと同行させていただきなが

ら、その時にお話させていただいたんが、単身高齢者、もしくは単身障がい者。この方々を、誰が面倒みるんや。施設っていうところに入れん。現在ある、いろんな地域での、デイサービスとかいろんなところあると思うんですけども、そこに、元野宿っていうだけで、なかなか入っていけない。それやったら、NPOさんとか、もしくはそれに代わる何らかの公的などところに、同じように施設と、お金が出るような形で、単身高齢者、単身障がい者っていう形でお金がついていったら、元野宿の方々がそこに行きながら既存のいろんなサービスを持っているとことリンクしていったら、話、お金をつけてくださいっていうところの話が、ちょっとは前に進むんではないでしょうか、っていうお話をさせていただきながら、虹の連合の調査でいろんなところ行かしていただいて、今日もその時の方々がたくさんいて、っていうことで、話やってるところを、今いろんな人たちに伝えながら、救護施設っていう制度の中で、枠、もしくは縛りがある中で、うちはそういう取り組みをさせていただいてるっていうことです。

で、今60人の定員で、元野宿を経験している人が、やっぱり7割くらいいますね。野宿の方をうちに入れようって思って入れた施設じゃないです。それは、釜ヶ崎にある、地域がある、もしくは生活支援がいる方を、救護施設が対応するっていうところで、たまたま、元野宿の方がおられた。っていうふうに考えて、施設の方で対応って言うか、支援させていただいています。

【スライド23】

音楽療法を組み込んでのトーンチャイムの楽団、今池十二楽坊のおはなしや、一昨年、今池平和寮の通所事業に注目された、西成区保健福祉センターが企画し、大阪就労福祉居住問題調査研究会が実施した、退所者の状況ニーズ調査の結果も、配布資料の最後の6頁にして付していますので、またご覧ください。

どうもありがとうございました。

救護施設：今池平和寮

大阪府大阪市西成区
天下茶屋1-4-6

あいらん地域に隣接

1

明治末期の大阪南部、日本橋・長町から今宮、釜ヶ崎
あいらん地域の昔
施設としての自彊館の伝統などの系譜

南海鉄道と関西鉄道の交差点、現新今宮駅の明治30年の光景

2

市内に散在する、あいらん地域、日雇労働者や、ホームレスに関連する施設立地・分布

ベースマップは1998年の野宿生活者の分布

3

救護施設今池平和寮は大阪市西成区のあいらん地域に隣接するエリアに位置する

4

生活困難な人々(含 ホームレス状況の人々)に供される多くの地域、社会資源としての施設(大阪市関連)

記号は右枠の図上の番号施設に対応

施設種別	組織法	一般名称	施設名称	名称	運営	運営組織名	設置年
自立更生促進係多機能寮	福祉事務所	福祉事務所	市立更生相談所	大阪市	公設公営	大阪市	1971
大阪市単独施設(法外)	法外施設	法外施設	一時保護所	大阪市	公設公営	大阪市	1971
生活保護法	保護施設	更生施設	大寮寮	公設公営	みおつし福祉会	1976	
生活保護法	保護施設	更生施設	淀川寮	公設公営	みおつし福祉会	1983	
生活保護法	保護施設	更生施設	淀川寮	公設公営	みおつし福祉会	1985	
生活保護法	保護施設	救護施設(更生施設より転入)	港崎寮	公設公営	みたと寮	1976	
生活保護法	保護施設	救護施設(更生施設より転入)	第二港崎寮	公設公営	みたと寮	1996	
生活保護法	保護施設	救護施設(更生施設より転入)	千早寮	公設公営	みたと寮	2001	
大阪市単独施設(法外)	緊急一時宿泊施設	臨時宿泊所	南港	公設公営	大阪市	1975	
生活保護法	社会福祉施設	生活施設	野宿生活館	公設公営	市民共済会	1982	
生活保護法	保護施設	救護施設	白子寮	民設民営	白子寮	1967	
生活保護法	保護施設	救護施設(更生施設より転入)	三基寮	民設民営	白子寮	1984	
生活保護法	保護施設	救護施設	三基寮	民設民営	白子寮	1990	
生活保護法	保護施設	救護施設(更生施設より転入)	三基寮	民設民営	白子寮	1975	
生活保護法	保護施設	救護施設	今池平和寮	民設民営	ベンチャー	1990	
ホームレス支援施設提供	非支援施設	ホームレス自立支援センター(仮設)	おぼろ	公設民営	みおつし福祉会	2000	
ホームレス自立支援二階専用避難所	非支援施設	ホームレス自立支援センター(仮設)	おぼろ	公設民営	みおつし福祉会	2000	
ホームレス自立支援二階専用避難所	非支援施設	ホームレス自立支援センター(仮設)	おぼろ	公設民営	みおつし福祉会	2000	
ホームレス自立支援二階専用避難所	非支援施設	ホームレス自立支援センター(仮設)	おぼろ	公設民営	みおつし福祉会	2006	
ホームレス自立支援二階専用避難所	非支援施設	ホームレス自立支援センター(仮設)	おぼろ	公設民営	みおつし福祉会	2006	
大阪市単独施設(法外)	緊急一時宿泊施設	生活センター(14日まで)	生活センター	公設民営	白子寮	1990	
大阪市単独施設(法外)	緊急一時宿泊施設	臨時夜間緊急避難所(1泊)	今宮	NPJ会	NPJ会	1999	
大阪市単独施設(法外)	緊急一時宿泊施設	臨時夜間緊急避難所(1泊)	仮設之家屋	公設民営	NPJ会	2003	
大阪市単独施設(法外)	緊急一時宿泊施設	仮設一時避難所	大阪城公園	公設民営	みおつし福祉会	2001	
大阪市単独施設(法外)	緊急一時宿泊施設	仮設一時避難所(附設)	長居公園	公設民営	みおつし福祉会	2001	
大阪市単独施設(法外)	緊急一時宿泊施設	仮設一時避難所(附設)	西成	公設民営	みおつし福祉会	2000	

5

施設の立地の変遷

1952	更生施設自強寮
1955	西成電見館
1956	
1960	阿万崎電通分室
1961	愛護会館、愛護寮、西成労働福祉センター、あいらん学園、みたと宿舎前、(西側生活館)
1962	あいらん小中学校
1963	
1965	阿万崎電通・更生施設通所寮
1966	
1969	あいらん総合センター(あいらん労働公共職業安定所、西成労働福祉センター、大阪社会医療センター、市営萩之茶屋住宅)
1970	市立更生相談所・臨時保護所・西成労働福祉センター・あいらん総合センター
1972	救護施設字宮寮(1973) 更生施設大寮寮(1976)、救護施設港崎寮(1976)
	救護施設三基寮(1990)、救護施設今池平和寮(1990)
	救護施設第二港崎寮(1996)
1997	アテナ、テテナ、市更館で退院後の仮生活助開始
1998	
1999	あいらん臨時緊急夜間避難所、市更館で保護施設退所後の救金扶助開始
2000	

あいらん地域における施設立地の推移

あいらん体制

6

外見的には相部屋だけの狭い救護施設であるが

- ・入退所が激しい
- ・定員:男性50名、女性10名
- ・緊急棒6名あり



退所者の年齢構成 平均年齢●才

	20歳代	30歳代	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	合計
2002(H14) 男女	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	4
2003(H15) 男女	2	1	1	4	5	7	5	5	3			32
2004(H16) 男女	1	1	1	2	2	4	5	3	2			21
2005(H17) 男女	1	1	1	3	3	4	5	4	1	1		20
2006(H18) 男女	1	1	1	1	2	4	2	4				13
合計	3	6	4	6	11	18	29	22	21	6	2	128
	2%	5%	3%	5%	9%	14%	23%	17%	16%	5%	2%	100%

7

圧倒的に短い入所期間 平均●ヶ月

全国の救護施設と今池平和寮の入所期間の比較

全国救護施設	人数	%	今池平和寮	人数	%
1年未満	1,609	9.6	0~1年未満	22	34.4
1~3年未満	2,408	13.7	1~3年未満	15	23.4
3~5年未満	1,432	8.5	3~5年未満	9	14.1
5年以上	11,151	68.4	5年以上	18	28.2
5年~10年未満	2,514	15.0	5~9年未満	8	12.5
10年~15年未満	1,911	11.4	9~15年未満	6	9.4
15年~20年未満	1,391	8.3	15~17年未満	4	6.3
20年~30年未満	2,544	15.2			
30年~40年未満	2,318	13.8			
40年~50年未満	754	4.5			
50年以上	35	0.2			
合計	16,816	100.0	合計	64	100.1

左太枠内は2005年度救護施設実態調査集計結果より
調査対象:全国の救護施設182施設
右太枠内は今池平和寮2007年度集計結果より

8

生活保護措置で入所、その廃止理由に死亡と失踪は極めて低い

生活保護廃止理由の推移

		1991	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	平均
西成区	死亡	37.7	44.4	48.9	49.2	50.3	58.9	55.1	—	—	52.5
	失踪	5.7	10.4	19.3	19.1	19.7	21.7	20.8	—	—	20.1
今池平和寮	死亡	0	0	2.7	7.6	5.8	1.6	2.9	3.9	3.2	4.1
	失踪	0	1.5	0	5.5	4.7	4.9	2.9	5.9	6.5	3.6
自立支援センター	死亡	—	—	13.3	18.1	14.2	10.3	0	0	0	11.2
	失踪	—	—	0	0	14.2	6.9	0	5.3	0	4.2

資料)西成区保健福祉センター「西成区の生活保護の動向」(2005.8.1)
平均値は2000~2004年度の数値

9

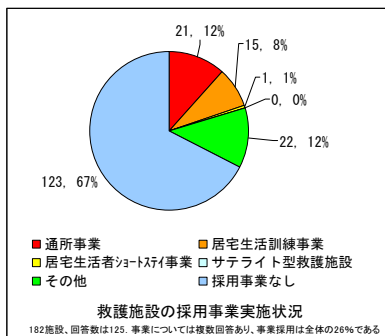
アパート自立者は、入所在籍期間は半年未満が半数以上

アパート自立退所者の在籍年数

		~3ヶ月	4~6ヶ月	7~11ヶ月	1~3年	4~6年	7~9年	10年以上	合計
2002(H14)	男女	2	1				2		5
	男女	2	1	2					5
2003(H15)	男女	22	4	1	1	2	1	1	32
	男女	7	4	1	2				15
2004(H16)	男女	8	3	3	5			2	21
	男女	5	5	1					6
2005(H17)	男女	5	5	5	2	2			19
	男女	3	1	1					5
2006(H18)	男女	3	2		4	2		2	13
	男女	2	1	1	3				7
合計	人	54	27	15	17	6	3	6	128
	%	42%	21%	12%	13%	5%	2%	5%	128

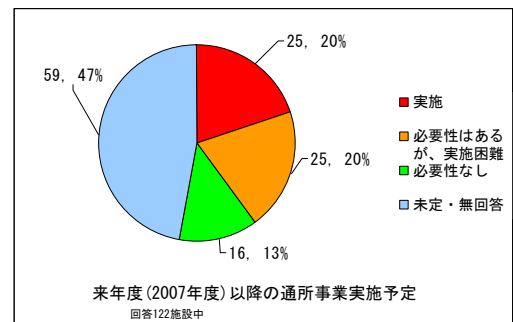
10

地域でのアパート自立の決め手のひとつは、「通所事業」の採用、でも全国の救護施設での採用例は少ない

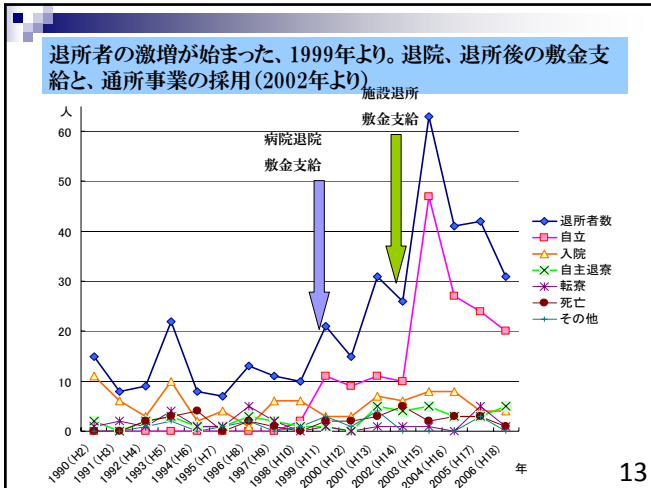


11

今後も「通所事業」を採用する救護施設は少ない



12



退所も多いが、入所という入り口でも、地域での生活困難な人々の受け入れを広汎に行っている

高齢者・障がい者などの人々の入所割合

		高齢者	統合失調症	身体障がい者	知的障がい者	アルコール依存症	薬物依存症	内部障害者	妊婦	就労・その他	合計
2002 (H14)	男	2			1				—	—	3
	女	2							—	—	4
2003 (H15)	男	7	1	1	1			5	—	1(半福祉)	18
	女	5	3	2					—	1(記憶喪失)	11
2004 (H16)	男	9		2		3		1	—	1(半福祉)	16
	女	4					1		—	1(半福祉)	6
2005 (H17)	男	7	3	1			4(ア)		—	—	16
	女	2							—	—	3
2006 (H18)	男	7	1	2		1		1	—	1	13
	女	3	1			1		1(知的)	—	—	7
合計		46	11	8	1	8	6	7	1	3	97

注)高齢者の扱いは男性65歳・女性60歳。(ア)アルコール依存症

14

今池平和寮における2005年度の入所依頼事項

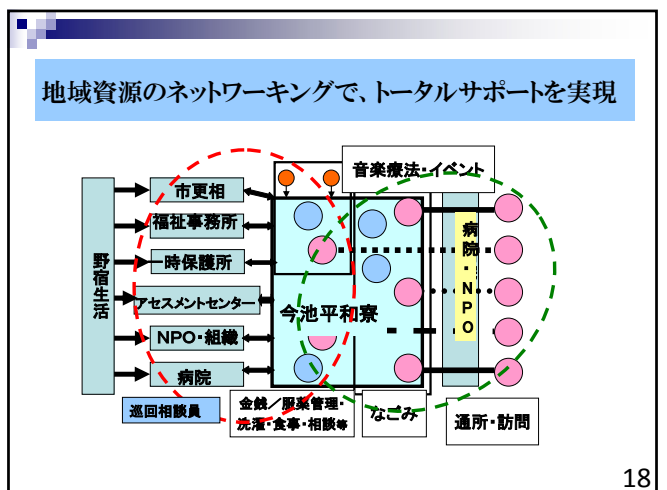
性別	年齢	障害	依頼内容	入所	退所	その他
男	70	認知症	入所	○		
女	75	認知症	入所	○		
男	72	認知症	入所	○		
女	78	認知症	入所	○		
男	71	認知症	入所	○		
女	73	認知症	入所	○		
男	74	認知症	入所	○		
女	76	認知症	入所	○		
男	77	認知症	入所	○		
女	79	認知症	入所	○		
男	80	認知症	入所	○		
女	81	認知症	入所	○		
男	82	認知症	入所	○		
女	83	認知症	入所	○		
男	84	認知症	入所	○		
女	85	認知症	入所	○		
男	86	認知症	入所	○		
女	87	認知症	入所	○		
男	88	認知症	入所	○		
女	89	認知症	入所	○		
男	90	認知症	入所	○		
女	91	認知症	入所	○		
男	92	認知症	入所	○		
女	93	認知症	入所	○		
男	94	認知症	入所	○		
女	95	認知症	入所	○		
男	96	認知症	入所	○		
女	97	認知症	入所	○		
男	98	認知症	入所	○		
女	99	認知症	入所	○		
男	100	認知症	入所	○		

15

一例をあげれば、赤字のような社会資源

- 市更相:市立更生相談所(あいりん地域専属の福祉事務所)
- 市内福祉:市更相以外の大阪市内の福祉事務所(現保健福祉センター)
- 市外福祉:大阪市外の福祉事務所
- 巡回相談:大阪市の総合相談事業(アウトリーチ)スタッフ
- 緊急業務センター:大阪市内全域の「行旅病人」の保護はここで一括して行っており、緊急入院保護業務センターが正式名称
- 公園シェルター:この場合は、大阪城仮設一時避難所のこと。2008年1月に閉鎖。
- ケアセンター:あいりん地域にある2週間を限度とする短期間援護を必要とする人のための入所施設で生活ケアセンターが正式名称

16



まめな地域生活者への訪問件数、退所者によるサロン「なごみ」頻繁な利用や、食事の利用者も少なくない

退所者巡回件数 2006年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
巡回件数	58	62	60	65	8	63	60	65	61	67	60	68	697
職員総数	27	28	27	31	6	28	30	31	30	35	30	35	338

通所・訪問対象者については毎月実施。職員は2人1組で実施。

サロン(なごみ)の利用 2006年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
自立者	145	140	157	160	148	150	139	154	128	135	145	142	1,743
寮生	489	480	523	495	433	530	490	450	510	490	466	511	5,867
合計	634	620	680	655	581	680	629	604	638	625	611	653	7,610

飲み物の提供:無料、自立者・寮生:月～金曜日、自立者:土曜日

食事の提供 2006年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
朝	159	153	147	113	111	142	169	186	143	105	73	114	1,615
昼	133	150	178	106	117	129	137	125	129	116	152	104	1,576
夕	87	101	105	62	44	59	99	71	67	52	36	57	840
合計	379	404	430	281	272	330	405	382	339	273	261	275	4,031

朝:150円・昼:400円・夕:400円

19



今池平和寮の近辺に退所者の多くは住んでいる

20

地域のアパートは、賃貸マンション形式が多く見られる



21

多様なメニューと、「なごみ」の存在

今池平和寮プログラム	カラオケBOX、音楽を楽しむ会、歩行訓練、ボウリング療法、ミュージックケア、楽器演奏等
寮内訓練	言葉、園芸、カラオケ、囲碁将棋、書道、俳句、料理、マーじゃん、劇
クラブ活	
喫茶コ	毎月2回、1品100円
作業	封筒ボタンの貼り
行事	春・秋遠足、グループ旅行、演芸会、敬老会、おぼけ大会、クリスマス会、餅つき大会、初詣、毎月誕生会、納涼会、カラオケ大会、寮内寮外コンサート等
入浴	土曜日以外の休日
その他	ビデオ上映会、健康教室



なごみ

7時～19時まで開放
無料でコーヒーとジュースを提供
⇒退所者の戻れる場所
⇒入所者と退所者の交流



22

先進的な音楽療法の取り組み
今池十二楽坊 公演と練習風景



23

全国に発信する今池システム、とその「伝道師」



「野宿に至るのは人的な貧困」

「私たちが目指しているものはそこにいたら落ち着けるような実家」

右:織田主任(53)

「野宿から地域生活を始めるまでに
関わった人との関係を継続することが大切」

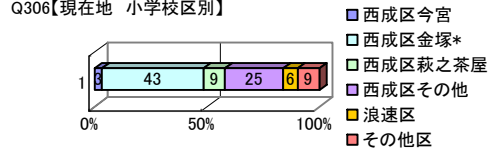
24

退所されて地域に居住されているみなさんとは？

退所65名のこれまでの生活歴や現在居住する住居の状況などについては次のようなことがわかりました。

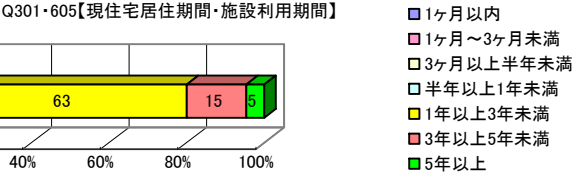
どこに住んでいる

今池平和寮は今宮校区の北東端にあたり、東接する金塚校区、北接する萩之茶屋校区とあわせると全体の55%が施設徒歩圏内に居住しています。



「1年未満」と回答した者が17%と少なく、「1年以上3年未満」が63%、「3年以上」も20%と比較的多いです。総じてまだ現地域での居住期間は長くないですが、後述するように西成区あるいは大阪市での居住年数は長くなっています。

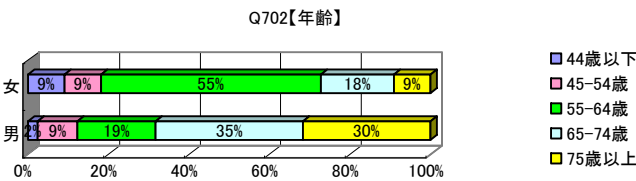
* 西成区山王地区は阿倍野区に属する金塚小学校



性別、年齢、生計は？

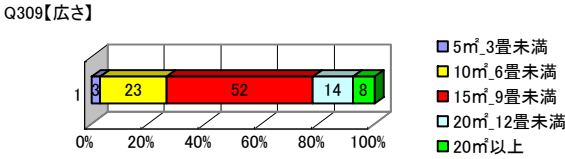
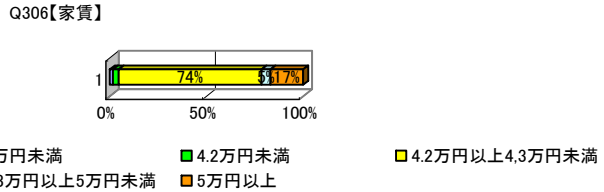
男性が43名(66%)、女性が22名(34%)です。単身世帯が55名(85%)が最も多く、夫婦8名(12%)、夫婦と子という世帯も2名(3%)います。平均年齢は男性は68歳、女性は61歳、平均は65歳です。

ほぼ全員97%が全福祉で、就労者は8%です。生活保護も「施設退所」という事由にて、居宅保護となっています。年金受給者も15%います。



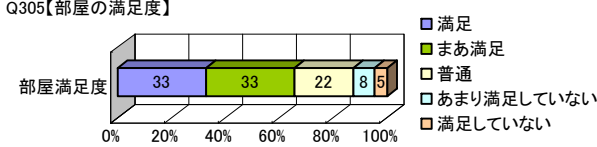
すまいは、家賃は、敷金、保証人は

構造は「非木造」94%の、「一般共同住宅」95%で、**大部分は鉄筋系アパートです。**「1部屋」85%もしくは「2部屋」12%というのが殆どです。近辺には、木質アパート密集地区でもあるのかかわらず、鉄質アパート、ワンルームマンション住まいの多いことは注目されます。部屋の広さについては、「15㎡未満(約8畳以下)」までが合わせて50名(78%)となっているが、「5㎡未満」という回答者も2名(3%)存在する。家賃平均は4.4万円、共益費が7300円でした。住居扶助4.2万円物件が44事例68%であり、3年前までの4.25万円の4物件を合わせると、4分の3の事例で、住宅扶助と同額の家賃であることが判明します。



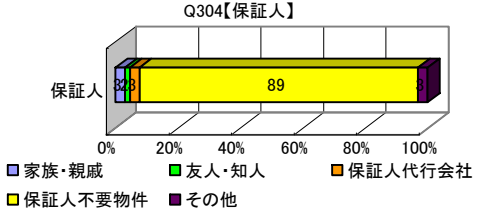
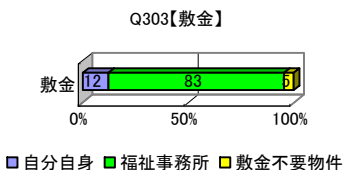
設備は悪くない

共用台所	5%
共用トイレ	8%
共用浴室	5%
エアコン	94%
ベランダ	77%
収納	70%
エレベータ	77%



敷金は生保支給、保証人はなし物件が圧倒的

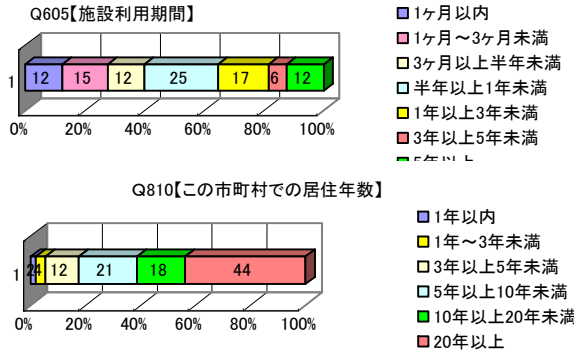
敷金については「福祉事務所による敷金支給」を利用が54名(83%)、そして「保証人不要物件」が58名(89%)とそのほとんどを占めています。一方、「自身で敷金を用意」は8名(12%)、保証人に「家族・親戚」「友人・知人」になってもらったのは合わせて3名(5%)という数字でした。



今池平和寮在寮期、およびそれ以前の生活歴など

在寮期間は長くない

平均在寮期間は、22ヶ月、2年弱です。「1年未満」が合わせて65%と、きわめて短期で退所している人がたいへん多いことがわかります。同時に、施設を「5年以上利用」との回答も12%あり、最長で14年在寮後、アパート生活に移れたことも特記すべきことでしょう。施設利用前から大阪市にどれだけの期間居住していたかを見ると、「5年以上」が83%、うち「20年以上」が44%と最も多くなっています。逆に「3年未満」はわずか5%であり、在寮はかなり短期でしたが、市内居住が長い人が結構多いことが明らかになりました。



退所理由については、必ずしも、今池平和寮の事例だけはいえない可能性がある

Q641【施設退所理由】(複数回答・コメント有)

理由	有効回答率 (%)
就労	1.9
生活自立	73.8
期限	7.5
自己意志	5.6
追い出さず	1.9
その他	9.3

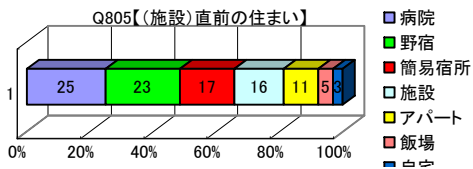
どのようにして入所したか

施設への入所経緯は、1人で福祉事務所、病院退院、巡回相談、支援者・友人となっている。何らかのサポートを通じて入所となったケースが全体の6割以上を占めています。このような中間施設の再利用は半数以上見られます。中間施設の利用が、即、居所の確保につながっているわけではなく、利用を重ねた結果として居所を獲得している状況もうかがわれます。



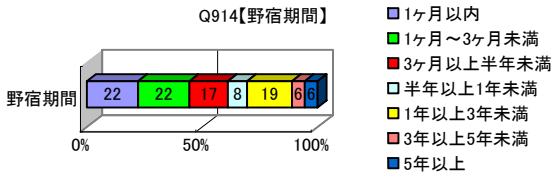
入所前の住居は

全体的に住居不安定もしくは住居を持っていなかった層が多数を占めています。「自宅」「アパート」という比較的安定した住居を維持していた例は14%となっています。



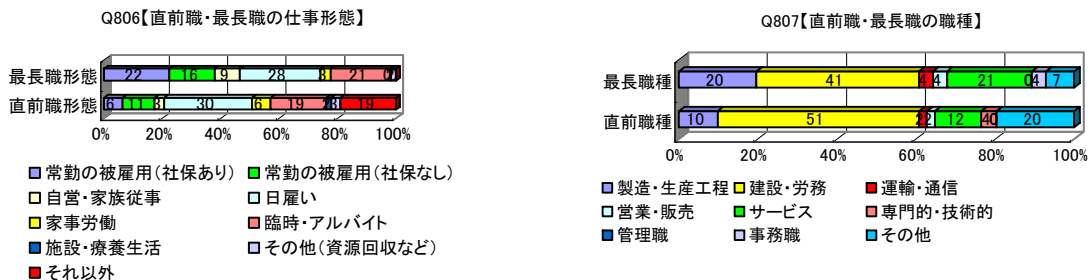
野宿経験が半数以上

野宿生活を経験者は37名(58%)と半数を超えています。テントや小屋掛けではない「非定着型」が65%を占め、野宿期間は、「1年未満」までが25名(69.4%)と比較的短く、半数近くが3ヶ月未満の短期で脱野宿となっています。



かつての就労形態は、職種は

最長職自体も不安定な就労が目立ちます。男性の日雇い、臨時アルバイトが相対的に目立ちます。女性の家事労働も少なからず見られます。職種でも、建設関係が半数を占め、サービス業、製造業の他に、その他の廃品回収なども目立ちます。

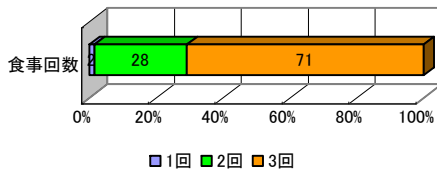


日常の食生活と身の回りのケアについて

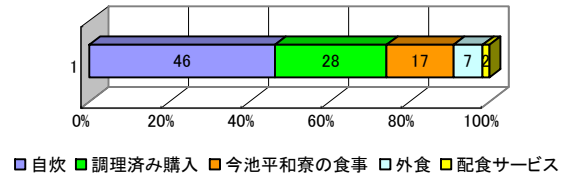
食事、炊事、洗濯、入浴は

大多数が毎日きちんと食事を摂っています。
炊事などについては、自炊は46%で、複数回答を考慮して4分の3は自宅で食事を取ることをメインにしているようです。
掃除については8割ほどはこまめにされています。
入浴については9割以上が専用浴室を持っていることからして、銭湯や今池の入浴サービスを使っていることは注目すべきことです。

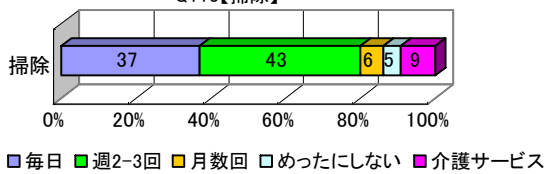
Q111【食事回数】



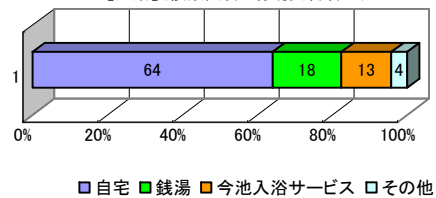
Q111【食事調達方法】(複数回答 有効回答者64)



Q113【掃除】



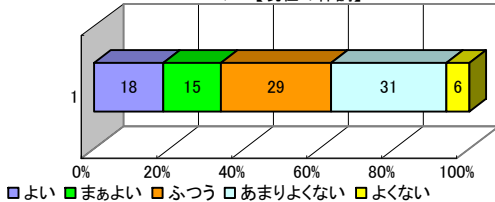
Q114【入浴】(複数回答 有効回答者64)



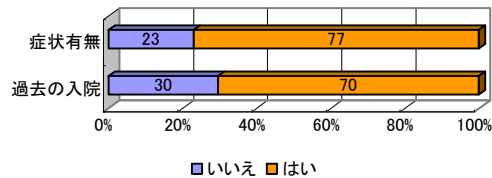
体調や持病

現在の体調については「よい」・「普通」・「よくない」が、ほぼ三分されている状況です。
ただし、過去の入院経験やこの1年間に感じた気になる症状については、7割前後が「はい」と回答をしており、健康上何らかの問題を大部分の人が抱えている実態がわかります。
さらに持病や症状に関して何らかの「障害」を持っているとした者が半数以上を占め、「依存症」も比較的高い割合となっています。
身体障害、精神障害、鬱病、そしてアルコール依存の順で全体の7割を占めています。

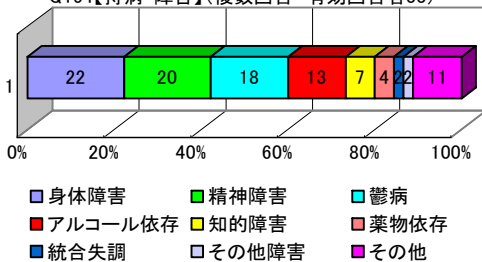
Q151【現在の体調】



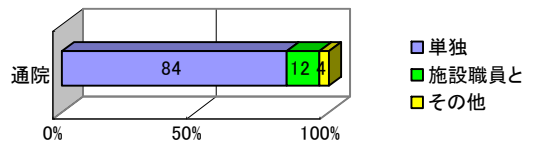
Q152-3【過去の入院と現在の症状有無】



Q154【持病・障害】(複数回答 有効回答者33)



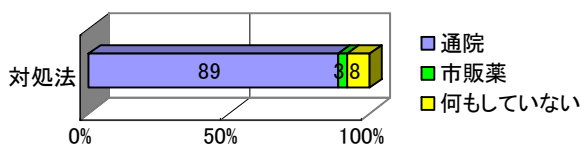
Q156【通院】



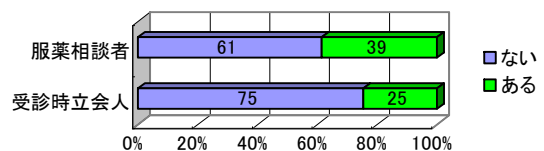
対処法

持病の治療や何か症状が出た場合の対処法について、9割近い人たちが「通院している」と答え、大多数が1人で病院まで通っていますが、「施設職員」などの付き添い通院も16%存在します。
受診時の病状説明に際しての立会人や、処方薬の服用に関する相談の有無については、前者では25%、後者では39%が「ある」と回答しています。

Q155【対処法】



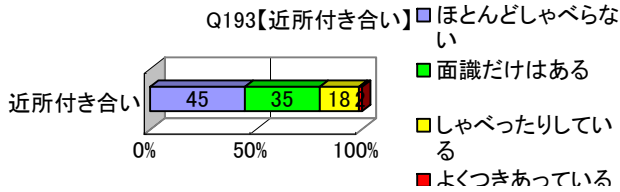
Q157-158【受診時立会人・薬相談者】



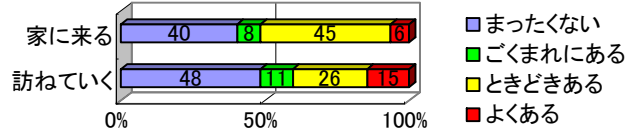
地域での生活や近隣関係

★知人隣人との交流

近所付き合いの有無については、「ほとんどしゃべらない」との回答が45%と最も多く、「面識だけはある」という者も35%と、この2つで全体の80%を占めています。「訪ねていく人はまったくない」が48%、「家に来る人はまったくない」が40%と、割合として4割から約半数が日常の友人知人関係がないことがわかりました。



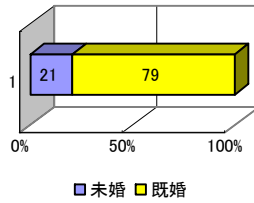
Q194-195【友人知人との交流】



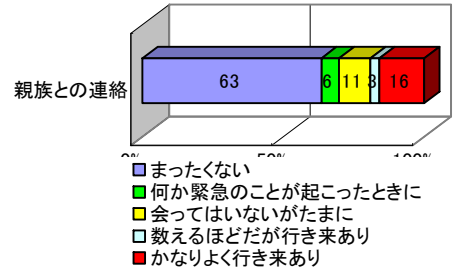
家族、親族との関係の希薄さ

こうした地域や知人との交流の弱さについては、既婚歴で、離婚の割合が高く、そして、親族との連絡もまったくないが3分の2を占めることからもうかがえます。

Q822【結婚】



Q823【親族との関係】



★地域生活での気晴らし・やってみたいこと

寂しさや退屈を紛らす気晴らしについては、「散歩」が58%、「世話になった施設やNPO訪問」が40%が外出型の気晴らしの代表となっています。特に、今池平和寮への訪問が高い割合を占めていることは特筆すべきことといえます。一方テレビの54%は予想されたこととはいえ、高い値となっています。

地域社会で何かしてみたいことについては、自分でしてみたいことと、地域の人と一緒にしてみたいこと、いずれも「ない」と回答した人が、前者で57%、後で72%という数値となっています。

全員が、町内会に加入していないか、存在を知らないということもあり、地域との関わりは大変低くなっています。その代わりに地域資源としての今池平和寮の存在は大きものと位置づけられます。通所事業が地域資源を作り出しているという見方もできます。

一方、積極的に「してみたいことがある」との回答は、「自分でやりたいことがある」が「地域の人と一緒にやりたい」のおよそ倍の割合で見られます。そして何かやってみてほしい、という回答がいずれも11%あることも、周囲からのちょっとしたサポートさえあれば、芽生える可能性を秘めていると思われれます。

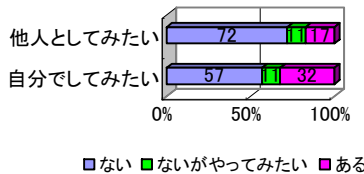
生活のために気をつけること

実に92%の人が、健康管理に気をつけるとこたえており、金銭管理も57%と高い割合をしめ、この両者が今の生活を継続してゆく上での基本要因であることがわかります。

Q196【気晴らし】(複数回答)

散歩	38	58%
テレビ	35	54%
施設NPO訪問	26	40%
友人に会う	12	18%
外出してお金使う	8	12%
友人へ電話	7	11%
家事	7	11%
飲酒	4	6%
何もしない	6	9%

Q197-199【してみたいこと】



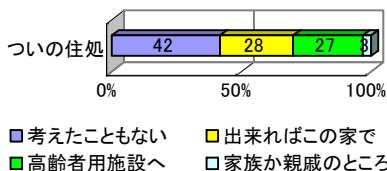
Q201【生活のために気をつけること】(複数回答)

健康	60	92%
金銭管理	37	57%
家族関係	10	15%
日々の暮らし	7	11%
友人知人関係	3	5%
職場の人間関係	2	3%
債務	1	2%
特になし	1	2%

終の棲家か、今後は？

病気や身体が不自由になった時にどこが「終の棲家」になるかをたずねました。「考えたこともない」が42%、その次に「この家でずっと」が28%となっています。この時点で、「高齢者用の施設へ」27%へ、そしてわずかながら「別居中の家族親戚のところ」3%が回答としてあがっています。全体的には、このままここで当面地域生活を送ってゆく状況が見取れます。

Q207【つい住処】



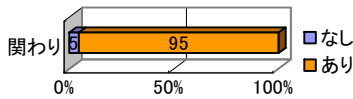
通所事業による今池平和寮・退寮後の各種サービスの利用度とその評価

今池平和寮では、通所事業の活発な利用により、入寮者のみならず退寮者にも日常生活の支援や相談に関するサービスを提供していることが特筆されます。ここでは今池平和寮が入寮中や退寮後に提供している各種サービスの利用度と、その評価について明らかにしてみました。

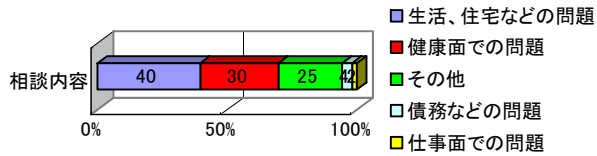
施設やスタッフとの関わり

通所事業の確認のような設問ですが、退寮後の今池平和寮スタッフとの関わりについては、実に95%の人が何らかの関わりを持っていると回答をしています。相談内容は、「生活、住宅などの問題(40%)」「健康面での問題(30%)」「その他(25%)【自由記述から抜き書き】」となっています。退寮後も日常生活において健康で安定した生活を送るために重要な要素である住宅や健康に関して、退寮してもなお様々な問題を抱えながらアパート等で生活している退寮者が存在し、今池平和寮を利用しているという状況がうかがい知れます。

Q651【施設スタッフとの関わり】



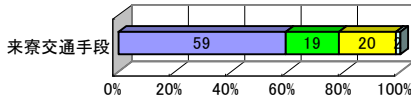
Q653【スタッフへの相談内容】



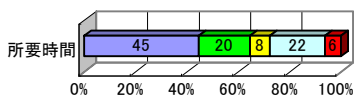
どのように通所しているか、連絡手段など

来寮手段については、「徒歩」が59%と最も多く、「自転車」の19%を含めると、8割弱が自らの足のみで来寮できています。これは来寮に掛かる所要時間からも、「5分以内」・「10分以内」を合わせて全体の3分の2を占めていることからわかりました。「公共交通機関」を用いてとした者が20%、所要時間も「15分以上-30分以内」・「30分以上」とした者が合わせて28%と、比較的遠方と思われるところから来寮するとの回答も一定の割合を示しています。「固定電話がある」が52%、「携帯電話がある」が41%となっています。

Q178【来寮手段】



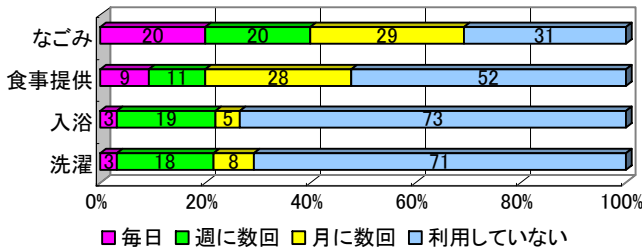
Q178【所要時間】



日常生活支援サービス利用度

「食事」「入浴」「洗濯」の3サービスを毎日利用している退寮者は1割以下ですが、月に何度か利用している割合は、3割前後から半分近くに達します。突出した利用度は、「なごみ」であり、毎日利用が20%、週に数回利用までの累計で40%、月に数回利用まで含めると約70%までにのぼっています。「なごみ」の存在は、気軽に利用出来るサービスとして、退寮者との関係を継続させる絶妙な仕掛けとなっていることがはっきりとわかります。

日常生活支援サービス利用度(Q161-166)



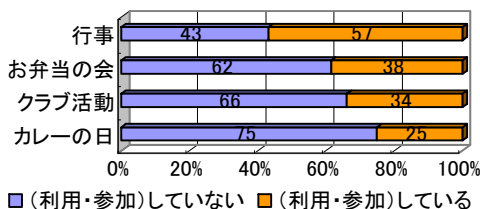
娯楽サービス利用度

「クラブ」「行事」「お弁当の会」「カレーの日」の4つについて回答を得ていますが、「行事」参加が半数を超え、その他も4分の1から4割近い参加がみられます。

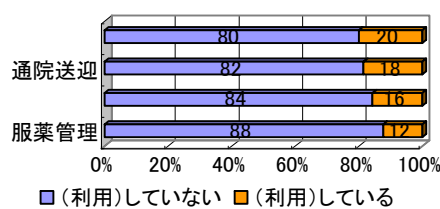
生活管理支援サービス利用度

健康かつ安定した日常生活を送るためにも重要となる各種の支援サービスについては、2割弱で今池平和寮にお世話になっていることがわかります。退寮者の多くは自分自身である程度までの生活管理が出来ていると推測されますが、2割前後のサービス利用が存在することからも、日常生活の安定化に大きく寄与しているサービスであると言えるでしょう。

娯楽サービス利用度(Q167-170)



生活管理支援サービス利用度(Q171-174)

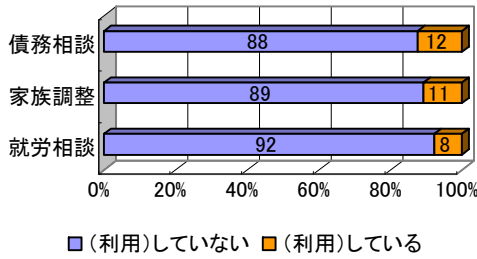


今池平和寮退所者状況・ニーズ調査

相談サービス利用度

退所者が抱えている各種の悩み事についても、いずれも10%前後と必ずしも多くはありませんがこのようなサービスが存在し、何かあった際はすぐに今池平和寮に相談できるというシステムが整っていることは、退所者にとっては心強いものとなっていることが推測できます。

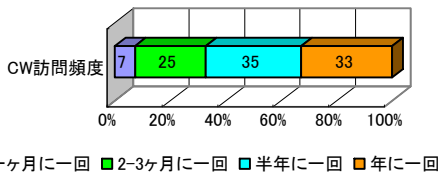
相談サービス利用度(Q175-177)



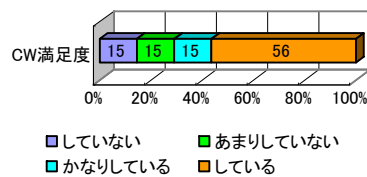
健康福祉センターのケースワーカーCWの評価

CWの訪問頻度は図の通り、人それぞれとなっています。満足度も総じて低くはないですが、3割弱が満足していないことに関して自由回答のような事例は注意しておかねばなりません。この評価には、身近にある今池平和寮のそのサービスにより、補完されている部分のあることも考慮しておく必要があるでしょう。

Q181【CW訪問頻度】



Q182【CW満足度】



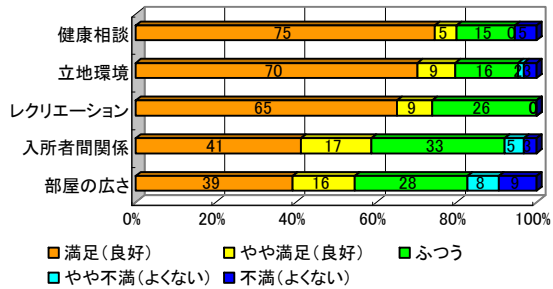
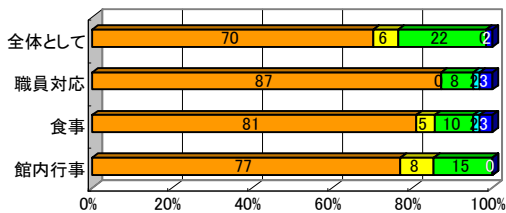
施設構造の評価

この回答はあまり意味がないので、施設の物理的な紹介のところで代替します。

入寮中のサービス等満足度

入寮中の提供サービスの評価については、「食事」や「職員対応」等については80%を超える満足度を示している一方、「部屋の広さ」や「入所者間関係」については、構造的なものもあり相部屋であり、かなり低くなっています。全体としては70%が満足し、「ふつう」まで合わせると95%が肯定的な回答であり、全般的に入所者に対してよく対応していることがわかります。

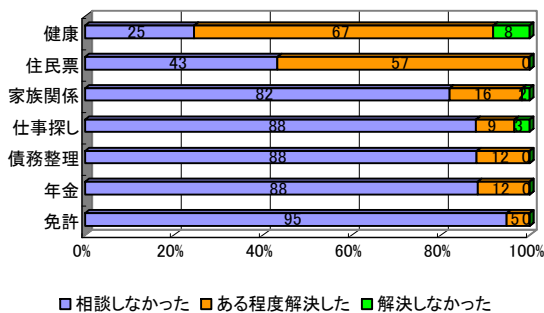
入寮中のサービス等満足度(Q611-620)



入寮中の各種相談結果

もっともたくさん利用されていたのは「健康」相談の75%であり、その次に「住民票」の57%となっています。その他の相談内容はいずれも20%以下の相談率となっています。あいりん地域とのかかわりの深い人々、そして健康問題に難がある人が多いことが、救護施設としての特徴に加え、この相談率に現れていると推測できます。

入寮中の各種相談結果(Q631-637)



第3部

各地報告からホームレス支援の地域差の
現状認識の共有、そして課題を克服するには

第3部 各地報告からホームレス支援の地域差の現状認識の共有、そして課題を克服するには

1

1. 水内俊雄(大阪市立大学):全国のホームレス支援の地域差の現状—虹の連合調査とその後の継続調査から見えてきたこと

私はお手元に、ちょっと緩じるの忘れてまして、そんで字ばっかりの資料とですね、同じく片面が字ばっかりで片面がカラーコピーのグラフ等載せている資料を配らせて頂きます。これを基に発表させて頂きたいと思っております。(当日配布資料も一部パワーポイント化している)

私、大阪市立大学の水内と申します。第3部と申しますと、今回の研究集会の一つの焦点は、地方と大都市圏のいわゆるホームレス支援における格差というか、でこぼこということをきちんと検証してみたいなあとということが一つの柱としてございました。ということで後半5人の方から、ちょっと時間短いですけど、地方の状況紹介というのをさせて頂き、また19時45分からは引き続きそういう情報がいろいろと交換されるという仕組みにしております。そういう意味で、そのための全体像を示せるようなことができればいいなあとというのが私の発表かなあと思っております。

お手元の資料が字ばかりなんですけど、一応前の資料が見にくいので、まあもちろん報告書の方であげさせて頂きませうけれども(この資料は今回添付してない。詳しくは、水内俊雄・渥美清・蓬萊梨乃「二つの全国調査を通じて見たホームレス脱野宿支援施策の地域差」Shelter-less, No.34, 2008, pp.-)。お手元の資料がこれシェルタレスに出す原稿で、そのために書いてたというか、三人の名前で連名になっておりますが、蓬萊、渥美は院生でして、あと2人の卒論生の5人がかりで虹の連合の調査と虹の連合の調査が終わった後に、まさしくこの科学研究費でポスト虹連調査というか、各地を回らせて頂きました。その聞き取りを集めてですね中間報告的なものをさせて頂きたいということと、厚生労働省がやはり全国調査で各自治体から集められた資料と全部いただきましてそれを基に分析したものとあわせて構成されております。

なおこの文章は私と蓬萊の修士論文、修士渥美の文章と、今日は名前は出していませんが、津川、野田による卒業論文2本を合わせて作っているものでございますので、一応本当は5人分の名前載せないけれども

ども、3人の名前で発表させて頂くということにしたいと思っております。

本報告というのは、全国自治体のホームレス対策状況調査という厚生労働省の調査と、それから虹の連合によるもう一つの全国ホームレス調査というのを基本的にはベースにしております。この厚生労働省の調査は、2007年1月時点での野宿生活者数とですね、2003年度から2007年度分の5年度分のホームレスに適用した生活保護の適用について、開始場所・措置事由・廃止状況の数等々が掲載されております。各自治体669市区町村47都道府県から回答がなされております。

これはですね、2003年に1人ホームレスの方がおられたとですね。あるいは、ホームレス状況の人への生活保護適用が5年のうちに1件でもあったという報告が上がったところがあがっていますので、586市区町村という形になっております。

【スライド 横1】

この表は、数字等は見えませんが、横軸に野宿生活者数が書いてありまして、縦軸にホームレスへの生活保護適用数を載せてありまして、それぞれ該当する数というものをですね、ここにはめ込んだ表になっております。一番トップがこれが東京都、23区全部合わせた数字がここに一番トップになって、大阪とかですね。このラインが野宿生活者500人以上という、このラインになっておりますので、まあそういう意味で0から本当にこういう形で分布しているという状況を表しております。このホームレスへの生活保護適用数というのですね、一日の通院医療券の発行なんてことも計上されているところもございますし、その件数においては必ずしも信頼のおけるものではないというのがまず前提にあります。

この厚生労働省の調査は様々な支援施策の実施状況についても回答がなされております。これも文章に書いておりますように、自治体間で回答の粗密がございます。えー極端な事例を挙げると、大阪市や東京都の場合は、山谷対策、あいりん地域での施策ってのは今回の回答

ではほとんど記述としてはあがってきておりません。東京・大阪では路上生活施策とホームレス対策施策を分けた形で、ホームレス施策のみが回答にあがっているということでございます。山谷のある台東区に関してはですね、山谷自体は台東区と荒川区にまたがって、都の対策が打たれていますが、ホームレス支援団体の数わからずという答えが台東区から返っております。それから数百円の交通費を支給した、これでホームレス支援をしたという回答をした自治体が50位ありますので、そういう意味ではすごく粗密のある答えだったかなと思っております。

NPOとの連携ということも質問項目にあがっていて、いくつNPOがありますかということと、どういった連携がされていますかということがあがっていますが、基本的にどの団体とどういった形で連携を結んでいるという団体名が特定されていません。連携の内容についても、有無の回答しかあがっておりませんので、詳しく聞かないと有りと答えたところはどういうことをやっているかということがわからないという形になっております。

虹の連合の調査は全国62のホームレス支援団体にお聞きするという形になっておりますので、ある意味で虹の連合で行った調査ですね、厚労省の調査を補完するという形で、今回の報告をさせて頂きたいと思っております。

で、基本的には今日の午前、今までのお話での一つの軸になってくるネットワークという問題とトータルマネジメント、トータルサポートというのが非常に重要であるという観点から、そういう仕組みの作り方に光をあてたいという風な形で報告をさせていただきます。

本報告はこういう形で、今回の厚労省の調査をベースにするわけですが、この調査をベースにして考えるとですね、何らかの形で生活保護というのが使われているということで、脱野宿の切り札はある意味で生活保護、ある意味でいろんな柔軟な形で使ったりですね、ことにより脱野宿へのプロセスがあるんだということがわかったかなという風に思っております。

ホームレス自立支援センターを利用する方が生活保護とどう関係するんかっていうんですけども、一応ホームレス自立支援センターで医療単給、要するに通院したということがホームレス状況への生活保護の適用としてあげられていますので、そういう意味ではホームレス自立支援センターを使ったということがある意味で、今回の厚労省の生活保護の適用の中に組み込まれているという意味で、まあ生活保護を切り札にしてですね、この報告書を利用してみたという風に判断したらいいかなと思っております。

再度スライド1に注目してほしいのですが、真ん中の下に586自治体ということで、えー東京23区は区ごとに計上してあるので、ちょっとその辺ダブリで23区もあげていますし、合計もあげているので、ダブリがございしますが、NPOが存在する自治体数は140という数にあがっております、回答した23.9%の自治体が一応ホームレス自立支援に関するNPOがあるという風に答えが出ております。

しかしですね、この表を見て頂ければ、野宿生活者が多いとホームレスへの生活保護適用数が増えるという正の相関関係にあるわけですが、しかしこの正の相関関係でこの線の上側は野宿生活者の数よりもホームレス保護適用数が高いという自治体、でこちらは野宿生活者が例えば70人おつてもですね、適用数が6人という、非常にすごい粗密があるということですね、この表は言っているんじゃないかなと思います。まあ、その極端な事例というのが、東京都あきる野市というところは31名野宿生活者がいますが、生活保護が0、適用が0と答えた。東京都の昭島市は反対だったかと思っております。えー、そういう意味で非常に、なんて言うんですか、大きな差が出ているんじゃないかなと思います。

【スライド横1】の網かけ部分というのがですね、いわゆる少数点の一番極端な事例だったと思っております。野宿生活者が25人以下で、生活保護の適用数1年分が30名以下というところが網かけ部分になっていて、まあ考え方としてこの網かけ部分が一番社会的認識が少ない自治体。その次50人で区切ってますけれども、生活保護も50の所、それから100の所。野宿生活者が100以下、50人以上、25~50人以下、保護適用数が1年間に100人未満、それからそれ以上と、いろんな段階で考えていく必要があり、で、まあ東京と大阪は別途突出した存在になっているという風にご理解いただければいいんじゃないかなあという風に思います。

この網かけ部分が全体の55.3%という自治体になっておりまして、そのうち68.6%がですね、生活保護の適用がないということになっておりますので、そういう意味では、ほとんど実体としてそういう自立支援というのが認知されていない、やっておられてもその自治体においてそういう存在があるということがわからないという形になっているんじゃないかなあという風に思います。

【スライド縦1】

このスライド縦1で多いほうに目を移しますと、この辺が徐々に野宿生活者が増えてき、それからそういう生活保護適用も増えてくるという状況になります。こんなグラフ作っているんですけども、あまり東京と大阪が突出

しているのが普通に書いてしまうと、東京って1万件って、何か新宿区がやけくそな数あげているんで、すごく突出しちゃうんですけども、普通のグラフにしてしまうと表現できないほど東京、大阪の状況というのは大きいので、常用対数に変えてですね、それも10分の1ぐらいに格差を縮めてもこのような形になってきます。先ほど言った網かけの部分、大部分の、この黄色のところってのは、そういう意味ではたくさん自治体があって、少数おられますけれども、ほとんどもう、なんて言うんですか、存在、施策自体が認知されないような少ない数であるところが3分の2あるということです。

で、グリーンのエリアあたりに数10人の野宿生活者に、1年100人位の方が何らかの形で生活保護を受けているっていう状況の都市という風にして表わしております。1000名を超える東京23区、大阪市、名古屋っていうこの並外れた存在、結局ここはですね、ホームレス自立支援施策の中でも不定住貧困対策という、岩田正美先生の昔使われた言葉、いわゆる寄せ場対策とホームレス対策っていう親近・親和性がある地区であったこと。ある種別枠の施策というのをどこかでしないとこの突出した二つの寄せ場を持った自治体の解決は、全国の地方自治体での一律適用とは違う形で進めていく必要があるんじゃないかなあということを強調させて頂きたいと思います。

【スライド 縦 2】

今度はグラフでちょっと具体的に話しますと、これは東京、500人以上の、ホームレスの数が500人以上の都市を表しています。東京がここに来ます。大阪がここに来ます。で、この線が入っているんですけども、これホームレスの人が1000人おったら、1000人生活保護が適用が受けますよという形で、まあ荒っぽく話をしますと、その都市1000人おられたら1年分1000人生活保護適用したらなくなるという形で描いているんですけど、その線をこの実線で示しているんですね。そしたら、横浜、名古屋というのは、現実の野宿生活者に生活保護適用数が2倍、3倍になってくる、2倍、3倍という数字になるんですけども、例えば福岡の場合は現実の0.3倍になってくるといって、そんなことを表しています。

【スライド 縦 3】

わかりにくいので、東京と大阪を省くとですね、横浜、名古屋、川崎ってのが水準以上、北九州も水準にありますけれども、福岡、京都というのは生活保護の適用状況が低いということが、このグラフでわかります。

【スライド 縦 4】

どんどんどんどん拡大していきますと、今度は500人以下の所見ていきますと、新宿はもうグラフの外にあるというのは、新宿の適用数が安江さんから説明ありましたけれども、医療券発行がたくさんカウントされ、そのままの数受け取れないわけなんですけど、例えばさいたま市、千葉市、このへんほとんど23区になります。さいたま、千葉市は現実の野宿生活者に対してホームレスの生活保護適用数が4.5倍という数字になっております。北九州も結構現実の数より2倍弱だったですかね、3倍だったかな、なっておりますが、例えば京都は半分ぐらいの数になりますし、尼崎あたりも低い、まあ大きな都市ですと札幌、広島、浜松あたりが低い。まあ、仙台、神戸が標準以上、まあそんな形になっております。

【スライド 縦 5】

で、たぶんホームレス施策、あと杉並区も高い船橋もすごい高い、57人の野宿生活者に対して430人生保かけているということですので、8倍ぐらいの生保のかけ方をしているということです。だいたいこれがラインですけども、ラインに乗っかっているのが静岡市、松戸市とか出てきまして、ライン以下というのが熊本、西宮、東大阪、豊橋、岡山、那覇、和歌山、豊中、姫路という、どちらかと言うと西日本がライン以下、関東圏がライン以上という明確な違いが表れてきております。

【スライド 縦 6】

ちなみに26から50人以下もやると、八王子、荒川区、相模原、宇都宮、鹿児島も高いですけども、藤沢等高いあたり、新潟もちょっと高いですよ。ライン上は久留米とか、茨木市とか乗っています。ライン以下では枚方、岐阜、寝屋川とかですね、茅ヶ崎っていうのも入ってますけれども、ライン以下っていうのはそんな形で、まあだいたい傾向っていうのはおわかりいただけるんじゃないかなあという風に思います。

【スライド 縦 7】

この図はですね、全国、このピンクのプロットってのは一応、ホームレス自立支援法というのに、まあ要するに国の国費33億円というわずかな額でございますが、それを何らかの形で使っている都市をピンクでプロットしたものです。一目瞭然、札幌、仙台、あるいは北九州、福岡県、熊本県やったかな、熊本市やったかな、熊本市ですね以外は3都市圏にかたまっているということがおわかりいただけると思います。大阪府は大阪府下全域に一応そういうシステムとっているということで、大阪府の

場合は全部市を載せてしまうことになりすし、特別区も一応全部区は載せてありますけれども、書ききれませんのでやめておりますが、実質、あとで中山さんのお話もありますが、大阪府下の状況っていうのはこういう、これをそのまま各市が自立支援施策を担っているとは素直に言えないということでございます。基本的に33億円という予算を使ってやっている都市は今のところ、これだけであるということです。

【スライド 縦 8】

その次の図はですね、ホームレス自立支援法を用いない独自の施策、自分とこで官費で持ち出してやっているという都市をあげたのがこれになります。こうなってくると、旭川、帯広が登場してきますし、新潟、長岡、宇都宮、それから前橋、金沢とか、まあこの近辺、首都圏近辺にはたくさん出てきます。それから、えーと、あとは、大阪もあんまりないんですけども、広島市、松山市、高松市、北九州、福岡、久留米、鹿児島市という形で出てきて、独自に施策をしているということ、ただこの独自の施策もですね、年に1回福祉事務所といろいろ部局が、年2回回っているというだけで支援施策をやっているというようなお答えをされた前橋市のようなこともございますので、これも0か1で打っておりますが、中身はすごくアンバランスとなっております。

【スライド 縦 9】

それからこれはNPOとの連携ということで描いた、プロットした図です。青色はですね、もうNPOにお任せしていますという宣言をして市は独自では何もやっていませんということです。で、橙色はですね、連携をしていますということを宣言されたところはこういうとこにあたっておまして、新たに那覇とか浦添とかですね、廿日市とか倉敷とか、例えば明石とか徳島等々があがってきますし、首都圏でもいくつかあります。静岡県静岡、浜松、この、浜松については、市からは何も上がってこなかったんですけど、僕の方で入れました。今浜松はいろいろと問題起こっているところでございますけれども。まあそういう形でNPOとかがないと支援がないということを今言われた市があがってきております。

【スライド 縦 10】

それから、この図はNPOと連携しているところ、しかもそれが自治体の施策として取り入れられていると報告された都市を並べております。少し広がりはあるにしてもですね、こういう実態で、いわゆる行政とNPOとの連携というのが、プロットできるということです。

【スライド 縦 11】

それからこの図がNPO団体の数をですね、プロットしております。NPOがあるという都市に赤い四角を入れます。実はここに数字がいくつかあるんですが、NPO団体の数をあらわしております。全部で180団体あると、名古屋市と台東区は数が不明とあげてきましたので、名古屋市はなんで数が不明なのかかわからないですが、浜松もありとしか書いてくれなかったんで、この3つの自治体は数字をあげてくれなかったんで、180前後かと。台東区があげてくれていませんので、山谷に一体いくつあるのかかわからないので、180前後としか書けなかったんですけども、もう少しあるのではないかなあと思っております。

こういう形で、首都圏に80団体前後があり、全国の44%が集中しております。関西圏は26団体あって、人口比に対してですね14%と低い値になっております。それから同じような都市規模からも支援団体の存在しない都市もあればですね、複数以上、例えば新潟の3とかですね、仙台の3でしたですか、広島も3とかありますが、福岡7という数字があがってきておりますけれども、あるべきところに全然ないという、そういう形にもなっております。これは厚労省からあがってきた数字をですね、プロットしたものです。

【スライド 縦 12】

この図をまず見せますけども、生活ホームレス状況の人の保護開始適用状況、最初の場所がどこだったか、ということですね、プロットしたのがこれです。全体ですね、生活保護の開始状況が表にはしてありませんけれども、口頭でいいますと31,000件ほどございます。昨年度。生活ホームレス状況の方に生活保護っていうのは3万件を超えています。一番多い開始機関が医療機関の37.9%、その次が宿泊所、無料低額宿泊所の23.6%、そしてそれ以外の社会福祉施設等っていうのはホームレス自立支援センター等になりますが、11.1%、それから一般住宅7.9%、簡易宿所3.9%という順になりますが、医療機関が最上位を占めます。

見ていただいたとおり、かなりの都市がホームレス状況に対して生活保護を打つという状況の時に医療機関を利用している、あるいは利用せざるを得ないという状況がこれでよくわかると思います。内訳についてはその後で簡単に説明いたします。

【スライド 縦 13】

それからこの図は宿泊所、これはもうすごく極端な分

布を示しています。関東圏に宿泊所で 25%以上、その都市の 25%以上が宿泊所で打たれたという、生活保護開始状況がみられます。他は仙台と愛知県のごく一部の村であったと思います。大阪の摂津市もありますが、その宿泊所はもう廃業しているようです。こういう形になってホームレス自立支援の中での宿泊所の偏在というのが如実に表れてくる結果となっているかと思えます。

【スライド 縦 14】

それからこの図、その他の社会福祉施設というのはホームレス自立支援センターと、あとはそれに関わる社会福祉施設、保護施設かなあと思いますが、まあ長崎とか佐賀からなんであがってくるのかという、裏を取っていないのがいくつかあるんですが、浜松は宿所提供施設かなと思っています。自立支援センターってバランスが取れているので、割と札幌とか大阪とか、あがってきます。でも、あんまり大きな数では、ホームレス自立支援センターを使うというトータルの量としては、それほどないということが分かっていたかと思えます。

【スライド 縦 15】

それからダイレクトに住宅にすぐ上げたのが 25%以上ってのが、こういう都市が上がっていて、こちらになると中間施設という社会資源がございませんから、ストレートにこういう形で分布する形になっているんじゃないかなあという風に思えます。

【スライド 横 2】

で、今度はですね、このカラーの図をちょっと見て頂きたいと思えます。で、これがですね、保護開始場所の地域差というのを、ちょっと分けてみたものなんです。非常にクリアな結果が出ましたので、ちょっとだけ見て頂きたいかなと思えます。この表上の方からですね、福岡を代表とする地方中心都市類型って、この 1 と書いた、この表に乗っている豊橋市、大垣市、守口市等々、最後に熊本市というところがですね、ほとんどは医療機関に負っているという都市あげています。棒グラフ【スライド横 4】では 1、2、3、4、5、6 順が反対になっているんですけども、一番下の 1 というところでブルーの医療機関というのが圧倒的に多いという所を示していると思えます。要するにこの 1~6 っていうのは、基本的に生活保護をホームレスに適用する時に医療機関に依存しているところかと思えます。特に福岡型は、1 番トップのところはですね、医療機関ですが、2 番目 3 番目と組み合わせがちょっとずつ変わってくる。2 番目は医療機関が大部分だけでも、若干宿泊所を使う。3 番目は北九州類型

と書きましたが、医療がメインだけでもその他の宿泊施設を使っている、自立支援センターのことかなあと思えます。北九州の NPO がやっておられる自立支援住宅のことはどうカウントされているのか、ちょっとこれ数字 1 という数字しかあがってこなかったのどうということかなあと思ったんですけども。

【スライド 横 3】

大阪市だけ一つ類型ができてですね、大阪市はやはり医療が 50%、まあこの医療もいろいろあると思うんですけども、それからその次が 30%の自立支援センター、16%の一般住宅、居宅にあげるって形で大阪市、単独で一つ類型ができています。ああこれクラスター分析というのをかけましたので、やっぱり大阪市だけは独立で一つ出たということですね。で、そのあと地方都市類型ということで、岡山市、久留米市に代表される、医療機関かいわゆる一般住宅、それからその下に簡易宿所というのはよくわからないです。6 番の八王子、福生、武蔵野市というのがどうして出てくるのかよくわからないので、わかりません。それから 7 番その他っていうのは、那覇、町田、鹿児島、広島と出ております。このその他の中身を精査しないと、わからないのですけれども、鹿児島はたぶんストレートにあげているという意味での出方がしたんかなあと思えますし、広島市も近年は現在地保護されているようで。

【スライド 横 5、7】

ところがその下の類型にいけますとグラフの色が全然変わってしまうのですが、今度は宿泊所というのをメインにして生活保護をホームレス状況の方にかけているという都市を表したものです。その中でも一番トップはですね、横須賀、名古屋市、横浜、23 区、川崎市とあがりますから、ある程度社会資源が豊富にあるところでございますので、その意味では分散をしてみると、そういうことが見て取れるかと思えます。簡易宿所というやり方もここでカウントされるようになっておりますが。

その他の都市、特に 2 番、3 番の類型に関しては宿泊所に強依存している、大部分宿泊所に依存しているという都市で、並んでいる都市を見て頂ければ、ごく一部を除き、全部首都圏にあるということがおわかりいただけるかと思えます。

【スライド 横 6、7】

その他の都市の半分以上が宿泊所という形になっておるといことがおわかりいただけるかなあという風に思えます。

【スライド 横 8、9】

それで一番下の類型はといいますと、これはいろんなパターンがこう入ってくる中で、一般住宅しかない、あるいは若干の組み合わせになっているところがございますが、数はかなり少なくなってきました、この中でも京都、仙台、札幌、神戸というのはほぼ独立して出てきますので、まあこの辺の都市のあり方というのはお分かりいただけるかと思いますが、やはり仙台というのはある意味で一番バランスが取れているという意味で3番になるんですけども、宿泊所、その他の社会福祉施設、一般住宅、医療機関という形で、本当に棒グラフに色がいっぱい出てくるという意味で、いいという風にはなかなか言えませんが、今日は仙台の方、お見えになっているかどうか分かりませんが、まあ私も虹連の調査でお聞きした中では、支援団体の方からでは一番選択肢が多い都市であることは自負しているという風にお聞きした覚えがございます。まあ今日は札幌からの発表がございますので、こういう数字であるという風に、京都も今日ご発表がありますので、そちらの方に譲りたいと思いますけれども、いずれにしても言いたいことは、このような非常にアンバランスが激しく起こっているんじゃないかなあということが今のいくつかのグラフからお分かりいただけるんじゃないかなあという風に思います。

【スライド 横 10】

でまあ、ここまでちょっとまとめて、それでですね次の、こういうの作ってきたんですけども、これはNPO団体、私達が聞いたNPO団体の支援のプロセスを野宿現場からアフターフォローまでどういう形でやられるかってことをわかる範囲で並べて色つきにしたもんでございます。で、何を言いたいかっていいいますと、先程も稲月先生の発表の中にありましたが、炊き出しから最後まで見守り寄り添っていくというスタイルが、要するにこの黄色い枠が全部つくんですね、そういう形でアウトリーチからアフターフォローまでNPOさんの、これ若干社会福祉法人も入っているんですけども、やられるところであり、逆にアウトリーチ重視でその後はやはりまだ手がかからないというような団体の方もたくさんおられる。

この3つとも全部ですね、NPO北九州支援機構と全部黄色をつけさせて、こここうなんですけれども、入っておるわけなんですけれども、そういう形で、支援の入り口から出口までトータルにNPOが、行政・公的セクターの縦割りの補完する形でサポートしているという実態がわかる。そういう意味で公的セクターの、ある意味で

のこの分野への不得意状況ってのが非常によく出ている結果になったかなあと思っております。

要するに生活保護のあり方によってですね、ある場所に、同じ状況にあるホームレス状況の人が、その人が置かれている場所において全然違う処遇を受けてしまうという、そういう格差が非常に大きいということが今の段階で、ホームレス自立支援法ができて5年の段階で激しく出ているんじゃないかなあというのが一つの結論となっております。

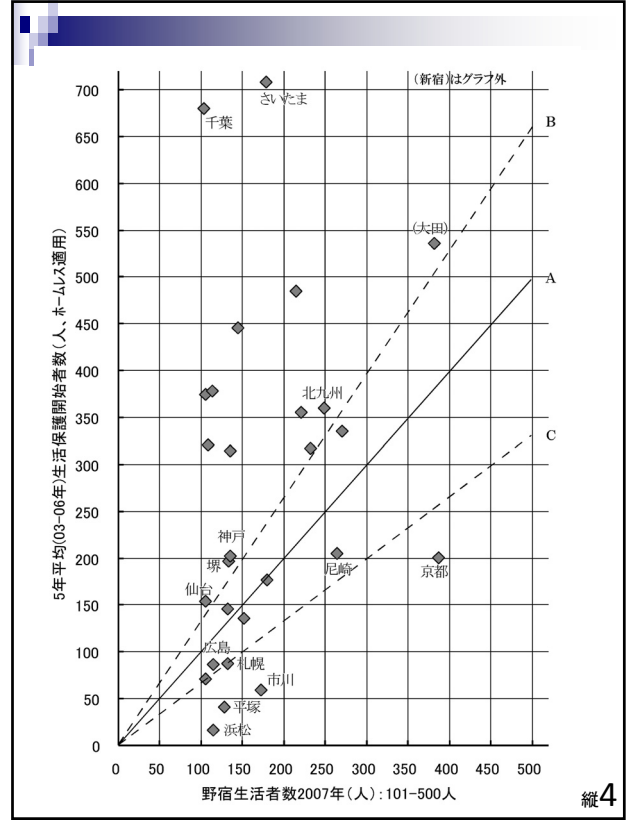
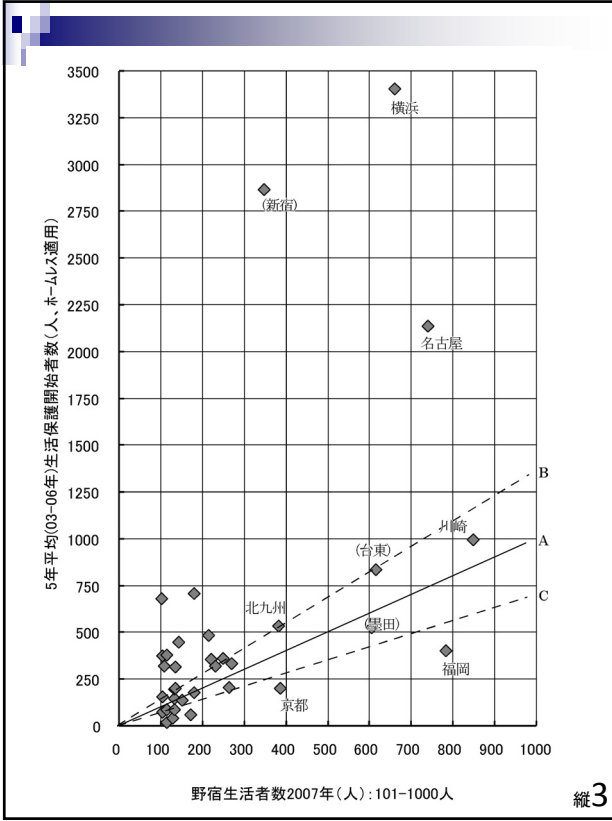
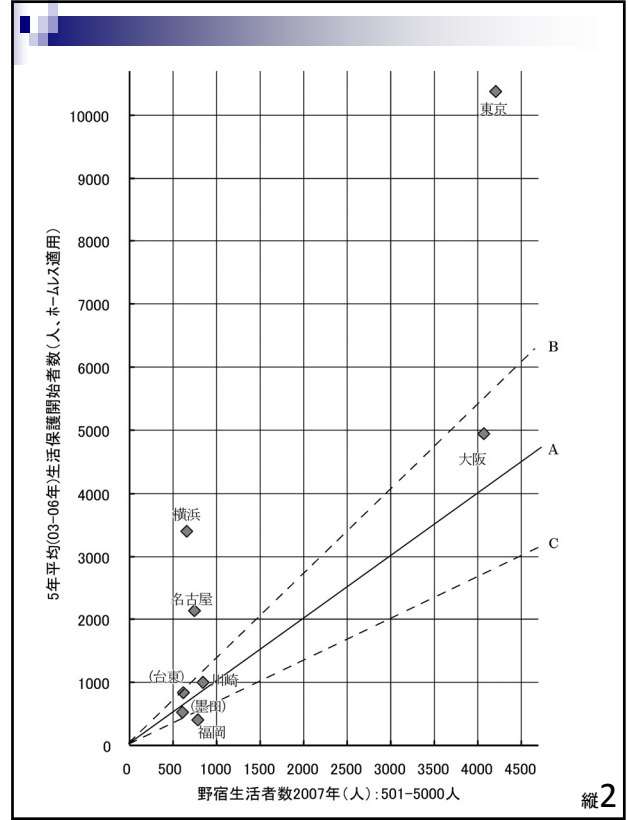
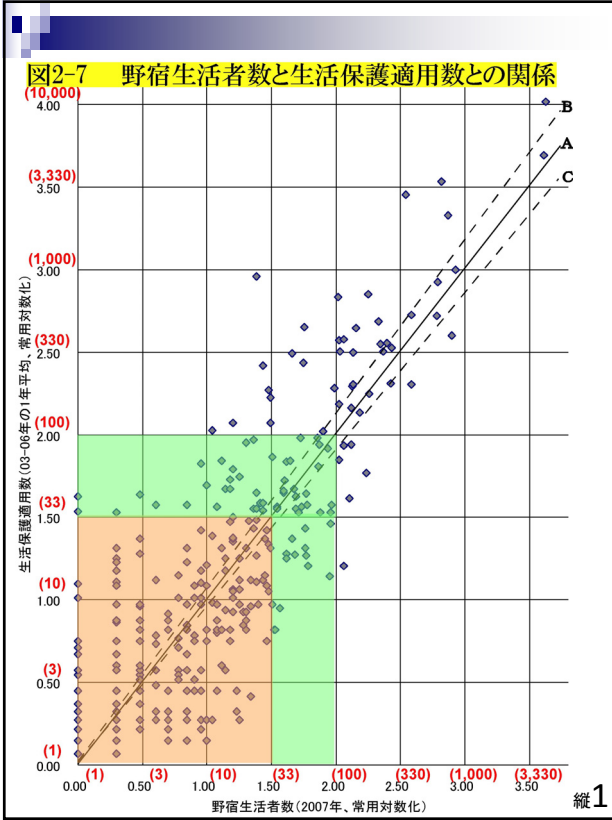
大阪府も知事が変わりまして公的セクター総撤退論のような話がどんどん出ております。しかしなんか抜けているのは、公的セクターの役割というか、公的セクターは何を果たすべきかという、その辺の議論すっ飛んだ中で、効率性や財政問題だけで、ことが進められているということに関して、特にホームレス支援に関してはいわゆる社会資源としての役割を、公的セクターが放棄するということは、これは僕はトータルな社会保障にとってあってはならないことだなあと思っております。議論のどっかかりとして、こういう支援の公的セクターのですね、やはり役割というのをきっちり見直しの中で大きな声で言っていかなきゃならないんじゃないかなあと思っております。

いろんな各地の中間施設を経由したその入口と出口の、その入口の話は、かなり具体的な実名で私たち訪れた場所を実例としていますが、今日は省きます。またシェルタレスの方でもこの実名は落とした形で寄稿しています。

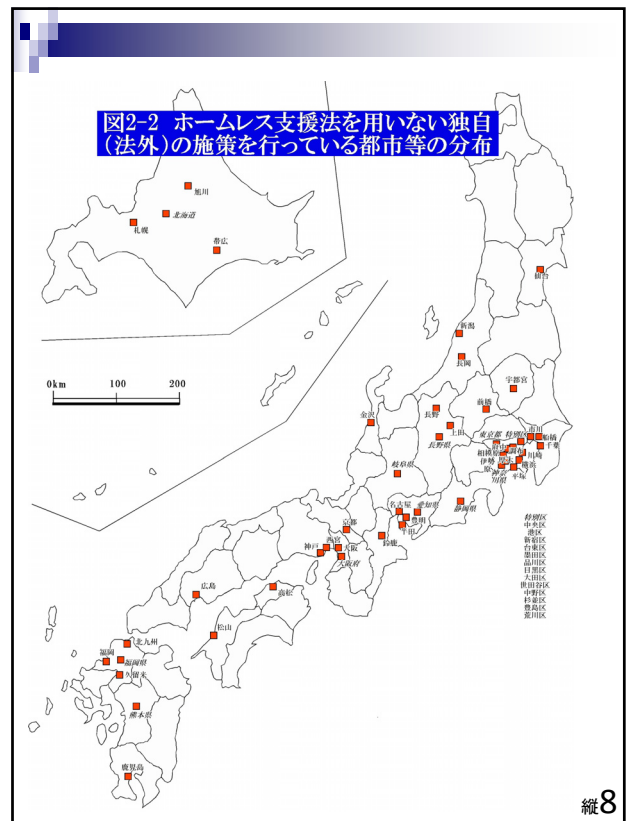
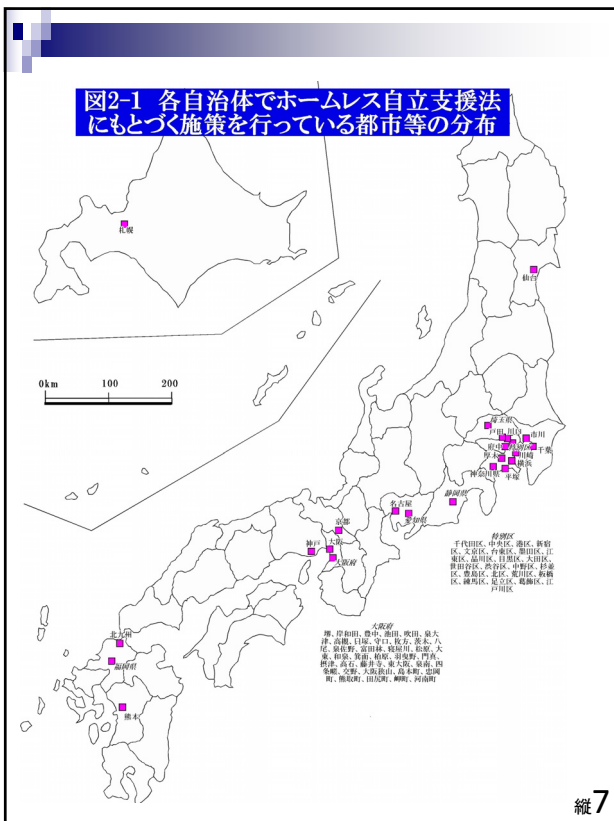
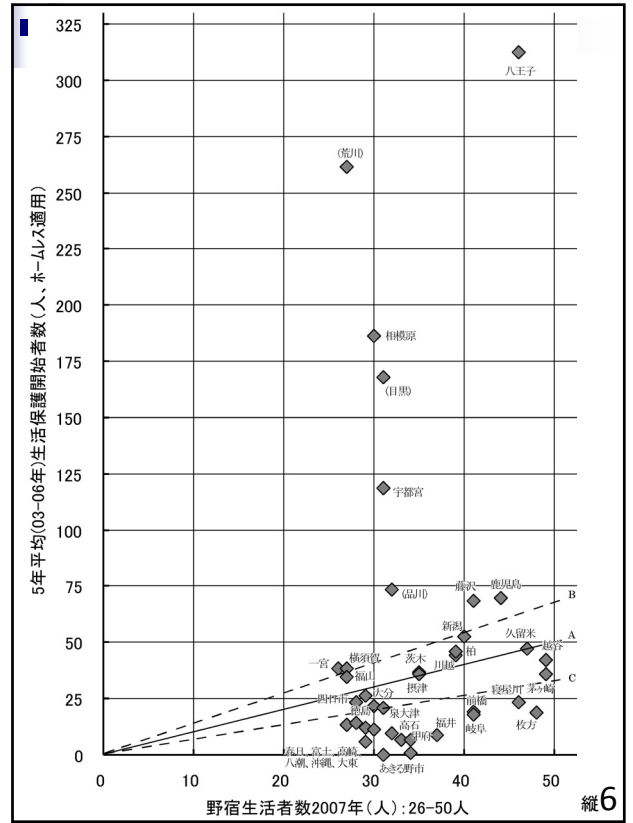
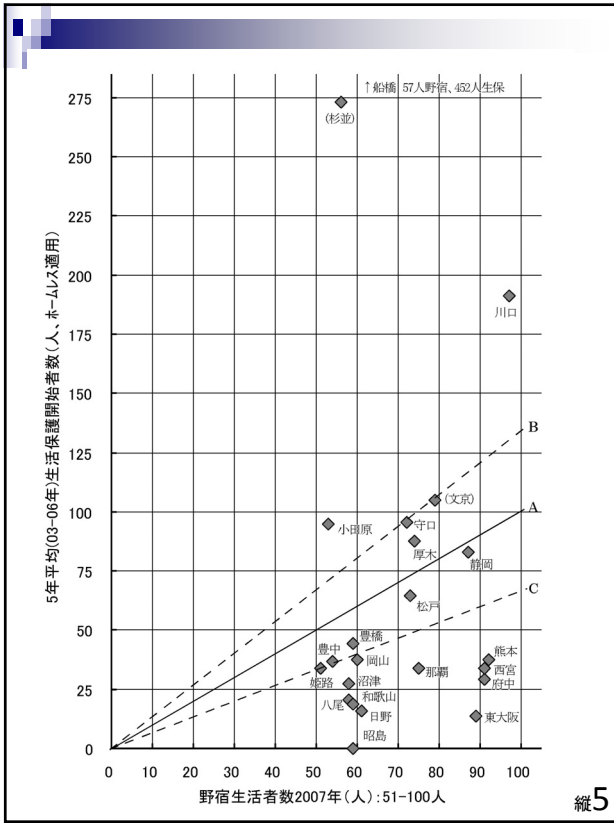
中間施設に関してハウジングファーストという言葉がありますが、居住、居所がある、屋根があるという中間施設の役割の大きさというものも併せて強調したいと思いますし、その中間施設自体、入口に今の結果が出たような、生保による前さばきとは言いませんけれども、言葉は悪いですけども水際作戦、中間施設における生保の水際作戦みたいなものもなんか起こっているんじゃないかなあと感じを持っております。使い勝手のいい中間施設という言い方も言えるかとも思いますけれども、そのへんでいくつかの事例を、まあパラエティーがあるという意味でとらえて頂きたいと思います。こういうサービスの均質化を目指すべきなのか、そのためにはどういった社会資源を動員したらいいのかということを見るとかかにならねばという風に思っております。

ということで続きまして、各地からのご報告という形に移らせて頂きたいと思います。一応15分から20分という風に予定しておりますので、大阪府立大学の中山さんから話題提供をお願いします。

水内俊雄 全国のホームレス支援の地域差の現状

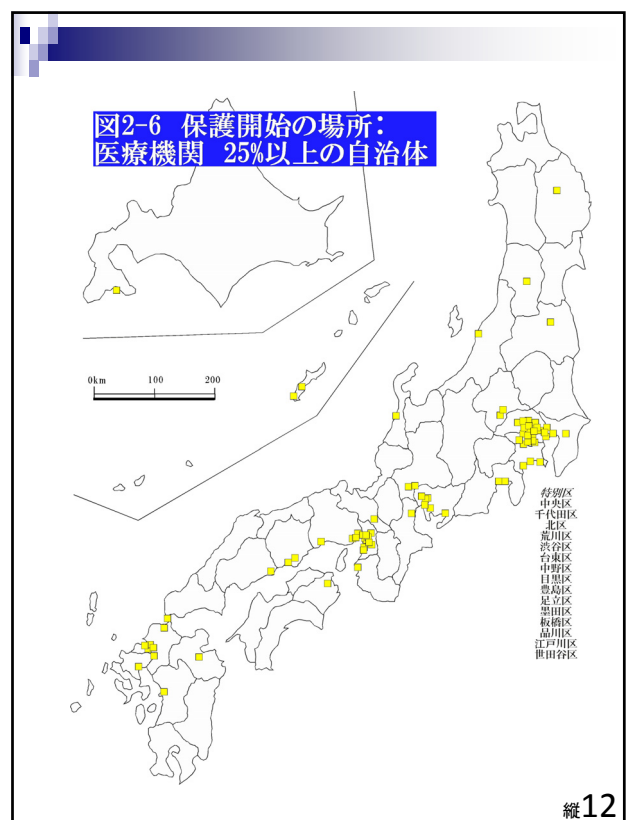
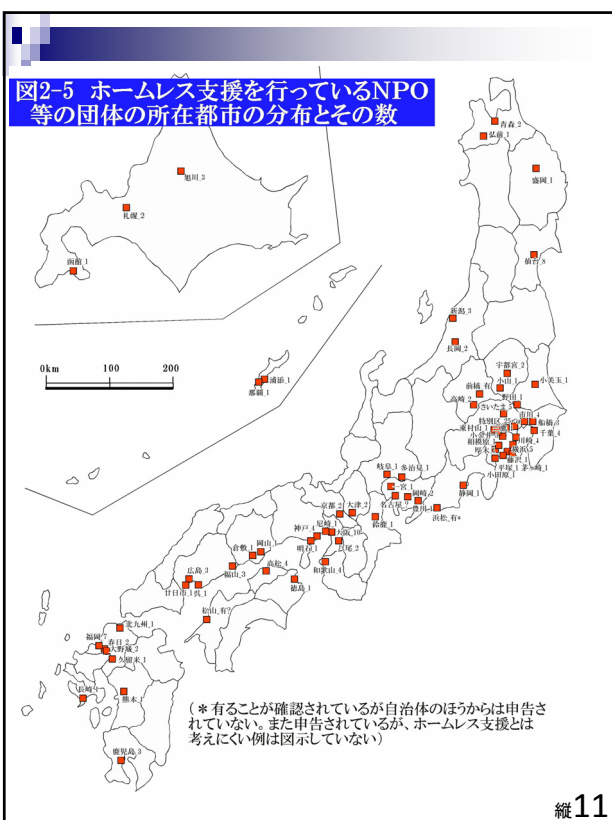
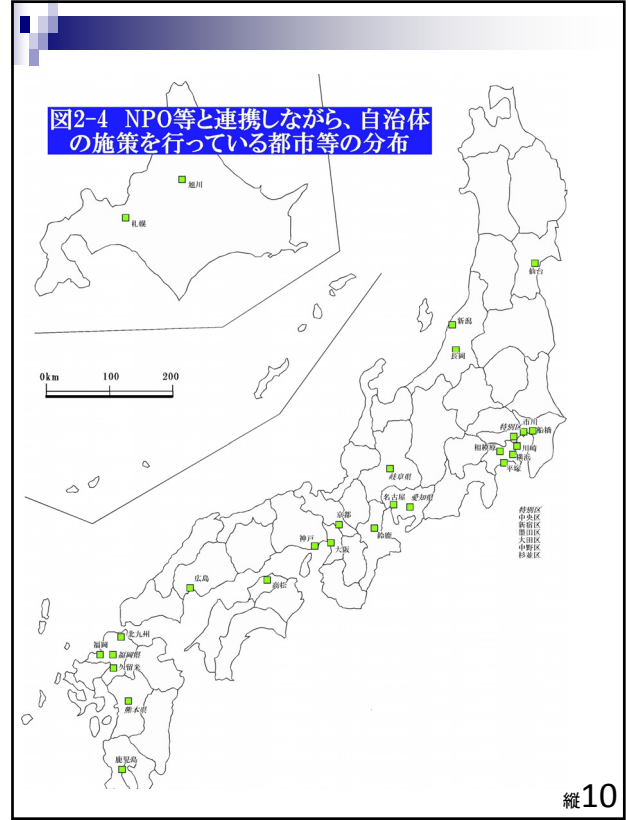
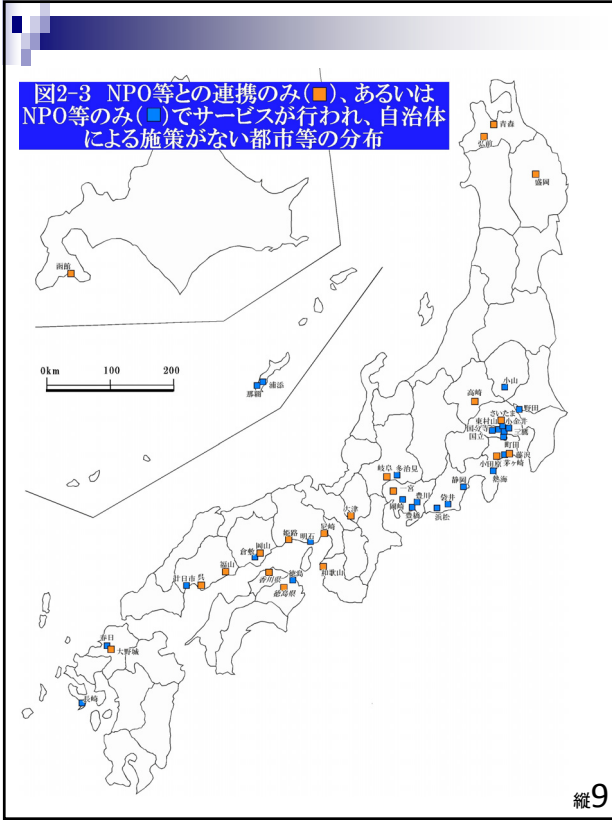


水内俊雄 全国のホームレス支援の地域差の現状

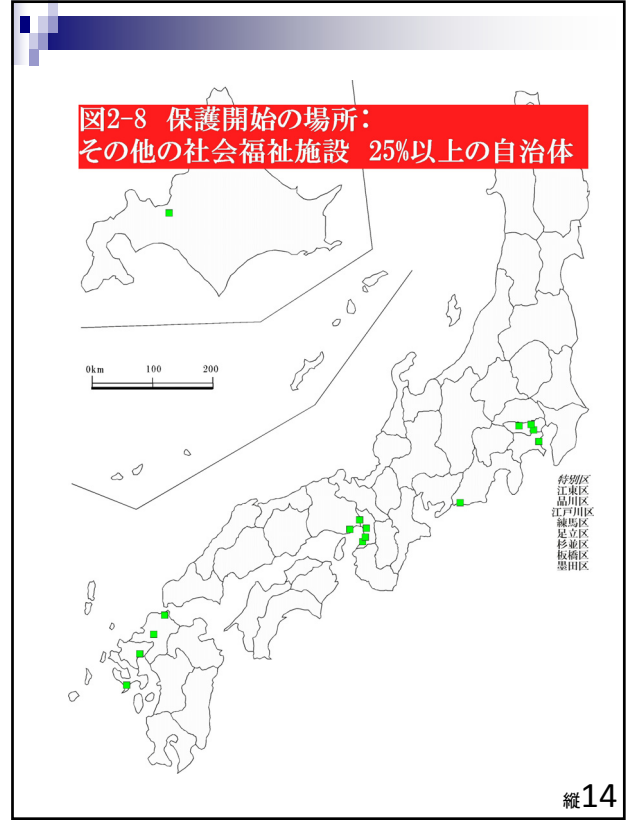


水内俊雄

全国のホームレス支援の地域差の現状



水内俊雄
 全国のホームレス支援の地域差の現状



水内俊雄

全国のホームレス支援の地域差の現状

表2 ホームレスへの生活保護適用数と野宿生活者数のクロスと当該自治体数
()内の数字は、公的施策が存在する、あるいはホームレス支援のNPOが存在する自治体の数

ホームレスへの生活保護適用数(件)	野宿生活者数(人、2007年1月)											
	0	1-5	6-10	11-25	26-50	51-75	76-100	101-200	201-500	501-1000	1000以上	
10000以上											1(1)	
↑ 1000以上								1(1)	2(2)		1(1)	
501-1000				1(1)					2(2)	1(1)	3(3)	
101-500				2(1)	5(4)	2(2)	2(1)	11(11)	7(7)		1(1)	
91-100				1(1)		2(2)	←30自治体↓					
81-90				1(0)		1(1)	1(1)	2(2)				
71-80					1(1)			1(1)				
61-70			1(0)	2(2)	2(2)	1(0)						
51-60				2(1)	1(1)			1(1)				
41-50		2(0)	1(0)	3(1)	3(1)	1(1)					1(1)	
31-40	56自治体←	3(1)	1(0)	6(2)	6(5)	4(4)	2(2)					
21-30		1(0)	2(0)	9(4)	5(3)	2(1)	1(1)					
11-20	170自治体←	9(2)	7(2)	10(1)	7(4)	2(1)	1(1)				1(1)	
6-10		6(0)	13(3)	9(1)	18(9)	5(2)						
1-5		17(1)	78(11)	20(5)	11(2)	1(0)						
0		82(2)	165(9)	5(1)	2(0)	1(0)	1(0)					
累計		105(3)	271(26)	46(9)	68(25)	37(23)	16(12)	7(6)	19(19)	9(9)	6(6)	2(2)

← 野宿生活者数(人、2007年1月) → n= 586

横1

表6 ホームレスに適用した生活保護の開始場所の自治体別一覧(その1)

県名	都市名	野宿生活者数(今回2007年調査)	4年間の年平均保護開始人数(20人以上)	保護開始人数/野宿者2007年	【開始場所】無料低額宿泊所%	【開始場所】それ以外の社会福祉施設等%	【開始場所】簡易宿所%	【開始場所】一般住宅%	【開始場所】医療機関%	【開始場所】その他%
1 地方中心都市 類型 (医療強依存+住宅)										
愛知県	豊橋市	59	44	0.80	0	4	0	11	82	3
岐阜県	大垣市	7	21	3.14	0	5	0	0	100	0
大阪府	守口市	72	96	1.38	0	0	7	93	0	0
三重県	四日市市	28	24	0.89	0	12	0	0	88	0
石川県	金沢市	16	24	1.56	0	4	0	20	76	0
大阪府	豊中市	54	37	0.48	0	8	0	19	73	0
大阪府	寝屋川市	46	24	0.54	0	8	0	20	72	0
大分県	大分市	29	26	0.97	0	4	0	18	68	11
愛知県	刈谷市	9	26	1.44	0	0	0	0	92	8
大阪府	茨木市	35	37	1.03	0	0	0	22	75	3
福岡県	福岡市	784	400	0.52	0	3	0	11	86	0
静岡県	沼津市	58	27	0.50	0	3	0	14	83	0
岡山県	倉敷市	18	56	3.28	0	3	0	17	80	0
熊本県	熊本市	92	38	0.41	0	0	0	3	71	26
2 大都市圏周辺大規模都市 類型 (医療強依存+宿泊所)										
千葉県	船橋市	57	452	7.91	19	4	0	0	77	1
千葉県	柏市	39	46	1.21	20	2	0	0	80	0
千葉県	松戸市	73	65	0.88	21	0	0	0	77	0
兵庫県	西宮市	91	34	0.40	27	0	0	0	73	0
兵庫県	尼崎市	264	203	0.83	17	8	0	0	75	0
3 「北九州市」 類型 (医療メイン+その他の社会福祉施設、他の都市は何なのかも取っていない、東大津は自立支援センター)										
福岡県	北九州市	249	360	1.40	0	29	0	1	68	1
佐賀県	佐賀市	23	36	1.65	28	0	0	0	71	0
東京都	柏江市	20	21	0.55	29	0	0	0	64	0
兵庫県	姫路市	51	34	0.71	22	0	0	6	72	0
山口県	下関市	1	42	45.00	24	0	0	0	76	0
大阪府	東大津市	30	22	0.77	43	0	0	0	57	0

横2

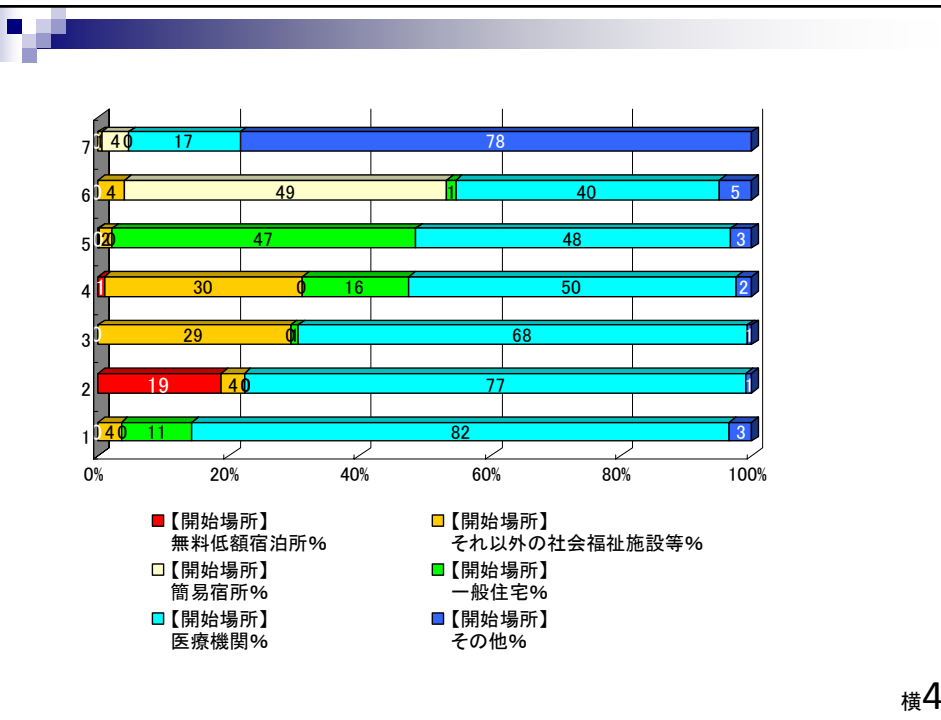
水内俊雄

全国のホームレス支援の地域差の現状

表6 ホームレスに適用した生活保護の開始場所の自治体別一覧(その1)

県名	都市名	野生活者数(今回2007年調査)	4年間の年平均保護開始人数(20人以上)	保護開始人数/野生活者数(2007年)	【開始場所】無料低額宿泊所%	【開始場所】それ以外の社会福祉施設等%	【開始場所】簡易宿所%	【開始場所】一般住宅%	【開始場所】医療機関%	【開始場所】その他%
4 大阪市 類型 (医療+それ以外の社会福祉施設+住宅)										
大阪府	大阪市	4069	4940	1.22	1	30	0	16	50	2
5 地方都市県庁所在地 類型 (一部を除き、医療+住宅のコンビネーション)										
岡山県	岡山市	60	38	0.67	0	0	0	35	55	10
福岡県	久留米市	49	42	0.92	0	11	0	38	51	0
大阪府	堺市	133	197	1.50	1	10	0	28	52	11
埼玉県	盛岡市	23	93	4.30	0	0	0	61	39	0
和歌山県	和歌山市	58	21	0.38	0	0	0	64	36	0
新潟県	新潟市	40	53	1.40	0	0	0	54	46	0
広島県	福山市	27	35	1.37	0	0	0	54	46	0
福島県	福島市	11	24	2.36	0	0	0	46	54	0
徳島県	徳島市	31	21	0.71	0	0	0	45	55	0
愛知県	一宮市	27	39	1.52	0	0	0	41	46	12
6 医療+簡易宿所??? 類型 (なぜ簡易宿所が出るのか不明)										
東京都	八王子市	46	312	7.22	0	0	44	1	52	4
東京都	福生市	16	24	1.50	0	8	38	0	50	4
東京都	武蔵野市	15	54	3.80	0	4	67	4	19	7
7 その他が効く 類型 (鹿児島は直接保護、広島のその他はシェルターか?)										
沖縄県	那覇市	75	34	0.48	0	1	4	0	17	78
東京都	町田市	13	70	5.46	0	0	0	0	0	100
鹿児島県	鹿児島市	44	70	1.68	0	0	0	0	4	96
広島県	広島市	115	86	0.79	0	2	16	0	20	62

横3



横4

水内俊雄

全国のホームレス支援の地域差の現状

表7 ホームレスに適用した生活保護の開始場所の自治体別一覧(その2)

県名	都市名	野宿生活者数(今回2007年調査)	4年間の年平均保護開始人数(20人以上)	保護開始人数/野宿者2007年	【開始場所】 無料低額 宿泊所%	【開始場所】 それ以外の 社会福祉 施設等%	【開始場所】 簡易宿 所%	【開始場所】 一般住 宅%	【開始場所】 医療機 関%	【開始場所】 その他%
1 京浜名古屋屋 類型 (多くの選択肢の中で一般住宅がほとんど効かない)										
					31	12	8	2	34	10
神奈川県	横浜市中区	26	39	1.58	32	7	0	0	46	15
愛知県	名古屋市	741	2137	2.57	21	7	0	5	56	11
神奈川県	横浜市中区	661	3403	4.12	37	29	9	1	24	1
東京都	東京23区	4205	10378	2.97	18	13	3	1	26	20
神奈川県	川崎市	848	996	1.17	49	2	27	1	20	1
2 宿泊所依存 類型										
					92	2	0	0	6	0
埼玉県	ふじみ野市	3	24	8.33	96	0	0	0	4	0
東京都	府中市	91	29	0.34	100	0	0	0	0	0
埼玉県	蕨市	3	44	15.33	100	0	0	0	0	0
千葉県	流山市	12	37	3.25	92	0	0	0	8	0
神奈川県	座間市	4	38	10.00	93	0	0	0	8	0
埼玉県	所沢市	21	30	1.52	94	0	0	0	6	0
埼玉県	草加市	9	67	7.78	87	0	0	0	13	0
東京都	国立市	16	23	1.50	88	0	0	0	13	0
千葉県	市原市	16	118	7.81	89	0	0	0	11	0
神奈川県	藤沢市	41	69	1.78	79	16	0	4	0	0
3 宿泊所依存+医療少依存 類型										
					75	3	0	1	21	1
神奈川県	茅ヶ崎市	49	36	0.78	82	0	0	0	18	0
大阪府	摂津市	35	36	1.09	82	0	0	0	18	0
千葉県	八千代市	10	50	5.30	81	0	0	0	19	0
東京都	立川市	16	62	4.13	79	3	0	0	18	0
千葉県	千葉市	103	680	6.97	76	0	0	6	18	0
埼玉県	越谷市	47	47	1.06	72	0	0	0	28	0
東京都	調布市	15	30	1.60	75	0	0	0	25	0
埼玉県	戸田市	105	71	0.66	75	1	0	1	22	0
東京都	多摩市	13	21	1.62	71	5	0	0	19	5
神奈川県	相模原市	30	186	6.27	69	6	0	1	22	2
東京都	三鷹市	11	106	10.27	66	9	0	0	25	0
茨城県	千浦市	7	38	5.71	70	15	0	0	15	0

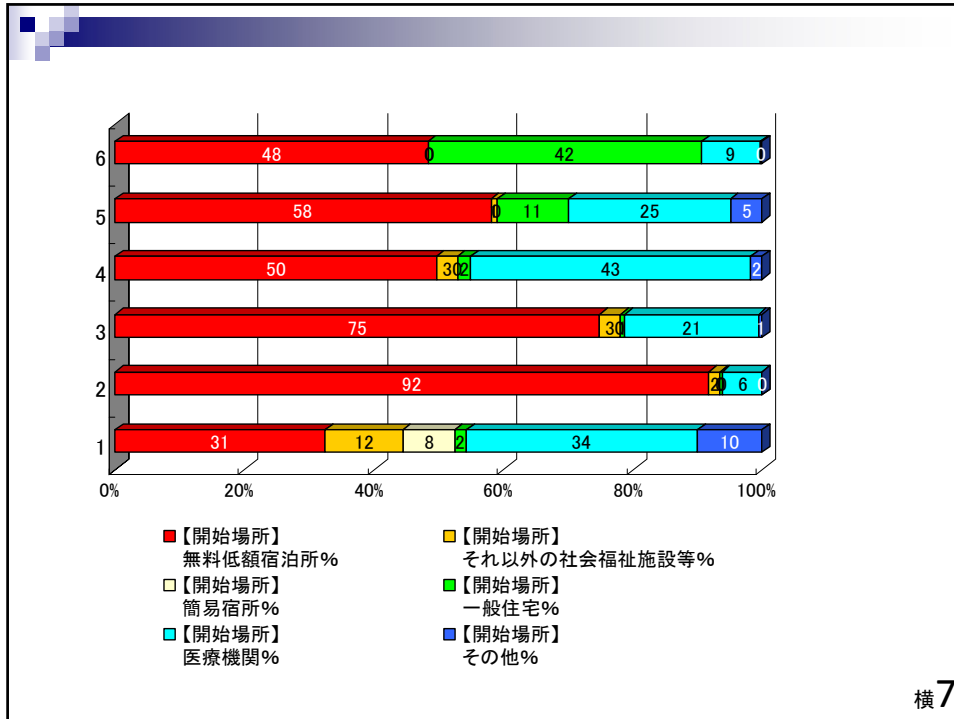
横5

表7 ホームレスに適用した生活保護の開始場所の自治体別一覧(その2)

県名	都市名	野宿生活者数(今回2007年調査)	4年間の年平均保護開始人数(20人以上)	保護開始人数/野宿者2007年	【開始場所】 無料低額 宿泊所%	【開始場所】 それ以外の 社会福祉 施設等%	【開始場所】 簡易宿 所%	【開始場所】 一般住 宅%	【開始場所】 医療機 関%	【開始場所】 その他%
4 宿泊所+医療 類型										
					50	3	0	2	43	2
埼玉県	川口市	97	191	1.94	45	2	0	4	49	1
神奈川県	平塚市	128	41	0.34	55	2	0	5	34	5
千葉県	浦安市	24	45	1.96	49	4	0	0	45	2
神奈川県	小田原市	53	95	1.91	50	5	0	0	45	0
5 宿泊所中心+医療+住宅少々 類型										
					58	1	0	11	25	5
千葉県	市川市	172	59	0.33	54	0	0	11	20	16
神奈川県	大和市	24	36	1.58	53	0	0	18	18	11
茨城県	水戸市	15	47	3.33	54	6	0	16	24	0
埼玉県	さいたま市	179	708	4.14	48	0	0	19	29	3
埼玉県	川越市	39	44	1.21	66	0	0	0	34	0
埼玉県	桶川市	2	21	11.00	64	0	0	0	32	5
千葉県	習志野市	20	89	4.75	68	1	0	13	18	0
6 宿泊所+住宅+医療少々 類型 (宇都宮は住宅メイン)										
					48	0	0	42	9	0
東京都	国分寺市	2	34	18.00	58	0	0	42	0	0
神奈川県	厚木市	74	88	1.26	56	0	0	34	10	0
栃木県	宇都宮市	31	119	4.06	31	0	0	51	17	1

横6

水内俊雄 全国のホームレス支援の地域差の現状



横7

表8 ホームレスに適用した生活保護の開始場所の自治代別一覧(その3)

県名	都市名	野宿生活者数(今回2007年調査)	4年間の年平均保護開始人数(20人以上)	保護開始人数/野宿者2007年	【開始場所】無料低額宿泊所%	【開始場所】それ以外の社会福祉施設等%	【開始場所】簡易宿所%	【開始場所】一般住宅%	【開始場所】医療機関%	【開始場所】その他%
1 ほぼ直接住宅 類型										
香川県	高松市	16	32	2.13	0	0	0	86	12	0
愛媛県	松山市	14	47	3.37	0	0	0	94	6	0
滋賀県	大津市	23	27	1.26	0	7	0	72	21	0
2 京都市 類型 (一応選択肢はそろっている格好。ただそれ以外の社会福祉施設が乏しいか?)										
京都府	京都市	387	201	0.50	11	0	24	34	31	0
3 仙台市 類型 (簡易宿所以外の全選択肢あり)										
宮城県	仙台市	132	146	1.00	38	11	0	35	16	1
4 札幌市 類型 (それ以外の社会福祉施設>住宅>医療)										
北海道	札幌市	132	88	0.70	0	47	0	33	19	0
5 神戸市 類型 (一般住宅>それ以外の社会福祉施設)										
長崎県	佐世保市	16	32	2.13	0	15	0	71	15	0
兵庫県	神戸市	135	202	1.59	0	36	0	66	8	0
静岡県	静岡市	87	83	1.01	0	20	0	56	5	19
理由付不能 類型										
東京都	西東京市	1	34	35.00	0	77	0	0	23	0

横8

2

2. 中山徹(大阪府立大学):大阪府下・阪神間のいくつかの事例から

【スライド 1】

中山:そういうことで、ホームレス支援というものが、府そのものも、いろいろ企画をされているようですが、どうなるか分からんっていうのが現状です。と言うことで、私は水内先生を受けて、話をするとということになっていますので、しかも時間も15分ということですから、手短に。パワーポイントだけいっぱいあるように見えますけれども。

【スライド 2】

いろんなことをやっていましたよ、と言うことで、阪神間って書いてありますけれども、実際上は尼崎市。尼崎市については、政令指定都市でも中核市でもないの、意外と知られていない自治体です。大阪市の隣です。

【スライド 3】

大阪府内っていうのは、大阪市を除くところということで、私が主に関わっているのは、泉北・泉南って言って、大阪の南の地域です。その中から、私が与えられた課題っていうのは、いくつかあるだろう、というので、一つは大阪市を除く、府内の自治体の施策って、どんな特徴があるのか、っていう。それはどういうことかって言うと、自立支援法に基づく施策が、一部展開されているけれども、中間施設が十分整備されていない。その自治体ではないか、ということです。二番目は阪神間で、ここはいくつかのタイプがあって、私ら、水内先生もそうですけど、一緒にこの間調査した中では、尼崎市は、実は兵庫県の中で、最も野宿者が多いところなんです。しかし、自立支援法に基づく施策展開、あるいは独自施策も、ある意味で全くありません。と言うことで、先程配られたこの種の中にも、中核市でないため多分尼崎市は出てこないのではないかと思います。あと、西宮、神戸というのものもあるんですけども、時間がある範囲で喋れたら、と思います。つまり、大都市の周辺っていうのと、兵庫県、という、大都市は書かれていますけど、あまりシェルターレスなどで出てきたことがない自治体かと思います。たまたま、尼崎市については、2003年に、聞き取り調査と概数調査っていうのを頼まれた都合上、2007年にも、全数調査をやしてほしい、ということで、水内先生や、今日参加されている、福原先生などのご協力の下に、33人くらいで調査をしました。今年も、厚労省は数えなさいということで、今年もなんか、1月27日ですかね、夜、26日の真夜中

から、27日にかけて、ただ数える。ついでにちょこっと聞こうか、と言うことで、数ケース、簡単な、手慣れた人に、今日参加されていますけども、話を聞きました。まだ、集約は十分していません。

【スライド 4】

先程から出ている、トータルサポートっていうのが、その通りであります。国際的な観点から見ても、4つくらいのブロックがあるだろう。で、私がいつも参考にしているのが、よく、イギリスなんですけども、その際には、彼らは今、同じ原因で野宿になっている人たちに対して、その原因を除こうじゃないかっていうことで、再野宿が、ある意味で予定されている、ということ。もう一歩、日本よりは進んでいます。ただ、ロンドンでは500人くらいしかいませんけれども、かけているお金はほとんど同じ。で、日本はこのままいくと、多分予算カットということになるかな、という気がしておりますので、明日の集会等が非常に重要な、というように思います。

で、日本のトータル支援というような視点で、少なくとも厚労省や自治体は、あんまり考えてこなかったと思いますので、今日色々報告されていることなどが、十分に活かされるようなプレッシャーと言うのかな。どうかけられるのか、っていうのが、実は重要な課題ではないかな、と思います。

【スライド 5】

これは、水内先生の、そのままです。

【スライド 6~7】

どうも日本っていうのは、偏りがあるっていうことは、いろんな人たちが言っているかと思いますが、これも省きます。

【スライド 8~16】

で、大阪市は有名なので、大阪市の自立支援政策の歴史的展開をちょこっと書いたんですが、それも飛ばします。で、重要なのは、大阪市の場合、他の寄せ場を抱えているところと同じなんですけど、私は二元論って言うているんですけど、基本的には、寄せ場でやっていた対策と、プラス、別のホームレス支援法に基づく施策っていうのが、詳しい人は分かるんだと思いますが、二重に走っているというのが、大きな特徴かと思います。

大阪市以外ですと、比較的近いのが神戸市です。神戸市は、ホームレス自立支援法に基づく施策というのは、巡回相談だけです。あとは、従来の寄せ場対策ですので、基本的には、神戸っていうのは、福祉職として採用する自治体としては有名ですけども、あまりホームレス支援というところでは、支援団体の方が有名で。神戸の冬を支える会の方が有名で、神戸が何やってるのかっていうことは、実はあまり知られていない自治体です。

こも飛ばします。

二元論っていうのは、ホームレス対策とあいりん対策が平行して走りながら、少し混在していることを言っているだけです。

大阪市は、1月24日に、最後の公園シェルターである、大阪城シェルターを閉めました。と言うので、そこで働いている職員さんたちに、生活保護をかけるかどうか。職員にですよ、というのが、弁護士会で問題になっていますけども、その後どうなったのかは、詳しく存じ上げておりません。

ちょっと、飛ばしていきます。

【スライド 25～26】

大阪を良くご存知の方は見慣れているかと思いますが、これはあいりん地域の400人くらいが入るシェルターの入口をビデオで撮って、コマ落としてかけたものです。分かりやすいように、釜日労のところが出てくれば、僕はいいなあと思うんですけども、知っている方は見慣れた光景ですけども、これ一回り回るんですね、西成労働福祉センター。多分、毎日このようなことが行われているのではないかと思います。顔をできるだけ映さないようにしていますけども。今日、NPO釜ヶ崎支援機構の方がいますから。これはあいりん対策の流れに位置付けられます。基本的には、ホームレスの施策、ホームレス支援法に基づくものでは、必ずしも、ないということです。

飛ばします。

【スライド 30】

今日私が与えられているのは、むしろ市内のことよりか、府下のことですので、いくつかの特徴だけ、言います。

全国にある自治体で、広域的に、自治体で、いくつかの自治体が寄せ集まって、ホームレス支援をやろうとしたのは、多分、大阪市を除く府だけではないかと思います。4つのブロックに分かれて、そこで幹事市を決めて、そこで一定のホームレスの人口比、それからホームレスの量ですね、それからもう一つは人口比というので、一人いれば、一人いる分だけお金を出す、というようなことで、

広域的な支援対策を打ったということで、温度差がありながらも、とりあえず皆で走りましようというふうな、大阪府内の支援の特徴です。

それで、当初の予定は、4つのブロックごとに自立支援センターをつくるはずだったんですが、実際にできたのは、大泉、大泉緑地っていうところにある施設だけです。しかし、話をしておりますと、来月の31日に閉鎖？クエションマークをつけて。理由は、地元との関係で言えば、3月31日で閉鎖しなければならないという、地元との約束。しかし、じゃあ実際まだいるだろう、そういう必要性があるだろう、ということで、地元調整をどうもやっているようなんですが、水面下でやられていて、どうなるのかが、全然見えない。その中に、巡回相談のチームがいるので、彼らはどうするんだろう、という。色々、水面下で聞いたりしていますが。施設の必要性はあるけども、地元との調整がつかのか、というのが、大きな課題になっています。

それから、この4つのグループに分けています。北摂、北河内、中・南河内、泉北・泉南っていう、非常に分かりづらいかもしれませんが、大阪の北の方と、淀川沿いに京都の方へいくのが北河内。中河内は、八尾だとか東大阪って言われる、大規模な緑地抱えているところ。で、それ以外、南側が泉北・泉南って言われるんですね。それぞれに、言わば巡回相談支援を起こして、時給が、大阪市内の巡回相談チームより安くて、1千円ちょいくらいじゃないかと思います。だから、彼ら自身が自立できない。という現状の中で、やっているわけですが、ただ、法律家、弁護士さんと、看護師、精神保健福祉士などの、頻度は非常に少ないですけれども、一緒に回っているという現状もあります。特に法律家は、大阪市を相手に、生活保護の運用をやるわけではなくて、自治体ごとに全部違うもんですから、法律家がかかり乗り込んで、生活保護の適用についてはやっていると思います。

それから、支援団体はそもそもあるんかいな、って言ったたら、もうほとんどない、というふうに考えていただけたら結構です。そういう現状の中で、支援団体もないし、放置されていて、民間の、いわば、ここで水内さんも言われていた中間施設もほとんどない、というような現状の中で、大阪府が、コンペ、企画を立ててくださいと、自立支援に関するコンペをやりました。何年か前に。いろいろ揉めた挙句、NPO オイコス堺、オイコスとは追いつきさかいというのはシャレですが、家族、とかっていうギリシャ語だったかな。そういう施設ができました。19室で4階建ての新築です。しかし、これができるにあたっては、地元の市議員を筆頭にですね、1万4千名の反対署名という、今でも念書を交わされている、という現状にあ

ります。今、とりあえず 10 室活用ということですが、入ったのが7名ですかね、というので、自立支援センターを出た人に、低家賃住宅で、支援をしていこう、という施設で。3 年ぼっきりの事業ですので、それがどうなっているのかという事業性が今、色々、私も関わっているの、問題になっています。

有効な施策はそうすると何なのか、ということになります。50 人掛ける 3 で、自立支援センターに入ったのが 150 名で、約 4 割くらいが就労自立ということになっていますけれども、それは、泉北・泉南の人しか入れませんので、残った 3 ブロックには、実は生活保護制度しかない、ということです。自治体によって、まちまちなので、やはり。ただ、原則的に言えば、俗に言う、65 歳以上でないとかあかんとか、病院を経由しないとあかんとか、というようなことは、どこの自治体とは言いませんけれども、まだまだ、制度的運用が持続している、というわけです。大阪府としては、施策評価、つまり巡回相談等々で上がった方と、あるいは、そうではない、いまだ長期化しながらも、野宿をしている人は、どう違うのか。どのような見直し案の基本方針、実施計画を見直すのか、ということで、いろいろ研究プロジェクトを起こしつつあるんですが、橋下さんが知事になっちゃいましたので、どうなるかは全く見えない、という現状になっています。一部、今までは大体、大規模緑地のある堺市と東大阪が目ざされていた自治体ですが、どういうわけか、守口というところも、2007 年に聞き取りに入らざるを得ない、100 くらいの数になっております。というので、京阪沿線、あるいは守口っていうのが、ひとつどうなっているんだろうか、ということで、着目はしていますというのが、雑駁な話ですが、大阪府内の特徴です。

【スライド 31】

ただ、尼崎市っていうのが、どうなっているのか、ということですが、実は、今や神戸の方が上だと普通の人は思うんですが、神戸はかなり減りました。そうじゃなくて、兵庫県下で今最も多いのが、尼崎市。大阪市の横です。あまり多くは知られていない。2007 年で 264、うち、夜間が 16。2008 で 217、で、30。これを合わせると 247。だから、あんまり減ってない、という現状にあります。なぜかって言うと、何もしていないからで、当たり前って言ったら当たり前なんですけど。その割には、しっかり調査をしてほしいとか、いろいろ言われてきました。ただ、その結果をどう活かすのか、というのが、なかなか見えにくいというのが、率直な感想です。調査した結果は、今日ここに PDF で、既に、ダウンロードできるように、いずれしたいと思えますけれども。これは、もう公表されて、報道にも

なりましたので。非常に重いので、持って来ませんでしたけど、こんな形で報告書、単純集計結果版はできています。で、これの、もう少し詳細な分析も、約 8 割方できてるんですが、なかなか作業が進まないの、ほぼ 1 年くらい経とうとしています。

尼崎市のことだけ、ちょっと言っておきますと、支援団体は、先程言った NPO 神戸の冬を支える会というのが、わざわざ尼崎市まで来て、炊き出し、生活相談等をやってくれているんですけども、實際上、そこに集まる人は、実際野宿の人ではなくて、元々低所得者が多いところですので、生活保護を受けている人ですとか、あるいは、生活保護を受けようとする低所得者などが、実は並んでいるっていうので、彼らに言わせると、私たちのお客さんとは違う層や、というので、川沿いにたくさんいる人たちにどうアクセスするのかっていうのが、一個課題です。それから、もう一つ NPO で、大東ネットワーク事業団っていう、無低施設があります。それから、もう一つは無低の資格を取ってなくて、NPO の申請中である、無低の宿泊施設活動をしているところも、2 か所ほどあります。しかし、先程出た、無料低額宿泊所の位置づけや、それをどう考えるのか、っていうので、市の方で明確な方針があるわけではないので、必ずしもこの相互の間に、全く連携は、今のところ取れていません。というので、あるいは生活保護の運用でも、従来通りという運用ですので、病院を経由して上がるしかないという、非常に選択肢が少ないエリアだと思います。

【スライド 32】

問題なのは、彼らこういふあまり何もないというところで、どう考えていくのか、っていうところで、この問題が出てきた頃と、あまり変わらない。つまり、まず自治体としては、何をしなければならぬのかっていう問題意識が、様々な自治体を巻き込むことによって、非常に強弱がはっきりする。リーダーシップをとる自治体がある時は進むんですけど、その人たちがいなくなったりすると、例えば堺市なんかそうですね。非常に弱くなるというので、主体性が見えにくい、というのが一つです。それから、今日来られている方は、数はともあれ NPO として、あるいは民間のボランティア団体として、支援の主体的になっていった人たちが多くかと思いますが、それが人数とは別に、あってもなくても、未形成である、ということが未だに継続してるといっているのが、なかなか事態が進まない大きな理由かと思えます。従って、活用できる資源も、実は尼崎市長は、救護施設の理事長であるにも関わらず、だから、トップの判断が、何もしてないんじゃないかとも思われるくらい。これは私の独り言でありますけども、未

整備、未開発というのが未だに続いているというふうに思います。

それから、いろいろNPOやボランティア団体があっても、統括する、あるいは連携をしていく、というところで、全く行われてないので、勝手にやっているように、私たちには見えます。ということで、先程水内先生がいくつかの視点というので、トータルサポートっていうのが、トータルに支援をして、最期まで視線を広げるっていうのはあるんですけど、今日的に、もう一度見直し時期を巡って考えると、そもそも、なぜ野宿問題に彼らに関わらないのか、っていうところの根本問題が、やはり解決できていないところもある、というふうに思います。人数が多いのにね。それをどういふふうにしたらいいのかっていうことが、研究者としては分かりづらいので、悩んでいる。それは水内さんも参加されているので、よくご存知かと思います。それから、もう一点は、先程から出ているように、広い視

点から、つまり、野宿に、今日表にしてここに出しておいたんですけど、時間がないのでやめますけども、野宿者が減ったと言っても、例えば堺市を見ていると、新規流入組っていうのがなくなっていないんですね。新規に入ってきた人。その後生保に上がっていったから、例えば 50 人しかいないけど、生保で上げたのが 150 人っていうような数字が、さっきのような、こういう表でも出てくるわけですね。と言うので、可能であれば、広い視点から捉えなおすことが非常に重要だ、というふうに思います。しかし、現状の中で、こういう積極的な自治体の中で、広い視野から、と言った時に、どういふふうな戦略があれば動いてくれるんだろうかっていうことが、我々みたいな調査屋で数えてばかりいる者から見ると、最近、未来なしでできているということで、いろいろ表は持ってきたんですけど、報告、終わります。

ホームレス自立支援から提起する新しいセイフティネットの構築～大阪府内・阪神間のいくつかの事例から～

大阪府立大学人間社会学部
中山 徹
2008.2.06
憲政会館

1

近年の参加調査

○近年の報告者参加調査

- ・2006年～2007年:民間版「もうひとつの全国ホームレス」調査(民間版)、前年西成区生活保護受給者調査。
- ・2007年1月、2月:厚生労働省・国土交通省、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(2002)に基づく全国ホームレス概数調査・生活実態調査と生活実態調査/尼崎市で実施。全数調査(匿名調査) 133人/246人聞き取り。
- ・2007年7月 厚生労働省:「日雇い派遣労働者の実態に関する調査及び住居専失不安定就労者の実態に関する調査」(NPO 釜ヶ崎支援機構、大阪ホームレス就業支援センター事業)
- ・2008年1月26日、27日 厚生労働省による概数調査 尼崎市 横並び調査報告 258 →217 16 → 30

2

はじめに

報告の課題
府内・阪神間(特に、尼崎市)における現状報告。
二つの事例として整理される。

- 1 大阪市を除く府内の自治体の施策
……「自立支援法」に基づく施策が一部展開されてはいるものの「中間施設」が十分整備されていない自治体の事例として
- 2 阪神間自治体施策とその特徴、自立支援法に基づく施策が極めて不十分な大都市周辺自治体、政令市等の事例として
……尼崎市 「自立支援法」に基づく施策展開がなく、広域での支援を試みる支援団体と「中間施設」(無低・西宮市、尼崎市、神戸市、教護施設が存在するもの、)が存在する自治体の事例。夜間調査実施。
……西宮市 自立支援法に基づく生活・保健相談活動を年ベースで実施。生活保護適用中心。夜間調査実施せず。
……神戸市 更生援護相談所(同一施設に二つの機能)など従来型「寄せ場」的対策の存在を前提に、巡回相談のみ実施している。民間「ドヤ」、公的「ドヤ」による生活保護適用の相違。夜間調査実施せず。

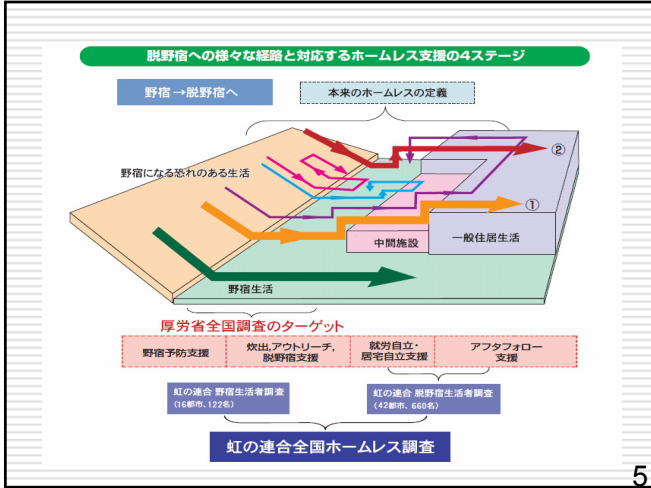
3

先進国におけるホームレス概念と支援システムの概要-国際比較の観点から その1

トータルな支援システムの構築

- 第1の局面「ホームレス(路上・野宿)」生活者の予備軍に対する支援・防止策 →
- 第2の局面 路上(野宿)生活者に対する支援・今日の「ホームレス」に対する支援→
- 第3の局面「中間施設」等居住施設と支援・再野宿化の防止・生活の再構築 →
- 第4の局面: 地域住民として生活の継続。

4



トータルな支援システムとしてみた場合の日本の支援施策の特徴

- トータルなシステムとしての支援システム構築 第1段階から、第4段階までを視野に入れている。
- 国によっては、「ケアのため支援システム」構築をしている。
- 日本のいわゆる「ホームレス自立支援法」は、第2、第3段階に焦点化しており、偏りが顕著。
※この施策評価が個別課題毎に急がれる必要性がある。
- 特に、長期化、往還層「再流入層」問題、さらに新規流入層をどうとめるのか、といった視点が脆弱。

6

広義のホームレス像と経路を描く

- 日本ホームレス支援は、2と3に集中。
- 最近のマスコミを賑わしている野宿生活者になるおそれのある人々に、自立支援センター入所者にも「カフェ」利用者あり。

7

大阪市のホームレス自立支援策経緯_その1

- 1998年(H10年)6月「大阪市野宿生活者問題検討連絡会」設置
- 1999年(H11年)2月、国、関係省庁と関係地方自治体(本市を含む6都市)で構成する「ホームレス問題連絡会議」設置...総合的な対応策等について協議が重ねられ、同年5月に「ホームレス問題に対する当面の対応策について」が取りまとめられた
- 1999年(H11年)7月に市長・本部長「大阪市野宿生活者対策推進本部」設置。
- 2000年(H12年)3月に、今後の野宿生活者対策を総合的・効果的に推進し、野宿生活者も自立でき、市民も良好な環境の中で暮らせる地域社会とするために、野宿生活者の自立を支援するための対応策について、有識者等の適切な助言を得るため、「大阪市野宿生活者対策に関する懇談会」設置
- 2002年(H14年)8月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)成立
- 2003年(H15年)1月～3月、同法に基づき、「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施。
- 2003年(H15年)7月、調査結果を踏まえ、国「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下「基本方針」)策定
- 2003年 大阪市、ホームレス自立支援課設置
2003年(1月～2月)厚生労働省調査、大阪市内のホームレスが全国最多の約6600人であることから、ホームレスの自立支援などに関する施策の担当を地域福祉課から「ホームレス自立支援課」に新設・変更した。

8

大阪府・市におけるホームレス自立支援策経緯_その2

- 2004年 府・市ホームレス自立支援 実施計画を策定
- ・大阪府と大阪府は2004年3月31日、国の「基本方針」に基づき「ホームレス自立支援の実施計画」発表。
- ・自立支援センターの拡充や保健・医療面の充実など、総合的なバックアップ体制の構築を目指して2004年度から取り組む。
- ・府が策定した「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」と、〇四年度から〇八年度までの五年間を計画期間とする大阪市の「大阪市野宿生活者(ホームレス)の自立の支援等に関する実施計画」で、府内の関係機関や団体が一体となった問題解決を目指す。
- ・主な取り組みとしては、現在、大阪府が就労自立を支援する中核施設として実施している「自立支援センター」の拡充を図る。府内の他の市町村にも広げ、宿泊や食事など日常生活サービスの提供や職業相談などを実施し、各センターの活動を府が支援する。
- ・安定した居住場所の確保のため、民間賃貸住宅などの情報を関係団体に提供するほか、保健所などと連携して街頭の健康相談事業を実施。必要に応じて医療機関での受診につなげる。
- ・また、社会福祉法人やNPOなど民間団体の持つ施設や知識、人材などを積極的に活用することで、就労支援の仕組みづくりに取り組み。団体間のネットワーク形成を通して活動ノウハウを提供し、資金調達面のバックアップ体制づくりにも努める。

9

大阪府・市におけるホームレス自立支援策経緯_その3

- 大阪府、広域的に支援計画を立てたのが特徴。平成15年7月に「大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)設立
- 4ブロックで対応。「巡回相談」を中心に。
- 自立支援センターおおいずみ開設(来年3月までの予定)
- ※ 3月以降
- 大阪府の計画は、自立支援を行うため、ホームレスを
 - 1 就労を望む人
 - 2 福祉などの支援で就労して生活を望む人
 - 3 福祉制度の活用を望む人
 - 4 社会生活を望まない人—の四タイプに区分した。
 2003年度の大阪府のホームレス概数は、全国で最も多い7757人。このうち、大阪市では減少傾向にある一方、同市の隣接地域で増加が目立っている。

10

大阪府におけるホームレス自立支援策経緯_その4

- 3 大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会の設立
- ホームレス対策は、地域に根ざしたきめ細かな施策が多く、市町村が中心となって実施することが効果的な分野が多いことに加え、国、大阪府、市町村や関係機関の連携とともに、就労、住宅、保健・医療、福祉等の多方面にわたる横断的な施策展開が必要となっています。
- また、市町村におけるホームレス概数の多寡等ホームレスに関する問題の状況は、地域・市町村ごとに異なっています。このため、施策を効果的に推進していくには、こうした地域の状況を踏まえた施策の推進が必要です。大阪府では、ホームレス問題を大阪府内全域の問題として捉え、大阪府、市町村が連携、協力して対策を推進していくため、平成15年7月17日に「大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会(以下「推進協議会」という。)」が設立されました。

11

ホームレス支援施策の理解のための概要把握

「事業分析報告ホームレス対策_あいりん対策」健康福祉局2007年5月より

法律	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(2002年8月施行)
国基本方針	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(2003年7月告示)
府実施計画	「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」(2004年3月)
市実施計画	「大阪市野宿生活者(ホームレス)の自立の支援等に関する実施計画」(2004年3月)

12

中山 徹

大阪府内・阪神間のいくつかの事例から

大阪市におけるホームレス問題の展開

〔ホームレス問題の顕在化〕

- 1996年ごろから、あいりん地域を中心にホームレスが増し、その後公園や河川敷などを起居の場所として日常生活を送るホームレスが増加し、市内全域に広がり、ホームレス問題が顕在化してきた。

〔大阪市の体制整備〕

- 1998年5月 「大阪市野宿生活者問題検討連絡会」を設置
- 1999年7月 市長を本部長とする「大阪市野宿生活者対策推進本部」を設置

〔国への主な要望活動〕

- 1998年11月 大阪市長が総理大臣にホームレス対策の必要性を要望
- 2001年3月 市会が「ホームレス対策に関する特別立法の制定を求める意見書」を採択

〔国の自立支援事業の創設〕

- 1999年2月 関係省庁と関係自治体による「ホームレス問題連絡会議」を設置
- 1999年5月 同会議が「ホームレス問題に対する当面の対応策について」をとりまとめる
- 2000年2月 厚生省がホームレス自立支援事業を創設

〔大阪市の施策〕

- 1999年8月 巡回相談事業開始
- 2000年10～12月 自立支援センター（大塚、西成、淀川）開設、長居公園仮設一時避難所開設

〔ホームレス自立支援法の成立〕

- 2002年7月 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が成立（施行は翌月）

13

大阪市の特徴・・・

※ホームレス対策とあいりん対策の関係の単純化、図式化すると、次のようなイメージになる。

ホームレス対策

- 総合的な自立支援
- 公共施設の利用の適正化
- あいりん地域における生活上の支援

あいりん対策

- あいりん地域における生活上の支援
- 日雇労働者に対する雇用対策等
- あいりん地域のまちづくり

あいりん地域を経験していないホームレス

あいりん地域を経験したホームレス

あいりん地域内で断続的に野宿生活を送っている人

疾病・けが・高齢・仕事の減少等

日雇労働者

疾病・けが・高齢・仕事の減少等

14

大阪市のホームレス対策の全体像

総合的な自立支援

- ホームレス自立支援事業 (健康福祉局)
- 就業機会の確保 (健康福祉局、市民局)
- 安定した居住の場所の確保 (都市整備局)
- 保健及び医療の確保 (健康福祉局)

あいりん地域における生活上の支援

- あいりん地域における生活上の支援 (健康福祉局)

公共施設の利用の適正化

- 自立支援策と連携した利用の適正化 (ゆとりと盛り込み建設局)

15

大阪市の主要ホームレス対策

- 健康福祉局が実施するホームレス対策事業は大きく4つの事業に分けることができる。
 - 巡回相談事業 相談員が市内を巡回し、生活・健康相談や自立支援センターへの入所勧奨等を実施
 - 自立支援センター 就労意欲のあるホームレスに宿所と食事を提供し、就労のあっせん等により、就労による自立を支援
 - 公園仮設一時避難所 大規模かつ集団的なテント・小屋掛けのある公園（長居、西成、大阪城公園）に、公園管理の一環として設置され、公園の利用の適正化と公園内のホームレスの自立支援を推進
 - 就業支援センター 自立支援センターの入所者とあいりん地域の高齢日雇労働者等に、民間事業所等からの雇用機会を提供
- 巡回相談事業は、相談員の増員を進め、これまで面接者12,077名のうち、約3分の1にあたる3,877人を自立支援センターの入所につなげるなどの実績をあげている。(2006年12月末現在)
- 他都市と比較すると、ホームレス数あたりの自立支援センターの定員数で他都市と同等以上の施設規模を確保している。就労自立率は、他都市と比較して同レベルを維持しているが、より一層の向上が必要である。
- 公園におけるテント等の推移、完全失業率等の推移を見ると、雇用状況の好転が見られるのは2004年頃からだ。テント等は大阪市の施策が本格化する2000年頃から減少しており、施策の効果は相当あったと推定できる。

16

東京都・政令市の施策

東京都および政令市のホームレス対策事業を見ると、巡回相談事業は、ほとんどで実施に移されており、自立支援センターは9都市、緊急一時宿泊所は5都市で開設されている。

	札幌	仙台	さいたま	千葉	東京都	川崎	横浜	名古屋	京都	神戸	広島	福岡	北九州	堺市※	大阪
巡回相談	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○
自立支援センター	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○
緊急一時宿泊所	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○

※堺市は堺市以南9市4町で構成する東北・泉南ブロック(堺市が会長市)として事業を実施
上記以外の支援事業として、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府が就業支援センター事業を行っている。

17

フローチャート 自立支援センター中心型

巡回相談員がアプローチして自立支援センターへの入所を勧奨する。自立支援センターにおいて、個々の状況を詳しく把握（アセスメント）し、就労自立が適当な人には就労支援を、就労自立が困難な人には福祉的措置を行う。

市内におけるホームレス

巡回相談（健康相談を含む）

①就労する意欲はあるが失業状態

②疾病、高齢等により、就労自立が困難な者

③社会生活を送れない者

自立支援センター（アセスメント型：第1ステップ）

自立支援センター（就労支援型・従来型4施設）

就業自立が適当な者

就業自立が困難な者

就業対策
・技能講習
・トライアル雇用
・職務体験講習

就業自立

自立支援センター機能

（アプタワークアップ機能）

自立支援センター

大阪ホームレス就業支援センター

医療機関への入院・社会福祉施設への入所・生活保護等

連携

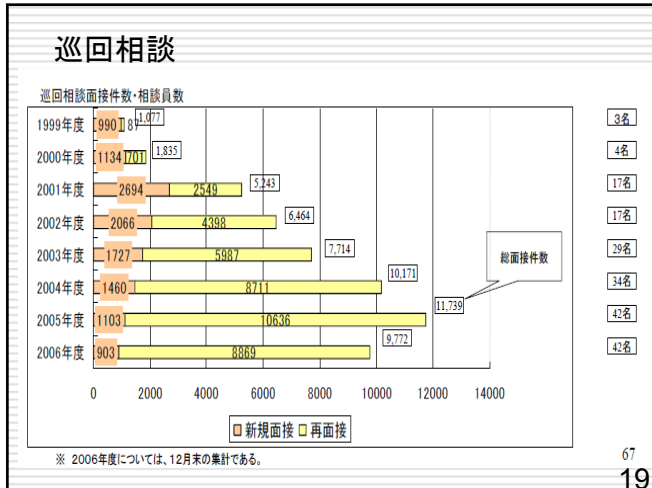
連携

各区・保健福祉センター 更生相談所

18

中山 徹

大阪府内・阪神間のいくつかの事例から



67
19

自立支援センターの状況

	西成	大淀	淀川	舞洲1	舞洲2
開設年月	2000年11月	2000年10月	2000年12月	2006年1月	2006年1月
設置主体	大阪市	大阪市	大阪市	大阪市	大阪市
定員	80人	110人	100人	100人	100人
運営体制(委託先)	社会福祉法人大阪自強館	社会福祉法人みおつくし福祉会	社会福祉法人みおつくし福祉会	社会福祉法人みおつくし福祉会	社会福祉法人みおつくし福祉会
事業費	104,306千円	122,079千円	106,467千円	53,448千円	27,570千円
年間入所者	2003年度 204人 2004年度 198人 2005年度 175人	2003年度 159人 2004年度 138人 2005年度 160人	2003年度 210人 2004年度 224人 2005年度 155人	2005年度 191人	2005年度 21人
年間退所者	2003年度 208人 2004年度 205人 2005年度 181人	2003年度 156人 2004年度 142人 2005年度 161人	2003年度 200人 2004年度 234人 2005年度 169人	2005年度 139人 (転送所128人を含む)	2005年度 1人
就労自立 2003～2005年度 平均	46%	48%	40%		

20

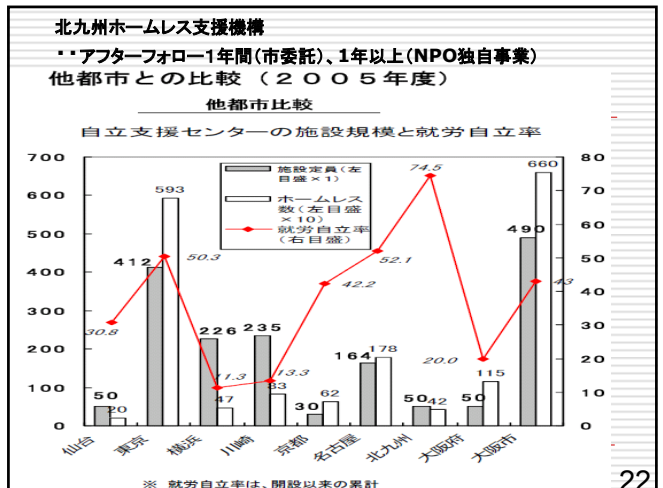
自立支援センター業務内容

- ・入所期間は、原則3か月、状況により6か月まで延長可能。
- 就労斡旋・就労支援 職業相談員(ハローワークから週2回派遣)や就労指導員が就職支援。
- 技能講習 就労に必要な資格(フォークリフト等)の講習
- キャリアカウンセリング 就業支援セミナーやキャリアカウンセラーによる個別カウンセリングの実施
- 就業自立支援事業 内職や所外作業等を通じて就労に対する不安の解消、自立意欲を助長
- アウトプレスメント事業 民間の再就職支援会社が就職を支援(大阪府の事業)
- サテライト事業 少人数住戸で支援することによって、よりスムーズな自立を図る

アフターケア・法律相談事業

- ・自立支援センターの就労退所者を対象に、定期的に居宅を訪問するなど、退所後の生活状況やニーズを把握し、地域における生活等の相談や助言・指導、職場定着指導等を行うことにより、居宅での生活を継続し、再び野宿生活に戻ることのないよう支援を行っている。
- ・また、失業した者についても、自立支援センターの機能を積極的に活用し、就職情報の提供、就職指導等を行い、速やかに再就職できるように支援することにより再野宿を防止している。
- ・さらに、就労自立等において借金問題等、法的手続きが必要な者に対して弁護士による法律相談を実施し、法的手続きの援助や助言など問題解決への支援を行っている。

21



22

ホームレス就業支援センター

④大阪ホームレス就業支援センター事業・管理運営補助(2005年8月～)

- ・就業支援センター(府市と民間団体で設置)が国のホームレス就業支援事業を実施している。(国から事業を受託)
- 目的・効果 ホームレスの就業による自立を支援するために、①ホームレス自立支援センターの入所者と、②公園仮設一時避難所入所者、③あいりん地域の高齢日雇労働者に対し、多様な就業機会を提供する。
- 事業対象等 国の事業としての「ホームレス就業支援事業」等を受託する大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の管理運営にかかる事業費の一部を補助する。
- 事業主体等 大阪ホームレス就業支援センター運営協議会
構成：大阪府、大阪市、西成労働福祉センター、みおつくし福祉会、みなと寮、大阪自強館、連合大阪
- 事業内容(経費) 大阪府、大阪市において、国の「ホームレス就業支援事業」を受託するため、大阪ホームレス就業支援センター運営協議会を民間団体等と共同して立ち上げるとともに、管理部門の運営補助を行うこととした。
補助金4,500千円(大阪府も同額、合計9,000千円)

23

事業名(大項目)	事業名(小項目及び付随する事業)	現状評価
巡回相談事業	巡回相談事業 精神保健相談事業 巡回健康相談事業	・巡回相談員の増員を進め、これまで面接者12,077名のうち、約3分の1にあたる3,877人を自立支援センターの入所につなげるなどの実績をあげている。(2006年12月末現在) ・自立支援策を活用しようとする人への対応が課題である。
自立支援センター	自立支援センターの運営(本体) サテライト(分室)型の運営 アフターケア事業 職業相談員(ハローワークから) 技能講習(国事業) キャリアカウンセリング 就業支援セミナー 就業支援事業 就業開拓員 アウトプレスメント事業(府事業)	・自立支援センターにおける就労を支援する施策のメニューは充実してきている。 ・入所者のうち、入院や他の施設に移る人を除くと約8割が就職する。 ・しかし、最終的に退所時にアパートを借りて就労した割合は4割まで低下する。
公園仮設一時避難所	大阪城仮設一時避難所 長居仮設一時避難所 西成仮設一時避難所	・長居公園、西成公園については一定の成果をあげ、すでに閉所している。 ・大阪城公園については引き続き利用の適正化を図っていく必要があり、2007年度末まで継続する。
就業支援センター	就業支援 就業機会確保支援 職場体験講習事業	・民間と協同した一層の就業機会の確保が課題である。

24



あいりん臨時夜間緊急避難所

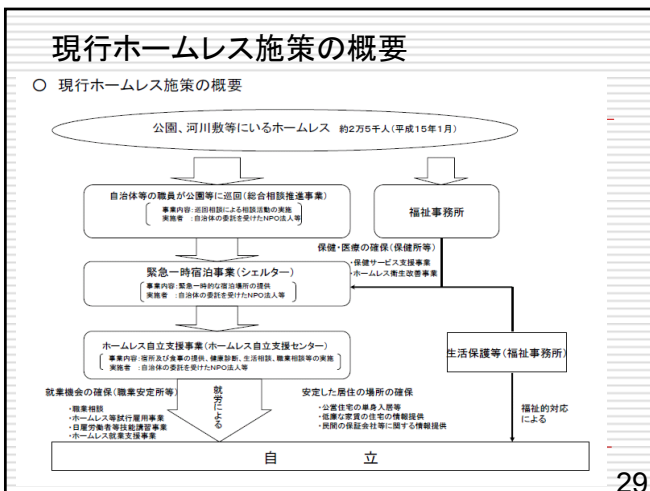
- **NOP釜ヶ崎支援機構による夜間宿所運営事業**
- 「あいりん臨時夜間緊急避難所」の「今宮」および「萩之茶屋」の2箇所の避難所の管理・運営を行い、野宿を余儀なくされる労働者に毎日1,040人分の寝場所を提供。大阪市からの委託事業。
- ▼利用は1日単位で、夕方5時半に利用券を配布し、夕方6時～翌朝5時の利用。
 - ・(今宮シェルター・三角公園南側)
2000年4月に設置され、2階建3棟・2段ベッドで定員 600人。シャワーは20。
 - ・(萩之茶屋シェルター・特掃事務所裏)
2004年2月に設置され、2階建5棟・2段ベッドで定員 440人。シャワーは16。

27

「平成19年ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の分析結果(概要)

- ・厚生労働省全国調査結果。
- 長期化
- 高齢化
- 再流入層の存在
- ・尼崎市調査結果133人、自立支援策に関する設問以外、長期化・高齢化の進展といった特徴以外に、NPOの活用等の低位性など。

28



大阪府内自治体の支援施策の現状

- 4ブロックにわけ、幹事市を決め、支援策を展開
- 「中間施設」は、府内4ブロックのうち泉北・泉南、自立支援センター「おおいずみ」(50人)のみ。3月31日で閉鎖?、地元との調整?
- 4ブロックで巡回相談事業の実施。
 - 1豊能・三島 2北河内 3中河内・南河内 4泉北・泉南
 - 法律家と看護師・保健師による動向有り。契約によるもの・ボランティアによるもの。
- 支援団体…わずか。久宝寺緑地教会による炊き出し程度。
- NPOオイコス塚の設立2008.01…「自立支援センター退所者」向け中間施設10部屋活用。八尾市…NPO Dネット 有り。
- その他無低宿泊施設型アパート・マンション運営団体有り。
- 有効な施策は、「生活保護」制度。ただし、運用については、まちまち。従来型の制限的運用が存在しているよう。
- 施策評価を踏まえ、見直しへ?…新体制で??
- 2007年聞き取り自治体等々への着目

30

尼崎市の支援策の現状

- 兵庫県下で最も多い。2003年、2007年、多分2008年でも。知られてはいない。
- 2007年 概数 258+16夜間23:00~01:30
- 2008年 概数 217+30夜間01:00~04:00
- 聞き取り調査2003年約60人 2007年133人 長期化・高齢化、固定化の進展
- 支援策と支援団体
 - ・実施計画を立てていない。
 - ・庁内体制なし。
 - ・具体的な支援策なし。社援の嘱託職員によるカウント調査定期的実施し動向把握と生活保護に繋げる活動実施(月1回)。情報共有化されておらず。
 - ・唯一の施策生活保護。現在地保護など直接居宅保護ルート無し。
 - ・野宿→病院→居宅 野宿→中間施設(無低あるいは福祉施設)→居宅保護。などその経路の選択肢は少ない。
 - ・NPO神戸の冬を支える会の炊き出し・生活相談。
 - ・NPO大東ネットワーク事業団による無低施設。
 - ・尼崎市社会福祉士会有志の神戸冬との連携。
- 今後の展開

31

今後の実践的課題(自治体)

- 主として、府等
- 決定な問題として、問題意識の強弱。
 - 支援主体の未形成と巡回相談員の「自立」支援。
 - 活用できる資源の未整備・未開発。
 - 庁内体制の未確立、情報の共有化未確立(尼崎市)。
 - NPO等との連携の弱さ。他都市への視察(尼崎市)。
 - 炊き出しを利用している人々・・・野宿生活者より生活保護世帯・低所得者(尼崎市)。
 - NPO、支援法以降を睨み、K市以外での展開に消極的?(尼崎市等)。
 - 広い視点・観点から「野宿生活者」を捉え直す視点の脆弱性。

32

現段階で既存福祉制度をどのように考えていくのか

- 中間施設・緊急対応施設をどう位置づけるのか。
短期・長期的に、貧困問題が深刻化する中で。
- 生活保護
 - 生活保護法で規定する救護施設・更生施設の役割をどう考えるか・・・特に、前者・・・地方都市でホームレス対策として活用。
 - 第二種社会福祉事業、無料低額宿泊所をどう考えるのか。「やみ」無低宿泊所・簡宿転用アパート等の「中間施設」
 - 無料低額診療事業や病院等の医療システム・・・「医療扶助」との関係で。
 - 生活保護の運用のあまりにも大きな違い。
 - 現在地保護を実施している鹿児島市、旭川市。福祉事務所の職員が炊き出し現場で出ている旭川市、福岡市など。大阪でも、K市とS市の対応の違いなど。。。。
 - 就労
 - 就労自立の「就労」先とは、経済的「自立」ができる就労先なのか・・・
 - 自立支援センター入所者動向の変貌(野宿隣接層の流入等)と障害のある者など、どうなっているのか。
 - 居住・住宅
 - 公営住宅は開放されたのか
 - 医療へのアクセスはできたのか
等々、

33

3

3. 中嶋陽子(大阪市立大学):京都市における狭義ホームレス支援の流れー専門職ネットワークの試みから

中嶋と言います。勤務先は一応大阪市大となっているんですが、活動とか調査のお手伝いみたいなこととかは京都でやっております。字だけのプリント、見にくいもので申し訳ないんですが、昨日の夜中に作ったもので、2枚目が全然どさくさなので申し訳ないですけど。ざっと見ていきたいと思います。15分ですよね。

今日の報告はですね、私自身がかなり活動を展開してみたいなところもありまして、あまり公的セクターの役割とかといったところよりも、市民セクターの一例として、そこがどう公的セクターとのつなぎの役割とかですね、当事者の非常に、帯に短したすきに長しみたい思っただけのサービスをどうつなげていくかというところへんを問題意識に持っているわけです。

まあ、そういうわけですので、順番としてはまず星印のところ京都の概況を書いておきます。これ説明していますと時間がなくなりますので、星印のところは見えていただけたらいいかと思えます。で、公的セクターの方なんですけれども、(あ)、(い)、(う)、と書いておきますが、その一番不思議なのがですね、(あ)の中央保護所という更生保護施設があるんですけれども、ここがですね、シェルター機能と一週間生保をかけます。それと場合によっては自立支援センター入所までの待機場所になる。それからもう一つはですね、他施設の保護入所を考えたり、それから生保居宅を申請している人への、いわゆる通称「みきわめ」機関ということになっています。これ選考入所枠ということで、シェルター機能とは別枠になっておりまして、一週間単位で延長されてですね、これが一応限定はないと聞いております。ですので、私どもの経験した人の例ですと、生活保護の居宅を申請する人のある意味のあきらめさせるための機関という形で機能する場合もないわけではないということです。まあ、これ以上は言いません。

それから(い)なんですけれども、京都市の方なんです、自立支援センターへの誘導策が非常に強いとほとんど大半の京都の支援グループはみております。で、最近ではですね、ホームレスではない、広義でも狭義でもホームレスではないワーキングプアの方に同様に福祉事務所が自立支援センターがあるよというようなことを勧めると、選択肢の中に入れるというような事例もいくつか耳にしております。まあ、そういうわけで自立支援セン

ターも不思議な箱の中央保護所という、何か福祉事務所がかなり丸投げしたがるような形の施設になっていけると大変だろうなあという懸念を持っております。

それから居宅保護に高いハードルが、最近は弁護士さんなんかも言われておりますけれど、私どもも感じております。先ほどの水内さんの報告では京都は数字で言うとなんかでもなくて、一応選択肢があるような形になっているんですが、私どもの実感として、後で説明いたしますけれども、まあその～、色分けしてみるとそういう風に見えるのかもしれませんが、実感としてはそういう風にはなかなか見えないということです。

それで、その(う)のところですけども、まあ中間施設のソフト面、支援面での内容の充実するのはすごく重要ですし、それについては何も京都の弁護士さんたちも反対しておりません。ただですね、箱ものを作ったことと引き換えにして、居宅保護を抑制するという形に振り返られてないだろうかというその面がやはり感じざるを得ないと思います。

公的セクターのちょっと概観をそういう形で見ておきまして、次に**市民セクターの方の一例**ということで、京都にはたくさんのNPO法人を含めまして、老舗団体もあります。そういう団体さんの活躍はもうすでにこちらでも何度か報告させていただいておりますので、置かせといていただきまして、ちょっとの間ですね、専門職の方々をですね、ネットワークすることで何かちょっと活路が開けないかなと思ってやってきたことがありますので、それを市民セクター側の一例ということで、ご報告させていただきます。

で、任意団体で一応健康・よろずプラザという名前をでっちあげているんですが、メンバーは内科のお医者さん、歯科のお医者さん、看護師、歯科衛生士、弁護士、それからMSW、それと生活問題に大変詳しくて実績のおありの困窮者自助団体、これは生活と健康を守る会なんです、そこの方の幹部の方。それと医療機関の中でも事務方でいろんな医療機関の内部的な組織のことをご存知の幹部の方にもちょっと関わっていただくと。そして教員の私というような形でやっております。

で、動機としてはですね、一歩踏み込んだ支援で

すね、それを専門職の人たちでどのようにできるのか。特に専門家は座っていてよいのか、どうなんですかということ。やれるとしたら何ができるんだろうかということも今模索してるところです。批判っていうのは創造的でなければいけないとはよく言われますけれども、むしろ創造的というよりも動きながら批判するところは批判していくというスタンスをです、やっていけたらなあということですね。

(2)にいえますが、そういう京都の場合は一番上にも書きましたように、NPO・非法人含めてたくさんの小さなグループがありますので、当初当事者の会からはまとまってほしいという声はかなりありました。しかし、この間いろんな連絡会みたいなことをやってみたんですが、むしろ個々の独自性みたいなものは保留しておいてですね、流れ、潮流としてやっていくという風なのが、実態に京都の場合は即していると感じられました。

で、別にいがみ合っているわけではありませんが、何がお互いの支援団体のリトマス試験紙になっているかと言うと、やはり当事者の会が京都の場合は結構頑張っていますので、その人たちの評価と言いましようか、「ようやってくれてるよ、あそこは」というようなことが支援団体同士としても、「お主なかなかやるなあ」というようなお互いの認め合い方になっているかと思います。

ただ私どもの専門職の人たちのネットワークですと、実際にはですね、非常に強い潜在的な需要というものがあつたわけですね。当事者の人の声を聞けば聞くほどあります。法律相談したいけど敷居が高い。それから医者さんに診てもらいたいけれども、なかなか医療券出るんやけれども、もう一歩足が出ないといったようなことは、非常に京都なんか比較的その辺は恵まれていると言われているんですが、あります。です、むしろやはり、そういったテーマに沿ってですね、アメーバ状の協力関係を結んで出ていく、あるいは包括的な相談会を催してみようというふうなことでやってきております。

メリット・デメリットあるんですけども、**(5)(6)はちょっと置いておきまして、(3)(4)だけちょっと触れさせてください**。メリットとしてはネットワークの柔軟性をうまく生かしていけるんじゃないかということと、これはどういうことかと言うと、やはり専門職の方というのはいわゆる自営業主的な考え方やスタンスをお持ちの方もおられますので、そういったところの性格ともう一つは既存のピラミッド型組織の方にも入ってきてもらってますので、その中堅幹部の方をかんでいただくことによって動員を少しちょっと効率的にしておうかということなんですね。私とし

てはそういう既存のピラミッド型組織というのは非営利協働の組織であっても、どうしても組織が大きくなると固くなっちゃいますので、そこと若いスタッフとか新しく入ってこられた医療従事者の方々をです、半分、中堅幹部の方に旗振りしてもらうことによって、ボランティア貸しといえますかね。決して既存組織にとっても損な話ではないと思うんですね。それはやはり外からそういう刺激をね、ずっと手前味噌になりますけど、提供してその組織を活性化していくというようなことに実際に一部つながっております。

デメリットですが、やはりイベント主義に陥りやすいのと個々人の個性とか力とかに依存しがちなので、それをどう克服していくかということなんですね、それは(5)(6)に書きましたので、中間的な観察にすぎませんので口頭では省いておきます。

それで裏面に行きますけれども、実はここからが本当に申し上げたいことでして、**当事者の方**っていうのはですね、支援施策のバラエティーだとか、選択肢があるかないかとかという言葉が使われておりますが、本当にその人たちにとって選択肢が増えているのかと。で、以前よりも新しいサービスであれ、古いサービスであれ使いやすくなっているんだろうかと、いう風に疑問を感じるわけですね。選択肢があるということは選択が可能であるという、そういう能力環境が備わっている場合に言える訳でして、むしろ京都の場合ですとちょっとまあ、複雑化してきたのかなという印象を持っております。

で、こちらのほとんどの方々が公的セクターであれ、市民的セクターであれ、非常に善意でやっていますので、その意図というところで特にそういう悪意を感じさせるものではないんですが、やはり制度とか政策というのが、アイデアだとか文言上で素晴らしいものであつても、それが現実の中に落ちた時に設計に問題があつたりですね、それからやっぱり実際の運用は非常に現実に合わせて現実を裏切っていると、そういったこともあります。

それから、やはり当事者の胸に落ちていく時の落ち方がなかなかフィットしないんじゃないかと、いう風な思いもあります。で、運用の問題については今法律家の方々がいろいろと問題提起されておりますので、ここではあえて申しませんが、フィットの問題ということで言いますと、公的セクターというのはやっぱり遠くて遠いという印象を持ちます。やっぱり、相手は市という公的権力を持った人々ですので、みなさんやはり萎縮されたり、逆にこう空元気ですつ張つてみたりということがあつたわけですね。

で、市民の場合、市民セクターがやっているのはどうかと言うと、意外と近くて遠いんじゃないかと。特に法律とか医療とかですね、ご本人たちが、当事者の人たちが本当は根本的な解決をしていく時にはじっくり話聞いてほしいなあと思っているようなところが、意外と、制度としては相談会とかがあっても、フィットしたものにはなっていないという風に思うわけです。で、近くて非常にベーシックなものとしては、炊き出し団体さんがもちろんあるわけなんですけれども、要するに市民セクターの中でもですね、そういう弁護士とか、お医者さんとか、医療関係者がいるというところと、ベーシックな炊き出しでやっているところとの、そのブリッジがですね、やっぱり市民セクターの方も単にやっていますということだけになりがちで、なかなか成果につながりにくいんじゃないかという印象を持っているわけなんです。

そういうわけで、そういう専門職の方々をつないで、一歩踏み込んだ支援をやってみたらどうなるのかなあということなんですけど、やはり**(1) (2) (3)**と書かせて頂いたように、医療健康問題というのは、自立の3つの領域として就労自立、日常生活自立、社会生活自立ということが福祉の方面で言われておりますが、ホームレスの方の場合はそれに加えて、やっぱり医療健康問題、非常に厳しいものがあると。このところをもう一回再認識して、医療関係者ももっともっとなアピールしていただいて、そしてやっぱりいろんな疾病、健康、保健、衛生と住居を確保するということはやっぱり一体の問題であるという風なことからの問いかけが必要ではないかと思えます。そうしないと何でもかんでもとにかく入院してもらったら、保護がつくからという形で、あたかも中間組織化していると言いますか、そんな風な運用になりがちで、実際に生活保護のケースワーカーさんなんか、そこらへん非常に、気にされる方は気にされるというような現状もないわけではないわけですね。ですので、やはり医療専門家の方々からの発信というのは非常に大事ではないかなと思っております。

あと**「ワーキングファースト」というところからワークフェアへの問題**なんですけれども、自立支援センターの方は従来ワーキングファーストでいっていたのが、最近では半福祉半就労的などところへの、現状に合った形での道筋もつけられつつあると聞いております。で、行政の方はですね、生活保護を抑制して非ホームレスの方も含めてセンターに誘導したりするところも出てきておりま

すし、居宅保護の方も限定的に運用していくということで、結局これも結論的に先に言ってしまうと、不安定就労の方々をたくさん積み上げていくという結果にしか、なかなかならないんじゃないかという風に思うんですね。

ですので、やはり健康面での系統的な対策がやはり欠如しているのではないかという思いを非常に持ちました。これは、シプラーのワーキングフェアの本読んで頂いても、彼自身が示唆しておりますけど、たとえば貧困と精神疾患有病率の相関関係というものが指摘されてますよね。彼が調査したわけじゃないんですけど、そういうのがアメリカで結果が報告されていますよということをシプラーが言ってます。

もう一つ、これはシプラー自身の意見ですが、財源をしっかりとね、中途半端にするんじゃないで集中的に投入したらどうなのか、そうすれば実際にアメリカでさえ、と言いますか、アメリカではもちろんと言うべきか、いい例があるんだよということが本のだいたい最後の方に書かれていました。ただ、まあシプラーはそれを増税というところで話をリンクさせちゃってますので、「うん」という、まあそれは議論のあるところだと思います。

そういうわけでして、私としては**(参考1) (参考2)でヒューマンサービス、コミュニティソーシャルワーカーのこと**に言及した文章を引用させて頂きました。やはり、その、高齢サービスであれ、市民サービスであれですね、当事者が実際に社会的な生活問題を見つけてやっていけるようになるということのためには、そこに結び付けてこの人にはこういうサービスが必要だとかですね、それから公的サービスと私的サービスの間を調整する人だとかですね、これは法律支援においてもですね、特にその路上問題に特化した専門家のCSW、コミュニティソーシャルワーカーさんなんかを置いていると、非常に京都なんかのようなところは特にいいんじゃないかなあというふうな風に思っているわけです。ええ、まあ当事者の使いやすさですよ、サービスの使いやすさというところがなといくらいろんなことを並べ立ててもしょうがないと思っております。

結論ちょっと急ぎましたけども、以上です。はい、使いこなす力を当事者の方に開発していただくような支援策ということで結論付けたいと思います。

配布資料

京都市における狭義ホームレス支援の流れー専門職ネットワークの試みから 大阪市立大学 中嶋陽子

*概要:

当事者 400 人不足(厚労省第二回全国調査)=高齢化;

支援団体(法人僅少+群小非法人合せて)20 団体以上;

福祉事務所経由、施策と関連の深い

(半)公的な施設・・・中央保護所(定員 50 人平均 38 人滞在一越冬事業での定員 90 人)、自立支援センター(30 人、アセスメント二週間=福祉事務所への差し戻しはまれ、再チャレンジを「妨げるものではない」、毎月の出口での概数=30%就労自立、30%半福祉半就労、40%無断退所等その他)、第二種社会福祉施設(助成金なし、13人前後)、生活自立を主目的とした高齢者対応の支援施設(7人); その他民間・・・支援住宅、生保対応アパート群

*公的セクター

(あ)“不思議の箱”=中央保護所 ①ホームレス者対応がほとんど=シェルター機能(1 週間生保)+自立支援センター入所までの待機場所、他施設保護入所や生保居宅申請者への「みきわめ」機関(1 週単位の延長・限定なし) ②更生保護施設としての本来の機能 ③各種施設からや火事で焼きだされた行き場のない人など=最後の受け皿的な機能も。

(い)支援団体や法律家からは、市の自立支援センター(以下センター)への誘導策は強固だと評される。支援者の相談事例や地方新聞の記事によると、野宿非経験のアパート住まい困窮者や、派遣労働の継続が傷病により困難になった寮住まいの労働者に対し、福祉事務所や派遣会社が、センター入所を提示・示唆するケース。

(う)ダイレクトな居宅保護に高いハードルその理由(口頭)

*市民セクター(一例)

(1)就労からハウジング/ヘルス・ファーストへ= 任意団体「健康・よろずプラザ」(医科・歯科医師、歯科衛生士、看護師、MSW、医療機関事務方中堅幹部、困窮者自助団体の幹部、弁護士、教員) 動機: 一歩踏み込んだ支援を模索したい/専門家は座っていて良いのか・何が出来るのか/参画型批判にチャレンジ

(2)群小のグループが「まとまる」→流れ、潮流としてのあり方へ: 現実に潜在的な強い需要がある専門家の機能を軸に、当事者の会やボランティア団体が個別に独立しながら、随時、テーマによってアメーバ状の協力関係をむすぶ。・年次活動=「健康・よろず相談会」=当事者の買いと共催。大阪保険医協会の応援。労組や NPO 支援住宅をはじめ関係各団体が参加。・月次活動=教会系鴨川屋周りに同伴、医科のアウトリーチ。

(3)メリット:ネットワークの柔軟性の魅力=専門自営業主としての柔軟で機動力に富んだ性格+既存ピラミッド型組織の中堅幹部による動員力の大きさ→既存所属組織のスタッフを半ボランティア化→既存組織の外発的な活性化にも間接的に貢献か。

(4)デメリット:イベント主義に陥りやすく、個々人の個性や力に依存しがち。

(5)問題: ①専門性を示したことによる自己満足や偏頗性をどこで調整し修正するか。 ②支援活動の特性からくる、長期戦の持続的エネルギーをどう維持するか。 ③「役立つ知識一実はず知らない現実」→このギャップをどう埋めるか。 ④何よりも狭義ホームレス者としての経験がない。

(6)手がかり: 上記①の担保→当事者に、立ち戻る・聴く=合理性のある・客観的なニーズの把握 ②の担保→アフターケア・フォローアップを、再チャレンジ者への対応を含めて、長期間、継続・徹底する。→「落ち着くまでに 3 年」説(SSS千葉・某施設長) ③の担保→当事者に傾聴すること、現場に出ること、支援の表層に満足しないこと ④に関して: 広義のホームレス者やワーキングプア層の心情がわかる/支援者自身が社会的に不利な立場に共感する原体験や何がしかの原点を持つケース。又は、支援団体固有の「こだわり」=価値を模索すること。

裏面

*当事者

・施策の実施＝「選択肢」が増えたのか？以前よりサービスが使いやすくなったか？

まず、行政の告知義務・選択を可能とする能力発揮の環境整備・政策の実態相即効果などの面は、どうか？

制度や政策が、文言上・アイデア上、整合的で生産的なものであったとしても、実際に即した設計になっていなかったり、現場での運用が苦境からの救済の必要を裏切ったり、適用のおとし処が当事者の胸に実感を伴わなかったりフィットしなかったりする場面が、少なからずある。

・路上での自活支援から、一步踏み込んだ支援を試み、医療・健康ニーズの合理性を各団体のベクトルの合力＝「流れ」として、具体的な支援作業の中で可視化する。→対案提示も、より深い現実即したものになるのでは、と言う期待＝自立の3領域(就労・日常生活・社会生活での自立)のほか、その実現のための大前提として、ホームレス者の場合には、健康医療問題の本質的な重要性を知らしめる必要が大。

(1) 健康問題→医療問題への認識の甘さや欠落→疾病克服と住居確保は同値

(2) 脱ワーキングファーストからワークフェアへの問題性＝フルタイムの不安定就労でも、自立とすることへの、了解内容のあいまいさ、戦略的長期的な視点から見た脆弱さ

(3) 健康・医療面での系統的な対策の欠如、財源投入不足→シプラーの示唆

* 京都市の事例(口頭)－①第1回(06年)第2回(07年)「健康・よろず相談会」(順に当事者の者参は40人、53人、ボランティアは専門職中心にほぼ同数) ②TNさん(医療のみ)。現在、車椅子自走で居宅通院、介護保険つき。・TKMSさん(包括的支援―根源には精神科系の医療)さんの場合―現在、半年に渡る濃い支援。・当事者の度重なる復活戦への挑戦につきあう。・当事者と支援者の新たな気づき―「振り回される」と言うことの含意。・支援者間の職種の殻から脱皮した相互理解の進展。・改善点や根本策の発見(対行政的にも有効)

* 提案:以上、当事者が多様な難問を抱える存在であることから、本人と公・市のサービスをつなぐコーディネーター(＝最近の用語ではCSWに近いモデル?民生委員の現代的バージョンアップ?)を配置する。その人材に期待される能力は、(1)当事者への傾聴能力。(2)地域資源の情報に知悉。(3)機動的な対応能力と危機管理能力。(4)系統性と異領域を横断し統合できる能力＝ジェネラリストの素養を失わないスペシャリスト。素質的には、人間好きであればより適格か。

実体的には、各地の優れた巡回相談員などが想起されようが、彼らは、多くの相談対象者数に対し少数の配置である上、労働契約上不安定な身分である場合が多いため、きわめて核心的な職務を担っているにもかかわらず、精神的肉体的に、きびしい過重労働になっているのが実情である。

(参考1)

「コミュニティソーシャルワーカー」とは、「地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有するもの。」(平成14年9月 大阪府社会福祉審議会答申「これからの地域福祉のあり方とその推進方策について」)

(参考2)

「私たちコミュニティソーシャルワーカーは、…地区に分かれ、地域に密着した相談員として配置されています。…など、個別相談からのニーズを重要視しています。

どこに相談すればいいのかわからない、どんな相談をすればいいのかわからない。相談に行ったけどたらい回しにされたなど、そんな縦割り社会をトータルコーディネート

どんなことでも、まずはご相談ください!!電話相談・訪問相談・来所相談、どんな相談形式でも対応させていただきます」(CSW設置推進事業、www.kawachi.zaq.ne.jpより抜粋)

以上 (‘08・2・6の報告レジュメに加筆修正)

4

4. 加美嘉史(大阪体育大学):大津市の現状と課題—元野宿生活者生活実態調査と支援団体の取り組みから

【スライド1】

加美:皆さん、ちょっとだいぶお疲れのような感じで、大変な何か、修行のような研究集会に、ちょっとようになってきたと言うか。結構長時間になってきたのでお疲れの方も多と思うんですけども、もうちょっとだけお付き合い願いたいな、というふうに思います。私、今さっきパワーポイント作ったんで、実はパワーポイントではなくてスライドショーにしかになってないんですが、お手元のこれね、2枚に収めなあかんと思ってたので、字がちっちゃくなったので、それよりは、パワーポイントに映した方が見えやというふうに思いましたんで、用意させてもらいました。あまり気にしないで、とりあえず前の方を見てもらえたらいいかというふうに思います。とりあえずこちらの方を画面で見たいのですが、私は別に大津の住民ではなくて、実際に、支援活動としては、直接関わっているわけではなかったんですけどね。今も大津に住んでいませんし、大阪の住民なんですけど、以前、いつやったかな、前回の全国調査の時ですか、大津も調査がありまして、その時にあちらの方で聞き取りに入りまして、そういうつながりがあるって、実は、大津市の方にも、夜回りの会っていうのを、二人だけで作っておられたんですけどね。今から4、5年前なんですけど。それを、NPOみたいなのにしたい、という話をおっしゃっていてですね、それで、ちょっと手伝ってくれへんか、ということを言われまして、それから、3年前から、ちょっと大津の方のNPO、今はNPOですけど、夜回りの会に関わりを持たしていただいた、という次第なんです。

【スライド2】

現在は、一応NPOになりましたんで、前までは代表をやっていたんですけど、今は一応おりまして、理事だけになってるんですけど、今日はずいぶん、そういう観点から、特に私に与えられた課題というのは、恐らく、この中に参加される方にも多かったんですけど、大都市ではない、小さい街ですね、比較的。野宿生活者の方たちも本当に少ない現状の街ですね。そういうところで、じゃあ、どういった取り組みをしていったらいいだろうか、ということですね、政策に活かしていくことも含めてですね、問題提起をするっていうのが、私の役割ではないかな、というふうに思います。

で、実際に滋賀県という街はですね、先程も中山先

生から始まって、中島さん、今日大阪から野宿者が少なくなっていくような形で、ちょうど近畿圏で言えば、東に、名古屋に向かっていっているんですけど、かなり、どんどん、中心部、大阪を離れれば離れるほど、少なくなってくるんですけどね。で、平成15年の時の調査も、57名。滋賀県全体だったんですけど。去年の調査では32名という。滋賀県全域ですね。それと、大津市については、15年段階で47名で、19年、去年では23名ということで、ほんまに、今、大津市でしたら、2、30人。これは時季によって変動があるんですね。琵琶湖があるところなので、夏場にはけっこう、京都から来はるとか、そういうふうな話なんかも聞くんですけど。とりあえず、調査をした冬の段階では、これくらいだったという状況であります。非常に少ないですね。ですから、実際に政策的に課題を乗せていくのが、非常に難しい地域である、ということが一つです。

【スライド3】

もう一つは、先程も水内先生の方から報告があったと思うんですけど、滋賀県、それから大津市では、どういっようなホームレスの施策をやっているのか、ということなんですけれども、当然、自立支援センターとか、国庫補助のある事業はやっていません。全域、ありません。で、国の調査の報告書を、ただ一つと、昨日今日見てたんですけど、その中で、大津市はないんですね、自治体監督のホームレス事業というもの。一つだけ載ってたんですけど、一つが、湖南市。琵琶湖の南の方ですけど、そこ多賀町、これは結構田舎の方なんですけど、ここは交通費の補助事業をやっている、というのが、どーんと、やっますーというのが書いてたんですね。

実際に、どれくらいの方かな、っていうのを見てみたんですけど、湖南市で、去年、平成18年ですね、4月から12月で12の方に交通費を支給した。だいたい4、5百円まで、隣の駅まで、という名目になってるんです。で、多賀町については4人だけという形で、そういう、とりあえず一度、月400円くらいの交通費の補助をして、隣の街まで行ってもらう。大阪まで行くのは無理でしょうね、400円くらいなら。まあほんとの近くの京都までせいぜい行けるかどうか、という感じだと思います。これをやっている程度です。

もう一つは、ホームレスの支援をやっているNPOの民

間団体が天津市に二つあって、そんなに人口もない街です。ね、県庁所在地二つもあるのか、とお思いになる方もおられるかもしれませんが、実は先程も言いました、私も関わっている天津の夜回りの会と、それともう一つ、グローバルヒューマンさん、京都に本拠があるんですけど、そこがですね、ちょうど京都市と天津市の境のあたりで、天津市寄りのところに宿泊所を持っておられるので、そこにも一応NPOというかたちで、天津市に登録されている、ということなんです。

実際に、夜回りの会のほうの、会員にもなっている、ほとんどメンバーはかぶっている、というふうに理解していただいたらいいんじゃないかな、と思います。で、ある程度、ほとんどじゃない、一部でかぶっているということです。本当に、実質は小さい、これくらいしかない夜回りの会とグローバルしかない、という形ですね。

【スライド 4】

で、次にですね、天津市の一つの特徴というのがありますね、やはり、自立支援センターをはじめ、法外施設を含め、生活保護施設を含め、社会資源がないんですね。だから、結局、どういって支援をするかと言ったら、やっぱり大きなのが生活保護になってくる、という形です。で、これもですね、平成 18 年度の一年間の調査なんですけど、29 人の方に生活保護を適用されていました。実際、アパート等の一般住宅に入っておられる方がほとんど多くを占めているという形での特徴ですね。これは先程の水内先生の報告にもあったんじゃないかな、というふうに思います。そういう特徴を持っているわけですね。あとは医療機関なんかもおられますが、基本的には、居宅保護を中心とした施策を行っている、という形ですね。

年齢についてなんです、天津市の場合はですね、比較的年齢というのは、稼働年齢層というのは、それを問わないで保護の適用をされている場合が多い、という形です。だから、中には 40 歳未満の方も含めてですね、いろんな年齢層の方に散らばっているという特徴もあるかと思えます。実際に、保護廃止にされた方は非常に少ないというのも特徴です。多くの人が、保護を受けた後、天津市等にですね、定着しているという特徴になっております。(08:00)

【スライド 5】

実際にですね、この、今まで、29 人の方、平成 18 年の場合は、居宅保護に移行した、という天津市になったんですけど、そのほとんどがですね、天津夜回りの会という、民間団体が関わって、あるいは支援をした方が、

居宅に移っているという形なんです。ですからほとんどの人が、夜回りの会のなんらかの、例えば巡回して、ボランティアの方がですね、夜回りなんかをしたり、昼間回ったり、琵琶湖の下、本当にこういう橋の下とかですね、寝てはる人いるんですよ。そういうところに行って、何度も何度もアウトリーチしてですね、生活保護っていうのがあるよー、ということで粘り強くおっしゃってですね、その関係の中で居宅保護へと移行していく、という形です。15 年から 19 年の間に、147 名の方が、居宅保護に移行しております。

なぜ、天津市の場合、こういうふうな形に居宅保護というのが行われてきたか、ということなんですけど、それまでは、やはりですね、平成 15 年までは、居宅保護っていうのは、それほど打たれてこなかったみたいなんです。で、平成 15 年の 1 月に、当時やはり天津市でも野宿生活をしておられる方が、かなり増えてきてまして、規模的には、東京とか大阪まではないんですけど、そういう状況の中で、地元の市会議員の方なんかを含めてですね、これは何とかしなアカン、生活保護っていう制度もあるよ、ということですね、彼らに対して、生活保護の申請の行動を行った、ということが、大きな一つの契機になった、という形です。その後、私も聞かせてもらいました。ですから、それを一つの契機にして、年々、15 年以降ですね、150 人くらいの方が居宅保護へと移行している、という状況になっております。実際にですね、これまで全 6 年なんです、我々がですね、これは虹連の調査とはまた別に、地元の方を中心にですね、調査メンバーを組織してですね、聞き取り調査を行いました。

【スライド 6】

居宅に移ってきた人が 100 名を超えてきた段階になってきたので、実際に居宅に移った方がどんな課題があるんだろうか、ということなんかをですね、聞き取り調査をやっていたものの報告を、簡単にさせていただきます。野宿を脱却してきた鍵は、というのはですね、これは先程の話にもあったかと、説明させてもらった通りだと思うんですけど、ほとんどの人がNPO、夜回りの会とかですね、そういうボランティア、NPO夜回りの会のメンバー、そういう方なんかの声かけで、一緒に福祉事務所に行って、生活保護の申請をしました、という方が全体のほとんどを占めておりました。天津市の場合はですね、またこれは後程言いますが、現在は敷金支給は、住居を確保する前の段階ではやってないんですが、実際にその辺は大きなネックにはなってきたんですけど、以前から夜回りの会が活動されていた福祉課の方がですね、自分のお金を出してですね、敷金・礼金も用意してです

ね、やってきた、という方が、そういう積み重ねがずっとあったんですね。ですから、聞き取りなんかをしていまして、住居を確保する際の、敷金とか礼金はどうしましたか？と聞きましたら、そういうボランティアの方から、夜回りの会の方からお金を借りました、という方が半分以上占めていました。他には、敷金・礼金のない住居を探した、とかですね、そういう形で居宅保護へと移行していったという形の結果がやはり出ていました。

【スライド7】

もう一つはですね、やはりこういう小さな町で問題なのが、保証人などをどう確保していくのか、ということだと思います。これについてもですね、やはり、身近になってもらう人がいないので、野宿をしていた時に声かけをしてもらったボランティアの夜回りの会の人に保証人になってもらった、というふうな形ですね。なんかです。居宅というのが可能になったということです。そういうことを考えていきますと、本来は行政がしていかなければいけない、すべきであると考えられる、その敷金支給等をですね、大津市では、なかなかそこまでできない、というふうな、これは何度もそういうふうな話がされるみたいなんですけれど、大津市の方もできないということなので、その肩代わりというか、そういうふうな役割を、支援団体が今まで担ってきたということだと思います。果たしてこれから先もこれでいいのかどうか、という問題が大きくあるか、というふうに思います。

もう一つはですね、こういう居宅へ移行していく中で、何もお金も資源もない地域でですね、なかなかすぐに居宅に行くのは、ちょっと難しいな、という方なんかにですね、じゃあどういってことで、一人暮らしが難しいという方に、どういってふうにしていったらいいのか。そういうふうな、やはり受け皿というものが、小さい町ではなかなかない。それが、いつもミーティングなんかをすると、一つの大きな課題で、何とかしてグループホームのような拠点とかですね、作りたいんやけどな。でもお金がないしな、と。行政の支援もないしな、というふうな形の課題なんかがあります。

ざっと飛ばしていきます、時間の関係でですね。

【スライド8】

同時に、地域や市を含めたつながりということなんかも聞かせてもらったんですけど、これは皆さんも想像される通りですね。非常につながりが薄い状況です。民生委員さんなんか会ったことがないっていう人がほとんどを占めておりました。挨拶とか、相談事くらいしかしない、という人が大体3分の2です。もちろん地域活動の参加ということもです。

そしてもう一つは、生活保護に移行した方がほとんどなんですけど、ケースワーカーの訪問は年に1回とかですね、半年に1回、4ヶ月に1回ということですね、非常に少ない現状があります。社会的に孤立するような環境にある中で、つながり方をどういってふうにしていくのか、ということが、現在大津市の夜回りの会等ですね、大きな課題になっているということです。もちろん、訪問活動なんかはですね、従来通り、ボランティアメンバーですることではできるんですけど、計画的に、ちゃんとつながりをやっつけていこうかな、というふうなことを考えていくと、やはり行政、財政的な支援、ということもやっぱり必要になってくる。そういうことが今後の課題ではないかな、と思います。

先程中嶋先生の方で、コミュニティーソーシャルワーカーの活用ということの話がありましたけど、そういうこともですね、それぞれの地域の中に、こういう社会資源のないところでは考えていく必要もあるのかな、とちょっと思いました。

【スライド9】

もう一つは、やはり、生活保護に移行した人たちなんですけど、やはり本当は働きたいんだ、というふうな方なんかやっばり多かったです。現在、仕事には、健康状態等含めて就いておられない方が多いんですが、実際には働きたいと言っている方が非常に多かったです。ただ、求職活動をするには難しい状況の方が多いです。やはり、病気・障がい・年齢的な問題なんかや、あるいは目には見えない障がいを持っておられる、そういう阻害要因を抱えておられる方もあります。

でも、実際に福祉事務所でも現在自立支援プログラムというものが活用されているんですけど、中にそのプログラムに乗ったけれども、非常にしんどい。やはり、一般就労でかなりの労働力としての役割が期待されて、一般就労というのはやっばりしんどいんや、というふうなことをですね、こういうミーティングなんかをするといつも課題になる話になっております。ですから、現状では一般就労に就くのは非常に難しい人が多いです。ということを考えていくと、どんな就労支援をしていったらいいのか、ということで、一般労働市場への参入を目指していく、そういう自立支援プログラムによる就労支援とは違った、異なった就労支援、あるいは雇用の場というものを作っていく必要があるんじゃないかな、というふうに思いました。例えば、これも現在の夜回りの会の代表の方と話をしていたんですけど、例えば大津なんかでも、社会貢献と言ったら、なんか大層なので、社会参加という面です。ね、いろんな公園が地域にありますよね。ああいうとこ

ろの清掃活動なんかは、これはボランティアでもいいので、無償でもいいので、やっていく。そういう活動を、そういう支援をですね、例えば生活保護の自立支援プログラムへの導入、組み入れていくということなんかも、やはり考えていかななくてはならないな、というふうに話していました。

【スライド 10】

他にもちょっと色々あるんですけど、食生活や借金の問題、やはり多くの方が、まだまだ相談される方がいない、借金のことはありました。あとは、大きなのは、生活が落ち着いてくると、今後の老後のこと、孤立のこと、こういう大きな課題がありました。

【スライド 11】

そんな中ですね、我々として、今後どんな対策や支援をやっていたらいいのか、という話をしていたんですけど、やっぱり聞き取り調査の結果なんかでは、当事者の方からこんな声が多かったんですね。やっぱり一番欲しいのは、話し合える場やで、と。一人で部屋にいても、本当に退屈な時もありますし、お金もそんなにありませんから、生活保護はね。そういう話し合える場が欲しいなあ、とか。あるいは、ほんまは働ける場があったらええんやけど。自分でも働けるような場が欲しいな、とかですね。あるいは、こういうふうに困っている人、生活に困窮している人は、ホームレス以外の人でもいっぱいいるから、そういう生活困窮者の支援活動なんかも、私らもやりたい。こういうふうな意見が多くこちらからは出てきました。つまり、色んな意味でもつながりとか、あるいは就労、支え合いの場を多くの方が求めていると、いうふうに考えています。

【スライド 12】

で、残りのお時間がちょっとなくなってきたので、一応大津からの問題提起としてはですね、どういうふうなことにですね、焦点を絞って、支援をしていたらいいのか、ということで、少し問題提起をさせてもらおうと思うんですけど。

先程もちょっと出てきました、湯浅さんが非常に上手いこと言うなあ、僕は思うんですけど、ホームレスの人たちには、やはり、色んな意味で野宿に至る中にですね、心に傷を負ったり、しんどい部分を持ったりとかしている方が多いです。ですから、人間関係や、あるいは精神的な、溜めというのが非常に少ないということ。彼なんかよく言っています。時には、自分自身さえも排除してしまう。要するに、自分を否定してしまうような人が非常に多

いです。ですから、そういうことは、やはり地域の身近にいる支援団体等の一つの役割で、自己肯定感と言いますか、自尊感情を回復していけるような取り組みを、やはりやっていく必要があるんじゃないか、ということが一つです。

【スライド 13】

もう一つは、今度はマクロ的な視点で、大津市全体の課題を考えていった場合ですね、どういうことが大津の街で課題になっているのか、ということだけ報告したいんですが、最初に言いましたように、野宿者が 20 人とかいう非常に少ない街ではですね、はっきり施策的な課題には、非常に乗りにくいです。

これまで、2, 3人のボランティアの方の努力で、何とか居宅保護へとつなげる取り組みが行われてきました。同時に、本当に数人の取り組み的なものもやっていますので、現在では弁護士の方にも入ってもらってですね、組織化というのは進めつつはあるんですけど、やはり個人、一人で取り組むといった結果ですね、閉鎖性を持っていたり、あるいは透明性に問題があったり、あるいは専門性という点で問題を持っていたり、そういう課題を抱えていると思います。あるいは、身近にそういう支援者がいない。支援団体がいない、ということで、支援者側も孤立しやすい環境にある。そして、一番大きいのが、夜回りの会の方でも会員が 10 人くらいしかいない。ちいちゃい組織なんですね。会員だけでやっているんですね。でも、とにかく財政的な基盤が全くあらへん。

【スライド 14】

そのことで、例えばグループホーム作りたいな、っていうふうに思っているんですけど、なかなか福祉事業が展開しにくい、というふうな課題を持っております。そういうふうなことを含めてですね、特に生活保護を中心として支援を行っている小さな町の中では、どんな戦略が考えられるのか、少し問題提起をさせてもらおうか、というふうに思うんですけど、やはり一つは、生活保護というものを使うことによって、多くの方が、150 人くらいの方が野宿を脱却できたという、この成果ですね、やはりちゃんと評価しないとイケない。生活保護っていうのは、場合によってはネガティブなイメージで捉えられるし、これは運動団体もそうでしょうし、当事者もそうでしょうし、行政もそうだと思うんですが、でも、やはり、こういうセーフティーネットがあって初めてですね、野宿を脱却することができたり、という事実は非常に重いと思います。ちゃんと評価をしていかなければいけない。

【スライド 15】

最後にですね、じゃあ、保護をかけた後にどのような支援をしていくのか、ということも、併せて大きな課題として表面化されてきたのが、ここ数年の現状ではないかな、と思います。

先程も言いましたように、自立支援プログラムというのは、生活保護ではやっているんですけど、現状を考えると、分かりやすい表現をしすぎているんですけど、生活保護から追い出すための自立支援、あるいは就労支援になりがちな面もあると思うんですね。でも、そうじゃなくて、その人の失った自尊感情や、あるいは社会とのつながり、生きがい、そういうものの回復を根幹に置いた自立支援プログラム。そういうものを構築していく必要、というものを考えます。これは、非常に熱心な自立支援プログラムを行っている京都の、山城北の福祉

の奥村さんがいつもおっしゃることなんですけど、ケースワーカーの方で。就労支援というのは、それだけやってもあかんのや、と。日常生活支援と、社会生活支援と含めて一体で取り組んでいかな全然効果がない。だけど、なかなかそれができていない問題がある、というふうな話をおっしゃっていました。ですので、細々とした取り組みなんですけど、こういう小さな町で取り組んできた民間団体における色んな経験。そういうことを、行政、あるいは国を含めて、どのようにして上手く活用していくのか、ということが課題ではないかな、というふうに思います。

ちょっと早口になってしまって申し訳なかったんですけど、一応大津の方からの問題提起ということで、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

大津市の現状と課題

元野宿生活者生活実態調査と
支援団体の取り組みからー

加美 嘉史
(大阪体育大学健康福祉学部)

1

1. 滋賀県・大津市の野宿生活者

(1) 滋賀県の野宿生活者数

H15年度調査57人 H19年度調査32人

(2) 大津市の野宿生活者数

H15年度調査47人 H19年度調査23人

2

2. 滋賀県・大津市のホームレス施策

(1) 国庫補助事業によるホームレス施策

…実施なし

(2) 自治体単独のホームレス対策事業

…大津市なし。湖南市(H18年4月～12月に12人適用)と多賀町(H18年4月～12月に4人適用)で交通費の補助事業を実施。

(3) ホームレス支援を行っているNPO・民間団体が大津市に2つ

3

3. 大津市における野宿生活者への生活保護の適用状況(H18年1月1日～12月31日)

(1) 保護開始人数…29人

適用場所: 一般住宅21人, 医療機関6人, 社会福祉施設2人

適用年齢: 40歳未満3人, 40～49歳4人, 50～59歳12人, 60～64歳4人, 65歳以上5人, 不明1人

(2) 保護廃止人数…4人

(廃止理由: 傷病治癒1人, 死亡1人, 失踪1人, 就労による収入の増加1人)

4

4. 「大津夜まわりの会」の関わり・支援により 居宅保護に移行した人々

H15年～19年度…147人

* 15年 31人,

16年 25人,

17年 37人,

18年 32人,

19年 11人(*9月現在)

* H15年1月に市議員等を介して、野宿生活者の生活保護申請行動が一つの契機となった。

5

5. どのような支援・対策が求められるか？ 大津市の元野宿生活者生活実態調査より

(1) 野宿生活を脱却のカギは？

- 野宿生活を脱却できた契機は「NPO・ボランティアの支援」が79.7%を占める。
- 住居を確保する際の費用は「NPO・ボランティアからの借金」53.1%, 「敷金・礼金のないところを探した」20.3%(複数回答)など。

6

- 住居を借りる際の保証人は「NPO・ボランティアの人たちになってもらう」53.1%。「保証人の必要ないところを探して入居する」「保証人協会にお金を払ってってもらう」が各17.2%であった。

…これまでは本来、行政がすべきと思われる役割（敷金支給等）を支援団体が担ってきた。

…すぐに居宅生活への移行が困難と思われる人へのグループホーム型支援施設の必要性

7

(2) 希薄なつながりをどうする？

- 別居家族や親族がいる人は調査対象者の78.1%だが、うち66%は全く連絡をとっていない。
- とおり近所との付き合いは「ほとんどない」と「あいさつ程度」が3分の2。民生委員の訪問は「来ない・会ったことがない」81.2%。
- 地域活動には「参加していない」78.1%。ケースワーカーの訪問は「1年に1回」22.7%、「4ヶ月に1回」22.7%、「6ヶ月に1回」18.2%。
- 地域のなかに「つながりの場」をどのようにしてつくるかが課題

…自力でできる範囲も一定あるが、つながりをつくるための継続的な支援を行っていくためには財政的支援が課題である。

8

(3) 求められる就労の場

- 現在、仕事に就いていない人のうち「仕事があれは働きたい」が68.8%を占めている。しかし実際に求職活動をしているのは36.4%のみ。
- 求職活動していない理由は「病気・障害や高齢のため働けない」が61.9%。目に見えにくい障害要因を抱えている人もあり、一般就労に就くことは難しい人が多い。
- 一般労働市場への参入とは異なる就労支援と雇用の場が必要。

（例えば）

…社会貢献・社会参加として公園清掃のボランティア活動などを生活保護の自立支援プログラムに導入するなどの方法は？

9

(4) 日常生活の困りごと・悩み

- 食生活の悩みは「栄養が偏っていることが心配」19.4%、「自炊のメニューが単調」17.7%、他に「自炊がうまくいかない」「一人で食事していてもつまらない」など。
- 借金がある人のうち借金について「相談したことはない」が44.4%を占める。
- 老後の暮らしについて不安な点は「病気になること」85.7%、「収入が無くなる」「孤立すること」が各22.9%であった。

10

(5) どんな対策・支援が求められる？

- どのような対策・支援を求めているかの問いには「話あえる場づくり」28.8%、「働ける場づくり」25.4%、「NPOやボランティアによる生活困窮者への支援活動」23.7%など。
- 多くの人がつながり、就労、支えあいの場を求めている。

11

- 野宿生活を体験していた人々は野宿生活に至る過程において地域社会や家族、仕事とのつながりを失い、心身に深い傷やダメージを受け、重層的な生活問題を抱えている場合も多い。
- 湯浅誠氏が指摘するように人間関係や精神的な「溜め」が少なく、時には「自分自身からの排除」といった感情や生きづらさを抱えて生活している人も多い。
- そのため自己肯定感（自尊感情）の回復は重要な支援課題である。

12

6. 大津市の課題

(1) 地方都市における支援団体・支援者の課題

- 大津市のような中小都市の場合、ホームレス対策は政策的課題になりにくく、これまで少数のボランティアの努力によって、居宅保護へとつなげるとりくみが行われてきた。
- 大津では最近、個人の集まりからNPOへと組織化も進みつつあるが、個人による取り組みは、閉鎖性・透明性・専門性などの課題も抱えていた。
- 支援団体・支援者が少なく、支援者自身も孤立しやすい。
- 財政的基盤が脆弱で、そのことが独自事業展開の際のネックになる、などの課題がある。

13

(2) 生活保護の戦略的活用

- これまで支援団体・支援者の居宅保護適用の取り組みによって多くの人が野宿から脱却することが可能となった。
- 野宿生活者の支援・対策において生活保護適用の積極的役割と評価が必要。

14

- 同時に居宅保護適用後の支援をどうするかは大きな課題。
- 現在、生活保護の自立支援プログラムが実施されているが、当事者を生活保護から「追い出す」ための自立支援(就労支援)ではなく、自尊感情の回復や社会とのつながり、生きがいの回復などを根幹においた自立支援プログラムの構築が必要。
- (* 日常生活支援・社会生活支援と就労支援を一体的に取り組みことも必要)
- これまで培ってきた民間団体における経験を行政施策にどのように生かすかが課題。

15

15

5. 木下武徳(北星学園大学)・南部葵(北海道の労働と福祉を考える会):北海道・札幌市におけるホームレスの現状と支援のあり方

札幌からきました、南部といいます。すみません。PPTなしで、次回用意しておきたいと思います。レジュメ等のみです。レジュメの方なのですがすけれども、**配布資料「北海道・札幌市におけるホームレスの現状と支援のあり方」**、裏表1枚。大津にまけず非常の小さな字ですね、つまりボリュームがあるという悲劇的な状況なのですが、すみません、我慢してお付き合いください。

北海道のホームレスなのですけれども、まず、だいたい予想がつくように、北海道の場合ですと、非常に冬も寒くて、左の**表1**の方に、北海道の都市で、札幌・旭川・函館と載っていますけれども、例えばその中にある、札幌の下にある旭川というところだと、今年あたり氷点下25度となっておりますね。そこでも普通に野宿されている人たちもいるという状況で、2008年の人数が書いていないのですが、札幌ですと…**表1**のところですが、札幌ですと109名、その下の旭川ですと13名、1、2週間前の調査ではそれくらい的人数の方が確認されています。そのような問題を抱えている中で札幌におけるホームレス支援の現状についてご報告いたします。

言い忘れましたけれども、このレジュメを作ったのは北星学園大学の木下先生で、本日は入試業務があったために、僕は代行ということで来ました。よろしく願いいたします。

まずは**2「札幌におけるホームレス支援の現状」**ということで、下に(1)の下に①とかいてあって、「**救護施設緊急入所**」、その右下に「**救護施設就労支援入所**」と2つかいてあります。この救護施設というのが、いわゆる、行政の札幌における中間施設というふうに捉えてください。

①の「救護施設緊急入所」というところですが、原則として、高齢です。特に援助を必要とするホームレスの方を対象にというところです。実際は、高齢とかではなくても本当は入れることにはなっているのですけれども、一応行政の中ではそのような取り決めをしてたりしてなかったりと、ちょっと曖昧なんですけれども、実際問題として、そういうかたちになっているようです。

②「救護施設就労支援入所」、これは就労による自立をしたい人を対象に行っているもので、原則3ヶ月。年齢制限はありません。この2つが主なものです。こちらの救護施設の就労支援入所なのですけれども、3ヶ月以内と

いうことになっていて、かなり本人が意志を、本人がまだちょっとというような形でも、かなり就労させなければならぬと強くはたらきかけて、一旦就労させてうまくいかない。うまくいかない結果、また再野宿してしまうと、勤め先でね、うまくいかないでやめてしまう、そういうようなケースが多いところです。これが中間施設になります。

(2)の「札幌市の民間団体による支援」というところなのですけれども、**①が、「北海道の労働と福祉を考える会」**というところで、僕が参加していたところなのですけれども。まず、北海道の場合ですと、ホームレスの方を普段の生活で見かけることがない。非常に認識も低く市民も道民の人たちも問題意識がなかったと。まさか冬の中でホームレスの人がいないだろうというように、そういう話があった中で、この北海道の労働と福祉を考える会は学生を中心にはじめたものです。

1999年。炊き出しですとか、夜回りですとか、いろいろやっているのですけれども、まずこの会の大事なところは、地域をまきこんで、とにかくホームレスの問題があるんだということを意識化させていくこと、そこに非常に重点をおいております。

ですから、たくさんの人たちにホームレスの問題を知ってもらいたいとなると、いろんな人たちに参加してもらおうと、意識の中で本格的なホームレス支援までいかない。どうしても広く浅くなってしまふ。人の出入りもたくさんあったりして、そういう問題も抱えつつ。でも少しでもこういう問題に興味あるよね、関心持とうねと広くよびかけている活動でした。

その下にある、**②「なんもさサポート」**ですけれども、こちらはいわゆる、労働と福祉を考える会、通称労福会ができないようなところを、かなり本格的にやろうと。どういうことをしているかという、ホームレスへの衣食住の提供、生活指導支援。なんもさサポートの方では、食事つきの宿泊ができる設備、札幌荘というものと、普通のアパートみたいないかたちを4棟ばかりもっていて、そこでアパート生活ができる、いわゆるホームレスの人が生活できるようなアパートを用意している、そういうものです。それ以下や、ハンドインハンドのようなその他、教会関係については説明を省きます。細かくかいておりますので、後で読んでおいて下さい。

3「最近の札幌市の行政と民間団体の支援状況の考

寮」というところにうつります。(1)をとばして、(2)のところを先にいきます。裏の部分になります。

(2)「生活保護適用の流れの変化となんもさサポートの活躍」ということで、今もご説明したなんもさサポートなのですけれども、こちらの方ですね、他のボランティア団体と異なって、365日24時間随時対応しています。今説明したようにアパートをもって、生活保護に伴う居宅確保ができるため、生活保護を受けたいという申請も容易であることが可能であり、その後のフォローもしております。そのため、市役所の生活保護面接担当者もなんもさに相談にいくようにと勧めているという現状があります。

ここで、なんもさ、というか、北海道の1つのホームレス支援の特徴といえるかもしれないのですけれども、行政との関係で、先程説明をした労福会にしても、なんもさにしても補助金がないような状態で自前ではお金を用意できない。そういうような状態で生活保護を使っているという話になってきました。

なんもささんの方が同伴にいくと、生保というのはほとんど100パーセントだしてもらえます。普通のホームレスの方がいっても、なかなか生保は出してもらえない、これはどこでも同じだと思うのですが。なぜ、生保をだしてもらえるかというと、まず生活するような場所があると。もう1つは徹底したフォローをしてくれるということですね。

例えば、一番行政の人が生保をだして困ってしまうのは、お金をもって逃げられてしまうとか、ケースワーカーさんが月何回か訪れたときに連絡がとれない。あるいは、一緒にケースワーカーとあっても、ホームレスのおじさんとうまくコミュニケーションがとれないと、そういった課題を解決したのがなんもさです。

どうしているかということ、住むところがアパートがいくつかあって、特に一番大きなところはアパート2棟が向えあわせになっていて。そこに1つのコミュニティみたいなものができていると。ケースワーカーさんが来るときには、必ずなんもさの職員がはいって、その居宅した方とケースワーカーとなんもさの職員の3人で、ケースワーカーさんに必要な助言や説明、そういうこともやっているとあります。

そういうこともあって、非常に行政との関係が最近いいような形で動いている部分があります。ただ、逆に、市役所が本来、行政の方でやらなければならないようなものをなんもさの方に押し付けてしまうような、そういうような部分もあるので、それは行政の責任をどのように考えるか、そういう所にもかかわってくる問題だと思えます。

もう1つは、生活保護を適応し、なんもささんに入った後どうするのか、というところで、なんもささんの場合は、

特に年齢が、例えば60歳とか70歳までいっていない方に関しては、就労ということにかなり力をいれております。ハローワークの方に紹介してってもらうということもあるのですが、老人介護施設をなんもさサポートのグループの会社でもって、グループホームがあり、そこに元ホームレスの人を介護のヘルパーとして資格をとって働かせたり、カフェを経営するなど。そういうような形で自前でもできるだけおじさんたちの就職の機会をつくるようにしております。そういうようなことをすることで…。

たとえば一旦生保をもらっても、その後、元野宿の人たちとつながりがあると、再野宿してしまったりとか、お金をもって遊びにいってしまったらとか、そういうところがついてきてしまうのですけれども、いくつかのアパートをもって、そういうような人たちの間で皆で就職させていくというような、周りが働いている人だったり、あるいは働かせようと、そういうような力を確立していく中で、その意識化ができていく。

どうしても野宿の人たちのところに戻ってしまうと、やっぱり、遊びにいこうかと、お金を使っちゃうかとなってしまいますけれども、極力そういう部分をなくしているような部分が見られるかと思います。

まずそのなんもささんですけれども、(3)の上の、「はくようクラブ・遊び場」カフェみたいなものをオープンして、そこでは、元野宿だった、今なんもさで生保を受けているような人が准職員みたいな形で働きはじめていて。

ここで大事なことは、ただお金をもらう、就職だけではなくて、自分たちもやっぱり同じ野宿の人たちの支援に役に立つことをなんとかしたい、炊き出しのところにも元野宿の人たち、現在なんもさサポートでお世話になっている人たちが出てきていて、就労やボランティアを通じて、自分たちもかつての野宿者だった人達、自分たちも経験してきた問題について、一生懸命なんとかしなければならぬ、そういうような精神的な自立みたいなのところと一緒にしているのが、なんもさサポートになるかと思います。

そういう形で(3)にいきます。**(3)は、「ビッグイシューの販売の開始」**なのですけれども、労福会の方で2007年9月ビッグイシューの販売サポートを開始いたしました。ここでちょっと特徴的なところは、札幌は今冬ですので、なかなか外で売ることができないということで、札幌市の側に要請して、地下鉄の大通り駅の地下街に販売ブースが設置されました。

そこですと、駅の売店を小さくしたようなかたちところで、ビッグイシューが販売されていて、そこで5人くらいの方が今販売に携わっているのですけれども、多いときですと1人だいたい月10万くらいの収入を上げてい

ます。ここの販売ブース以外のところでは、それだけでは売上げは上げられないのですけれども、ここでは販売ブースということで、かなりマスコミがいろいろとPRしてくれたということもあり、たくさん人が来てくれると。

では、何故この販売ブースができたかという、先程もちょっと触れたのですけれども、行政との関係をいかにかまわかっていくか、ここが、札幌の1つの特徴ではないかと思えます。行政との話し合いを通じたり、いわゆる行政を敵にまわすとか対立するとかいう形ではなくて、いい形での協力関係を使いながら、行政の方に働きかけてきた。これが1つ特徴かといえます。

4番目に…、その前に**表3**なのですけれども、**表3**の、年度の上から3番目「**救護施設緊急入所人数**」というところを見ていただきたいのですけれども、2004年～それ以降の5年、6年と人数が減ってきて、ホームレス人達の数が増えてきているものの、救護施設には入っていかないと。その辺は今言ったなんもさサポートの活躍によって、民間の箱物の方にホームレスの方がたくさんと行っているということがあります。

なぜ、そういう話になってきたかということで、先程とばした**3の(1)の「生活保護適用数の減少」**。ホームレスの人たちがかなり厳しい状態で生活保護を受けて、生活保護をきられるような時に、二度と生活保護を受けたくないとか、もう生活保護を受けられないとか、そういう風に申請をためらっている時に、それはどこでも同じだと思うのですが。

そういうような、例えば、働きたくない、もつという希望したくない仕事を回避する権利については、どのように考えていかなければならないのか。これは1つ考えていかなければならないところだと思うのですね。どうしても、行政の方ではそういう人達はやはり切り捨てられてしまう。そういうようなところを、なんとかなんもさサポートだとか、僕ら民間の労福会のボランティアの方で、生活保護、あるいは生活保護以外でもいいけれども支援をしていきたいと今考えております。

4は、「今後の改善の方向性」というところになりますが、**(1)「生活保護の適用と廃止」**ということで、生活保護の廃止という話題は大きくニュースで取り上げてきていますが、そういうことを通じて、生保の申請は札幌市ではやりやすくなってきたかと思えます。その理由の1つが行政との関係づくり、長い間関係をつくってきたという

こと。それから…それが大きいかと思えます。

就労指導による廃止の部分というのは、現在でも行われているのですが、実態はちょっとわからないというか、こちらからも連絡がとれないという部分がありまして、これから考えていかなければならない課題になると思えます。

(2)の「シェルターの設置」なのですけれども、何度も言いますが、北海道の場合、非常に冬が寒くて命にかかわる。だから冬場だけでもいいのでシェルターを設置してほしいということではいっているのですが、札幌市としての対応としては、救護施設、ホームレス相談等で対応しており、特に混乱等も起きてないから設置はしない。混乱が起らないということは、申請する人たちの数が少ない。だから、逆に申請する人が減ってきている。二度と生活保護を受けたくないという人がたくさんいる。そういうところを逆手にとつて、札幌市は、それなら逆に出すことはないのではないかと、面接の場面で生保を受けたいといいに来る人があまりいないから問題ないということで、今のところシェルターの設置はなかなか話が進んでおりません。

(3)の「なんもさサポートの展開」なのですけれども、なんもさサポートは民間の施設ではありますが、常時3人が活躍しており、継続的な支援も可能であると。このような、なんもさだとか、学生中心にやってきた労福会だとか、あるいは札幌市との協力だとか、他の教会とかもそうですが、いくつかの団体と協力していくなかで、市役所の生活保護や就労支援との役割分担、関係性が非常に重視になると。

例えば、さきほどちょっと言ったのですが、本来なら行政の責任でやっていかなければならないような、例えば、生保を必要とするような方、民間では少し大変なアルコールの人であったり、知的障がいがいっているような方がなんもさの方にいっていて、押し付けたりする。行政から民間の支援団体だけではなく、民間の支援団体同士でも他の団体の方に押し付けてしまうような、そういうようなところを考えていかなければいけないと。

実際に支援する中で、札幌にあるそれぞれの団体がめざすところ、到達点みたいな、こういう風になってほしい、こう事をしたいというところの温度差がまだあるということで、これからどのようにやっていくのか。責任者、特にそのリーダーシップ。共有関係でやる中でそのリーダーシップをどう風につくっていくのか、そういうところが札幌市のホームレス支援が現在抱えている問題です。以上です。

北海道・札幌市におけるホームレスの現状と支援のあり方

2008年2月6日 木下武徳・南部葵

表1 北海道のホームレス概数

	2003年	2007
全国	25,296	18,56
大阪	7,757	4,911
東京	6,361	4,690
北海道:計	142	161
札幌	90	132
旭川市	21	10
函館市	25	7
小樽市	1	1
苫小牧市	2	6
帯広市	0	1
七飯町	0	3
長万部町	0	1
富良野市	1	0
千歳市	2	0
江差町	1	0
旧北村	1	0

出典)厚労省・道の調査結果

1. 北海道のホームレス

他の都道府県に比べるとホームレスの人数は少ない(表1)。しかし、人数調査は冬(1~2月)の早朝に行われる。人数の多数を占める札幌では夜になると駅舎や地下街から締め出されるため、多くの人は夜に厳しい寒さと積雪にさらされ、仕事も失なったり、足が凍傷になったりと、過酷な生き方を強いられる。調査結果の「駅舎」で寝ている人の数も、夜ではなく、駅舎が開く朝方から昼のことである(表2)。夜は外を歩いたり、ビルの陰に身を隠したりして把握できない人も多く、この人数は氷山の一角だと考えている。

2. 札幌におけるホームレス支援の現状

(1)札幌市行政による支援

札幌市の主なホームレス支援は救護施設を利用した施設入所である(表3)。
 ①**救護施設緊急入所**…原則として高齢、傷病等により援助を必要とするホームレスを対象に、救護施設への緊急一時的な入所を行い、2週間程度で居宅への移行を進める(定員:1施設2名*3施設=計6名)。ただし、労福会と意見交換会でシェルターの代用として高齢者等でなくとも入所可能であることを確認し、運用されている。

②**救護施設就労支援入所**…就労による自立の意思のあるホームレスを対象に、救護施設への入所を行い、原則3ヶ月、施設の専任指導委員により指導援助を受けて就労による自立を進める(救護施設札幌明啓院:定員:6名)。その他に、③年2回の総合相談会、④ホームレス相談員(1名)の設置、⑤ホームレス人数及び生活実態調査、をしている。

(2)札幌市の民間団体による支援

表2 北海道のホームレスの特徴(%), 2007年

	全国	北海道
男性の割合	95.2%	93.6%
平均年齢	57.5歳	52.5歳
仕事をしている人	70.4%	17.0%
就職して自立する意思がある	35.9%	48.9%
一定の寝場所が決まっている	84.1%	70.2%
公園や道路、河川敷で寝ている	79.0%	9.1%
駅舎で寝ている	7.5%	42.4%
テントやダンボールを利用して寝る	77.6%	19.2%

出典)厚労省・道の調査結果

①**北海道の労働と福祉を考える会(労福会:ポ**

ランティア団体)…炊き出し・相談会(年6回程度)、夜回り(奇数週土曜日 20時~)、市役所への生活保護申請付き添い、居宅生活者支援調査、ビッグイシュー販売サポート(2007年9月~)、学習会(2008年2月11日に講演会・シンポジウム)を実施している。
 ②**なんもさサポート(有限会社:2006年~)**…ホームレスへの衣食住の提供・生活・就労支援をしている。支援している元ホームレスは80~90人であり、その内50人程が(一般)アパートでの1人暮らし、その他がなんもさの食事付き共同生活のアパートに住む。2007年6月から集いの

場「遊び場」を開店し、人間的つながりを支援している。③**ハンド・イン・ハンド(NPO法人:2003年9月~)**…年4回は札幌市と労福会と共催で炊き出しを行う。主に食事や衣類の提供を担当する。また、教会・マナチャペルにて週2回食事の提供している。④**みなぎさき会**…教会を母体とした団体で、毎週1回食事を提供している。⑤**札幌司法書士会**…年2回は労福会と共催で炊き出し・法律相談会をする。借金や生活保護等法的問題に専門家として相談に応じ

3. 最近の札幌市行政と民間団体の支援状況の考察

(1)生活保護適用数の減少

ホームレスの生活保護を認めた2003年佐藤訴訟以降、札幌市でもホームレスに対する生活保護の適用は増えてきた。しかし、2005年度以降、生活保護適用数、救護施設・就労支援入所とも減ってきている。しかし、2006年度(2007

年1月)はホームレスの人数は前年に比べて増えている。その理由はまだ分析はできていないが、夕張市の破綻に見られるように、北海道の経済状況が悪化していることに加えて、一度生活保護を利用したが、就労指導等により生活保護が打ち切られて路上に戻っている人が「二度と生活保護は受けたくない」「もう生活保護は受けられない」と生活保護申請をためらっていることがあると考えられる【2003年度に保護が適用されたホームレス154人の内2004年9月末時点で52人が廃止となっており、理由として職権廃止21人(失踪、就労指導違反等)、就労14人(建設等)が多い。2005年度の廃止件数は38件(26.2%)であり、稼働16、失踪6、職権廃止3、年金受給3等となっている】。ここから、①生活保護利用後の居宅支援・継続的な関わり必要性、②再路上となった人への支援のあり方(再度の生活保護適用支援および生活保護以外の支援)をどう構築していくかが課題として指摘される。札幌駅を中心に新しくホームレスとなった人が増えてきている。これら新しく来たホームレスへの生活保護等の支援の適用を考えていく必要がある。

(2)生活保護適用の流れの変化となんもさサポートの活躍

2006年度以降なんもさの活躍が大きくなってきているようである。なんもさは他のボランティア団体と異なり、365日24時間随時対応している。また関係するアパートがあり、生活保護適用に伴う居宅確保ができるため、申請も容易であり、その後のフォローもしている。そのため、市役所の生活保護面接担当者もなんもさに相談に行くように勧めており、その後なんもさから生活保護申請につなげることも多い。若い人の場合は生活保護よりも就労支援に力をいれている。このようななんもさの活動もあって、2003年度に13件あった生活保護適用時の敷金支給は、2006年度には1件と減っているようである。最近では九州に帰りたいというホームレスが市役所でなんもさを紹介され、なんもさで費用を工面したこともあったという。なんもさでは2007年6月に元ホームレスが運営に関わる「はくようクラブ・遊び場」(カフェ)をオープンし、集いの場を提供し始めた。また、そこで現/元ホームレスの相談にもものっている。

(3)ビッグイシュー販売の開始

労福会は2007年9月にビッグイシューの販売サポートを開始した。札幌駅・大通周辺で販売していたが、12月から琴似駅でも販売し始めた。特に、大雪に見舞われる冬にかかったため、大通等の地下街での販売許可を札幌市に対して要望し、市により大通駅地下街に約5万円で販売ブースが設置され、12月末から販売を開始した。現在、5名のホームレスが販売をしている。運営上の課題から、来年度を目途に労福会から独立した組織を創設する検討をしている。

表3 札幌市におけるホームレス概数と支援施策の利用状況(未完)、2000-2006年

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
ホームレス概数		41	88	91	90	77	132
居所確保による生活保護適用数	70	54	96	158	163	147	101
救護施設緊急入所人数	21	32	40	68	68	54	39
救護施設就労支援入所	-	-	-	-	19	16	11
医療機関入院	43	22	56	53	29	23	20
開始時敷金支給	-	-	-	13	10	4	1
その他(女性相談援助センター,なんもさ)	-	-	-	6	22	46	33

4. 今後の改善の方向性へ

(1)生活保護の適用と廃止: 2006年末からの北九州市の生活保護申請・廃止問題が大きくニュースに取り上げられるようになり、以前より生活保護の申請は比較的やりやすくなったように思われる。ただ、就労指導による廃止の部分はフォローができず、実態は不明である。市のケースワーカーと共に労福会等でも居宅支援を進める必要がある。

(2)シェルターの設置: 2007年秋になんもさと司法書士からシェルターの設置の要望書が市長に提出された。しかし、市は救護施設、ホームレス相談等で対応しており設置はできないと回答した。しかし、小学校跡地を利用できないか、シェルターの管理運営は誰がするのか、設置地域の住民説明等課題が多く、それを今後検討していく必要もあるということも聞いている。とりわけ、冬季のシェルター設置は喫緊の問題であることは確かであり今後の対応が望まれる。

(3)なんもさサポートの展開: なんもさは民間の施設であるが、常時3人が活躍しており、継続的な支援も可能であり、この2年程の間で支援してきたホームレスの人数も増え、関係するアパートも増えており、今後ますます重要な役割を果たすようになって考えられる。一方で、市役所の生活保護や就労支援との役割分担や関係性も明確にする必要がある。

(4)ビッグイシューの拡大: 北海道では仕事を持つ人が極めて少ないが、就労意欲は全国平均よりもかなり高い。この就労意欲に応えるための就労支援策の拡大が重要である。ホームレスの仕事お越しの1つとして、拡大が期待される。

第4部

その1:地方都市圏のホームレス支援から
問題提起・仕組みづくり

その2:大都市圏のホームレス支援から
問題提起・仕組みづくり

【ラウンドテーブル】

第4部 地方都市圏・大都市圏のホームレス支援から問題提起・仕組みづくり

その1：地方都市圏のホームレス支援から問題提起・仕組みづくり

水内：

では、早速でございますが、地方からの問題提起、仕組み作りということで、トップバッターは徳島の森本さんをお願いいたします。では、よろしくをお願いいたします。

■ 1

1. 森本初代（まねきNECOの会／新しい自立化支援塾）：徳島におけるホームレス支援活動の特徴と課題

【スライド1】

資料は文字ベースで付けさせていただいたのですが、画像と文字と整合性がない所もあるので、(資料を見ながら画像を見ていただいたら、と思います。それでは、始めさせていただきます。徳島から参りました、森本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

徳島におけるホームレスの支援活動の特徴と課題ということで、「まねきNECOの会」、環境とまちづくりの団体と、それと「新しい自立化支援塾」、ホームレス支援とが、コラボで色々な活動をしている活動紹介の方から見ていただけたらと思います。

【スライド2】

これが、徳島、四国、関西圏に近いところで、皆さんご存知だと思います。で、今ちょうど丸印があるところですね、活動拠点があります、南海フェリーの発着所から近いところです。

【スライド3】

これがまねきNECOの会の活動拠点なのですが、最初、たまたま通りがかったホームレスの人たちと関わるがありまして、この公園は地域の人と、ホームレスの人とで一緒に綺麗にしています。

【スライド4】

これが、もともと、ゴミ問題から入りまして、私の地域では恥ずかしい話なのですが、平成13年、2001年ですね、こういうような形で「このままではゴミの山」ということで、新聞に取り上げられて、こういうような形で行政にヒアリングをしたら、手

間と費用がないってということで、撤去に目途立たずということで、「行政ができないんだったら、地域で何かできることを自分たちでやれることをやってみよう」というのが、行動の最初です。

【スライド5】

こういうゴミ問題から、そういうホームレスの人たちと相互支援活動が始まりまして、今は安心・安全なまちづくり活動となっています。

【スライド6】

これが最初の頃のゴミの山です。徳島フェリーが廃止になりまして、平成6年くらいですかね、その辺から段々とこのようにゴミだらけになりまして。これは集めたゴミじゃなくて、集まってきたゴミで、大変恥ずかしい話で、地域の人たちは横目で見ながら皆通り過ぎるような形でした。

【スライド7】

これが、この近くの水辺のところで、綺麗になったら建物が建つようになったのですが、台風のゴミが水辺に並んでいます。この辺りですね。ここは、私たちが片付けたゴミです。このゴミの回収は行政の方でしていただいています。

このような形で、放置車両も一緒にゴミとしてやってきまして、その中にホームレスの人たちがいたりということで、活動をずっと続けています。

【スライド8】

これが最初の頃ですね。公園はゴミの山から綺麗になったのですが、何か殺風景なところだったので

すね。で、それがそのままだと地域のコミュニティ、要するに集まる場所がないので何かしようということで、公園を。普通、一般の市民が何かしようっていう時には（行政の）許可がいるのですね。で、この時に管理行政のところに行って、「土が流れるので、土止めをしたい」ということで、最初取り掛かりました。

【スライド 9】

で、これは当事者の人、通りがかったホームレスの人とうちの地域のメンバーでやっているのですけれども、このような形で、雑草が生えている所を取り除きながら、地域に捨てられる公共工事に出てきた「テストピース」というのですけど、これをタダでもらってきてまして、このような形で花壇作りを始めました。

【スライド 10】

これは、ゴミがあった場所が綺麗になった様子ですが、何せ新町川という河口付近に、海が近いので、台風の時にはこんなにたくさんゴミが漂着してきます。中には、打ち上げられたゴミなんかを、ホームレスの人たちが。台風の後には、必ず寄って来ます。これ、お金も何も出していません。皆が、安否確認のように、元気にこうやって集まってきて、地域の人と一緒にしています。

【スライド 11】

これが、阿波踊り。皆さん徳島の阿波踊り、8月12日から15日まであるのですが、もう3年になりますかね。ゴミの分別回収ということで、回収作業をしております。これは、環境やまちづくりの団体がコラボしてまして、その一環で。一番いい席なのですけど、徳島市役所の福祉事務所の、今2階に上がったのですけれど、福祉事務所の真前で、彼ら（当事者の人たち）と。この恥ずかしそうに端の方にいるのが彼なのですけれど。県の環境関係や、そういう想いのある人たちがやっています。これが、まねきNECOの会のメンバー。ワンちゃんもそうなのですけど、犬のおまわりさんということで、ワンちゃんです。

【スライド 12】

これは徳島市の農林水産展に、彼ら、黄色のジャンパーを着ているのが彼らなのですけど、全員で5人くらいいますかね。彼らがこうやって、一般の人

たちに混じってですね、こういうことをしています。たしかこの時は、謝金がほとんど出なくて、お弁当代と交通費くらいで最大2千円くらいの支払いということで。で、環境問題をやっているの、勝手にタバコを吸うと罰金を取るということで、2人ほどちょっと500円罰金を徴収しまして、それで皆のお茶代にさせていただきました。

【スライド 13】

こちらはですね、地域から色々な除草作業や、仕事、派遣作業を依頼してきてくれるのですね。それを会の方に寄付金としていただきまして。就労の斡旋ができませんので、寄付金をいただいて、お礼にこのような形で作業をするということで。彼らには、時給いくらか、もしくは日当ということで、「いくらだったらできますか？」ということで（彼らに金額を）提示していただいて、差額はまた会の方で預かっています。

【スライド 14】

こちらの方が間伐材ですね。森林の保全活動ということで、まねきNECOの会の方で。これはうちの家の山なのですけど、こういうような形で、間伐材をとりに行っています。

【スライド 15】

これが何になるかと言いますと、彼らの、これは2年くらい前になりますかね、作業小屋で、一時5名ほど生活していました。で、それを皆で一緒に直しています。これは下の座が抜けていたので、抜けているところを、うちの木工職人さんがいますので、その人の指導の下にしています。彼らの中にも色々な技術を持った人がいるので、あっという間に綺麗になって、そこからまた就労につながるということで活動しています。

【スライド 16】

これはさっきの公園ですね。最初と大分見違えるほど綺麗になっているのですけれど、何回かこういうような形で竹垣作りも。最近はプロみたいに、こんなような形で青竹切ってきてしています。左の方にしているのは、ここにですね、前の竹が邪魔になります。これをゴミに出してしまったら、また行政のお荷物になります。できるだけ次に活かすということで、これ、隣でスコップ持っている人は（燃やすための）穴を掘っているのですけど、これでその

まま焼いてしまうと、不法焼却で怒られますので、地域の防災訓練と称してこれを燃やすと同時に、中にジャガイモやサツマイモを入れて、できたものは自分たちで食べたり、地域の通りすがりの人たちに分けて、「ここでもし何か（災害等）あったら、こんな形でしょうね」ということで活動しています。

【スライド 17】

これが、何人か呼びかけた時に寄って来た人たちです。このような形で、地域の人と、それと当事者ですね。このような形で。ほとんどの人が自立しています。ボランティア活動。「彼らが食べていくのにも困っているのにボランティア活動？」と、皆さん変に思われるかもしれないのですが、なぜかゴミ拾いをすると清々しい気分になりますし、自分の手で何かをすることは、彼らにとっては心の部分で大変支えになるというか。何か、そのような形で続くのか、このような形で皆寄って来ます。中には民生委員さんのメンバーなんかもいたりして、できるだけ就労に就きたいというような想いをつなげていっています。

【スライド 18】

これは最近なのですが、エコイベントに行くと、分別回収ですからアルミ缶が相当残ってきます。それを他の団体をお願いして、もらってくるのですが、それが作業小屋にいっぱいたまっています、14キロくらいありましたかね。こうやってべっちゃんにすると、6千円くらいなのですけどね。それがまた次（の仕事）につながる。これはたまたま、この方、就労に就きたいということで、県外に行きたいということで、渡航費をこれで捻出するつもりだったのですが、残念と言うのか、徳島でこの渡航費を使わなくても就労に就きました。で、向こうにいるのが、生活保護を受けているおっちゃんなのですが、自分も色々な大変な思いしながらも、「今こうやって頑張っている子の手助け」ということで、快くこうやって手伝いに来てくれています。もちろん無償で来てくれています。

【スライド 19】

このおじいちゃん、「大阪の方の家族の元に戻りたい」ということで、一旦旅費が支給されたのですが、使ってしまったのでどうしていいか分からなく、警

察の方にまた相談に行ったそうです。徳島では、相談窓口というのはとりあえず2つ設けていまして、一つは市役所の福祉事務所。もう一つは警察の生活安全課のところに相談に行きなさいということで、所持金のない人は、特に交番のおまわりさんたちが呼びかけをさせていただきます。その呼びかけの中で、たまたま、福祉事務所で駄目だったので、ということで、このような形で作業してもらって、そのお金で大阪へのバスのお金と、若干の物をお渡しして行かれました。

【スライド 20】

これもゴミの処理風景です。

【スライド 21】

これは医療福祉仕事相談ということでしています。

【スライド 22】

医療は去年ですかね、（大阪の）渡辺先生にもお世話になって、内科と歯科ということで。あと仕事相談、福祉相談。福祉相談は県の方と徳島市の方がこのような形でしてくださっています。現状も、このようなことをすることでよく分かると思います。それと、ゼロ予算でやっています。

【スライド 23】

これはうちのメンバーです。当初のメンバーで、このような形で、色々なメンバーがいます。

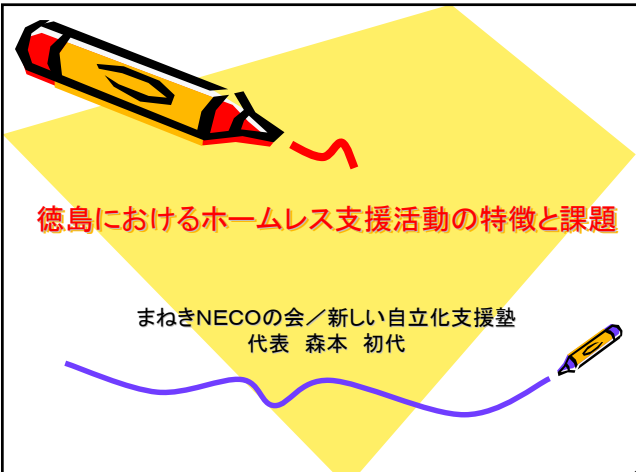
【スライド 24】

課題の中の一つなのですが、最近、降って沸いたような大変嬉しい話で、この家と土地147坪あるそうなのですが、ぜひ役に立ててほしいということで、寄付の申し出がありました。今はまだ、どうしているのか分からなくて。たまたまこういうものは地域の方でもやっているし、綺麗になったので、（この家と土地は）徳島市ではないところにありますので、またそういうような形で、（よその地域でも）コツコツとやっていけたらいいな、と思っています。ただ、税金とか、そういうような部分についてはまだ分かりませんので、皆さん、そういうお話があったら、また教えていただけたら、と思っています。

以上で終わります。

森本初代


徳島におけるホームレス支援活動の特徴と課題



徳島におけるホームレス支援活動の特徴と課題

まねきNECOの会／新しい自立化支援塾
代表 森本 初代

1



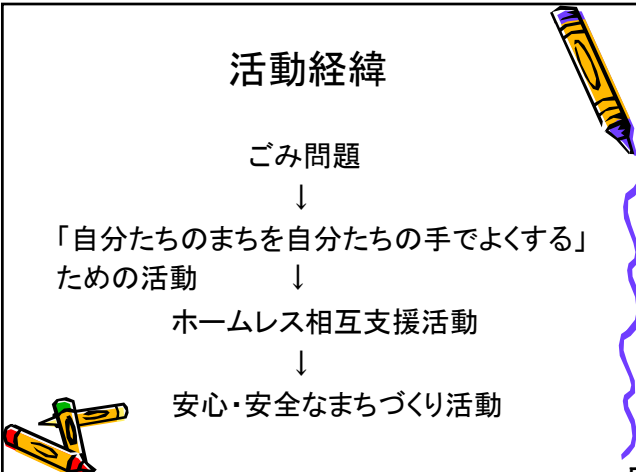
2



3



4



活動経緯

ごみ問題
↓
「自分たちのまちを自分たちの手でよくする」
ための活動
↓
ホームレス相互支援活動
↓
安心・安全なまちづくり活動

5



6

森本初代
徳島におけるホームレス支援活動の特徴と課題



森本初代
徳島におけるホームレス支援活動の特徴と課題



森本初代
徳島におけるホームレス支援活動の特徴と課題



12

2. 山内昌良 (NPO 法人プロミスキーパーズ)：沖縄のホームレスとその支援活動

プロテスタントの教会の牧師をしながらですね、ホームレスの自立支援団体、NPO プロミスキーパーズの代表を今、務めております。

今日は敢えて「ホームレス」と呼んでお話をします。もう少ししたらDVDで見てほしいと思うのですが、去年の12月と先週ですね、沖縄のテレビ2局が私たちの活動を報道しました。そして沖縄の人たちが、やっと知るようになったというのですかね。「ホームレスってこんなにたくさんいたのだ」と。そして「そういう団体もあるのだ」ということで、かなり大きな反響をよんでいます。

全国的にみて、ホームレスの数は減少傾向にあると聞いています。ところが沖縄はですね、非常に増えているのです。今、私たちが独自で調査中があります。先週から調査していますけれども、沖縄は雨が続いていましてですね、調査がなかなか進まない状態で、あと1週間ぐらいかかるかな、と思っております。

実はこのホームレス自立支援活動というのは、明後日、県の社会福祉協議会で私が講演する内容を持ってきたのですけれども、やっと行政側が動いた、と言ったほうがいいのかもかもしれませんね。

沖縄は、本土から、内地の方から来る人たちが非常に多いのです。今、私たちのホームでは51名、共同生活しております。そのなかの約半数が本土の方々であります。色々な県から来ております。北は北海道から、九州は福岡、宮崎といったところからですね、沖縄に来ております。沖縄の大きな問題は、他府県から沖縄に移住してくる。結局、公園移住ですよね。公園から公園へ移住するという、そういう大きな問題を今、抱えております。

そして、私たちの活動でありますけれども、少しDVDを見てからですね、また話を進めてまいりたいと思います。これは(2008年の)1月31日に放映されたものです。

<ニュース番組のビデオ上映開始>

インタビュアー：

なぜ沖縄に来たのですか？

前場喜代孝さん(プロミスキーパーズの入所者)(以下：前場さん)：

死にに来た。

ナレーション：

前場喜代孝さんは、西原町にあるホームレス支援施設(プロミスキーパーズ)に入所しています。京都出身で58歳の前場さん。以前は東京で運送業を営んでいたといいます。しかし、事業に失敗。自殺しようとして去年、沖縄に辿り着いたといいます。

前場さん：

おかしなもので人間、死のうと思うと邪魔が入るのです。1回はね、瀬長島ってあるでしょ。そこにいったのです。それで、当然カッターナイフを持っているからね、海で腕を切って死のうと思っていたのですよ。夜中に何で沖縄の人はウロウロしているのか・・・散歩したり、雨の日やのにジョギングしたりね。それでね、自殺しようと思うと、人が通るのですよ。そういうので1回(自殺を)諦めて。

ナレーション：

沖縄に来たきっかけは、旅行に訪れたときのイメージからだったといいます。

前場さん：

暖かいし、海はきれい。人間はみんな良い人ばかりじゃないですか。(ホームレスになってから)どこに行こうかってなったら、そうなるじゃないですか。誰だって寒いところには行きたくないよ。

ナレーション：

前場さんは死にきれず、およそ、一ヶ月の間、那覇市内のベンチで寝泊りしていました。そしてホームレス仲間から、支援施設の存在を聞き、一年前に入所しました。前場さんが暮らす施設は浦添市のNPOが運営しています。公園や路上で暮らしている人々に宿泊所を提供し、空き缶の収集などの自立訓練をしたうえで、就職を斡旋し、社会復帰を手助けしています。代表を務める山内昌良さんです。牧師をしながら、8年前にNPOを立ち上げ、この施設を去年9月に建設しました。長年、沖縄のホームレス事情

を見ている山内さんは最近、本土出身のホームレスが増えていると感じています。この施設の入居者も51人のうち、ほぼ半分の25人が本土出身者です。

山内昌良さん(NPO法人プロミスキーパーズ代表)
(以下、山内代表)：

私たちの場合は、本土から来た方々は、本土に帰そうということで、本土の就職を勧めますし、実際に何名かの人々は地元に戻って行きましたし。

ナレーション：

県外からホームレスがやってくる実態を把握しようと、山内さんは今月から公園などに住む人々の聞き取り調査を始めました。調査は差し入れを配りながら行われます。出身地や、なぜこのような生活をするようになったのかなどを聞いて回ります。

調査に答えるホームレス：

5, 6年前になるよ、公園に来て。仕事があれば行くのですけれど、ないのですよ。やりたくてもね、年齢制限でひっかかるのですよ。

ナレーション：

調査は昼夜にわたり、那覇市と浦添市の14ヶ所の公園などで行うことにしています。一方、那覇市も、ホームレスの調査をしています。3年前の調査では、公園などで暮らす83人のうち、県外出身者は8人でした。那覇市は県外からのホームレスに大きな変化がみられないとして対策はとっていません。

那覇市福祉政策課職員：

いろいろ聞くとところによると、(県外出身のホームレスの数は) そんなもんじゃないよ、という声も聞かれたりはするのですが、私どもが調査した時点では、そんなに増えていなかったということですね。「横ばいかな」という感じでの把握ですが。

ナレーション：

山内さんは、最新の調査結果を行政側に伝えることにしていて、対策を進めてほしいと考えています。

山内代表：

実際に現場に出ている人たちしか、その危機感というものは分からないのではないのでしょうか。もっと大きな危機感を抱いてほしいと思います。沖縄の公園が本当にこういう方々(ホームレス)によって埋

まるのではないかと思うぐらい(私は)危機感もっていますね。

ナレーション：

離島がゆえに県外からのホームレスが少なかった沖縄。それが今、変わろうとしているなか、新たな取り組みが求められているのかもしれない。

キャスター：

山内さんたちのNPOは現在、教会の信者からの寄付や、空き缶回収などで得たお金で運営されています。また、毎週行っている差し入れは、主にアメリカ軍基地からもらった賞味期限切れ間近の食糧に頼っていますが、運営は厳しいのが実情です。今回の調査の結果は来週にもまとまる見通しで、この結果を県や那覇市などに伝えることにしています。

<ニュース番組のビデオ上映終了>

山内：

私たちの最大の取り組みは「自立」であります。ですから、私たちは企業を回ってですね、色々な沖縄の企業を回って、リハビリが終わった人々、訓練が終わった人々をですね、こういう風に前職業、就きたい職業、年齢を書きまして、色々な企業を回って、自立させているのですね。仕事を与えています。今のところ、現在はホームから7名の方が企業に出勤しているのですね。

これが毎日の作業名簿ですね。ちょうど(入所者が)51名いまして、仕事が全然出来ない人、精神的な病、そして障害、こういうもの(ハンディキャップ)をもっている人々は生涯面倒をみましょうということなのですね。

そしてもう一つは、生活保護は申請しません。自立させるということで申請しなくて、病気の人以外は、生活保護は基本的に申請しないことにしています。今でもほとんど生活保護を受けている人はいないのですね。それで自立させようということをやっています。

今のところ資源ゴミの回収の事業がうまくいって、だいたい月で100万円ぐらいの売り上げがあります。多くは企業と契約しましてですね、先ほど(画面に)映りましたドラム缶を回収しまして、それを色々な企業の方に置かせていただいて、そしてその資源ゴミをいただいて分別するのですね。分別のリハビリを(入所者に)させております。そうい

うのが、今のところ功を奏してですね、こういう風にほとんどの人が何らかのかたちで作業に参加して、また自立していきます。自立を最大の目的としていますので、今のところ、それがうまくいっているかなと思います。

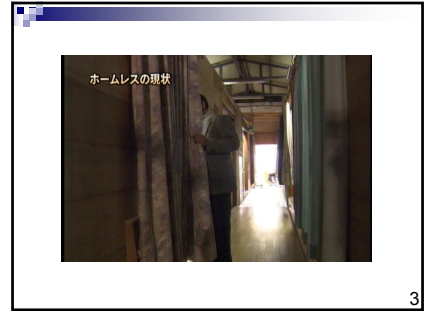
あとは行政側との問題なのですね。私は（政府のホームレス対策を）あまり知らなくて、2、3日前、県の福祉課と相談したのですが、沖縄県は観光県を目指していますから、「ホームレスの方はいない」というのですね。それで「追い出すのだ」と言葉でそのように言うのですよ。

しかし私たちのテレビを見てから考え方が変わり

ましてですね。少し聞く耳をもつようになりました。それで県の方が言うには、「法律はできたけれども、国が予算立てをしないのだ」ということを私に言われて、「そうなのだ」と思っていたのですけれども、今日、水内先生のお話を聞いたら既に33億円という予算があったのですね。全然それを知らなくてですね。「それ（政府がホームレス対策の予算立てをしないこと）を全国大会でアピールしてきます」とその課長と話をしてきたのですが、既にできていたので安心しました。沖縄県も、そういう意味ではかなり動くのではないのかなと期待しております。

簡単ではありますけれども以上です。

山内昌良 沖縄のホームレスとその支援活動



3

3. 寺尾知香子 (NPO 法人ホームレス支援ネットにいがた) : 新潟市からの報告—課題と今後の方向性

新潟市で「ホームレス支援ネットにいがた」という NPO 法人の理事・事務局長を務めている寺尾知香子と言います。

新潟市で暮らした経験のない方は、あんな雪国にホームレスがいるのかとお思いかも知れません。

はい、この冬も 50 人ばかりの野宿者がかまくらを掘って暮らしています。まあこれは冗談ですが、今回の会合の趣旨にあるとおり、新潟市におけるホームレスの自立支援の課題、私たちの活動の問題点、今後の方向という順序でお話したいと思います。

【スライド 1】

初めに、皆さんに新潟市のだいたいのイメージを持っていただきたいと思います。

人口 80 万人、面積 700k m²。昨年 4 月に政令市になったので、区が 8 つあります。ここに野宿生活者が 50 人に少し欠けるくらいいます。

【スライド 2】

さて、私がホームレスの自立支援のお手伝いを始めてから、だいたい 7 年経つのですが、この間に大きくふたつの変化があったと見ています。第 1 の変化はホームレスの人たちがずいぶんと入れ替わったこと、第 2 は野宿生活をしている人が減った分、野宿生活者の中でも落ち込んでいる人が目立つようになったということです。それぞれについて少し詳しく説明します。

【スライド 3~4】

まずホームレスの人たちが大きく入れ替わりました。2001 年当時から市内でホームレス生活を続けている人は 50 人弱のうちの 5~6 人、1 割強です。この入れ替わりによって、大きく二つの変化が起きました。

一つは野宿生活の場所が分散したことです。2003 年の新潟市の調査によれば、市内で暮らす 48% の野宿生活者は新潟駅の連絡通路に段ボールハウスを作っていました。それが、現在では駅には一人も暮らしていません。

新潟市では今年 5 月に先進国首脳サミットの労働大臣会合が開催されるので、市も JR も「それまで

には駅では暮らせなくなる」と段ボールハウスの居住者に圧力は加えたようですが、強制力を行使して排除したわけではありません。むしろ新しく新潟市でホームレス生活を始めた人たちが駅で暮らさなかったのです。

この分散によって次のような影響が出ています。ホームレス同士、ホームレスと私たち支援団体の接触する機会が甚だしく減りました。野宿で暮らしている人たちは、ただでさえ寝場所にいる時間がそれほど長くないのですが、それに加えて、離れた場所で寝ていると会おうとしてもなかなか会うことができません。これは、ホームレス支援ネットにいがたが、一昨年の暮れに市内のホームレスの人たちの生活実態調査を実施した時に実感したことです。生活の痕跡があってもなかなか本人に出会えないのです。そして、出会えなければ話をすることができないので、ホームレスの人たちの気持ち、つまり、して欲しいこと、したいこと、困っていることなどを、仲間同士も支援団体もつかみにくくなっています。

【スライド 5】

ホームレスの入れ替わりが生んだ二つ目の変化は、彼らのニーズがさまざまになったことです。当初、ホームレスの人たちと話をしていると、誇張が入っているとは言え、「住む家が欲しい」、「着る服が欲しい」、「食べ物が欲しい」、「仕事をしたい」と多くの人たちが話していました。そして、これらの声に応えようとして、私は「ホームレス支援ネットにいがた」を設立したのです。

ところが、今日のホームレスの人たちは、何を望んでいるのか良くわかりません。私たち支援ネットが運営するパソコン教室に週 2 回通って来て、先ほどお配りしたカレンダーを作る人がいる一方、コンビニで食糧をもらうだけの日々を送っている人もいます。

このようにニーズが不明確になったことで、支援団体がホームレスのニーズをまとめて、それを満たすために事業を組立てるといった段取りがとりにくくなっています。

【スライド 6】

ここ7年間の野宿生活者の第2の変化、つまり野宿生活者の数が減り、そのせいか、落ち込んでいる人たちが目立ってきました。例えば、ホームレス同士、ホームレスと支援団体の議論がずっとずっと減っています。新潟市では、ホームレス当事者、市、それに私たち支援団体の三者による意見交換の場が年に3~4回開催されています。かつては、これに参加して発言するホームレスの人たちが大勢いました。ところが今はこの三者協議に参加する当事者は3人ほどです。

また私たちホームレス支援ネットにいがたは、月1回運営会議と称して当事者の人たちを交えた会議を開催していますし、市内の別の支援団体は週2回炊き出しをしています。いずれも参加者の数が減り、また顔ぶれも固定化しています。つまり、新潟市内で新しくホームレスになった人たちがこういう交流の場に出てこないのです。

落ち込んでいるホームレスの人たちのもう一つの側面は、共同生活を敬遠することです。私たちは、台所、食堂、風呂共同のアパートを経営していますが、ここへの入居希望者が減っています。設備専用の民間アパートへの入居を希望するが、それが叶わなければ野宿生活を続けるという人がホームレスに残っているようです。

【スライド7】

このように、議論もなく、共同生活もないと、ホームレス同士、ホームレスの人たちと支援団体の間のコミュニケーションが、量の面でも質の面でも減ってくると、ホームレスの人たちが希望する「生活の質」を見極めることも、その達成の援助をすることも困難になります。

このように、ホームレスの人たちの様子が変わってくると、私たち支援団体の活動も再検討を迫られています。

【スライド8】

ホームレス支援ネットにいがたのもっとも大きな事業は、先ほど述べた設備共同アパート「まちかど館」の経営です。つまり、ホームレスの人たちの生活の根幹を成す住まいを保障し、そこで生活習慣を回復しながら、設備専用アパートや公営住宅へ転居したり、求職をするという構図を私たちは描いていたのです。

ホームレス支援ネットにいがたを設立した当初の目的は、就労支援をしたかったのです。野宿で仕事

にあぶれている人たちに、私たちが取ってきた不規則で短時間ではあるものの、仕事の下請けをしてもらい、そこで勤労習慣を思い出したら、通常の職場に復帰するという構図も描いていました。ところが、この両者とも、私たちの構図に乗ってもいいかな、と思ってくれるホームレスの人たちの数がぐっと減っていて、請負仕事などあまり大きな仕事を取っても担当してくれる人がいない恐れがあるほどです。

【スライド9】

さて、それでは私たちは、新潟市におけるホームレス自立支援の方向をどこへもってゆこうと考えているのでしょうか。これはまだ正式の運営委員会等で議論したわけではなく、事務局内部で議論していることですが、求められているのは次の3つの方向ではないかと考えています。

第1に、一人ひとりのホームレスの人たちにどのくらい寄り添うことができるのか。今まで説明してきたように、ホームレスの人たちの暮らしも気持ちも多様化してくると、とりわけホームレスの総数が多くない地方都市では個々人に合わせた活動を行わなければなりません。

例えば、共同アパートに前住んでいた方は大工でそこそこの稼ぎがあったのですが、しばらく働いて懐が豊かになると共に体が辛くなると、仕事に行かず酒浸りになり、結局入院してしまいました。

次の例は、やはり共同アパートの元居住者で、ペンキ職人だった方が、入居当時すでに働くことができず生活保護をもらっていました。それでも私たちが運営しているパソコン教室に通い、そこでTシャツやカレンダーと言った作品を完成させることができ、それが暮らしへの自信につながり、最後には設備専用のアパートへ引越しました。

最後の例は、信濃川に架かる橋の下で今でも野宿暮らしをしている人です。彼は新潟市内の支援団体の存在や活動を知ってはいるものの、参加する気は毛頭ありません。しかし、しんしんと雪が降ったある日に事務局に電話がかかってきて、布団や衣料品を応援してほしい旨の連絡がありました。

このように、3人3様で、私たちのおつきあいの濃い方も薄い方もおり、どのようなやり方でどの程度まで個々のホームレスの人たちに合わせてゆくのかが、私たちにとっての大きな課題なのです。

【スライド10】

第2に、ホームレスの人たちとホームレスではな

い人たちとの間の中間にいるような人たちへ支援をできるのか。共同アパートから公営住宅へ移った方に、たまたま街中ですれ違った際に、ずいぶん痩せたことに気づきました。このように、共同アパートの修了者の生活を守るネットワークを組立てることも、修了者や現入居者等幾つかの立場の者にとって有意義だと思います。

【スライド11】

第3に、支援団体がホームレスの人たちを支えるというよりは、現元を含めてホームレスの人たちの仲間づくりを促し、ホームレスの人たちの生活の安心感を確保できないか。私たちはどうしてもホームレスの人たちの暮らしを直接に良くする策を考えますが、どうもホームレスの人たちの暮らしを本当に左右しているのは、友だちのネットワークなのでは

ないか、と思うようになりました。

事例としては、新潟県内における野宿生活から、急に友だちがまったくいない県外企業の職人として仕事をする事になり、さらに台湾で勤務にすることになった方がいます。台湾勤務中に猥褻コミックやアダルトDVDの不法持込を行い、県内に戻らされてしまいました。そこで、もっとホームレスの人たちを巡る仲間づくりを促すことで生活の質を上げる策を考えなければならないと思っています。

このような3つの方向を考えているのですが、それではこの方向へホームレス支援ネットにいがたの活動を動かすにはどのような制度を、市なり、県なり、厚労省なりに提案すればよいのかまだ私たちもわかっておりません。

何だか尻切れトンボのような報告ですがこれで新潟市からの報告としたいと思います。

新潟市からの報告

—課題と今後の方向性—

ホームレス支援ネットにいがた
寺尾 知香子

1

1. 課題—この7年の変化

- 1) ホームレスの人たちの入替り
- 2) 沈滞したホームレスの人たちの目立ち

2

1. 課題—この7年の変化

- 1) ホームレスの人たちの入替り
 - ① 居住地の分散: 駅連絡通路→市内各所へ
ホームレス同士・ホームレスと支援者の接する機会の減少

↓

ホームレスの気持ち(ニーズ・希望・苦情等々)の把握の困難

3

1. 課題—この7年の変化

2003年(H15)1月調査			2006年(H18)12月調査		
場所	人数	構成比	場所	人数	構成比
新潟駅+周辺	25	48%	新潟駅+周辺	4	12%
その他	27	52%	シェルター	17	52%
合計	52	100%	その他	12	36%
			合計	33	100%
			※シェルターが無いときは駅舎 +7名		
			4+7=11		33%

4

1. 課題—この7年の変化

- 1) ホームレスの人たちの入替り
- ② ニーズの多様化:
アパート入居・生活資金用品入手中心
→もろもろへ
ホームレスの人たちのニーズのとりまとめ困難

↓

支援団体の事業化の困難

5

1. 課題—この7年の変化

- 2) 沈滞したホームレスの人たちの目立ち
 - ① 議論の減少
対行政の会議・支援団体の行事への参加者減少
 - ② 共同生活の敬遠
共同アパート入居
→民間アパート入居か野宿生活継続

6

1. 課題—この7年の変化

- 2) 沈滞したホームレスの人たちの目立ち
ホームレス同士・ホームレスと支援者の
コミュニケーションの量と質の減少

↓

「生活の質」の向上困難

7

2. ホームレス支援ネットにいがたの活動とのずれ

- 1) 住居
「野宿生活→共同アパート「まちかど館」入居→民間賃貸アパート・公営住宅」
- 2) 仕事
「無職→不規則短時間労働従事・職業訓練受講→定期労働従事」
⇒いずれも希望者減少

8

3. 今後の方向

- 1) 個々人の生活へどこまで寄り添えるか
例①元「まちかど館」入居者 職人の手間賃収入 ほぼアルコール依存 病気
②「まちかど館」入居者 生活保護受給 PC教室通学 作品完成 民間APへ転出
③野宿生活者 支援団体の活動は認識するが不参加 厳寒期に衣料・布団の要求

9

3. 今後の方向

- 2) ホームレスと非ホームレスの境界付近にいる人へ支援を拡大できるか
例. 「まちかど館」退出者等民間アパートの入居を支援した人たち

10

3. 今後の方向

- 3) 仲間づくりによって「生活の質」の向上に寄与できるか
例. 就職支援した者 県外海外勤務 アダルト製品不法持込

11

新潟市からの報告

—課題と今後の方向性—

ホームレス支援ネットにいがた
寺尾 知香子

おわり

12

4

4. 佐野太 (NPO 法人北九州ホームレス支援機構) : ホームレス自立支援センター北九州の自立支援から見えてきた課題

北九州から来ました、NPO法人北九州ホームレス支援機構の佐野です。こうやって喋れと言われてます。こうやって喋ります。CDがなぜかこんなにあります。後で(代表の)奥田の方から話があると思います。

今日は私がですね、皆さんの方にはPPTの、こんなものを資料として出しましたが、ホームレス自立支援センター北九州の退所者のアフターフォローを私がやっておりますので、その点からお話させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【スライド1】

2004年の9月から去年の年末までですね、北九州の退所者は289名。その他に、緊急枠の受け入れ28人になりました。

【スライド2】

退所理由がですね、175人が就労自立です。就労自立を目的としたセンターなのですけれども、6割、就労と生活保護の組み合わせでいくと、65%くらいいくのでしょうか。その方々が就労自立しています。

ただしですね、ハローワークも入っていますけれども、就労した人数のうち44名、就労した人だけで数えてですね、24%はNPOによる職業紹介を行っております。これはどういうことかと言いますと、つまり、退所した後も職場との連携がとれる、ということですね。職場から、「センターから来たなんかさん、出勤してませんよ」とかですね、「給料もらったら、次の日から来なくなりましたよ」とかですね、「お酒臭いです」とか、会社から色々な情報が寄せられるってということになります。

【スライド3】

そして、退所時、どこに皆出て行くかっていうことなのですが、皆北九州市内にほとんど住みます。県外ですね、出る人もいますのですけれども、今のところ2人を除いて、福岡県外で就職した18人中16人が離職すると同時に野宿に戻っています。これが、不思議なことなのですが、県外で電話等をかけてアフターフォローはするのですけれども、やはり顔と顔が見える距離にいるとですね、色々相談とか

に乗れるのですけれど。滋賀県や、愛知県や、そっちの方の工場に行ったりで、離職してしまったと電話は入って、それっきり携帯電話はつながらなくなるし、こちらとしても、そこまで行きようがないので、再野宿化してしまう、ということをよく聞きます。

【スライド4】

住居形態としては、ほとんど民間のアパートが多いですね。私がアフターフォローをやっている中で、一番怖いのは会社寮の24人なのです。会社寮から勤めてますと、要するに、何かトラブルがあった時に、まず生活保護の申請を北九州が認めてくれないということがありまして。生保がかけられないということと、会社の方も「辞めたらすぐに出てくれ」、「早く荷物持って本人連れてどっか行ってくれ」ということがありますので、会社寮というのは、確かに敷金がいらぬとか、引越しのお金がかからないとかで便利なのですが、実は私がアフターフォローの面で一番要注意だと思っております。

【スライド5】

就労自立者、就労自立した人だけをとって見ましたけれども、それほど難しいアフターフォローはやっていません。定期的な電話連絡を行います。今のところ、退所後1ヵ月後、3、6、9、12ヵ月後、それ以降は半年ごとにまず電話連絡を入れます。もちろん、何か外出する用事があって近くを通ったら、ついでに訪問も行いますけれども、基本的には電話連絡を行います。電話連絡がとれて、「仕事続けてるよ、頑張ってるよ」ということであれば、「健康状態どうですか?」、「うまくいってますか?」というふうな一般的な話はしますが、特にそれ以上の追いかけはしません。

ただしですね、定期連絡の時に、「失職した」、或いは連絡が取れない、ということになると、訪問を行っています。この他ですと、センターにいますと、例えばですね、auや、ソフトバンクからですね、電話の請求書や督促状が送られてくるのです。本人も住所変更を行わないで出て行ったりするとですね、督促状が来るとですね、これは怪しいなという

ことになって、私の方から直接電話をかけたり訪問を行ったりします。だから、本人のところへ送られてくるダイレクトメールでね、競輪場からのダイレクトメールや、町金融からのダイレクトメール等、そういうのが送られてくるようになると、私が訪問するのですが。

実はですね、就労自立したこの 192 人のうちに、失職を経験した者、つまり離職をした人は 55%なのです。2 人に 1 人はですね、センター退所後に職を離れています。で、そこからどうするかっていうのがアフターフォローの課題なのですけど、ここを見ていただくと分かるように、できるだけ就労を、と思うのですけれども、105 人のうち、就労に戻ったのは 28 人。あとは年金と組み合わせて就労したのが 4 人。生保をかけながら就労しているのが 1 人という現状ですね。3 分の 1 が就労に戻ります。後はですね、生活保護の申請ということになります。その他ですね。野宿に戻る人も 22 人います。

就労自立者のアフターフォローについて、さっき言いましたけど、会社との連携が取れるかどうか、というのも大きなポイントですし、特に本人との電話連絡、つまり電話賃がきちんと払えているということですね。そういうことも、非常に大きなポイントになっています。それから、センターに顔を出してくれる人もいますし、年に 2 回、年賀状と暑中見舞いを本人に出して、その返事が来て、「年賀状ありがと、嬉しかった」ということですね、そういうことは全部記録に残していき、本人との接触が切れないように努めているところです。

【スライド 6】

再ホームレス化を防ぐために、アフターフォローで私たちが何をやっているかということなのですが、そこから見えてきた課題がですね、大きく言って 3 つあります。

1 つはですね、障がい者の比率が高い、ということに気付いています。それは同時に、自立支援、それとアフターフォローに時間と労力が非常にかかるということの意味します。

それから、そういう人たちが多いので、就労自立を主目的とした自立支援は、もう北九州ではそろそろ限界にきているかな、と感じています。つまり、フルタイムで、一般就労できない、障がいのある方や高齢者が多くなってきているということです。

それから、3 つ目に、退所後なのですが、社会的な受け皿は不足しています。地域や職場で孤立し

ている、今日もたくさん報告がありましたけれども、それはうちも同じです。それから、グループホームや施設が足りず、「この人、単身で居宅設置するの不安やな」と思いながらですね、もうグループホームもない、施設もない、ということで、仕方なく退所期限がきて、延長を 1 ヶ月したとしてもですね、(施設等に) 入ることができずに居宅設置を行うことがあります。

【スライド 7】

で、ちょっとこの北九州の特徴についてお話させていただきたいのですが。障がいですけれども、退所者 298 人のうち、123 人は障がい者です。特に、知的障がい、この部分ですけれども、知的障がい、それと知的と精神の重複もあります。それから知的と身体も重複もありますけれども、全部で 67 人いるのですけれども、軽度発達遅滞、中度発達遅滞、いわゆる B2、B1 のクラスですけれども、皆が療育手帳を持って入所してきたのではないのですよ。療育手帳を持って入所してきたのは、割と若い人たちの、一人か二人だったと思います。67 人のうち 65 人はですね、センターにいる時に療育判定を受けたか、あるいは退所後にセンターにいる時にどうかと思いつつながら、やはり実際にもう一回社会に戻してみようまいかない、ということで、就労しながら、同時に療育判定も行う、ということになるのですけれども。そういう方がいらっしゃるということ。精神障がいは、鬱、統合失調症、多重人格、パーソナリティ障がい、発達障がい、アルコール依存等があります。身体障がいは、肢体不自由、視覚や聴覚の障がい、心臓機能障がいがありますけれど、だいたい知的と精神、身体だけというのは、思ったより少ないといった状況になります。

【スライド 8】

障がいのある人たちが、どういうふうにして自立していくかということなのですが、その後の生活をどう成り立たせていくかということでもあります。就労自立が 53% と出てますけれども、これはですね、作業所や授産所等、そういうところのいわゆる福祉的就労も含めてこの数字になっております。それでも、一部分でも、一日のうちの数時間でも働きながら、後は生活保護等を受けながら、自立している人たちが約半数いるということになります。

【スライド 9】

それから、障がいがある人たちがですね、先ほどのところは、就労が割りと多かったのですけれど、では現況はどうか。去年の12月31日の数字なのですけれども、実は生活保護が圧倒的に多くなっているのです。就労はここまでぎゅっと縮まっています。それは何故かと言うと、近隣や職場などでの些細なトラブルを自力で解決できず、複雑化することが多い。アフターフォローも、非常に困難だ、ということが挙げられると思います。特に単身居宅しても、家賃の払い方が分からない等、アフターフォローが非常に長期化、継続化しているということがあります。

例えば、先日ですけれども、本人に、本人の郵便通帳でお金を下ろしておいでと言って、私は車で待っていたのですけれども、通帳で、ATMで、暗証番号を打っていただければいいから、と外で待っていたところ、なかなか帰ってこないのです。10分くらい待っていて、おかしいなと思って様子見に行ったらですね、本人もちょうど出てきたところにバッタリ会って、「この通帳じゃお金下ろせません」と。「どうして？」と聞いたら、「だって、まだ住所変更してませんから」と。つまり、引っ越したばかりで住所変更を行ってないから、暗証番号が有効になっていないと本人が主張するのです。漢字も読めるし、自分で履歴書も書けるし、そこそこの能力がある方なのですが、どこかやはりですね、理解力が足りないところがあり、そういうところのアフターフォローは同行したりするしかないのです、長期化、継続化しています。

【スライド10】

ですから、収入としてはですね、生活保護、障がい年金、福祉的就労がありますけれども、やはりグループホームや通勤寮、救護施設等が必要かなと思っています。そのためには、就労自立目的だけの自立支援センターではなくて、複合化する必要がありますし、多機能化する必要もありますし、見守りとサポートは必要だと思っています。

【スライド11】

北九州市内ですね、3つ救護ありますけれども、満員です。仕方がないので、市外の施設や老人ホーム等をお願いしている状況です。だから、この辺に小倉があるのですけれども、もう行き先がないので、この辺ですね、半径50キロくらいまでの施設等をお願いして、どんどんどんどん、だんだんだんだん遠くなっていく感じがします。特に知的障がいがあって、かつ同時にアルコール依存がある人たちというのは、グループホームでは北九州は4床しかないのです。ところが、うち、そういう人たちを20何人抱えているのですが、それでも、不足しております。で、救護施設も満床なので、退所後生活する場がありません。

【スライド12】

で、これがまとめですが、私たちは、やはり臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職員をホームレスの自立支援とアフターフォローに投入してもらいたいと思っています。障がいの特性に合った支援策を立てていく必要があると思います。福祉自立や、半就労半福祉を明確に視野に入れないと、就労自立だけでは困難です。特に、うちのセンターは6ヶ月で入所期限なのですけれども、障がいのある方に6ヶ月以内で就労による進路決定をしろというのは、これは無理だということですね。

それから、退所後の社会的受け皿が必要です。グループホームや、自立支援型の救護施設が、私たちは欲しいです。それから、生活相談やアフターフォロー等は、これは必須事項になっていると思います。

で、闇の北九州方式に対抗するために、何とか生活保護をかけてもらいたいという一心で、実は障がいのことを私たちはかなり進めてきました。普通に行ったら、稼働年齢ですねと切られてきたものを、何とかして生活保護を取りたかったものですから、色々手を尽くした結果ですね。障がい者の存在がこれだけいるって言うことができますね、私たちの支援の中から見えてきたと思っています。

ホームレス自立支援センター北九州の自立支援から見てきた課題

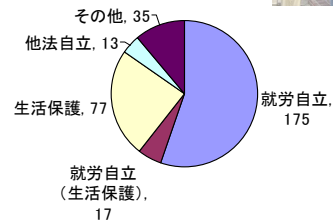
- 2004年9月28日～2007年12月31日現在
センター退所者数 289名
(その他 緊急受け入れ 28名)



NPO法人北九州ホームレス支援機構
自立生活サポートセンター
小倉事務所 佐野太

1

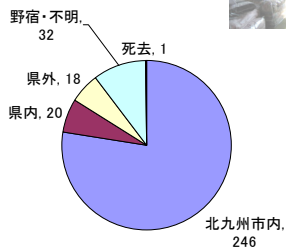
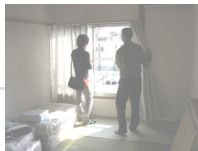
退所時の状況① 退所理由



就労した人数のうち、44名(24%)はNPOによる職業紹介。

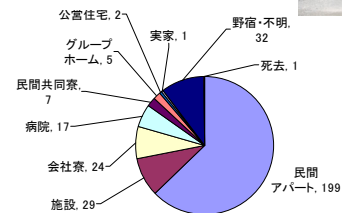
2

退所時の状況② 退所時の住所



3

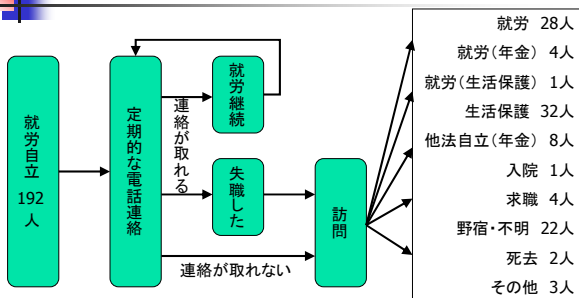
退所時の状況③ 退所時の住居形態



70%の人が北九州市内の民間アパートで生活を始める。

4

就労自立者へのアフターフォロー



就労自立者のうち、退所後に失職を経験した者は105人(55%)

5

自立支援センター北九州の自立支援から見てきた課題 「再ホームレス化」をふせぐ 相談できる関係づくり

- ① 障害者の比率が高い。
→ 自立支援・アフターフォローに時間と労力がかかる。
- ② 就労自立を主目的とした自立支援は限界にきている。
→ フルタイムで一般就労できない人(障害者・高齢者)が多くなっている。
- ③ 退所後の社会的受け皿が不足している。
→ 地域や職場などから孤立しがち。
→ GHや施設が足りず、不安な単身居宅を行っている。

6

障害のある自立者について① (退所者289人のうち123名) 障害の内容

- 知的障害
軽度発達遅滞、中度発達遅滞
- 精神障害
うつ、統合失調、多重人格、パーソナリティ障害、発達障害、アルコール依存
- 身体障害
肢体不自由、視覚聴覚障害、心臓機能障害

知的 43
知的・精神 16
知的・身体 6
精神 38
精神・身体 2
身体 16

7

障害のある自立者について② 退所理由

就労自立, 53
生活保護, 43
就労自立(生活保護), 10
他法自立, 7
その他, 10

- 就労の内容は作業所、授産施設が多くなっている。

8

障害のある自立者について③ 現況

生活保護, 64
就労(生活保護), 11
就労(年金), 9
就労, 14
その他, 2
死亡, 2
野宿・不明, 8
求職, 1
入院, 1
他法自立(年金), 11

- 近隣や職場などでのささいなトラブルが自力で解決できず、複雑化することが多い。
→アフターフォローが困難
- 単身居宅しても、家賃の払い方がわからないなどアフターフォローが長期・継続化している。

9

就労自立だけでなく、福祉的な自立支援を

- 障害者・高齢者→一般就労のみの自立は困難

収入: 生活保護, 障害年金, 福祉的就労
生活環境: 作業所, 授産施設, 更生施設, グループホーム, 通所寮, 救護施設, 居宅

支えるためには…

自立支援センターの複合化
見守りとサポートが必要

10

社会的受け皿が不足

市内の施設は定員満床
市外の施設、老人ホームへ

- 単身居宅でアフターフォローが困難なケースが増えている。
(例) 知的障害かつアルコール依存の自立者が孤立している。
アルコール依存対応のグループホームが4床のみと不足している。
- 救護施設も満床状態
→退所後に生活する場がない。

11

課題のまとめ→これから目指すもの

- 障害者の比率が高い
→臨床心理士や精神保健福祉士などの専門職員が必要
→障害の特性に合った支援策が必要
- 就労目的だけでは自立支援はできない
→福祉自立や半福祉半就労を明確に視野に入れる
→障害者に6カ月以内で就労による進路決定は困難
- 退所後の社会的受け皿がない
→グループホームや自立支援型の救護施設などが必要
→生活相談やアフターフォローなどが必須

12

15

5. 佐藤佳美 (NPO 法人北九州ホームレス支援機構)：高齢自立者の地域生活支援における課題

【スライド1】

皆さんこんばんは。今、佐野の方からお話ありましたが、同じ部署で働いてはいるのですが、担当がですね、佐野の方が比較的若い就労層の方の地域生活のアフターフォローで、私が高齢者の、比較的高齢の方の地域生活のサポートをしています。今日は現場の課題をするということでしたので、地域の高齢自立者の地域生活支援における課題、というテーマでお話をさせていただきたいと思います。それでは始めさせていただきます。

【スライド2】

始めに、まず私が今働いている、八幡の自立生活サポートセンターからの概要をお伝えしたいと思います。支援機構自体は、20年前に前身の団体が発足しまして、NPO法人になってからは、もう7年目、8年目を迎えますが、自立生活サポートセンターは2005年の4月に開設されました。対象者はですね、北九州では今、自立支援システムとして、北九州市と協働で行っている自立支援センターと、あともう一つNPOが独自で行っている自立支援のシステムがあるのですが、私は後者の、NPOが独自で行っている自立支援住宅というところから出られた方を対象に、自立生活の支援を行っています。対象者は、195名ですね。平均年齢が69.2歳ということからもわかりますように、かなり高齢化しています。

目的としては、再野宿化を防ぐということと、あと、やはり高齢の方が多いので、孤独死を防ぐというのが、とても大きな課題でした。当初ですね、2004年、2005年、支援した者としては、本当に心が痛いことなので、孤独死を、何人も起こしてしましまして、これではいけない、ということもありまして、生活サポートセンターが発足した、という経緯もございます。

大きく分けて、再野宿化を防ぐということと、孤独死を防ぐということが目的です。

スタッフ数としては、有給スタッフが2名で行っています。ボランティア30名と書きましたが、これはスタッフというわけではなくて、協力してくださるボランティアさんが30名いる、という

ことですね。とても有給スタッフ2名で、195名の方をこんなに支えることは難しいので、ボランティアさんが協力してくださることで、私たちは関係性を大切に、家族的な関わりを大切にしようとしているわけです。皆さんの協力で行っています。

【スライド3】

現在の状況としてはですね、これが対象者の状況なのですが、生活保護受給者が、約7割。亡くなられた方が35名おられまして、18%です。ほとんど生活保護受給者ということになります。年金受給者が8%です。このことから分かるのが、比較的収入は安定しているということと、何回も言いますが高齢者が多いということですね。ですから、高齢化に伴う問題、家族がいなくて、プラス高齢という課題が深刻になっていると感じています。99%が、地域での自立生活を維持できております。2006年度には、孤独死を何とか防ぐことができました。こういう状況になっております。

【スライド4】

活動を始めて3年目を迎えたのですが、センターとしては3年目を迎えたのですが、その中で自立者の方が安定した地域生活を送るためには、3つの支えが必要なのではないかと、今感じています。

一つ目がですね、これは当たり前なのですが、「いのち」です。ただし、これは孤独死を防ぐということを行いましたけれども、とても大切なことではないかと思えます。つまりですね、個人の生活をいかに安定させて、しっかり生活できるようにサポートするかということです。

ですが、それだけでは弱いということを感じるようになりました。やはり、「なかま」、横のつながりというものが大切ではないかというふうに感じています。やはり、同じ苦しみ、やはりボランティアと言っても野宿経験はありませんので、同じ苦しみを味わってきたというところでの支え合いというのが、非常に重要だと感じています。

最後に、「地域」です。自立者の方は、やはり今地域で生活していますので、多くの人と実際に関わる

ことになるのですけれども、やはりこの3つ、一人ひとりの生活を安定させるということと、横のつながり、なかまをつくるということと、かつ、地域で多くの人と関わりながら生活するという、この3つがあって初めて安定した地域生活というものが送れるようになるのではないかと考えています。

今日は、この3つそれぞれにどういうことをしているのかということと、課題をご紹介できればいいかと思っています。

【スライド5】

いのちを支えるという部分で何をしているかと言いますと、定期連絡体制の整備や、金銭管理、健康管理、あとは社会保障サービス利用のための支援等を行っています。具体的には、やはり孤独死を生まないということを目的にしていましたので、私たちは今、「なごみ」という集会所を月水金開放していたりですとか、八幡事務所という地域の拠点があるのですけれども、そこで金銭管理をしたりしています。そういったところで、最低月に1回は顔を合わせるという約束をするのですね。金銭管理をして、月に1回は最低会う等。もし会えなければ、電話連絡をする。そういうことを通じて、月に最低1回、その人と何らかのコンタクトを取るような形をとっています。それによって、孤独死を防ぐということです。

【スライド6】

ただし、個人の生活において課題があります。いくつもあるのですけれども、やはり高齢に伴う疾病、認知症や脳梗塞等の後遺症により、独居が困難になっているなど感じる人が増えています。これは先程、佐野が言いましたけれども、やはりグループホームや有料老人ホーム等の社会的受け皿がどうしても必要だと思っています。

その次に、軽度の知的障がいや精神障がい、また依存症を抱えている人、精神的に不安定、という課題があります。これはですね、地域で生活することを本人は希望しているのですが、やはり一人だと精神的に不安定だという方ですね。独居は可能だけでも、やはり本当に一人だと不安だという方。その方たちにはやはり、傾聴が必要なのではないかなと感じております。

拠り所ですね。何か心配なことがあったら出かけて行って、そこには話を聞いてくれる人がいる、というような場所。昼間、集まれる場所が必要なのではないかなと感じています。具体的には、作業所で

あったり、今私たちがやっているような集会所ですね、地域の拠点をもう少し増やして、皆が気軽に立ち寄れる場所を、地域にもっと増やしていけたらなと感じています。

あとですね、サポートセンターに限定したつながりになってしまっているとも感じています。つながり続けることはいいのですが、サポートセンターだけのつながりになると、一本の線になるとですね、それが切れてしまうとそこで終わってしまうので、もう少し仲間づくりや、地域との関係づくりというところも、力を入れてやっていかなければいけないなと思っています。これは後程詳しく説明したいと思います。

あと、生きがいつくりですね。やはり、ただ生きているだけではなくて、いかに生活の質を高めるかということも考えたいなと感じています。少し大きいのですけれども、どう生きるか、死ぬかを考えることと書いていますけれども、これはこれからの課題ですね。まだできていませんが、やはり私たちは出会いから亡くなるまでということで、葬儀の支援も行っているのですが、その時に思うのは、「どういふ葬儀をしてもらいたかって、この人は思っていたのだらう」と、その時に感じるのですよね。もっと、生きている間から、例えば、「こういう葬儀をしたい」等ですね。そういうことをもっと事前に聞いていたら良かったなということを感じることがあります。哲学的な部分にもなってしまうのですが、そういったところも、一緒に何か考えられたらなと思っています。

あとは、誰かを支える側に回ることで、自分が生きている意味を確認できることもあるのではないかなと思っています。今、実際にやっているのは、炊き出し用の支援物資の仕分け作業であったり、炊き出しに実際参加してもらったり等ですね。野宿の方を支えるってということなのですが、そういった視点を持つことで、何らかの生きがいになっていけばと思っています。

【スライド7】

次に、横のつながり、仲間をつくるということで、これは、自立者互助組織「なかまの会」というものを立ち上げています。2003年の11月に立ち上がったのですが、現在、加入者が110名になっています。これは、自立者による自立者のための支援組織です。

具体的に何をやっているかと言うと、なかまの会

の中にも、リーダー的な存在の方が何人かいるのですが、その方を「世話人さん」と呼んでいます。その方に、各地域を割り振って、その地域の会員さんのお宅を月に一回定期訪問してもらっている、というようなことをしています。お互いに、元気か？ということを確認し合うということです。

あとは、なごみの開放、先程から何回も言っている集会所の開放をしていたりだとか、あとは、交流会を年に3回行っています。皆でバスハイキングに行ったりだとか、イベント、焼肉焼いたりですとか、そういうことをしています。あとは病院訪問であるとか、

あと、大きいのが葬儀ですね。これは、皆さんから会費を集めているのですが、もし会員が亡くなった時、なかまが亡くなった時は、そのお金で葬儀を出し合いっこしよう、と。生活保護の方が多いのですが、生活保護のお金では葬儀までは出せないですね。実際の棺桶代や焼くお金は支給してくれるのですが、葬儀代というのは支給しません。それではあまりにも寂しいだろう、ということで、皆でお金を出し合ってなかまを見送ろう、と。自分も見送ってほしいということでやっています。

【スライド 8】

この横のつながり、仲間をつくることの課題としては、やはり自立者間に上下関係ができてきたりとかですね、先輩・後輩の関係があまりにも強くなりすぎて、後輩の人が少し萎縮しすぎたり、そういうことが起きていたりすることです。あとは主体性が薄い、リーダーがいらないということです。ここでの対処法としては、やはり当事者の主体性を引き出しながらまとめていくという、スタッフ側にコーデ

ィネート力が必要だということを感じさせられています。

【スライド 9】

次に、地域の一員として生きるという部分ですが、ここでの仕事は大きく分けて2つあると感じています。一つは、自立者と地域の様々な資源をつなぐということですね。こうやって一つずつつないでいきます。あともう一つは、ホームレス問題に取り組む理解者とか協力者を増やす、ということです。新しい、こういうふうな丸をつくる、ということですね。

この具体例としてはですね、この前、なかまの会が地域のボランティアグループの集まりに行ったのですが、そこで知り合った他のボランティアグループ、障がい者と一緒に畑を作るというボランティアグループ、そこになかまの会の会員が行くようになったりですね。あとは病院の花壇を手入れするボランティアの依頼をいただいたり等、そういった形で、実際に活動が広がっています。

【スライド 10】

ここの部分の課題としては、プライバシーの問題があるのではないかなと思います。やはり、ホームレスであったことを開示するのかどうか、ということですが、これは本当に人によるので、別に気にしないよ、という人もいれば、やはり隠したいという方もいます。

あとは、自立者が溶け込みやすいような社会、社会側に働きかけていくということも必要だ、と思っています。

高齡自立者の 地域生活支援における課題

サポートセンター八幡の現状から

NPO法人北九州ホームレス支援機構
自立生活サポートセンター(八幡)
佐藤佳美
2008年2月6日

1

自立生活サポートセンター(八幡)の 概要

- 2005年4月 開設
- 対象者: 195名(うち逝去者35名)
- 平均年齢: 69.2歳
- 目的: ①再野宿化を防ぐ ②孤独死を防ぐ
- スタッフ数: 有給スタッフ 2名
ボランティア 30名

2

現在の状況

- 生活保護受給者が約7割、年金受給者8%
→比較的収入は安定
→高齢者が多い
- 99%が地域での自立生活を維持
- 2006年度孤独死ゼロ

対象者の状況(2008年1月)

	実数	%
男	10	5%
女	117	60%
障	4	2%
難	6	3%
難	5	3%
難	5	3%
産	8	4%
障	1	1%
疾	1	1%
障	2	1%
難	1	1%
逝	35	18%
	195	100%

3

安定した地域生活を送るために必要な 3つの支え

4

いのちを支える(個の生活の安定)

- 定期連絡体制の整備
- 金銭管理
- 健康管理
- 社会保障サービス利用のための支援(生活保護・年金・介護保健・医療など)

5

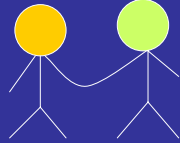
「いのちを支える(個の生活の安定)」の課題

- 高齢に伴う疾病(認知症・脳梗塞の後遺症など)により独居が困難
→GH、有料老人ホームなどの社会的受け皿が必要
- 軽度の知的・精神障害、依存症を抱え、精神的に不安定
→傾聴が必要。昼間集う場が必要(作業所、なごみなど)
- サポートセンターとのつながりだけに偏ってしまう
→なかまづくり、地域との関係づくり
- 生きがいがづくり
→どう生きるか・死ぬかを考えること
→誰かを支える側に
(ex 炊き出し用物資の仕分け作業、炊き出しへの参加)

6

横のつながり・なかまをつくる

- 自立者互助組織「なかまの会」
※自立者による自立者のための支援組織
- ・地域担当世話人制度
- ・世話人による定期訪問
- ・なごみ開放(集会場の開放)
- ・交流会
- ・病院訪問
- ・葬儀 等々



7

「横のつながり・なかまをつくる」の課題


- 自立者間の上下関係
- 主体性が薄い
- リーダーがない

→スタッフ側に当事者の主体性を引き出し、まとめていくコーディネート力が必要とされている

8

地域の一員として生きる

- 自立者と地域の様々な資源をつなぐ
- ホームレス問題に取り組む理解者・協力者を増やす



9

「地域の一員として生きる」の課題

- プライバシーの問題
※ホームレスであったことを開示するかどうか
- 自立者がとけ込みやすいような社会に
→ホームレス問題への理解者を増やす
啓発活動
- 支援の担い手を増やす

10

16

6. 鬼木のぞみ（岡山野宿生活者の会）：岡山からの報告

はじめまして、今日は会う方全員初めてなのでどうなるのかなと思って岡山からやってまいりました。岡山野宿生活者の会の鬼木と申します。会議には1年位前から名前を連ねておりますけど、本当に根幹を支えているのは私ではなく、本当に時折ボランティアで会に参加するというようなメンバーです。しっかり勉強をしてこいといった意味で声がかかったと思うのですが、私自身も勉強させていただこうと思ってやってまいりました。何か発表をということだったのですが、いったいどういった会なのかさっぱりわからないまま来たので、本当に準備も何もなく恐縮なのですが、簡単に岡山の紹介をさせていただこうと思います。

岡山には野宿生活者を支える会という市民団体が一つあるだけです。岡山は人口が70万人いるのですが、ホームレスの方は前年度の調査で、はっきり覚えていないのですが、概ね60数人だったと思います。詳しい数字は覚えていないのですが、だいたい100人くらいのホームレスがいるのではないかと本会のほうでは把握しています。

中核市の中で2003年の調査から今回増えたのは岡山だけだったということで、先ほども報告があったのですが、会では行政が基本的にはあまり施策を講じていないということで、そういう状況が反映しているのではないかと風にも1つの大きな要因として考えております。

1つしかない会としてどういうことをしているかというと、週1回の炊き出しで、相談事業というか、洋服、薬等の提供を行っております。そしてあとはお風呂券を行政とは関係なく、行政の施設のお風呂券というものを会で購入して提供しています。

火曜の会と言いまして、週に1回分ち合うというか、ホームレスの方、昔そうだった方が、強制ではないのですが集まって、今までの自分を振り返ったり、これからの将来を展望したり、私は参加したことはないのですが、結構実学的な話がそこで行われていると聞いています。本当に一人ひとりがお互

いの立場を超えて生き方を考え合っていく、そういう場でお互いの生活を支えあっている、そういう大きな役割を果たしていると、私は思いますが、そういうことをしておられます。

あとは日常の生活相談ということで、会の中心メンバーのところにホームレスの方からよく電話が入ります。先々週に入った連絡では妊娠6ヶ月の女性がホームレスをしておられるがどういう風に対応すればいいのかという、そういう相談連絡がホームレスを通じて入りました。そういう病気の方等の日常生活の中の情報が入っております

そんな中で会が小さいものですから、行政とのかかわりというものを、行政自身もきちっと欲しいなという思いがあって、いろいろ求めているのですが、行政の立場としては市民団体との連携を行っていくということで、生活保護やいろんな方についての個別の対応はするというので、それなりには対応なさってくれているのですが、なかなかそれ以上ということにはなっておりません。

今、会としては緊急という意味では色々な施策の必要があるのですが、救急にかからない程度の体の不調も含めて制度やそういう形で見てもらえないだろうか、入浴システムを保障してもらえないだろうか、緊急の宿泊施設のために公営アパートを開けてくれないだろうかということを、行政とは緊急の課題として話し合おうということで望んでおります。

そして今後長期的にどんな風に考えているのかという部分では、いろいろ出ているのですが、出来れば自立に向けての施設というかアパートというか、一時居住場所をもらえることができればいいなとか、そのための人の育成ができれば等を考えております。

私自身深く関わっているわけではございませんので、話が中途半端で申し訳ないのですが、会の皆さんは本当に真剣に関わっておりますので、今後連携していければいいなと思っております。

どうぞこれからもよろしくお願ひします。

7

7. 谷川二郎 (NPO 法人熊本ホームレス自立支援の会) : 熊本からの報告

熊本ホームレス自立支援の会の事務局を担当しています。谷川といいます、よろしくお願いします。資料をあまりちゃんと用意してないので申し訳ございません。

熊本の場合は報告というよりも、問題提起と申しますか、私たちの抱えている課題の1番大きいものをご紹介します、みなさんのご意見をいただく場になればと思っております。

それではさっそく、資料1枚しかありません。表のほうですが、2つの問題があるのですね。1つは1番として、資源ゴミ回収を禁止する熊本市の新条例これを巡る問題です。もう1つは下の方にペンで走り書きしておりますけど、自立支援センター。そういう2つの大きな問題を抱えておりますが、今日はその1番だけに限らせて話をしたいと思っております。

これは熊本だけの問題ではなくて、すでに日本の他の市や県でも問題になっておることだと思っておりますが、私たちのケースをご紹介します。経過と状況からまいりますと、平成19年10月から新条例が施行され、平成20年4月からは20万円以下の罰則が導入されます。この新条例というのは資源ゴミ回収を熊本市が認めた業者2社ともう1社程加わりますけれど、大きい所なのですが、そこにだけ回収を認めるということです。ホームレスの人も含めて他の業者。最近よく出てくるのが車で大量に資源ゴミを集めて持っていき、そういうことが市としては困っていたらしいのですが。

それで10月から施行されまして、施行期間として罰則は翌年4月からということになっております。現在は市の職員とガードマンの巡回が始まり、ホームレスの人たちは缶を集めたりする時に警察官から警告を受けたり、町内会の人から注意を受けたりして、その結果、以前と比べて回収の量が半分から3分の1くらいに減ってきていると。そして気の弱いホームレスの人の場合には、ゴミを取れないような状況もでてきている。そしてさらに、4月から罰金制度が導入されますと逮捕者が出ることも予想されるのではないかと思います。

熊本市が新条例を導入するにあたって、主張していることは次に書きました。ゴミ回収禁止条例の導入は、ゴミ回収事業を今後も安定したものにし、安

全で快適な都市環境を作ることにあるとし、市民のゴミ分別意欲を低下させたり、リサイクル推進に支障をきたさないよう配慮したものである。近年、車を利用した非合法的なゴミ回収を辞めさせ、ホームレスのゴミ回収に対する市民の苦情、これはゴミ集荷場を荒らしたり、先ほどの報告の中で言ったようにアルミ缶を潰す時の音、それを深夜にゴミ集荷場の近くでやりますと、その近辺に住んでいる人たちの苦情となって出てくると、そういうものに対処するものであるという主張がなされております。

これまでの熊本市の対応は、熊本市でホームレス関係のことを対処をしている所は保護1課と2課という所なのですが、ここで生活保護の申請を受け付けて、調査して支給、支給というところまで一括してやっている所なのです。そこにホームレス相談窓口を特別に作りまして、限られた、区切られた空間を作って、そして巡回員を1名から3名に増やすということをしております。

これだけが今ところ市役所が具体的に新条例を導入するにあたってホームレスの人たちに対してとる対策になるのですが、これは考え方によりますと、最初にゴミ禁止条例があって、その後に「それではそれを出す代わりに、ホームレスの人たちにはどういう支援をしますか」というようなことになっていまして。これはいわゆるボタンのかけ違いといえますか、最初にホームレスの支援があって、ある程度成果があった上でゴミ回収禁止条例を出すということであれば私たちも納得がいく点があるのですが、ちょっと順序が逆になっております。

それから私たちの新条例に対する考え方ですが、すみません、読まさせていただきます。私たちは新条例の導入はホームレスの人々にとって死活問題であると考え、熊本市議会で新条例の検討がなされていた去年の2月ごろですが、街頭署名運動を行って、約2500名の署名を集めて以下の2つの申し入れを市長と市議会に行いました。1つは市長に対して資源物の持ち去りを禁止する条例の撤回、新条例の撤回ですね。それから効果的な自立支援策の実行を求める要望書を提出しました。2つ目は市議会議長にホームレスの人たちが市民としての健康で文化的な生活を送るための施策を講じることを求める請願書を提出いたしました。

前者は否決されたのですが、後者は市議会では全会一致で承認されました。私たち新条例の施行はホームレスの人たちに本当に死活問題であるという態度を堅持しつつ、市役所のホームレス巡回員と協力して資源ゴミ回収以外の仕事への就労にもハローワークを通して努力して、この間約十数名の就労へと上手くいきました。

私たちの会の中にも、SSCという組織を作りまして、これはセルフ・サポート・センターと言うもので、これは草取り、清掃等の軽作業を中心とした仕事の受注をこの会で請けて、そしてそれをホームレスの人たちに仕事としてやっていただき賃金を払うという、そういう形を採りました。しかし、なかなか上手くいっておりません。

例えば熊本では河内みかんという名所があり、みかんがよく獲れる所があるのですが、そこにホームレスの人を送迎したりしました。しかし、送迎費用の方が高くてつき、仕事の方は4人か5人か出来たのですけど、総体としては上手くいっていないということがあります。それに対してはハローワークに非常に協力的な方がおられて、ハローワークを通して県外就労も含めて紹介するという形で、さっきも言いましたように約1割の方は出来ましたけど、残り人達の数の方がずっと多いわけで、これから罰金制が導入された時にこの人たちがどういう風に対処していくかということが問題になります。

それから私が教えていただきたいのは、東京でいくつか裁判がり、今上級審に行っているのしょう

か、上級審では早くなってきて敗訴しているということが多くなっていると聞きましたけれども、そこらあたりはどうなっているのかなということですね。

それから熊本市にはこういう問題も少しあるのですが、ゴミ回収業者と市役所の間で随意契約が結ばれておりまして、他の中小の業者を除外してしまう、中に入れさせないという、いうそういう随意契約の在り方、契約している会社には3億5千万円にも上る巨額の委託金が払われており、業者との癒着ということも噂にはなっております。

ホームレスに対してはどのようなものでしょうか。私は思うのですが、いくつかの条件で資源ゴミ回収という仕事が入っているのではないかと。たとえば怒られるかもしれませんが、語弊があるかもしれませんが、1つには雇用関係を結ばなくていいと。自分で自分がやりたい時にやりたいようにやれるということ、そして自転車以外に資本となるようなものはいらない。そして今のこの時代でしたら、生活を支えるほどの金額になる。こういう条件からして資源ゴミ回収というのはとても大事なものではないかと思えます。

ご意見を聞かせていただければと思ってご報告いたしました。ありがとうございました。

その2：大都市圏のホームレス支援から問題提起・仕組みづくり

1

1. 林正史（NPO 法人笹島共生会）：名古屋からの報告

NPO 笹島共生会の林と申します。レジュメも用意できなくて申し訳ございません。こちらの方に名古屋で活動している支援団体のグループがどうなっているのか、ということを書いてあるのです。いろいろなグループがありまして、それが力を合わせながらやっているというところですよ。

このところ名古屋は、2004年に行政代執行ですね、それによって最終的には数件の小屋だったのですが、200件以上ある白川公園の小屋の撤去がありまして、それ以降、名古屋市の中心部のほとんどの小屋がないというような状況になっております。それは、つまり移動型の人が増えているという現状だと思えます。

公園などに荷物を置いて夜はそこで休む。そういう方がたくさん増えておられます。また、そういう方々に対する緑政土木局は、非常に追い立てるといいますかね、非常に厳しくなっています。多くの人で、10人近くの人で1人の人間を取り囲んで出て行くように、或いは、荷物をどこかに持って行くように強要するようにする。そういう人権というものについて全く緑政土木局は考えていないのだなと思えます。本当に行き場がないから、そういう状態になっているのに、そこからまた追い立てようとする。本当に、命というものをどういう風に考えているのかと、非常に腹立たしい思いが私にはあります。

そんな名古屋の中で、主に私たちは活動しているのですが、近隣の都市にも、つなぎ目の部分でちょっとお邪魔してやっているところがありまして、尾張旭市というところに、私は昼回りに月1回だけですが行っております。ここは非常に役所の対応が良くて、野宿の方をすぐ居宅保護に、もちろん本人が希望すればの話ですけども、進めてくれる。役所の方でアパートも探してくれる。ただし、その間の待つ間は野宿の状態です。これは、中間施設を持たない町ですので、そういう状況になっております。

尾張旭市は、今年度からですかね、新しい方が保護係へ入っておられて、その方が非常に野宿者に対する施策ということに熱心な方でして。そういう方

と出会って、私たちも行っております。私たちが行って、直接当事者の方々にいろいろ話を聞いて、「こんなことも出来るんですよ」という話もさせてもらうのですが、はっきり言って、それが足りないくらいに十分に役所の方がやってくれているので、「こんなに素晴らしい役所があるのか」と、名古屋の中にもひとつ位こんな役所があったらなと、思うぐらいであります。

もう一方、岡崎市というところにも、月に1回何とか行こうと思っているのですが、なかなか行けなかったりすることが多いです。岡崎市は、非常に野宿者に対する厳しい施策を行っていると思えます。特に、医療補助に関しては、というか、医療補助にさえといえますか、非常に厳しい状況ですね。救急搬送で確実に入院にならない限り、医療補助にならない。結局搬送されて少し手当てされたり、少し縫ったり、それだけで帰った場合は料金を請求される。救急車の料金まで請求されるという話も聞きましたけれど、なんて恐ろしいところだと思っております。近隣の町でのそういう非常に両極端なところで、私たちは、たまたまでやっているのです。

一方で、名古屋には中間施設がございまして、シェルター、自立支援センター、更生施設等があります。そのことによって、先ほどお話しした尾張旭市と比較しますと、なかなか居宅保護が難しいですね。とにかく役所の方は、「とりあえず施設へ入ってもらおう。そこでその人の様子を見るのだ」と。「どういう生活が出来るのか様子を見るんだ」ということですが、ほとんどが収容型の管理を非常に強くされて、そういう中で何ヶ月間、まあ一応半年という目途があると思えますけれども、その中でやってくことを余儀なくされています。野宿されている方の中には、そういうことを嫌う人が非常に多いものですからね。そしてタコ部屋というか、個室ではないようなところがほとんどです。シェルターだけが一応個室で、あとはほとんどの場合が個室ではない所が多いと思えます。そういう施設に入れられて、その後にはやっと自分の希望が上手くいけば叶うかな、

例えば、居宅が叶うかなという感じですので、非常にその途中の過程で「もういいや」ということで、また野宿に戻ってしまう方がいます。

行政の施策というのは、結局そういう一人ひとりの人間として嫌ですよね、誰でも。そんなタコ部屋に入れられて、何ヶ月かしないとアパートに入れませんよというのは、私だったら嫌だと思えるのですけれども、そういうところを通らないといけない。そういうところを通して、社会生活に戻る訓練が出来るのだ、というような考えなのですけれども、非常にそれはおかしい、というか、狭い考え方だという風に思っています。

私どもの共生会は、野宿されている方への十分な対応というのが出来ているわけではありません。非常に人数も少なく、私の場合は、個別の対応で走

り回っていて夜になってしまう、というような感じになってしまいます。もう少し私たちの考えをボランティアの方にしっかり広めていくというようなことをやらなければならないと思いますし、そういうところをまずやっていかなければならないし、今後どのような方向に向けての、自立といえますか、一人ひとりが社会の中で安心して生きていけるようなケースというのは、どういうモデルがあるのか、ということを考えていかないといけないと思います。

今日はたくさんの皆さんのお話を聞くことが出来まして、本当にたくさん色々な形での答えがあるなという風に感じさせていただきました。私たちも今後も頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

12

2. 荒木久美子 (NPO 法人湘南ライフサポートきずな) : 神奈川県域における野宿生活者支援体制

よろしくお願ひします。NPO法人湘南ライフサポートきずなで、相談員をさせていただいています、荒木久美子と申します。すみません、声が小さいので、聞こえない場合は言ってください。お願ひします。

一応、レジュメらしきものと、あと、「きずな相談室」という私が今相談員をしている相談室の案内がお手元にあるかと思うのですが、レジュメも、白いところばかりなので、捕捉しながらお話させていただきます。

まず、神奈川県の場合からなのですが、昨年1月の全国実態調査の結果が、神奈川県は2,020人ということで、前回に比べて92人増ということで。前回の調査では、全国4位であったのが、全国3位になってしまったということで、増えているところでは。

それで、この地図があるのですが、横浜と川崎だけで、野宿者の数が神奈川県全体の74.7%になっていて、それ以外の県域が25.7%ということで、横浜市と川崎市という政令指定都市に集まっている状況が分かります。

その次に多いのが、横須賀、相模原という中核市なのですが、必ずしも人口と野宿者の数が一致していない。一致と言いますか、相対関係にはないと言うか、割と少ない数が出ています。逆に多いのが、湘南の中にあります平塚市、128名です。あとは厚木だと思うのですが、ここは駅周辺も、割といらっしゃることはいらっしゃるのですが、湘南に関して言えば、海沿いにあります、砂防林という林ですね。海からの風を防ぐ林の中に小屋を作って定住化している方。あと、厚木ですと、相模川という川があるので、その河川敷で、小屋を作って長期定住化していることが、特徴だと思います。

神奈川県、私は主に横浜、川崎以外の県域の方で活動しているのですが、そこには自立支援センターがありません。神奈川県で自立支援センターがあるのは、横浜市と川崎市です、県域にはないのです。あと、救護施設に関しても、県域には一つ、平塚市に一つあるのですが、そこにしかない状況で、ほとんどそこは使えない状況です。ではど

うするかと言うと、先程水内先生の発表の中にあつたのですが、無料低額宿泊施設という施設が、中核市の横須賀市、相模原市を除く県域ですと、6つのNPO法人によって、30余りの施設が作られていて、それが大体700床くらいある状況です。

そこには、生活保護を利用して入るのですが、生活保護費の4分の3は国から出まして、4分の1は県費になっています。例えば千葉ですと、その無料低額宿泊施設に千葉県がお金を出すのは3ヶ月だとか、期限があると聞いているのですが、神奈川県の場合は、無料低額宿泊施設に神奈川県がお金を出すのは、期限がない状況です。ですので、各市に野宿者が相談に来て、そして、その無料低額宿泊施設が空いていれば自動的に入ると言うか。流すだけと言うか、そういうような対策が、長年行われてきておまして、それも、市の負担はないということなので、そういうNPOの施設というのは、本当にたくさんできている状況です。

神奈川県が行っているホームレス対策事業というのは、県が無料低額宿泊施設に出しているお金以外ですと、県独自で行っている事業というのは、予算は200万くらいしかついていない状況です。神奈川県という非常に大きな県で、意外なのですが、それくらいしかついていないような状況です。

私たちが路上で出会う単身男性は、そういうNPOの無料低額宿泊施設に入った経験のある方がとても多い状況です。要は、入っても、そこに合わなくてまた出てきてしまい、また入ると言うような、いくつかの施設を渡り歩いているような人というの、かなり多い状況です。

そういう前提があり、今、このレジュメの1番のところに、神奈川全域夜回りパトロール会というものがあるのですが、これは、この地図にあ11都市にある支援団体14団体のパトロール、夜、訪問活動をする団体で、支援団体のネットワークができています。これは2000年にできたのですが、ほぼ月に1回くらい、情報交換や活動報告会を。各市の持ち回りで行って、今困っていることや、活動の状況を報告し合うと言うような、そういうシェアをする場としてあります。

本当に行政の対応がひどい時には、そういう夜回

りパトロール交流会全体で、行政交渉を持ったり。かつては、厚木市なんかですと、10回くらいそういうパトロール交流会として交渉を持って、段々対応がまともになってきた、というような、そういうこともありました。

支援団体も、色々なスタンスでやっていますので、例えば、毎日炊き出しをしておにぎりを配って歩く、というようなところから、月2回のパトロールで、本当にストイックにピラ1枚持って行くようなところがあります。色々なスタンスのところがあるのですけれども、交流会として緩やかなネットワークというものを作っています。

2番目なのですが、すけれども、「きずな相談室」ということで、ここは私が所属しています、NPO法人湘南ライフサポートきずなが去年の5月に開設しました。これは、神奈川県との協働事業として行っているのですが、これは協働負担金事業ということで応募して、プレゼンテーションをして、審査に通ってお金が出る、というような、1年ごとに申請、審査を経て、お金をいただいています。

これは期限があって、5年間だけなのですが、定期的に神奈川県保健福祉部生活援護課が協働の相手方で、あとは相談室を設置している湘南地域の3市、藤崎市、茅ヶ崎市、平塚市と会議を行って、相談室にはシェルターが併設されていますので、シェルターと言っても、これを見ていただけたら分かると思うのですが、普通の民間のアパート4部屋を借りていて、1部屋を相談室として使って、3部屋をシェルターと言う風に分けています。本当に6床しかないのですが、すけれども。

このきずな相談室が去年の5月にできてからの利用者数としては、延相談実数としては、515名。できてから、トータルだと延相談実数が210名。うち女性が45名となっています。あとは、シェルターの利用については、142名の方が使っていて、うち女性は30名ということになっています。延入居者数としては、2,149名という数字が出ています。6床しかないシェルターですので、昨年度は一日当たり

の利用人数っていうのは、6床当たり3.2人。今年に入ってから、一日当たり4.59人ということで、ほぼ満室の状態が続いています。ですから、シェルターや相談室が開設してから、一日も空いた部屋がなかった、というような状況です。

特徴としては、先程言いました神奈川全域夜回りパトロール交流会との連携を取って、そちらからの依頼を受けて、路上からシェルターに入ってから、またその依頼を受けた都市のアパートに帰って行くというようなスタイルがかなり定着しています。

昨年度はシェルターに入られた30%の方が、アパートに出られていたのですが、今年度に入りましてからは、76%の方がアパートに入られているということです。先程言いました無料低額宿泊施設に、今までは市役所の方で措置するのが一般的だったので、すけれども、この相談室ができてから、アパートに、地域に帰っていかれる方が増えた、ということです。その、全域夜回りパトロール会の人たちと一緒に、アフターフォローも含めてやっていける、ということが特徴的となっています。

3番なのですが、すけれども、福祉事務所からの依頼というのかなり増えていて、去年は福祉事務所からの依頼が43で、支援団体から30ということだったので、すけれども、今年度に入りましてからは、福祉事務所からの依頼の方が増えていて、野宿者、パトロール段階では出会えないような層の方が増えています。と言うのは、女性ですとか、女性の家族を含む依頼がかなり多い状況でして、今まであった例では、1歳の乳児を連れのお母さん。あとは、3世代、祖母と父と子どもの世代ですとか、あとは夫婦が三組や姉と弟、60代の母と30代の息子、というような組み合わせが3組ですとか、そういったなかなか普通にパトロールをしては出会えないような層の生活困窮者の方がこのくらいいるということが、相談室を開設してみてそういうニーズもある、ということが分かってきました。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

1. 神奈川県夜回り・パトロール交流会

11 都市(下図)14 団体(横浜のみ 3 団体)で構成される野宿生活者の支援団体ネットワーク。

2000 年にコーディネーター高沢幸男氏の呼びかけにより結成され、ほぼ月に 1 回の情報交換・活動報告会を各都市持ち回りでを行い、必要に応じて行政との交渉を持つなど、それぞれの地域で野宿生活者が今後の展望を持って生活を建て直していくことを目的とする活動を行っている。



市別の野宿者数
(平成 19 年 1 月実態調査)

市名	野宿者数	H15 年 1 月
横浜市	661	470
川崎市	848	829
横須賀市	26	44
相模原市	30	44
平塚市	128	112
鎌倉市	13	9
藤沢市	41	63
小田原市	53	75
茅ヶ崎市	49	42
厚木市	74	102
大和市	24	32

2. きずな相談室(併設きずなシェルター)

神奈川県との協働事業として 2006 年 5 月に開設、協働事業負担金は 1 年ごとの申請・審査を経て 5 年間に限って受けることができる。定期的に神奈川県保健福祉部生活援護課及び、相談室を設置している湘南地域の 3 市(藤沢市・茅ヶ崎市・平塚市)との会議を行い、主にシェルター部分の利用について、円滑かつ適正な運営ができるよう協議している。

3. 行政との協働と支援団体のネットワーク

2006 年度のシェルター入居者の入所経路

	福祉事務所からの依頼	支援団体からの依頼	
男性	38	26	64
女性	5	4	9
	43	30	73

2007 年度(4 月～11 月)のシェルター入居者の入所経路

	福祉事務所からの依頼	支援団体からの依頼	
男性	16	14	30
女性	17	4	21
	33	18	51

相談室・シェルター開設 2 年目に入り、福祉事務所からの依頼が増え気味である。それにともない野宿者支援パトロール団体ではとらえにくい女性や女性を含む家族が増えている傾向がある。

アパートの家賃を滞納するなどして住居を失い、野宿を経ずにあるいはごく短期間の野宿期間しか経験せずにシェルターを利用するケースも増加している(2007 年 4 月～11 月の実績では、全相談者 97 名のうち約半数の 51 名が野宿、46 名が職場の寮やアパートなど非野宿からの相談となっている)。

かながわボランティア活動
推進基金21事業

きずな相談室



事業経過と今後の展開

特定非営利活動法人 湘南ライフサポート・きずな

1

事業内容

〔事業の目的〕
野宿生活者や不安定居住にある生活困窮者に対して総合的な相談活動を行い、当事者に本来備わっている問題解決能力を高めるとして、生活・就労援助、関係機関紹介・同行、アパート・施設・病院等入所後のアフターフォローを行うことを目的としています。

〔規模〕
相談室 1室(ワンルームタイプ)
シェルター 3室・6床(ワンルームタイプ)

〔職員体制〕
常勤相談員1名、非常勤相談員1名(担当理事)、非常勤職員1名、夜間は隔日で夜勤者を配置。アフターフォローの巡回者については、ボランティア等の協力を得ています。

2

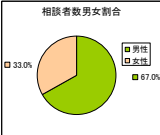
相談利用者統計

相談者数(実数)


相談者実数	男性	女性	計	昨年実績※
4月	0	2	2	8(0)
5月	5	2	7	14(1)
6月	8	2	10	10(1)
7月	8	6	14	11(1)
8月	10	2	12	11(1)
9月	6	4	10	12(1)
10月	10	10	20	11(0)
11月	14	4	18	11(1)
合計	65	32	97	89(9)
%	67.0%	33.0%	100.0%	

※()内は女性の数

相談者の男女割合



参考: 2006年男女比率



相談者の年代・性別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
男性	0	2	8	10	18	21	0	69
女性	0	0	7	8	9	7	1	32
計	0	2	15	18	27	28	7	97
%	0.0%	2.1%	16.6%	18.6%	27.8%	28.8%	7.2%	100.0%

相談者の居住地

	横浜	茅ヶ崎	平塚	鎌倉	相模原	小田原	横浜線	その他
男性	39	10	15	0	8	8	1	2
女性	10	0	0	0	0	0	0	14

相談者の居住形態

	駅など	公園・河川	カラオケ	職場の裏	アパート	病院	人などの家	その他
男性	28	23	2	4	22	2	11	5
女性	0	0	0	0	0	0	0	0

3

相談の内訳と結果

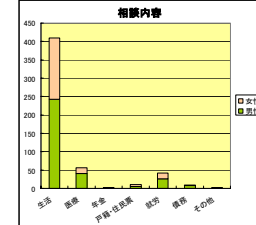
相談内容

内容	男性	女性	計
生活	245	168	411
医療	40	16	56
年金	2	1	3
戸籍・住民票	5	8	11
就労	28	16	42
債務	8	1	9
合計	328	206	532
昨年度実績	399	21	387

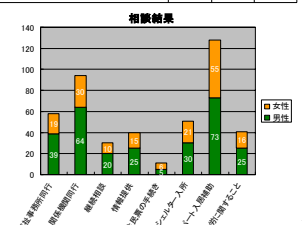
相談結果

内容	男性	女性	計
福祉事務所(生活保護申請)同行	39	19	58
関係機関紹介・同行	64	30	94
継続相談	20	10	30
継続提供	25	15	40
戸籍・住民票の手続き	8	8	11
きずなシェルター入所	30	21	51
アパート入居に関すること	78	65	128
就労に関すること	25	18	41
その他(引越し代金管理など)	45	34	79
合計	529	209	532

相談内容



相談結果



4

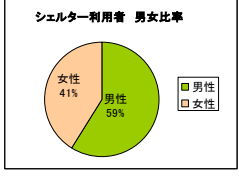
シェルター利用者統計

利用者数(実数)

利用者実数	男性	女性	計	昨年実績※
4月	5	2	7	1(0)
5月	3	1	4	8(0)
6月	4	1	5	8(2)
7月	3	2	5	8(2)
8月	7	2	9	8(1)
9月	0	4	4	7(0)
10月	2	6	8	8(1)
11月	8	3	9	7(0)
合計	30	21	51	53(0)
%	58.8%	41.2%	100.0%	

※()内は女性の数

シェルター利用者 男女比率

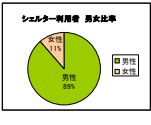


延べ利用者数


	延べ利用者数	1日平均利用者数
4月	159	5.3
5月	141	4.5
6月	107	3.8
7月	115	3.7
8月	159	5.1
9月	123	4.1
10月	127	4.1
11月	152	5.1
合計	1083	5.2
昨年度実績	748	3.1

参考: 昨年度シェルター利用者の男女比率及び2007年ホームレス全国調査(神奈川県)の男女比率

シェルター利用者 男女比率



2007年ホームレス全国調査(神奈川県)



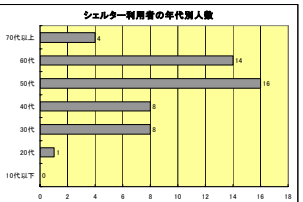
5

シェルター利用者の内訳と結果

相談者の年代・性別

	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
男性	0	1	6	3	8	8	4	30
女性	0	0	3	5	7	6	0	21
計	0	1	9	8	15	14	4	51
%	0.0%	2.0%	18.7%	15.7%	31.4%	27.6%	7.8%	100.0%

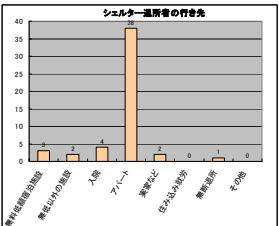
シェルター利用者の年代別人数



シェルター選所の行き先

資料提供期間	福祉事務所(生活保護申請)同行	関係機関紹介・同行	継続相談	継続提供	戸籍・住民票の手続き	きずなシェルター入所	アパート入居に関すること	就労に関すること	その他
男性	3	2	4	39	2	0	1	0	0
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0

シェルター選所の行き先



6

政策提言について

全国ホームレス実態調査

	2007年1月	2003年2月
60歳以上	42.2%	35.4%
野宿歴5年以上	41.1%	24.0%

高齢化・長期化は明らかである。

→就労による自立を中心とし、高齢者・依存症者などが路上に取り残された。

全国ホームレス実態調査

	2007年1月	2003年2月	増減
公園	35.9%	48.9%	-13.0%
道路	11.1%	12.8%	-1.5%
河川敷	31.8%	17.5%	14.3%
駅舎	6.3%	7.5%	-1.2%
その他	14.9%	13.5%	1.4%
計	100.0%	100.0%	

長期の野宿層は住民苦情などにより、河川敷などに移動している。湘南砂防林などへの聞き取りを行い、長期野宿層の施策ニーズを明らかにする。

→長期野宿層(=就労困難層)の支援施策を中心に提言としてまとめる。

7

事業の評価及び課題

- 生活相談及び一時居所の提供が潜在的なニーズ、特に女性の問題を表面化させた
- 居を失った状態から居宅への一貫した長期的援助が行いやすくなった
- 野宿者などに固有の問題を援助する専門性を蓄積している
- 住居とともに失った人間関係の再生を援助している
- アフターフォローをより密に行えるよう、人材の育成及び支援ネットワークを構築する
- 様々な困難な事例に、より良く対処できる体制を築く
- 今後いっそう増えるであろう若年層、女性、家族への支援方法をさぐり、ノウハウを蓄える
- 居宅を始め、シェルター退所後の受け皿を、スムーズに移行できるよう開拓する

8

協働事業の成果

- 県域の福祉事務所への周知がはかられ、協力関係を築けた
- これまで行政、支援団体が別々に持っていた情報を共有化していくことによって、より良い支援が可能になった
- 行政との違いを明らかにする中で、対等の立場で役割分担・協力する支援に向けての方向性が確立されつつある
- それに伴い、公的支援を必要としている人に、福祉行政の敷居を低く出来つつある

9

今後の事業展開

- 平成20年度：相談の実施、シェルター等多機能の活用、相談後に施設入所・アパート入居などになったケースのアフターケアに加え、相談の傾向をデータ化・実態調査した上で分析し、それに基づいた政策提言を県に提案する。
- 平成21年度：相談やアフターケア等の基本業務に加え、アフターケアの中で問題となっている事柄の傾向をデータ化した上で分析し、これについても政策提言にまとめるとともに、今後の事業展開のビジョンを作成する。
- 平成22年度：基本業務に加え、過去4年間の事業内容を総括し、今後どのような活動を行っていくかを決定する。

10

3

3. 小川卓也 (NPO 法人エスエスエス)：千葉ドロップインセンター —ホームレス予防なんでも相談所

【スライド1】

首都圏で宿泊所を運営しておりますエスエスエスの小川です。本日は千葉支部のおはなしをさせていただきます。よろしくお願いします。

社会福祉サービスに関する情報の提供とその活用次第で、ホームレス状態に陥ることを未然に防げるということは皆様もすでにご存知のことと思います。

当法人では、当施設利用者の方々に、ホームレス状態に陥ってしまった理由に関するアンケート調査を実施したところ、最も多かった意見が「どこで？誰に？何を？相談すればいいのかわからなかった」、「生活保護のことや福祉団体のことを知っていればホームレス状態にならなくてすんだ」というものでした。

近年、ホームレス状態に陥る問題は複雑化し、住居の問題だけではなく、債務、健康、失業、求職、DVなど多様な問題が絡み合っています。「福祉事務所に相談に行っても門前払いされた」など、公的相談窓口（福祉事務所等）の対応の悪さも深刻な問題としてあげられています。ですが、『これからホームレスになる恐れのある人達』への支援は、民間・行政施策ともに手付かずとなっているのが現状です。

当法人では、複雑で不親切な日本の社会福祉制度を、それぞれの問題を解決できず困っている方々に対して、有益な情報として提供し、必要に応じた支援を行うことで、地域におけるセイフティネットの役割を果たすと共に、誰もが地域で安心して暮らせる社会作りに貢献することを目的として、平成18年8月に「ドロップインセンター～ホームレス予防なんでも相談所～」を千葉市中央区弁天3-2-1 101に開設いたしました。

【スライド2】

例えば、通常「生活相談」、「債務等の法律相談」、「医療」、「就労」などの相談は、各専門窓口へ行かなければ解決が困難です。「ドロップインセンター」では、「福祉」、「生活」、「法律」、「医療」、「就労」などの各個人の状況に合わせた問題解決に向けて、一括してコーディネートできる機能をもった相談所を目指して開設しました。

「債務相談」は、相談者から債務状況のヒアリン

グをして、必要に応じて当法人の顧問司法書士や弁護士を紹介できる体制をとっております。「法律相談」では、債務相談同様、「日本司法支援センター（法テラス）」による無料相談への紹介をさせていただいております。「医療相談」に関しては、相談対応として、福祉事務所への生活保護の申請援助が中心となっております。「求職相談」では、当法人の就労支援員であるハローワークOBとプロフェッショナルキャリアカウンセラー等の有資格者による、個人面談やグループカウンセリングの実施を行っております。「住居相談」については、住居不定状態の相談者へのシェルター（緊急一時宿泊施設）や宿泊所等への入所紹介を行う一方で、保証人なしアパートの紹介も行っております。そして、「生活相談」においては、一人では解決しづらい個々の問題について、当法人施設の相談援助業務経験者と精神保健福祉士が対応しております。

【スライド3】

続いて、ドロップインセンターの開設から現在に至るまでの経緯についてですが、センターの構想の段階で千葉県社会福祉協議会から賛同を得ております。平成17年12月に千葉県社会福祉協議会の推薦により、「平成18年度社会福祉法人 社会福祉事業研究開発基金」から100万円の助成を受けることができたことに始まります。

まず、平成18年3月～7月は、この助成金をもとに「ドロップインセンター」設置に向けて、「研究会」を設立しました。有識者、社会福祉士会、行政関係者、法律関係者、民生委員などを含む委員により、支援基盤を確立し当事者への支援を広げ、広く当事者とのネットワーク形成に取り組むために、第1回～第5回の研究会を開催致しました。

続いて、平成18年8月～10月は、初めての試みということもあり、「ドロップインセンター」の効果の立証をする為にも3ヶ月間の試験運営を行いました。そして、試験運営から3ヶ月経過した平成18年10月に「ドロップインセンター運営報告会」を開催した後、当法人の社会貢献事業として、完全自己資金による継続運営を開始致しました。

平成19年6月には、より良い相談援助業務を目

指し、第3者による「評議委員会」も設置し、これまで2回開催致しました。さらに、平成20年2月には、これまでの実績が認められ、「平成20年度の社会福祉法人 社会福祉事業 研究開発基金」に再び助成を受けることができることになりました。

【スライド4】

初期相談手段として、圧倒的に電話での相談(254件)が多いのは、フリーダイヤルを設置しているの、最初は9割近くの相談者が電話での問い合わせ後、来所されて相談が始まるという流れになるからです。逆に、電話での相談から始まり、いざこちらへ来てくださいとなったときに嫌がられるケースも多々あります。

相談者男女比は、圧倒的に男性が多くなっており、男性が360人(86.0%)である一方、女性：57人(14.0%)というデータがあがってきております。このデータは2006年8月～2007年12月の17ヶ月なのですが、相談者総数は413名でした。413名という相談者の数は、もともとの当法人だけのネットワークだけでは見込めなかったものだと思います。「千葉県社会福祉協議会」のネットワークによる「地区社協」への周知、そして、そこから「民生委員」、「相談者」へとよく周知がなされたのではないかと思います。なお、相談件数と相談者数が一致していないのは、世帯で相談に来たケースがあったためであり、実際4名ほど多くなっています。

【スライド5】

また、年齢構成(2006年8月～2007年⑫月)に関しては、相談の一番多かった年齢層は50～59歳となっており、平均年齢は54歳でした。ただし、名前や住所・性別・年齢などの個人情報、差しつかえなければお聞きするという前提で相談受付を行っているので、「不明(98名)」となっているのは、そういう状況が含まれております。

【スライド6】

相談者現住所(2006年8月～2007年12月)に関しては、路上からの相談者の総数が165名もの数になっています。「ホームレス予防」と言っておきながら、「ホームレス」からの相談が4割も占めているということがバレてしまうわけですが。

これも開設当初に想定していたのですが、こちらがポスターやチラシ、県社協などを通じて、いくら「ホームレス予防」と呼びかけても、これから『明

らかに「ホームレス」になる恐れのある人達』であっても、彼らは共通して「自分はこのままだとホームレスになってしまう」という自覚があまりにも薄いことが印象的です。社宅・アパートを追い出されて友人宅に転がり込み、そこも追い出され、路上に出てはじめて「自分はホームレスになったんだ」と自覚するわけです。ホームレス問題は、ホームレスになってからでないと見えてこない、という現実がここでも理解できると思います。

続いて、「SSS施設」からの相談者が59人と2番目に多くなっていますが、「ドロップイン」という言葉には、「気が向いたときに立ち寄れる場所」という意味があるのですが、現施設入所者も気軽に立ち寄り相談をすることのできる環境を目指しています。なので、あえてこの数字はデータにいれさせていたでいております。

【スライド7】

センター紹介元(2006年8月～2007年12月)ですが、相談者の紹介元の第1位が「福祉事務所」という結果に皆さんは驚かれるでしょうか。本来、相談を受けるべき「公設の福祉事務所」が「民設の相談所」へ当事者の救済を公に依頼してくるという現実です。正直「水際」的要素がないとも言えません。

ですが、私達は「福祉事務所」は福祉の総合的窓口と謳われてはいるものの、生活保護以外の複雑な問題を抱えた相談に関しては、現実問題対応が困難であると考えています。例えば、CWが生活保護以外の制度を利用して問題を解決できるかどうかという、業務量の問題等も考えるとかなり厳しいと思います。

「ドロップインセンター」では「公設がどうの！民設がどうのこうの！」と言っているも当事者の問題解決は遅れる一方なので、福祉事務所とは問題解決を図れるよう役割分担を話し合いながら日々支援に努めています。「何をどうすればいいかわからなくなっている人」に「何をどう対処していけばいい」という解決方法をコーディネートしていくことを、まず第一に考えるようにしています。

更生保護施設に空きがないということもあり、保護観察所からの住居相談の問い合わせも増加傾向にあります。「司法ネット」に関する問題定義については、『シェルタレス32号』の巻頭に当相談所の事例が紹介されていますので、そちらをお読みいただきたいと思います。

【スライド 8】

相談内容（2006年8月～2007年12月）は、やはり「住居」の相談が圧倒的に多く、収入面に関わる「生活」相談とのワンセットでの相談が多く寄せられておりました。

「健康」に関しては、主に医療相談です。医療相談会を3回実施しましたが、意外に相談件数が少なかったことは印象的でした。「その他」に関する補足説明ですが、主に通販によるトラブルなどのように、「消費者センター」に相談すれば解決するようなケース。あとは、まれに女性からの恋愛相談もありましたが、ここには含まれていないはずです。

【スライド 9】

相談に対する対応の内容（2006年8月～2007年12月）は、相談当初、圧倒的に「情報提供」が多くなっています。たとえ複雑な問題を抱えた相談者であっても、正しく有益な情報をコーディネートして提供することで、救われる人がいかに多いかということを実感しております。

【スライド 10】

この相談結果（2006年8月～2007年12月）に関するデータでは、「解決」の数を「不明」の数が上回っていて見栄えが悪いのですが、実は電話相談（254件）が圧倒的に多いので相談に対して情報提供をした後、折り返しの結果連絡がないケースがあります。そのようなケースが「不明」の部分に反映されてしまっています。ですので、「便りが無いのはいい知らせ」といいますから、「不明」ケースの多くは解決しているものと期待しています。

【スライド 11】

先ほどの『相談結果』の「解決」の部分 42%（2006

年8月～2007年12月）の内訳がこのデータとなります。ここでは、このように解決内容ごとに件数を抽出できていますが、実際は相談者の抱える問題は複雑化しているため、『Aさんは「住居問題」でした。』

『Bさんは債務に関する法律相談でした』ということにはなっていません。

このデータは、『主訴』が解決したかどうかのみを集計したもので、住居の問題が解決したからといってそれで終了ということではなく、その後の調べで「債務」があったり、「親権争いの問題」があったりと、○か×かの世界ではないということを補足させていただきます。

最後にまとめとして、4つの点を主張させていただきます。

1点目が、ホームレスに陥った方々の共通の背景は、利用出来る社会福祉制度に関する情報不足が原因であるということ。2点目に制度を活用できなかったことが、個々の抱える問題を悪化させているということ。3点目に、ホームレスになる前の段階での相談は、比較的制度の活用が容易なため、ホームレスになることを未然に防ぐことが可能であるということ。最後に4点目として、これからのホームレス支援には、「ホームレスになることを未然に防ぐ予防策」が必要不可欠であるということです。補足として、神奈川県川崎市におきましても、「川崎市健康福祉局」や「神奈川県社会福祉協議会」との連携のもと、「川崎ドロップインセンター」を今年（2008年）4月の開設に向けて、現在研究会の設立準備を進めております。

当法人では、これからも「すでにホームレス状態の方に対する支援」に併せて、「ホームレスになることを未然に防ぐ予防策」にも力を入れていきたいと思っております。

以上、ありがとうございました。



ドロップインセンター

～ホームレス予防なんでも相談所～
www.npo-sss.or.jp/dropincenter/



特定非営利活動法人エスエスエス
理事 小川卓也

1

ドロップインセンター

～ホームレス
予防なんでも相談所～



- 債務や調停などの法律相談
- 健康の悩みや医療相談
- 求職情報や求職相談
- 住居の悩みや生活相談
- その他、様々な悩みの相談

0120-407-119

2

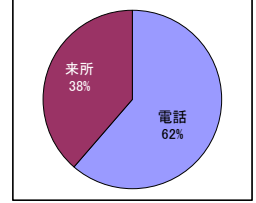
ドロップインセンター

～開設から現在に至るまでの経緯～

- 平成17年12月 「平成18年度社会福祉法人社会福祉事業研究開発基金」より助成
- 平成18年3月～7月 第1回～第5回の「ドロップインセンター設置に向けての研究会」を開催
- 平成18年8月～10月 「ドロップインセンター」試験運営の開始
- 平成18年10月 「ドロップインセンター運営報告会」を開催 社会貢献事業として、完全自己資金による継続運営を開始
- 平成19年6月 第3者評議委員会を設置
- 平成20年2月 現在に至る。

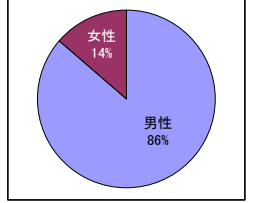
3

初期相談手段



電話	254人
来所	159人

相談者男女比

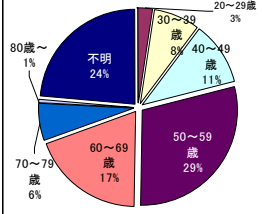


男性	360人
女性	57人

ドロップインセンター基本実数データ (2006年8月～2007年12月)
2008年1月9日現在

4

年齢構成 (2006年8月～2007年12月)

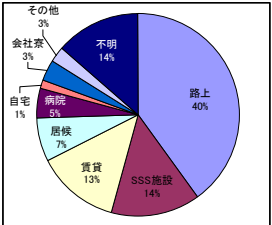


～19歳	0人
20～29歳	10人
30～39歳	32人
40～49歳	45人
50～59歳	121人
60～69歳	79人
70～79歳	26人
80歳～	2人
不明	98人

ドロップインセンター基本実数データ
2008年1月9日現在

5

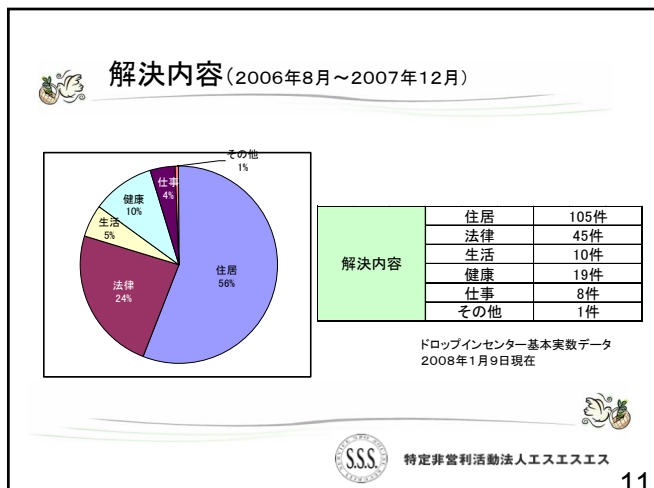
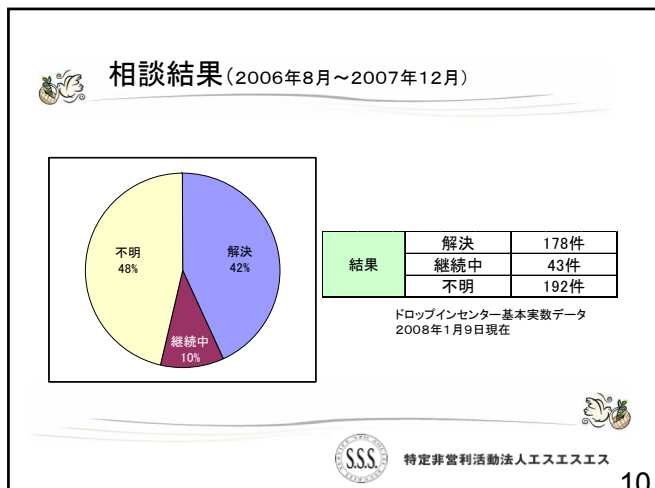
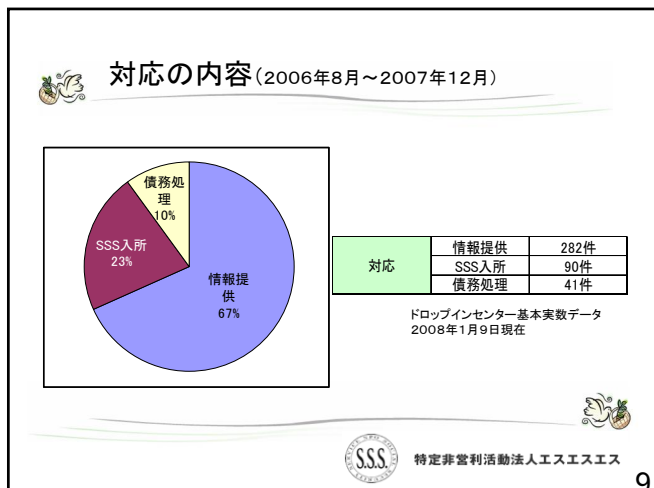
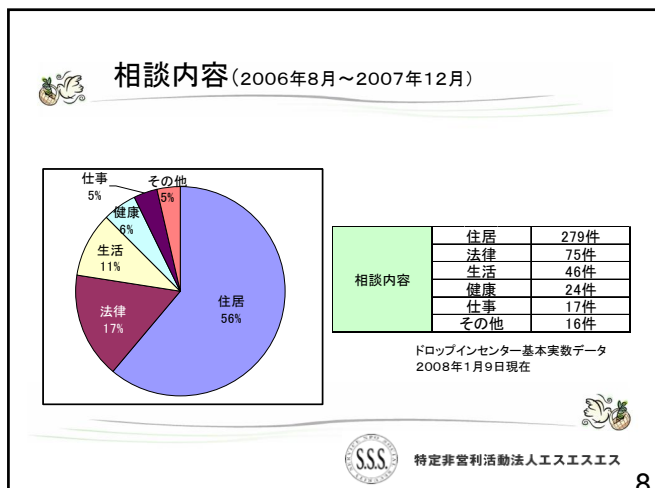
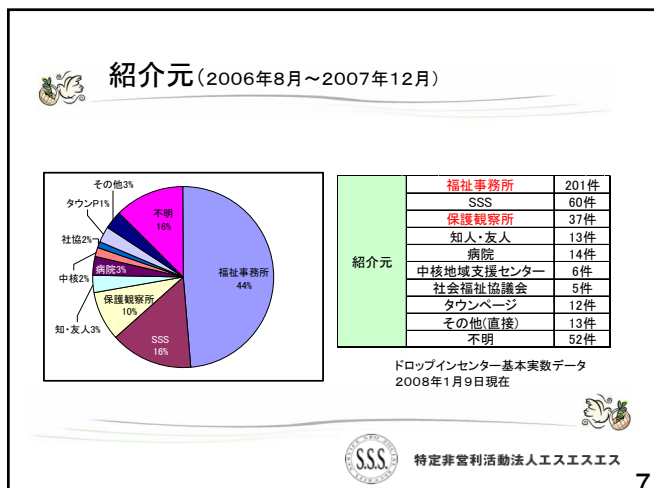
相談者現住所 (2006年8月～2007年12月)



路上	165人
SSS施設	59人
賃貸	55人
居候	28人
病院	20人
自宅	6人
会社寮	13人
その他(車上等)	11人
不明	56人

ドロップインセンター基本実数データ
2008年1月9日現在

6



■ 4

4. 副田一朗 (NPO 法人市川ガンバの会) : 市川からの報告

明日に交渉がありますけれども、私は全国調査の中でですね、ひとつは千葉県の状況について言いますと、あまり大都市ではありませんので、90万都市が千葉市、60万都市、あとはそのあたり20万から40万くらいの都市につながってくると思いますが、全部で35箇所ですか。その中で、計画が立てられたところは2市しかありません。1県2市。この原因が、100人以上のところにアンケートをとった、厚労省が特に命じましたけれども。あれが1つあるのではないかなと、千葉県の中ではそのように思っています。つまり、端数と言われていますけれども、端数のイメージが、100人以上というのをあまりにも千葉県は抱えすぎているのですね。100人いないところはとにかく少数だ、という意識をうえつけてしまっている。そういう不満が私の中にはあります。それは実際、船橋市などでは「うちは少数ですか」

と、100人以内という結果なのです。言い切っています。そういう問題性というのを感じています。

市川の私達の現状からは、例えば、市川は厚労省の施策を取ってくるにしましても、県もその気になってももらわないと困るということでございます。大都市圏ではありますけれども、小都市ゆえにですね、市川市と県が共同で厚労省の施策をとってこないといけないという、こういう大変難しさが 있습니다。そういう意味では、厚労省の施策の中でほとんど小都市使える施策がないですね。巡回相談事業だけでしょうか。あとほとんど使えない。県も参加するには有効な手立てがないと参加できませんので、そういう施策が望まれているということ、私達の活動の中からというよりも、市川の現状から実に感じているということです。以上です。

付録資料 その1

厚生労働省・国土交通省との懇談

1. 厚生労働省・国土交通省との懇談

(厚生労働省：地域福祉課、保護課。国土交通省：住宅局住宅総合整備課)

就労支援中心の軸足からより総合的支援に移す必要性

全国ネット（北九州：奥田）

次の5年間に対する支援の中心が就労支援だったことに関する質問です。多様な自立支援というのをどう考えているか。先の5年間は就労支援に特化してやってきて、6000人以上のホームレスが減少したひとつの成果があった。しかし現場では今後5年でもこの方針のままいけるのかということに大変危機感を持っている。一番大きなポイントとして取り残された高齢者層、また長期化して、生きる意欲を阻害されている人へのアプローチの難しさ。さらに障がい者の割合が増えてきている。実態調査では明らかになってないが、何らかの障害を持っている方々も対策すべきではないか。やはり就労支援一本ではなかなか難しい。総合的な自立支援についてどう考えているか。

全国ネット（市川：副田）

路上には刑務を終えた方もかなりいる。そういう方々をどうするのかはなかなか難しい。そういう意味で多様な自立支援を地方で活動しているものの声として聞いていただきたい。

厚労省：

今回の調査で高齢化しているのがわかったが、79パーセントの方は65歳未満なので、そういった方々には引き続き就労による自立支援をやっていかなければならないと思います。一方で高齢だとか病気だとか社会的援護が必要な方には福祉事務所なんかと連携しながら支援していきたいと思っています。自立の意思のない方にも意識の喚起をうながすような対応をしていきたいとも思います。

状況が5年前とは変わっていることを認識してほしい

全国ネット（北九州：奥田）

施策の評価を内閣府で見せていただいたが、前提として全国ネットとして先の5年間の評価はしている、自立支援法も否定する立場でなく活用していく。しかし今後は状況が変わってきているので、それに合わせて施策も変えなければいけない。なので基本方針の見直しが必要である。そのあたりについて現場の意見を聞いていただきたい。

全国ネット：（新宿：安江）

巡回相談で当事者との関係が出来てきていると思います。今後は路上から脱却していくツールを公的機関がどうするかに切望している。東京では直接路上から民間のアパートに入るシステムが出来た。長期化の人も地域溶け込んだ生活が出来ている例がある。路上から安定した住居にいける施策、住宅についての施策を新たに打ち出していきたい。

国土交通省：

公営住宅では自立が可能なホームレスの方には優先

的に入れるようにお願いしています。一方で直接民間に補助というのはないが、公営住宅借上げ制度があります。民間住宅を借上げて通常の公営住宅と同じようにするシステムを厚生労働省としてもPRしていますし、今後も続けて生きたいと思っています。予算もしっかり確保していきたいと思っています。

全国ネット（北九州：奥田）

一言で言えば就労支援というものに特化してやってきたけども、今後は総合的な部分での支援になるのかならないのか、もしくはそういう方向に行くのかいかないのかだけをお聞きしたい

厚労省：

基本方針の見直しについてはまさに見直し作業をやっている段階なのでこの場では申し上げることは出来ないが、今後意見を吸い上げながら検討をしていきたいと思っています。

全国ネット（大阪市：山田）
とりあえず意欲があろうかなかろうが全員路上から脱却させてあげるということを前提にしないと、前回の施策はよかったが、就労の枠からはみ出た人が

取り残されている現実がある。畳の上にまず上げて、そこから多様な支援策を講じるというような発想を持ってやらないとこれからは上手くいかないと思う。

少数点在地域との間の格差が広がっている

全国ネット（北九州：奥田）

基本方針の文言上は施策の対象者は全ての人だった。が、しかし実際には就労できる人に特化したのも事実である。後半は対象者を全てにする、多様性というのは就労支援もやる。やってその上で、そこに乗らなかった人も拾い上げていく、誰もが野宿を解消する基本方針という、全てのホームレスを対象にして欲しい。日本の現状では全てのホームレスが対象になっていない。稼働年齢以外の人、少数点在地域の人には格差が生まれてしまった。これを最低一律に後半五年くらいは考えるべきだと、そこは最低抑えていくべきだと思います。

次に少数点在地域の問題。自立支援センターを中心に置いてきたが、圧倒的にセンターのある地域のほうが少ない。先ほどの居宅の面も含めて、少数点在地域についてどう考えておられるのかぜひ伺いたい。

厚労省：

少数点在地域でもいろんな施策を実施できるように低く設定しているつもりです。しかしその状況でもなかなか取り組んでいただくところが少ないということで今後どうしていくかということところです。

全国ネット（神奈川：高沢）

神奈川は横浜、川崎と大都市があるが、それ以外の場所にも600人の野宿者がいる。施策を求めて電車で30分も乗れば行けるにもかかわらず、土地への密着、そして愛着などからその土地で暮らしています。神奈川県は自立支援センターは計画されているが、建設のメドもたっていない。これは住民反対や予算問題でまったく進んでいない。大きい箱が作れない現状があるが、そうならば生活保護法があるので、例えば野宿状態からそのまま居宅へ行けないのか。これは現在行ける場合とそうでない場合がある。民間住宅を契約するにあたっての住民票の問題などを支援団体がサポートしてやっている。また野宿を脱したら終わりではなく、巡回訪問をして社会復帰のサポートをする。月に1回家賃を振り込む時に一緒に行くだけ、病院へ行く、クスリを飲んだかを聞くのをするだけでも十分な効果がある。こういうことを含めた総合的なアフターフォロー体制を含めた野宿者支援を是非お願いしたい。少数点在だからこそキメ細やかに出来ると思うんで、その辺をお聞かせ願いたいんですが。

野宿者100人基準が一人歩きしている

全国ネット（北九州：奥田）

前半の施策になった100人というのは、実際地方自治体ではうちは少数点在地域なのでと言っているところもあるんです。国が100人と基準を示しているところもあるんです。少数点在地域に何をやるんだという以前の問題に100人というのを踏襲していくのか？さらに予算負担が国と地方自治体とで半々だが、少数点在地域は国が予算を全額負担することは出来ないのか。少ない地域だと地方行政は腰が上がりません。もともとの予算の執行の仕方、100人という基準に関してははどういうご見解にあるのか？

厚労省

100人という基準はない。なぜこういうことが起こ

っているのかわからない。

全国ネット（市川：副田）

地方に100人以上いるところに送った生活実態調査票が原因だと思う。生活実態調査票が与えたイメージが地方では非常に大きい

厚生労働省：

生活実態調査票は調査のためのもの。100人という言葉が独り歩きしてしまったのか。我々もその根拠がわからなかったが今日お聞きしてわかった。野宿者がどういう経緯でホームレスになってとかいうのがわかるような調査の仕方であれば良いが、それは困難ということもあって、それから法律があって、その法律の中に基本方針を定めるにあたって調査を

しなさいという中で、当事はかなりタイトなスケジュールであったという点で100人以上の地域であった。そちらにいらっしゃる山田さんや安江さんといった泰斗の方にご意見を伺いながらの調査だったので一定以上の正当性のある調査だったと考えている。しかし、調査の人数の関係でこのような結果になったのは、言い過ぎかもしれないが自治体の勝手な妄想というか。人数の問題で困難の度合いが変わるのは事実だと思うが、存在しているというところで、国と地方行政と支援団体と地域住民が地域社会の中

でホームレス対策どういうようにしていくのかという中で地方行政が考えてきたところだと思います。しかし、少数点在地域において実害を与えなければ何もしないというのが行政的にはコストが一番かからないというので、それだけでホームレス施策の実施を考えてもらっては困るというのがありますので、今は今後の見直しを少しずつ検討していますし、具体的な話をご披露するわけには行きませんがご意見を真摯に受け止めるつもりなのでご理解いただければと思います。

すべてのホームレスに国の予算が届くようにすべきではないか

全国ネット（大阪市：山田）

言い方はおかしいが、自治体に縛りを掛ける必要があると思います。支援法が出来たからいやいやといった形で動いて、それなりに評価が上がるということもあります。だから縛りをかけないと、施策として交通費だけ渡してどっか他の都市へ行ってしまうという自治体が現実にあるわけで、そこを考えていかなければならないと思います。

厚労省：

現在、地方分権が叫ばれている中で、そういった縛りというのは非常に難しい。ただトップダウン方式ではなく、それぞれ自治体がどう考えていくかである。国からというのは非常に難しい流れにある、ただその中でどうすればよいのかを考えています。

全国ネット（北九州：奥田）

予算の考え方で、地方行政からすれば少数点在地域では、前回の基本方針の中で自分たちが活用すべきものを見出せないのかもしれない。前回の基本方針では大都市では寄せ場とかを中心にと書かれていて、地方都市ではそれに準ずると書かれて終わっている。これでは拙いと思う。準ずるとは違う。予算の面でストレートに言えば、地方点在地域においては100パーセント国のお金で出来るプログラムを選択肢として作るべきだと思う。大枠としては自立支援センターが出来る地域とそれが今後出来ないであろう地域を分けて考えて、出来ない地域がどうすればよいかを基本方針の中に明示するべきだし、少数点在地域に関しては100パーセント国の枠でやるということもありうると思っています。大都市モデルと地方都市モデルを基本方針の中に明記すべきだと思う。

厚労省：

広域市町村圏という広域形式で進んではいけないのかな、と私としては思っている。

全国ネット（北九州：奥田）

広域でやっているところは今は大阪府しかない。神奈川の湘南でもやっていない。広域形式というのは前半5年間では文言では書いているけど、広域形式は、実際に地域では使えなかった。国家直でやるというのはどうなんですか？

厚労省：

線引きすべきではない、といわれているのに、少数点在のところは、国100パーセントでやる、というのには何か矛盾を感じる。これは何らかの基準を決めなければいけないのでは？

全国ネット（北九州：奥田）

大都市では施策が機能しているが、地方都市には及んでいない。うまく機能させるためには、違う取り組みを地方においてはせざるをえないだろう。その中で中身は区別は出来るが、しかし我々としては全てのホームレスに国の予算が届くというシステムを作ってほしいという話なんです。

厚労省：

国の形が変わってきている中で、ホームレス問題だけでなく国が地方に権限委譲している問題については法律の体系を変えてまでやるのは困難である。しかし少数点在地域において地方行政がとりくみやすいような事業の形だけ出なくて、側面的な体制的なところからも検討が必要だという点については考えている。国が100パーセントというのは難しいと思う。しかし取り組みやすくという点については施策とお金の両方だという点については我々としても考

えないと、と思います。現行、ホームレス部分の対策については国の補助金の部分と交付税の形でお願いしておりますが、ホームレス対策に関してはそれに加えて特別交付税の措置もしていただいているところですので、基本的には薄く広く行ってますけども、特別交付税に関しては色目が付いた形でお願いをしているところですので、そういった措置もあります。

全国ネット（市川：副田）

お金と施策の問題なんです、私は千葉県なんです

少数点在地域では具体的メニュー出しが絶対必要では

全国ネット（大阪市：松繁）

100人の線引きの部分ですが、地方議会の議事録をネットで検索すると、100人いないから予算を持ってこることが出来ないといっている馬鹿なところもある。何をやるにしても100人基準を持ち出しているところもあるので、方針を出すのだから100人基準はないんだというのを明確にさせていただきたいのと、一定の押し付けが仕様がない。少数点在地域でも最低限これはやりなさいというのをもう少し明示的に示す必要がある。民間の夜回りがあるところがあれば連携しなさいとか、保健相談なども、民間が積極的にやっているところはもっと連携してやりなさい、連携強化とかをもっと明確に示すべきだ。一貫したトータルなサポートをしているところもあるので、予防やアフターでいろいろ予算がついているので、NPOと連携しながら、こうしなさい、という例示はできる。手足になるようなNPOのあるところでは具体的に出来ることはたくさんあるんで、そういうことをしっかりと書いていただきたいと思います。巡回相談も公的にあるところは、就労自立特

が、市の職員に聞いても持ってくるのは巡回相談くらいしかない。小都市の中で有効な施策がない。センター中心の施策に予算がいつているのが現状だと思います。そこが何もないということに地方が動いていかない理由のひとつがあると思います。小都市でも有効な施策、予算が下りてくるようなものをあげていかないと動いていかないと。小都市は県と一緒にやらないと厚生労働省の予算が下りてこないという現実がある。小都市圏でも有効な施策を出していただくのが一番だと思う。

化だけではない相談機能を柔軟にもつべき。稼働能力の実効性だけで対応してるだけではダメだろう。生保の敷金支給で、アパート確保が問題で、丁寧に情報を提示できるやり方、敷金をどどん打てますよ、というような通達の念押し、できることの書き方はあると思うので、書き直しをよろしくお願ひしたり。

全国ネット（大阪：水内）

厚生労働省が地方へどんな施策を出すかはひとつの焦点だと思っているが、地方少数の場合はNPOの方が社会資源を利用して家を確保することによって大きな展開をしている。また生活保護施設などのちょっとした活用によって活路が開けるなど、宿泊所さんも。地方に点在している社会資源を上手く誘導できるような、NPOなどの支援の気運を盛り上げるようなバックアップ、インセンティブを行政や国がするという理念を見直しの中で、具体的な推奨すべきメニューとして入れていただきたいと思います。

何をすべきかもっと具体的に明示する、NPOとのパートナーシップなど

全国ネット（北九州：奥田）

大都市での施策に加えて、地方都市が何が出来るのか、何をすべきなのかということが明示されるべきだ。少数点在地域だからこそ出来ることもある。やはりNPOとの連携、活用、協働、いいパートナーシップが絶対に必要であると思います。費用対効果からしてもこのほうがいいのでは。施策として二枠作ってほしい、大都市と地方都市でそれぞれの別メニューを作って欲しい。

生活保護の問題ですが、入り口はもう確認できている、ここはさらっと行きたい、野宿からの申請と

いうものはできるんだ、ということは厚労省さんも言ってる。北九州も路上からの生保申請を受け付けると発表してるし。申請認める認めないの話はもうしない。問題は実態的、実施の段階でどうしていくのか。それは居宅の設置をどうするのかであるが。生活扶助費を現金で渡すのかなど。生活保護と居宅が、いろんな細切れメニューでは、実践で結ばれていないというのが現状なのでそこをどうするのか。

全国ネット（新宿：安江）

公営住宅の借り上げが行われていることもあるが、

民間の借り上げ住宅や低家賃住宅が家のない人にふ

さわしいと思っています。

路上からの残在地保護の径が開けてきたが、その次のステップが用意されていない

全国ネット（北九州：奥田）

路上から生活保護申請が出たら具体的にどうするのか。

厚労省：

法律上は居宅がないからといって生活保護申請を受けられないということはない。しかし法律において生活保護は居宅において行うという文言がある。ただし居宅がない場合には公施設だとかに居宅を定めていただいて。行政サービスなのでうろろうされるとサービスのしようがない。お金だけ渡すのは生活保護ではない。まずは福祉事務所サイドで積極的に居宅を探してあげる作業が必要で、その間場合によっては急迫保護という制度があるので。居宅の問題は我々も教えてもらいたい部分があり、国土交通省とも連携をとりながら公営住宅をしっかりと活用できないか。生活保護に当たってはまず居宅が一番大事。

全国ネット（北九州：奥田）

居宅は生活保護に当たっては必要ならば居宅設置の責任はどこにあるのか。今までは本人および支援団体が居宅を自分で探してくることが前提だった。しかし生活保護責任者に関して居宅の設置の責任はどこにあるのか。

厚労省：

生活保護は法律上何らかの形で居所を確保してあげなければならない。これはむしろかしいところで国や自治体のどこが確保しなければいけないかは曖昧である。

全国ネット（北九州：奥田）

現状居宅を見つけるのは難しい。せっかく生活保護を受けれても、居宅に入れない。居宅に入れないと生活保護の受給が出来ない。居宅を手に入れるための何らかの手打たないといけない。このところを改善したい。

厚労省：

居宅の設置について、居所の設置は、自治体において確保しなくてはならない。

全国ネット（北九州：奥田）

しかし現状として住宅の社会資源はない。福祉事務所も受け皿がないから、困っている。居宅を手に入れる何らかの手段が必要。せっかく直接保護が広まりはじめているのに、機能しなくなる。

全国ネット（新宿：安江）

敷金支給や直接保護がはじまっても、居宅にはなかなか進まない。具体的な手段、アパート探してくださいではそれ以上は進まない。アパート探しや仕事探しのソフトは、福祉事務所ではできにくいので、NPO 側でサポート、工夫は編み出しているが、敷金支給してよいという通知だけでは進まなかった。

全国ネット（神奈川：高沢）

小田原では宿泊所で半年くらいいてから敷金を出すという事例もあるし、相模原などでは今ではなくなってきたが、NPO が敷金や火災保険など立替して、居宅を確保してたこともある。大丈夫と思う人しかあげていけない。支援団体なしにはだれも居宅に行けない。

全国ネット（北九州：奥田）

国交省さんにききたいけど、公営住宅に入ったケースはない？

全国ネット（岡山：横田）

公営住宅の活用は、目的外使用は今は困難だという答弁を市から得たが、国交省さんの答弁では可能なのではないか。女性相談所の所長が連帯保証人になったケースもあったが。

全国ネット（熊本：谷川）

バスセンターである熊本の交通センターでの野宿者の居宅の設置はできないのか？

国交省：

公営住宅の目的外使用、平成 18 年 3 月からホームレス自立支援事業、アフターフォローとして社会福祉法人が目的外として使っていただけのようにした。東京都では 12 戸、グループホームとして実現はしている。保証人については、国では一律の縛りは設けていない。大阪府さんも自立支援センター長のパッ

クがあるということで、保証人用件を緩和していることがある。

厚労省：

交通センターでの野宿に関連して、生活保護制度は健康で文化的な最低限度の生活を保障するものなのだが、生活保護に入るとさまざまな制約がかかる。ホームレスの方で言えば法律上ちゃんと郵便が届くようなところに居宅を定めていただく必要がある。

畳の上にあがるメニューは用意されてきているが、使いやすく大きく活用できる方策が絶対必要

全国ネット（大阪市：松繁）

いい事おっしまった。3大義務がありますと。では働きたいという義務を果たしたいという人に義務を果たさせるような環境はつくらなあかんでしょ。働きたいという人には仕事を作ってあげてよ。まあこれはおいといて、住居のはなし。国土交通省の借り上げは低家賃住宅の供給ということで、それを大きく活用できればいいと思います。しかし民間の住宅を借りる際には保証人などの問題がネックとなって借りることが出来ない場合があり、NPOは対応として保証人会社を作るなどしてやっているが、この問題に対する具体策はなにか出来ないのか？民間支援団体がないところについての官の方策として保証人制度のようなものを考えていただければもっと入り

小屋で生活していてそれは居宅じゃないかというそうではない。生活保護を受けるということは勤労の義務も発生し、稼働能力のある人はその力を最大限に発揮していただく方向で、社会的自立、日常的自立、最後に経済的自立という3段階でなるべく社会にでていっていただいて、自立への方向へ向かって支援をやっています。そういう中で居宅のほうも制限がかかっている。

やすくなるのではないのか。民間住宅の会社に広報していただいて差別をしてはいけないということをお願いしたい。

全国ネット（大阪市：山田）

自立支援センターを卒業して就労自立された人。相対的に自立したと保護課さんが認めた人については、お貸ししますよということなんだけど、現実的には地方都市ではそうはいかない。

国交省：

どういった方を優先入居させるかは、これは地方自治体の判断。

民間との協働をもっと打ち出し、省庁間の縦割りの弊害を克服する姿勢が相変わらず出ていない

全国ネット（北九州：奥田）

やはり前回と同じところで止まる。ひとつは厚生労働省が生活保護を受け付けた。居宅に結び付けるにはどうするか。まずは国とか地方自治体の部分で連携が出来るのかどうかを検討していただきたい。国土交通省の今のシステムで路上生活者が公営住宅に申し込めるかといえば出来ないと思う。路上生活から公営住宅に入るシステムは今の5年間ではほとんど活用できなかった。入り口は改善されるようになってきた。国土交通省と厚生労働省の連携を施策の問題として次の5年間に明記、具体化すべきだと思う。さらに全てを公営住宅でまかないわけなので、民間アパートが必要、民間団体との連携が必要であり、そのことを認識しているだし、そうであるならばそれをちゃんと施策に載せるべきである、よかったらやってくださいじゃなく、国は積極的に居宅入所の際に民間団体を絡めたシステムを作りますというのが、今後5年の方針のひとつの目玉になります。というように民間とのパートナーシップの枠組みを

施策的に作る。それでも民間のアパートで事足りるかというとなかなか難しいし、の問題もある。その時に民間団体が持っている無低施設の利用も伸びるだろう、無低は民間ビジネスと言うことでよく言われないこともあるが、自己基準も必要だ。でも運営はひじょうに難しい、その時に無低がグループホームという枠組みの中まで上がればずいぶん違うと思う。これを使ったほうが大きな箱物を作るよりもコスト的にも安いはずである。そうしたら無低活用において、どうやって無低をサポートするかが3番目のポイントとして是非触れていただきたい。

全国ネット（神奈川：高沢）

直ちに居宅可能かわからないと行政が言うために中間施設活用になってしまう。この辺をもっとわかりやすく、路上脱却の意思があるものが居宅を構えて、社会生活を促進するようなものを基本方針に書いていただきたい 1h25m

厚労省：

よくわからないんですが、ケース診断会議が開けないなんてのは、そういうのは自治体のいいわけだと思えます。生活保護は国ではなく地方自治体のほうが実情を把握できるので権限を委譲しているのです。

全国ネット（長岡市：松本）

長岡の経験と名古屋の経験。支援団体を通さない場合は、中間施設経由になってしまう。そういう意味で、支援団体を通した畳の上の上がり方をできるルートをもう少しバックアップすべきである。その意味で、しっかり取り組んでいる民間の団体には助成していただきたい。実態に見合った、実効性のある施策をこれからの5年間で盛り込んでいただきたい。国土交通省に確認したいのだが、18年3月から自立支援法に関連して、福祉法人やNPOのルートを通して入ることが出来ますというのがあったんですけど、それは通達ですか、内規ですか？

国交省：

省令です。

全国ネット（北九州：佐藤）

どこに住むかっていうハードの問題と、もうひとつ誰が責任を持ってそこに繋ぐかっていう問題がある。ケースワーカーがそれをやってくれるのか、私はケースワーカーだけでは難しいと思う。この仕事はNPOがノウハウを持っているので委託をしてもらえばいいと思う。ケースワーカーの仕事をどう考えているかお聞かせいただきたい。

厚労省：

生活保護制度の中では住宅について最後は国の責任。生活保護の適応要件を満たした方は居宅をどうするか、生活指導を含めてちゃんと責任を持ってやらなければいけないと思う。やり方については自治体ごとにケースバイケースで、やれないことはない。NPOの力を借りることもあり得る。

アフターフォローの大変さも含めて、民間活用という文言からさらに踏み込むべき

全国ネット（北九州：奥田）

そここのところも単なる民間活用する、と文書で言うだけで終わらないで、予算措置も含めてメインにすべきだと考えることが必要ではないか。6000人近くの人が減った。今アフターの問題が非常に大きな問題になっている。当時はどこから手をつけるかという段階だったが、これを今後どうするかについてどう考えているのか。

厚労省：

我々もアフターの問題は大事な問題だと思っている。現在の基本方針の中でもかいてありますので今後も必要だと思っているので、今後さらにどう強調するのか、改定するのかまだはっきりわからないが引き続きやっていく。

全国ネット（北九州：奥田）

想定されていたのはアフターは自立支援センターが中心となっていたことである。今後、少数点在地域を含めて全体的な方向がそっちにいくなら、必ずしも自立支援センターを介するのではなく、ホームレスから生活保護、居宅、自立と入ってきた人に対してのアフターフォローをどうするのか。アフターフォローの範疇を拡げなければいけない。いろんなルートから入って生きた人のフォローをどれくらいの規模でどのくらいやるのか。今まで部分でいい面と今までにはなかった面がどうしても入ってくると思う。これについては？

厚労省：

今の総合相談事業の中でもアフターフォローが出来るようになっていく。

出来るというより、やらなければならない、という施策の具体的なうちだしが見直しが必要

全国ネット（大阪市：山田）

総合相談事業を設けられない自治体は具体的にどうやっていくのか。民間が100パーセントとはいえないまでもやっているが、このへんの民間が助け合っ

てやっていく仕組みをどうやってフォローしていくのかを施策として具体的に位置づけても貰わなければ

全国ネット（大阪市：渡邊）

医療支援をやっている立場からですが。大都市以外の各地方ではホームレス状態のまま緊急以外に医療を受けるのはかなり困難な状況です。やはり就労

や自立への中で健康の確保は重要な要素である。医療の単独での受給の道筋をつけてもらわないとかなり困難を抱えている人が多い。その道を開いて欲しいということについてはどうですか？

厚労省：

医療単給は生活保護の中に入っている。適応要件は他の生活補助と一緒にすることはご理解を頂きたい。

全国ネット（大阪市：渡邊）

生活保護があってその一つとして医療補助があるということになるんですね。自立を回復するに当たって健康というのはキーワードになることが多いので、救急で担ぎ込まれること以外にもそのことを契機にして自立に向かうということは、各地で健康さえ取り戻せばということが多いので。医療だけで単給で出るという可能性があるのも、そういう道を開いて欲しい。

全国ネット（大阪市：松繁）

医療単給を確実に生活保護にかけるという点では即効性がないということだが、救急の場合、役所の車で乗りつけた場合行路扱いになるのですが、野宿者が自分で窓口に行った場合も行路扱いになるような、正規の審査以前に処理するというようなことは不可能でしょうか。

厚労省：

それは難しいです。急迫保護は生活保護最後の制度なので。

全国ネット（北九州：奥田）

大元の就労のことがまだ話せてないですが、できれば今後も続けてきたい。考え方はだいたい一致し始めていると思うんです。その次の何が出来るかのメニューを具体的に話せばいいかなど。やるかやれないかを聞いていただければ、こちらも対応していきたいこともあるので。今後も是非よろしく願います。

付録資料 その2

国会院内集会

『二・七 誰もが野宿を解消できる基本方針を！』

2. 国会院内集会 『二・七 誰もが野宿を解消できる基本方針を！』

高沢：ただいまより 2.7 誰もが野宿を解消できる基本方針をとということで院内集会を始めさせていただきますと思います。本日の集会はホームレス支援全国ネットワーク主催で行わせていただきます。議員の方も見えられてるので、超層派の議員に向けて行わせていただきます。申し遅れましたが、私本日

奥田代表の基調スピーチ

皆さんこんにちは。私はホームレス支援全国ネットワークの代表世話人をさせていただいています、奥田と申します。今日はよろしくお願いいたします。本日はこの集会に誰もが野宿を解消できる、脱することが出来る新しい基本方針をという、そういうテーマで集会を開くことが出来ました。またお忙しい中ご参集いただきました国会議員の皆様、また賛同支援団体の皆様、この課題に心を寄せてくださっている全ての皆様にまず心より感謝申し上げたいと思います。

最初に私のほうから今全国支援ネットワークの方で考えている新しい基本方針に向けての要点課題を整理したいと思います。少し時間をいただきますが、お付き合いをお願いします。

今日配られたペーパーの中に全国ネットの要望書の要約というのがありますが、後にそこに触れたいと思いますのでご覧下さい。ホームレス支援全国ネットワークは昨年の6月9日に結成されました。現在全国に46団体、3個人が加盟している、各地でホームレス支援を実践している人たちのネットワーク組織であります。本日の集会の意味は先ほど申し上げましたとおり、誰もが野宿を解消できる基本方針を、そういうテーマでこの集会を開催しました。シンプルなタイトルであります、自立支援法施行以降5年が経過した現在において、現状と課題を端的に表している集会テーマだとを最初に申し上げたいと思います。すなわちホームレス自立支援法が2002年に出来まして、そのあと国が具体的な施策に入っていったわけであります。現在実施されている施策は現在路上で生きざるを得ない18,564名、これは国の先日の調査の数であります、を残念ながら現状ではこの路上におられる1万9千人近くの方すべて

の司会を務めさせていただく全国ネットの世話人の一人です、神奈川から来ています、湘南ライフサポートきづなの高沢と言います、よろしく願いいたします。ではまず要点案を代表世話人の奥田さんのほうからよろしくお願いいたします。

を対象としているものではない。今の前半5年間で行われた支援は、非常に有効でまた成果を上げました。この法律が出来たことで全国ネットとして非常に喜んでおりますが、しかし今まで5年間のやり方、支援の在り方では今後さらに残されている1万9千人の方々の支援を続けることは非常に難しいだろうと考えております。2002年に試行した自立支援法は多くの路上の命を救いましたし、また自立を支援してきた法律でありました。法律制定にご尽力いただきました議員の皆様や各界の皆様に全国ネットとしては本当に感謝しております。しかし先の5年間の結果を、成果を踏まえつつも、私たちは今日さらに課題を見つめないと、と思っています。2007年の1月に国は2度目の全国調査を行いました。2003年の前回調査に比べまして5千7百名の方々が人数的には減少した。2万5千人といわれていたホームレスは、1万9千人弱となりました。このホームレス人数の減少は、これまでになされた就労支援を中心とした支援の結果であるように、成果であるという風に考えております。しかし一方で今年1月になされた調査で明らかになったのは、ホームレスの人たちの中で高齢化が進んでいること、また長期的にホームレス化に陥って、なかなか脱することの出来ない長期化の問題が進んでいること。さらに今回の調査でははっきりしなかったんですが、各現場において、実際現場において経験していることから言いますと、今路上におられる方々の少なくない割合で障害を持っている方々が今増えてきている。そういう現状であります。ですので、これまでの施策において、働ける人たちは働いて次のステップへ入っていきました。ある意味結果としてなかなか就労だけでは次の生活へ入れない方々が今路上に残されてきて

いるということです。ですので、2002年自立支援法制定以降に行われた法的支援は基本的には就労支援というものを中心においてきた対策であった。これはある意味有効でありましたし、多くの成果をあげましたが、しかし今後この枠組みでホームレスの支援を続けていって、じゃあ今後成果が出るかという非常に難しい。それは就労という枠組みだけに捉われない人たちが路上におられるという現状があるからであります。ですので、問題は今後でありまして、このまま就労支援のみという対策をもって取り組むとするならば、全ての路上の生活者を対象とした今回の集会のタイトルにはならないということです。私たちが端的に今求めているのは実際路上におられる全ての方々を対象にした支援の施策を今後先の5年間で、ある意味方向転換をすべきだということが、私たちの主張するところでありまして、ある意味現在の施策は一定の役割を終えました。次の新しい支援方針が次の夏に出されると聞いておりますが、その時点においては今日のテーマである全ての路上生活者、全ての野宿状態にあるの方々に対して、国の支援が及ぶそのことに考えていかなければならないと思います。その点においては就労自立という点のみならず、福祉的な施策も活用した形の総合的な支援というものに取り組むべきだと思っております。また一方で全てのつてという言葉に込められた意味をもうひとつ申し上げたい。それは先の5年間の施策が大きな都市を中心としてまずなされたということでした。大阪、東京、名古屋、神奈川、特にホームレスの多い地域を中心としてなされてきました。その中心は自立支援センターという施設を使った大型のプロジェクトでした。しかし一方でなかなかその枠組みまではいっていない地方都市においては、この先の5年間でなかなか実際的な施策の活用というのがなされなかったということです。少数点在、または地方、こういうところで野宿をしておられる方は総数とすれば相当な数がおられるわけです。ですので、全ての野宿者、全ての路上生活者がそこから脱することが出来るための新しい基本方針という言葉の中には、高齢者や障がい者、長期化している人たちだけではなくて、地域的にも全ての地域に及ぶ施策をと私たちは考えています。そこで全国ネットワークが今年の6月に厚生労働省、国土交通省の皆さんに対して要望書を出しました。その要望書の要約がそこに書かれているわけですが、それを確認して私の主張とさせていたいただきたい。

まず最初にホームレスの定義の見直しと、不安定

居住層へ支援ということを書いております。自立支援法というのはホームレスというものに対して誰を指すかということについて、野宿者と規定をしております。しかし駅とか公園とか路上で生活しているものとなっておりますが、しかしこれは国際的な基準から見ても路上生活者のみを以ってしてだけホームレスとしているのは日本だけです。シェルターに入っておられる方だとか、病院に入っておられる方だとか、緊急的な避難の場所におられる方だとか、要するに安定した居住場所のない人々を多くの諸外国では、施策の対象としているわけです。ですので、単純に家があるのか、無いのかで判断するのではなく、もう少し広い枠組みで不安定な居宅しか持っておられない方に対する支援。もしくは昨今困窮や貧困の問題が多く取り上げられておりますが、そういう不安定な生活をせざるを得ないの方々についてどのように取り組んでいくのか。最初2003年の時の調査だったと思っておりますが、これは全国的にそうだったのかわかりませんが、私の暮らしておる地域については全国一斉調査の当日病院に入院しておられるホームレスは、ホームレスとはカウントしないという通知が出ました。それはなんでですかって聞いたら「病院に入院しているからです」ということでした。しかしこれでは施策にはなりません。ですので、単純にその場に居るかどうかではなくて、その恐れのある人たちを含めた広い概念でホームレス問題を捉えるべきだというのが第1項目であります。

第2項目、そうなれば多様な自立支援。対象者がある意味健康ですぐに働ける。就労支援を行えば、次のステップにいけるといの方々だけではなくて、障がい者や高齢者、ある意味非常に難しい状態になっているの方々、そういう全ての方々を施策の対象とするならば、今までのような就労支援のみで対応することは難しいであろうと思っております。ですので、もう少し総合的な支援、自立といっても経済的な自立だけではなくて、社会的な自立、さまざまな面での自立というのがここでは図られなければいけないという風に思います。そのためには就労支援だけじゃなくて、例えば居宅をどう手に入れるのか、どのようにして家を確保するのか、その問題も大きな問題としてあります。

3番目に就労概念の事実の見直しと、社会的就労による総合支援策ということを書かせていただきました。それは現在就労支援で行っているわけでありまして、それが多くの場合は自立支援センターというものを介してなされております。しかしセンタ

一がある地域はごく限られておりまして、全体として就労支援を行っていく場合には、センター以外のルートも含めて総合的な就労支援をしなければならないという風に考えております。さらに障がい者や高齢者の方々、病気を持っておられるの方々、つまりフルタイムで働くというのがなかなか難しいという方が増えて来ているわけでありますから、社会的な就労と申しましょうか、ある意味福祉的な就労先も踏まえた確保、これが無いのならばそういう活動をしているNPO等が、例えば公共的な事業を請け負うような形でホームレス就労の先の受け皿になることが出来ないか。そこにおいては就労においては生活費の全面的確保というのは難しいわけですから、半就労半福祉、半分就労して、あとは福祉、補足性の原則で足すというそういう風な就労支援というものもあっていいんでないか。さらに一気に野宿状態からどっかの会社に入って、常雇用に入るのは非常に難しいわけです。ですからある意味ステップアップの形、第一段階、第二段階という形で就労の中身を高めていく。そういうステップアップしていくような形での就労支援。今は自立支援センターで一発勝負ですね。6ヶ月間で基本的には常雇用に入らないとダメですよっていうことで出されていますが、なかなかこれが急に路上生活から会社に入ってばりばり働けるかといえ、これは非常に難しい。そのあたりを社会的就労も含めてステップアップ出来るような制度が必要なのではないか。

4番目。今実数として6千7百人の方の人数が減った。実際の自立者数でいうとこれの何倍かに当たると思います。つまりこの5年間で新にホームレスになった方を含めて6千7百人減ったということでありますから、実際の自立者数はすごくたくさんおられるわけです。しかしいったん新しい生活を始めても、そのあとの地域での生活を継続できるか、そのところで困窮状況に陥っていく方がもうすでに各地域で現れ始めている。そうするといったん野宿から自立したけれども、その生活を継続、維持できるかということに対するサポートが次の5年間では大きな課題になります。ですので、先ほどホームレス概念、野宿概念をもう少し広義に取るべきだと言いましたが、ある意味では自立をしてアパートに入られても、野宿時代と同じ問題、例えば孤立しているだとか、誰にも相談できないだとか、そういう風な状況を抱えて自立が孤立に終わっている。何かきっかけがあるともう一度野宿に戻ってしまう、そういう風な危機の中で暮らしておられる方は少なくな

いわけです。そういう意味では施策の対象を路上に居る人だけってということにはしないで、もうちょっと広い意味でのこの問題を抱えておられるの方々に対してサポートすると。そこにおいてはアフターフォロー事業ですね。自立する方へのフォローを強化しないといけないと考えています。

それから5番目。野宿状態から直接居所を確保するための支援。これが非常に難しい仕事になります。今までの5年間は自立支援センターに入るというのが大きな流れでありました。ただ、先ほども述べたとおりセンターがある地域は限られておりまして、多くのホームレスの方が過ごしておられる地域の場合でいうと、野宿から直接次のステップに移らなければいけない。そのときに居宅をどう確保するのが確立されておられません。あとで生活保護の問題も出ますが、厚生労働省がさまざまな指導をして、私は北九州なんです、それはそこで有名な所ですが、昨日厚生労働省からの視察が入って、路上からの生活保護受付をすると公に発表しました。私たちはこれで良かったと思っております。長くその問題をやってきましたので良かった、一歩進んだ。しかし実際問題路上生活者から生活保護の申請が出たときに、それはどのように受けるのか。例えば路上生活者に保護費が出た場合、路上生活のまま現金で渡すのか、果たしてそれが本当に生活の保護になっているのか、じゃあ居宅は誰が準備するのか。それは自己責任ですって言われても、野宿者はアパートを契約すること自体が出来ないわけですから。生活保護という入り口が開いても、それが実際生活の建て直しに結びつくのかってところも今大きく問題になってきています。ですので、野宿状態から直接居宅をどう確保するのか、このための支援が今後考えられるべきであろう、センターだけではなく、センターが無い地域においても施策を進めるためにそれがいると。

6番目。少数点在地域の問題ですが、これは先ほども触れましたので、その通りであります。ですので、ちなみにですね、厚生労働省は、実は先ほど厚生労働省の関係者の方とお会いしていたのですが、全国ネットとして、そういうことは言っておりませんと明言されておりましたが、しかし各地方行政においては施策の基準は100人であると5年前から言われておりました。ひとつの行政において100人以上ホームレスがいれば国の施策が、それ以下のところにはできませんよ、とまことしやかに地方行政で言われていたんですが、私たちが行政の窓口に行っ

たらそういう理由で断られるということがあったんです。しかし今日確認しましたがそういうことはありません、どこにも書いてません。そうであるならば、ますます少数点在地域、地方における施策の実施というのをどう考えるかっていうのが、大きなテーマになります。さらにこのことに関しては、最初の基本方針が大都市、たくさんホームレスがおられる地域の施策をモデルとしておりまして、それより少ない地域に関しては多数地域に準ずる施策を講じるということで終わっているんですね。ですので、これはいけないだろうと。5年経って全てのホームレスの人たちに対して支援するというならば、大都市型のモデルと、私は北九州ですが、地方都市型のモデル。そういう施策のモデル、せめて両建てにするべきだろうと、そういうことを考えております。

7番目。医療の単給の問題ですが、ホームレス状態の方々が健康を維持するのは大変であります。それで病院に行かなければいけない状態に陥るんですが、現状においては急迫保護扱い。つまり緊急保護という扱いにおいてのみ生活保護の対象となる。非常に単純に言えば救急車に乗ってきたら診てあげましょうというのが現状なんですね。しかしこれでは本当に体が悪くなってから病院に行くわけですから、治療にも時間がかかりますし、また医療費も莫大にかかっていくわけですね。経費の問題も含めて誰しもが困った時に病院に直接行ける、そしてその病院から生活保護申請が出される、そして医療費が負担される。そういうシステムは出来ないのか。保護世帯になってないわけですから直接医療機関において受診が出来る、生活保護の受給が出来る、医療費のみですが、そういうシステムにならないのか。

8番目。野宿状態からの生活保護申請への徹底。これは先ほど申し上げたとおりでありますので、今日来られている各地域の方々も厚生労働省はもう明確に路上からの生活保護申請は受け付けますということで、これは提言するまでもない事実として今朝確認しておりました。ですので、これは当たり前ということで徹底させていきたいと思っております。

9番目。全国ネットが結成されました、そしてまた各地の活動は続いております。しかし、ホームレスの生活の支援の施策を進めていく中で、基本方針においても、自立支援法においても民間団体、NPO等の共同、もしくはNPO等の活用というのが大きなテーマとして挙げられてるんです。これは国全体の流れとして、国が全てをやるんじゃなくって公助の部分と共助の部分を組み合わせながらやりまし

ようというようなこととして、共同の事柄としてホームレス支援を進めていこう、これは間違っていないと思うんです。しかし残念ながら前回においても今回においても、基本方針、つまり何をするかというのを立ち上げる時に民間というところが入る余地がありません。私たちは意見書を出したりいろいろしてまわりますが、実際の施策の策定段階に我々現場のものが入って一緒に知恵を絞っていくということがどうも出来ない。厚生労働省さんに聞いても「そういうことは考えてません、私たちが作ります」という風におっしゃって。しかし私たちは協力する準備があります。是非現場の声を聞いていただきたい。そのために全国ネットを作ったわけですから、是非現場で。失敗したこともあります、成功したこともあります。そんな経験を是非担当の方に伝えて、実際に使える、実際に有効な次の基本方針としていただきたい。そのために検討会等を開いて一緒に考えられませんかということを申し上げているわけがあります。

最後に、国は今年新基本方針を発表いたします。その作成作業に私たち現場の声がどのくらい反映されるかというのに私たちは注目しています。今日そのためにもお忙しい先生達にも集まっていたいただいて、みんなの声を伝えたいということでやりました。今後の施策の成否を大きく左右する基本方針転換という場面を迎えております。是非全国ネットからの声を国に届けたいと思っています。さらに最後に全国ネット結成の大きな目的のひとつにこの2002年に作っていただきましたこの法律は10年間の時限立法であります。しかし国際的な情勢や日本の現状を見ますと、2012年にこの問題が解決しているかという非常に難しい、困難だろうと。昨今の経済状況で行くと、さらに大きな波が襲ってくるやも知れません。そんな中で諸外国が持っているような恒久的な法的措置、時限立法では無くって、特別措置では無くって、この10年間の経験、模索をベースにした、この法律が本当の意味で生かされていく、次の基本法の制定に対して私たちは歩みたいと思っております。その段階においても是非ご協力願いたいと心より願っております。私のほうからは基調提起、以上であります。

高沢：

ありがとうございます。この主張を以って本日の誰もが野宿を解消できる基本方針をということで委員内集会を最後までやっていきたいと思っておりますので

よろしくお願ひします。議員の方、たくさんお見えでございますので、よろしくご挨拶お願ひ申し上げます。

議員先生からの挨拶

衆議院公明党の田端と申します。

私は大阪西成区に住んでおまして、山田さんとはご指導をいただいたり、叱咤激励をいただいたりしたいへんな。そしてホームレス自立支援法制定に際して保坂先生なんかと一緒に、我々国会議員と現地まで視察していただいたりしながら、山田さんたちと意見を交わしながら作らせていただいた最初の立法に関する橋渡しをさせていただいた。その思いできょうは皆さんのご意見をうかがっておりますが、さ

ます。

らに良い流れになるように我々は努力したいとこんな思いで参加させていただきました。大変な状況の中で皆さんネットワークに頑張ってくださいますが、これからは皆さんのご意見をいただきながらしっかりとした新たな基本方針の新たな策定に關しまして、そこにも意見を反映させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

民主党の参議院厚生労働委員会に所属しております津田弥太郎と申します。

実は私の先輩である衆議院議員の鍵田節也が大阪で皆様の課題に一生懸命取り組んできました。私はそのあと意思をついで取り組んでいるものでございます。今日お見えの保坂前参議院議員も一緒になって取り組んでいただきました。この課題は与党とか野党とか言うのではなく、国土交通省や厚生労働省が縦割りで行っているため、私が前回厚生労働委員会

で質問した時も、住宅の問題でそれぞれが勝手に方針を作っている。連動がしないために結局利用が出来ない。こんな課題が明らかになっているわけで、そういうことをきちんとひとつひとつ対応していかなければならない。みなさまが自立していけるように全力で支援していきたいと思うのでよろしくお願ひします。

自民党の保坂三蔵でございます。

皆さんこんにちは。今お話に出ました保坂です。今バッチをつけていませんが、この間の参議院選挙で落選しまして、今浪人中です。ホームレス自立支援法が制定されてちょうど5年です。今お話にありましたとおり、この法律が議員立法いたしましたときは感無量のものであります。お辞めになった鍵田先生もおっしゃるとおり、私たち与党、公明党と自民に対して強く働きかけていただきまして、このホームレス問題はそもそも都市問題で入ろうという意見、それから人権問題から入ろうとする意見など、色々多種多様でした。ただ決して間違えなかったのはバブルが崩壊したあと急激にホームレスが増えてまいりまして、このホームレスが社会問題化して固定化してしまっただけではないということで、アメリカで言う所のプライオリティーホームといいますか、家庭社会に帰すということを宣言しようと。我々はその前にハウジングファーストっていうか、屋根のあるところに住んでもらおうと、そのことで就労も確実性になってくるし、その就労も一過性のものではなく、しっかりと自分の仕事を見つけてもらい、それで健康も回復してもらおうと、こういうことに

全て焦点を当てた法律を作ろうということでやりました。全国ネットの話ではホームレスは底辺の問題と触れてはいたけども、私たちはあえてホームレスという言葉がなかった時代にホームレスという法律を作ったもんですから。それまでの地方のホームレス関連の規則を見ても、野宿生活者だとか路傍生活者、路上生活者と。みなさん怒るかもしれませんが一番ひどいのは無宿人っていうのがあったんですね。映画の時代劇のようなお粗末な扱いだっただけです。私たちはそうじゃない、ホームレスという言葉が国際的にも定着しているんだからと、そこから入っていきまして、当面公共用地にお住まいの方々を救済するというようになったのが事実です。率直に申し上げて、なおさなくてはならないという風になるかもしれませんが、東京都で言いますと第1ステージが終わって第2ステージに入りますので、シェルターと自立支援センターを同じ施設にして、そしてホームレスからの本当の脱出を図ってもらうためには、上手いかわないで再度ホームレスになる人を追いかける、そしてまた話し合いの下で生活を取り戻してもらおうということまでいこうというのが今度

の東京都の案ではそうになっています。国が 32 億くらいしか予算付けてませんが、東京都は 33 億の予算を付けております。他の自治体に負けないという気持ちもありますけど、されど諸外国に比べるとまだまだ手薄であることは事実でして、一番問題なのは生活スタイルを変えてもらう問題で、アメリカでは矯正という事業があるんですね。向こうの場合はドラッグだとかそういう問題がありますから。ホームレスの青テントの地域に行くとコミュニティがあって仲間意識が出来ているから、それを断ち切って一人だけ関係ないところに住んでもらってという生活が成り立つかなというのもないわけではございません。いずれにしろ東京都の支援は第 2 ステージに入

民主党の参議院議員の松野信夫です。

私の選挙区は熊本で、熊本で 26 年間弁護士をして、社会の中の弱い立場にいる方々の味方になってという思いでやってきました。水俣病とかハンセン病と

民主党参議院議員の松岡徹でございます。

虹の連合の代表しております、この取り組みをさせてもらってまして、去年は皆さんと一緒にとりくまさせていただきました。私も西成の出身で全国で一番大きいといわれているあいりん地区、釜ヶ崎を抱える所であります。小さな時からホームレスや日雇い労働者の問題を目の当たりにしてきました。今回の問題もそうですけど、まだまだホームレスというものが、どこの問題なのか、私たち政治の中でも定着していない。ホームレスになった人の問題という狭い見方で捉えれば、それは違うだろう。私たちが社会の問題だと捉えていくべきだとまずは思っていますし、そうであればこの問題をどういう風に解決していくのか、その手立てはどうあるべきなのかはひ

社民党党首、参議院議員の福島瑞穂です。

5 年前に法律が出来た時に多くのホームレスの人たちが、これでは問題が残るといって、雨の日に請願デモに来てくださったり、いろんな集会があったことを大変覚えてます。その後社民党、あるいは個人としても出稼ぎの問題や日雇い派遣の問題や貧困の問題に取り組んできました。先日もやいの湯浅さんが福田総理には貧困ということをどう考えているのか、貧困問題を認めるかぜひ聞いて欲しいと聞いたので、代表質問で日本に貧困問題はあるのか、どう考えるのかと質問しました。しかし総理は日本には貧困問題はあるという形では答弁しないばかりか、

りましたので、是非その部分を国からの支援を受けながら、国からの指導を受けながら、支援はあまり東京都受けてませんから、自主財源がほとんどです。ですから、皆様においても行政の方も褒める点は褒めて、やってもらうようにまずすることが専門家の行政を動かす大事な所ではないかなと思っています。我々の税金でやっているんだといえればそれまでなんです。そういうことをお願いして、お互いに党派を超えて頑張っていければいいと思っています。なお東京都のほうではホームレス議員連盟というのを都議会議員と区市町村の議員によって作っております。私たち国会議員のほうは勉強会を作っております。

か生活保護の申請のお手伝いをずっとやってきました。人権の観点からホームレス問題をしっかりやって生きたいと思っています。

とつひとつの現場の現状をしっかりとみつめる、捕まえてることが大事だと思っています。残念ながらホームレスの問題が私たちの社会の問題として、そして政治課題として定着していないという要素はまだまだ存在していますし、厚生労働省もその立場で問題を捉えきれているのかということからすれば、まだまだ弱いんだらうなと思っています。そういうことを考えますとホームレス自立支援法が 5 年前に制定されたことの意義と、この中間年改めて基本計画を作り直すというこの時期に、そのことをちゃんと位置づけて、新たな計画を練り直すことが大事なんじゃないかと思っています。政治家としてわれわれも政治のなかで訴えていきたいと思えます。

なぜか、どうしたらいいのかっていう回答がなかったのはとても残念です。しかし今後厚生労働委員会や予算委員会の中などでもこの問題について取り組み、7 月に向けてもっと中身のある実効性のあるものにするために頑張っていきたい。厚生労働省は実態調査をしましたけども、皆さんが努力して、この実態調査をまとめられたことを大変ありがたいと思っています。この結果を生かして、質問や交渉などで問題の解決をやっていきます。ちなみに私の秘書が池田幸世さんと言ってホームレス問題などにも取り組んでいるので、事務所をあげてホームレスの問題に取

り組んでいきたいと思っています。

参議院議員の一人の郡司彰と言います。

私はたいそうなこと言う資格がなくてただの傍観者であります。今日こういう集会があるということで参加をさせていただきました。ちょうど10年前に当時はホームレスの問題はどこでやればいいのかわからなくて、予算委員会で野田さんという自治大臣にやりました。次の日大阪市から電話をいただいて、初めて取り上げていただいて今後は国のほうも予算措置をするようになったというのがちょっとありまして、そのあと国のほうといろいろ話したら、その当時は定義がないんだと、例えば運送業者に対してこのようなことをやるとか、商工業者に対してはこういうことをやるとか。ではホームレスに対してはってことでまず定義を作ってくださいと。こういうところの話をした覚えがだいぶあります。従いまして先ほど話を聞きましたら、この定義が問題だと

参議院議員の松浦大悟と言います。

今回初当選した新人です。どこから私たちの社会はホームレスの社会を無視した側面があるのではないかとと思っています。目に見える形でいらっしゃるのに、見てみぬ振りをしてきたのではないかという思いを強く持っています。未成年によるホームレス襲撃事件というのが相次いでいるわけですが、マスコミがほとんど報道することはありません。襲撃されたホームレスが警察に訴えに行ってもその4割しか

大島九州男と申しまして、福岡県直方市でございます。

皆様もいろんなことがあって、いろんな想いの中で、今の現状にあられるんだと思います。私も明日は我が身でございます、いろんな想いの中で、畳の上だけ出なくて、皆さんの心の中の雨に傘が射せる様

稲見哲男です。

前議員と言うより民主党大阪府連のホームレス対策本部の一員として今日は参加いたしました。今日の集会にとっても喜んでおります。松岡先生も言われましたが、昨年から一昨年にかけて虹の連合でもう一つの全国調査が行われて、調査結果ももちろん大事ですけど、調査隊の信頼関係が出来て、見直しの時

(以下の3先生は遅れて来られたので、下記の決意表明の合間で挨拶)

民主党参議院議員の大河原雅子です。

ということがありましたが、始めはそういうところでした。それからなぜ私に関心を持ったかといいますと、5、6年前に東京都が分厚い調査をまとめた時の年齢構成を見たら、当時の私の年齢の人が最大年齢だったと、東京では北海道と九州出身の人が多かった。私自身もそうなんです。エネルギー政策が変わる前に炭鉱で働いていた親が閉山が全国に散らばって、そして東京に出てきて高度成長を支えて、バブルがはじけたあと帰るべきふるさとなかぬような人、日本が背負ってきたものの中にその問題があるんじゃないか。こういうような思いで関心を持ってまいりました。わたしの住んでいるところではそうしたホームレスの人はまとまっています。きわめて傍観的な立場ですが、今後とも関わっていきたいと思っています。

受理されないという報告がNPOから受けています。行政の皆さんはホームレスの方を同じ市民だと思っていないのではないかという風に思わざるを得ません。そうではなくホームレスの皆さんも同じ市民で仲間である。その仲間が生存権を脅かされている、そういう立場から政治の立場から、私も声を上げて行きたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

な法律を作るのが私たちの仕事だと思います。いろんな勉強をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

期にそれをきっちり反映していこうというような流れできておりましたので、今日の集会を有意義にして是非衆議院の予算委員会の分科会とか参議院の決算委員会の分科会とかで、是非そこで厚生労働省の新しい方針に魂を入れて欲しい。そんな思いで今日参加しました。

私は東京の都議会議員をしてきたこともあって、新宿周辺で野宿者の問題でいろんな方々がしてきたことを見聞きし、そして議員としても誰でも安心して、雨露をしのぎ、人間らしい働き方ができるよう

民主党衆議院議員の土肥隆一です。

神戸が選挙区です。私も鍵田さんを通じて、みなさんの運動体の方々を含めてお付き合いをさせていただいています。国の政策としてこういう事態をいつまで見逃すのかということです。私も給食サービスをお手伝いしたことがあるんですけど、時間が長く

民主党参議院議員の下田敦子です。

民主党の医療介護改革チームというのをずっとやっています、年度内にいろんな施設に対する予算にたいして提言していかなければならないことが多いので、遅くなってしまいました。私事ですが、私は介護福祉士の養成をされていて、そしてその大学で教授がホームレスに対する調査をずっとやっています、私も勉強させていただいたんですが、それにしても東京駅に今日参ります時に、松の木の芝生

高沢から、退出、代理出席の議員さんの紹介をします。

民主党参議院議員の尾立源幸さん、無所属で高知の広田一さん、民主党衆議院議員の藤村修さん、民主党参議院議員の今野東さん、民主党比例参議院議員藤末健三さん。以上の方は来られたんですが、ご挨拶する前に帰られた方ですが、これだけの方が来られました。

秘書が来られている代理出席の方のお名前だけ。民主党参議院議員前川清成さん、民主党参議院議員

賛同団体からの挨拶

高沢：

次は賛同団体からお願いしたいと思います。

ソーシャルインクルージョン推進会議の細木と申します。

ソーシャルインクルージョン推進会議とは厚生省に長くおられた炭谷先生を代表として、ホームレスをはじめとして、ワーキングプア、その他の方々のことをどうして行こうという研究をしておりましたけど、推進会議という形にしております。生活福祉研究機構が事務局をしております、私は推進会議

にどんどん戻していけるようなことを政治がやっていきたいと思っています。現在厚生労働委員会の配属になっていますのでどうぞよろしくをお願いします。

なるとより難しくなると感じました。半年から1年が勝負じゃないかと、そこでしっかりとした援助体制を敷くという、つまりセーフティーネットを上の方へ持ってきて対処しなければいけないんじゃないかと思います。

の上にならなくていいので、駅の構内にもいらっしゃいますし、どうしたらいいんだろうという思いと、何か精神的な問題があるんだろうなと思ったり。今日こういう集まりを持っていただいたということは、大変ありがたいことをごさいます、続けて勉強させていただいて、ご指導をお願いしたく参りました。どうぞよろしくお願いたします。

千葉景子さん、民主党参議院議員梅村聡さん、民主党衆議院議員細川律夫さん、民主党参議院議員岩本司さん、民主党参議院議員高橋千秋さん、自民党参議院議員谷川秀善さん、民主党参議院議員加賀谷健さん、参議院議員の川田龍平さんです。

今回非常にたくさんの方、超党派でお見えいただき、本当にありがとうございました。

ました。一緒にやっていければいいと思っています。

ホームレス法的支援者交流会の幹事をしている稲葉です。

ホームレス法的支援者交流会は名前のとおり司法書士とか弁護士とか法律家のホームレス問題に関心のあるものが集まって組織しているグループです。私たちが非常に感じることは、ホームレスの方の人数が減っているとか高齢化の傾向にある一方で、若年層がネットカフェ難民とか言うように貧困者が非常に増えてきています。そういう方たちがホームレス予備軍ということたくさん控えていると。今後を見据えるといよいよ日本という国は1億総中流だと言われていたのが、格差社会になっていくのではありませんか。現に中高生がホームレスの人に石を投げるということは日常的にあるわけですが、これがさらに貧困者の層が拡大すると、極端の例を言うと暴動ということもあるかもしれない、そういう国の中に対立を抱えなければいけないということになりかねないということを危惧しています。ですから私たちは啓発活動とか人権教育とかに対して国会議員の方たちには留意していただきたいんですが、そのようなことを積極的にすすめていただきたい。少なくとも日本の中に二つの層があるということ、暴動などを起こさないにしていきたい。例えばこの冬も撤去の問題が各地でありました。しかしこの真冬の中

で撤去するということは、法的には合法かもしれないが、しかしこれははっきり言って中高生が石を投げるのと同じ行為です。これは差別というか、お前たち死ぬというのと等しい行為です。これは法律的に認められていても、人権的に認められていいはずがない。そうなる撤去するのであれば、撤去したあとその人達に行き場がないのであれば撤去してはいけない。ましてこの真冬にやるということを確認ということ自体が以上です。そのことについて認識していただきたい。あとは福祉の問題ということで、ノーマライゼーションという言葉とか施設から地域へという言葉とかは昔から言われていますが、ホームレス問題もまったくそのとおりで、ホームレスの方たちも貧困者の方たちもまさにノーマライゼーション、普通の生活をしたいということです。それから施設から地域ということで、施設に押し込まれるのではなく、地域の中で生活したいという、ハンセン病、小会社問題で、大きな施設へのつめこみから、地域への道を進んできたので、同じ轍を政府が踏まないようにしていただきたい、そういう想いがあります。

三多摩ホームレス支援機構の岡山です。

私の感じることを短くお話させていただければと思います。相手の当事者の方と行政や私たちが同じ人間だということで、一緒に地域の中で支えあって、命や人権が守られていくという基本的な姿勢が必要です。それがないと生活保護でご本人が置かれている状況はいろいろありますけど、居宅で保護を受けて生きたいとしても、行政が施設じゃないとダメだと言ったら施設になったり、あるいは支援の者が一緒に付いて行って、行政の方と色々な状況で話しながらいけば、話は進むんですけど、ご本人だけで行くと、追い返されてしまったり。そういうお互い生きている人間同士なのだから、その人がどうやったら生きていけるか、私たちの社会の資源や行政や人の持つる力を共に使って人間らしく生きて行くという立場に立っていただきたいです。いろんな条

件で支えあうのではなく排除していつは何の解決にもならない。我が国の憲法では健康で文化的な生活を保障しているわけだから、それを守られるスタンスのある行政や私たち一人ひとりの人権の意識とかを含めてしっかり作っていただきたいです。そうでないと個別でいろんな人のいろんな状況でいろんな答えが出てきてしまいます。地方公共団体の場所によっては上手くいったり、追い返してしまったり、いろんな問題が起こるので、是非生活保護の問題で基本的人権が守られる対応をして欲しいと思います。切捨てのないやり方でやってもらいたいです。排除すればだけでは解決しないので、だから出来る力でやっついこうというのを行政の力でも実現できるようにやっていただきたいです。

全国ネットからの決意表明

全国ネットの各地の決意表明に移りたいと思います。北から参ります。

札幌の方は、飛行機の都合で帰られました。

では千葉からお願いいたします。

千葉の市川から参りました。

東京の隣接地域であります。市川は人口は45万、路上生活者およそ200。千葉は大体こういう形式で点在しております。クリスマス以降、市川でも路上死が3名でております。本来、ホームレスに特化しなければならぬ事実が悲しい事実だと思ってお

東京の笠井です。

東京は新宿連絡会とNPO法人新宿ホームレス支援機構にかかわらせてもらっています。全国ネットの代表の一人です。ちょうど10年前、長野オリンピックの開幕の日に西口の地下広場で火災事故があって4人の仲間が亡くなりました。この10年間本当に変わってきたなとしみじみと考えております。10年前は新宿でも排除の問題が非常に大きな問題になっていたが、そういうなかで自立支援の形をなんとか作ってきたと。今日もたくさんの国会議員の方やいろん

神奈川の高沢です。

神奈川は非常に面白い都市で大都市圏の横浜、川崎がありまして、たくさんの野宿者を抱えています。それ以外の都市で600人強の野宿者がいます。電車で30分移動すると横浜、川崎の自立支援があるんですけど、それでもあえて神奈川の20万、30万の都市にいる。なぜかという人間関係やまちへの愛着がそこにあるためです。実態調査をすると8割の人

名古屋の松本です。

NPO 笹島共生会で活動しています。足掛け3年新潟の長岡のほうでも活動しています。2つのことで活動していることによって見えなかったことが見えてきました。長岡では20人弱の野宿生活者が雪の中での生活を余儀なくされています。名古屋で培ったノウハウを生かしながら5人の方が生活保護を受けることができました。しかし自立支援策というのはありません。長岡市が年末にやっている唯一のことは低温注意報がでたら更生施設に入っているというこ

新潟のホームレス支援ネットの寺尾です。

ホームレス支援が8年目になりました。ホームレス歴が7年目という方がいらっしゃって、話をしているんですけど、一度失った自分の力というか、そこ

ります。憲法25条で言われている、健康で文化的な生活が実行されていけばよいがと思ってやっている。少数の地方都市はなかなか施策が進まないが皆さんと共にがんばっていきたいです。

な形で多くの方の支援が広まってきて、感無量です。東京は保坂さんも言うておられましたが、全国的に見たら非常に良くやっているんですけど、うらやましがられますが、東京も23区と26市は別でして、第2ステージというのは非常に課題も多いと思います。そういう中でこういうネットワークを作ってきた力を武器にしながら、今後も東京からこの問題を変えていくという気持ちでございまして、見直しの出来る年にしたいと思っています。

が神奈川での生活したことがある。だからその土地で社会へ戻っていけるシステムを作っていきたいと思っています。東京へ仕事を求めていく人もたくさんいるが、そうではなくて、住んでいたまちで社会復帰できるセーフティーネットを作っていきたいと思っているのでご協力お願いします。

とだけです。低温注意報はマイナス4度です。生活保護法がありながらなぜ緊急避難の時限立法が必要だったかは裏返して見ないと見えてこないです。日本のセーフティーネットはいかに脆いか、地方と都市の格差、地方で野宿を余儀なくされている人はたまらない。行政の窓口担当者は大都市に行けと言う。ですから誰もがというのを実態に沿って実効性のあるものにするにはこういった環の中でみんながタッグを組みながらやるのが大事だと思います。

から脱するというのに力が無い状況で、時間を掛けるしかないなと思っています。ホームレス支援よりもひとりひとりの人間が人間らしく死ぬまでに生き

いって欲しいと思って活動をしています。

大阪の釜ヶ崎支援機構の山田です。

この法律を作っていただくにあたって保坂先生をはじめ田端先生やおやめになった鍵田先生にはほんとお世話になりました。その時は何が必要か聞かれて、働きながら支援できるものというのがポイントだったが、どんどんまだ落とされていく時代だったので、いちいち腕を組んで首をかしげて立ち止まって考えている暇はなかったんで、とりあえず緊急的に寝るところ、食べる場所の支援策だった。とりあえず自立支援センターだけでは限界があると申し上げていた。施策というのは後追い型で仕方ないんだと。自立支援センターは東京と大阪で実験がはじまった。どうしてもそれをベースにならざるを得ない。当時の地域福祉の課長さんも、5年間やってみ

岡山で野宿支援者の会の横田です。

会を作ってからちょうど5年目になります。昨年からは全国ネットに参加させていただいていますが、こういうような集会に参加するのは初めてで、全国からの情報が入ってくることは大変ありがたいと思います。私たちも当初法律も何もないところでカソリック系の方が集まってはじめていたので、とにかくひとりひとりの命を守るところから始めました。そうするうちに自立支援の法律が出来てありがたいと思い、この法律には大変期待をしました。改めて見る

徳島の新しい自立化支援塾の代表の森本初代です。

昨年度の徳島は二人以上世帯のジニ係数ワーストワン、昨年のホームレスの増減率ワーストワン。こういうような大変な状況を迎えています。自分たちの町を自分たちでよくする当たり前なことをホームレスの人達と公園整備をしてきた関係で、地域のごみ問題から発した地域の問題はだいぶ解消されつつあります。他府県では公園で排除とか言われていますが、彼らの生き生きとした公園でのゴミ掃除とかを見ると、私たちに何が出来るんだろうと、彼らから逆に気付かされるが多々ありました。このような活動が多くなっていけたらと思ってやっています。逆に行政からは行政なりにいろいろ助けられてやってきました。今年どのくらいの人数がわからないが相当数の方が就労自立したり、医療の現場に行かれた方もおります。生活保護を受けながら就労への馴らしをしながらボランティアの活動に出ておられる

てアカンかったらもう一度考え直そう、ていうかんじでうやむやにされた経緯は覚えております。いずれにせよどんなに困っても野宿しないていいようなセーフティーネットをめざして押し上げていかなければ、本当のものにはなっていないと思っています。10年の時限立法ですけど、たぶんそれだけでは間に合わないだろう、野宿者の問題だけじゃなくてあらゆる人々がどういう状態になっても野宿しないでいい、そこから再チャレンジでき、能力が発揮できるような豊かな社会を目指していきたいと思っています。その一点において先生たちにはがんばってもらいたいです。

と看板書きには立派なことが書いてあるが、実際には岡山は全国的に言えばなかなか少数です。県のほうでの調査だと60人くらい、しかし私たちが名前と顔が一致するのは100人弱。毎週火曜日、日曜日公園に食事を持っていくと4,50人の方が集まってきます。実態的な支援をどうやって継続してやっていくかが問題だと改めて思います。それが全体としての問題だということも今日はわかりました。これからも一緒にお願いいたします。

方を見ていると、世の中棄てたもんじゃないなど。前向きな気持ちが繋がりにいい社会になるんだなと思っています。彼らとどのくらい一緒にいけるかわからないが、ホームレスと呼ばれる人達だけの問題じゃなく、自殺予告される方だったり、インターネットカフェからのSOSだったり、四国の小さな都市だが都会でもあるような問題が存在している。行政のほうはゼロ予算で出来ることは情報だったり、サポートだったり、そういうことを一生懸命やってください。私自身も市民の一人としてそれに応えていけたらと思っています。最後にひとつお願いしたいのは、今福祉行政は大変です。行政の方も大変な思いをされています。予算は減らされても専門家を現場に派遣していただければなと思います。未熟な団体ですけどよろしくお願いします。

鹿児島ホームレス生活者を支えあう会で事務局長をしております芝田です。

鹿児島では実態調査で市内に 62 名、私たちの調査でも 70 名のホームレスの方がいます。これは少数か、ということをもう一度考えていただきたいです。松岡先生が言われた西成に行くと思ってしまうような情景が溢れているが、それに比べると少数かもしれないが、ひとりひとりに大切な命があります。今日のテーマは誰もが野宿を解消できるということですが、是非今回の見直しの中で地方都市でできることを考えていただきたいと思っています。徳島のおはなしでもゼロ予算でもこれだけでできている。特に新しく何かを作るとかではなく、今あるものを上手にフル活用していただければ、行政が出来ることはたくさんあると思います。是非そういった形で地方都市でも施策が始まって欲しいなと思っています。

もうひとつは私たち支援団体がやっていることを、厚生労働省の方、国会議員の方にご理解をいただきたいと思っています。簡単に言えば路上生活者に声をかけて、最初は命を守るために食事を提供したり、衣服を提供したり、そして信頼関係が生まれて相談に至り、そして自立支援施策に入ったり、生活保護に入ったり、就労を斡旋したり、こういった

流れの中で自立支援団体というものの実態をよく踏まえて、私たちも頑張りますので、ご支援いただけたらと思います。

もうひとつなんですけど、稲葉さんから紹介ありましたが、ホームレス法的支援者交流会の事務局長をしております、仕事のほうは司法書士をしております。昨年生活保護問題に関する全国会議や、貧困に関して取り組むというような弁護士連合会の声明が出たりしていますが、少し語弊がありますが言わせてもらいますと、多くのホームレス問題を取り組んできた弁護士や司法書士が中心になって、貧困の問題が法律家の間で広がっていったら、先鋭に居るのはホームレスの問題に興味があった弁護士や司法書士でした。これは自然なことだと思います。ホームレスというのは究極に見える貧困、絶対的貧困なわけなんです。その問題に取り組むことによって背後にある見えない貧困にも取り組むという風に動いていったわけなんです、ここに居られる国会議員の先生方にはホームレス問題だけでなく貧困というものに対処していただきたいと思っています。

熊本の谷川さんは、飛行機の都合で帰られました。

沖縄から来ました山内です。

NPO プロミスキーパーズという団体の代表を務めています。約束を守ります、ってことですね。本職は牧師でございます、教会を挙げてホームレスの自立支援に頑張っております。近年暖かいところでということで北は北海道、南は宮崎から全国いろいろなところから来ております。私たちのホームには 51

名入所しているんですが、25 名は本土の方です。今私たちで調査していますが、どんどん増えてきており、最終的には 200 人を突破するだろうと思っています。ですから非常に大きな問題になるはずなのだが、この場に沖縄選出の国会議員の方が一人もいないのは大変さびしいです。

北九州支援機構の佐藤です。

私が働いているのは路上から脱出して地域で生活された方の地域生活をサポートしているところで働いています。いろんな事例を聞いて刺激を受けました、しかし民間の団体がお金のない中で知恵と情熱で新システムを搾り出しているという苦しい現実だと思っています。もちろん情熱があるからこそ実情に即したきめ細かい支援が出来つつある現状だと思っています。そこでホームレス問題を根本的に解決するためには

社会保障、国の仕組みで、何らかの法律で解決していくのが国の責任だと思います。そういう意味でいろんな立場の人が集まる場というのは大切だと感じています。国の仕組みというのが生保なのか新たに特措法を作らなくてはならないのか、新たに議論もあると思いますが、生活保護だけじゃなくて、省庁の垣根も地域の垣根も越えて話し合っていければなと思っています。

新宿連絡会の澤さん。

急なふりが来まして、本当はいい声なんですけど、雪の中の新宿のパトロールで、咳き込んで、何とかや

ってます。これだけの錚々たるメンバーで、全国のがんばりをきいて、励まされました。なかなか体調

を崩しながらも頑張っています。

新宿連絡会と自立支援センターもやいで活動しています稲葉です。

今日は新宿から 40 名ちかい当事者の方といっしょに来ました。全国には 2 万人以上、野宿には至っていないものの不安定な方を含めると数万人という方が

生活の困窮しながらなんとか日々の生活を営んでいる状況だと思います。手元に縦書きの文があると思うのでご覧ください。

「二・七 誰もが野宿を解消できる基本方針を！」

ホームレスの自立支援等に関する基本方針の改定がこの 7 月に予定されている。私たちホームレス支援全国ネットワークは昨年来、この改定が全ての野宿を余儀なくされている人達にとって希望が見えるべく改訂になるべく政府に提言を続けている。私たちの提言のポイントは以下のとおりである。

1. ホームレスの定義を広義に採り、不安定居住者層への支援も盛り込むこと
2. 就労のみならず、多様な自立支援を認めること
3. 就労自立概念の見直しと、社会的就労による総合的就労支援策の確立
4. 民間団体と連携した脱野宿後のサポート体制の強化
5. 野宿状態から直接居所確保するための支援の実施
6. 少数点在地域の施策の実施
7. 医療を確保する特別策の実施
8. 野宿状態からの生活保護申請の徹底
9. 見直し検討会への当ネットワークの参加

ホームレス自立支援法制定後 5 年間、基本方針の下で大小さまざまな形で実施されてきたその成果もあり野宿者数は全国的に減少傾向にあるものの、残念ながらそれは決定打には至っておらず、未だに 2 万人近くの人が路上で暮らしている。先の実態調査の結果でも明らかなように、これまでの支援施策では

対応できなかった長期化し、高齢化した野宿者、あるいは障害を有する野宿者が路上に取り残されている現状にある。他方で今日再び景気減退が危惧される中、企業倒産の憂き目に遭い、あるいは非正規雇用という就労の下、新たに野宿状態に陥る方もあとを絶たない。地方では少数点在地区ということを理由に何も講じない自治体も存在し、地域間格差は広がっている。そのような中、今日の基本方針にもっとも期待を寄せて自立への希望の光を求めているものは、この寒空の中暮らさざるを得ない各地の野宿者たちひとりひとりである。この国を底辺で支え続けてきた人達にこれ以上縛り付けておくわけにはいかない。屋根のある暮らしを、力ある限り社会を支え続ける。そんな普通の暮らしを準備することを国および私たちの役割だと考え、私たちは各地での自立支援活動に取り組んでいる。私たちは自らの提言を実施していくことを身に付けてきた。各地の取り組みを相互に補っていけるようなネットワークも形成した。現場を支える民間の支援体制に移行できる基本方針の改訂が必要とされている。困窮し、非常に取り残された人々の現状に即した基本方針改訂を私たちは求める。本日集会に参加した国会議員、賛同者、集会参加団体、個人は手を携えて私たちの提言の実現に向けて全国各地で戦い続けることをここに決議する。2008 年 2 月 7 日 2.7 誰もが野宿を解消できる基本方針を 院内集会参加者一同

高沢：今の拍手で決議を確認したいと思います。ただいまで決議を確認したということでありがとうございました。力を合わせて、手を携えて是非全国でやっていきましょう。

2008年4月30日発行

大阪就労福祉居住問題調査研究会・ホームレス全国支援ネットワーク 編集

<http://www.osaka-sfk.com/> <http://www.homeless-net.org/>

編集責任 水内俊雄（大阪市立大学 都市研究プラザ）

無断引用はしないでください。引用の際には、必ず各発表者に許諾を得てください。